

<案>

平成26年度実績評価書

(評価対象期間:平成26年4月～27年3月)

平成27年6月
金融庁

目 次

基本政策Ⅰ 経済成長の礎となる金融システムの安定

- 施策Ⅰ－１ 金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備・・・・・・・・・・ 1
- 施策Ⅰ－２ 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備・・・・ 31
- 施策Ⅰ－３ 金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかる
リスクの把握と行政対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

基本政策Ⅱ 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上

- 施策Ⅱ－１ 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境
整備・・ 43
- 施策Ⅱ－２ 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制
度・環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73
- 施策Ⅱ－３ 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるため
の制度・環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 93

基本政策Ⅲ 公正・透明で活力ある市場の構築

- 施策Ⅲ－１ 市場インフラの構築のための制度・環境整備・・・・・・・・・・ 99
- 施策Ⅲ－２ 市場機能の強化のための制度・環境整備・・・・・・・・・・ 108
- 施策Ⅲ－３ 市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備・・・・ 116
- 施策Ⅲ－４ 市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備・・・・ 140
- 施策Ⅲ－５ 市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備・・・・ 155

基本政策Ⅳ 横断的施策

- 施策Ⅳ－１ 国際的な政策協調・連携強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 169
- 施策Ⅳ－２ アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の
開放に向けた政策協調・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 180
- 施策Ⅳ－３ 金融サービスの提供者に対する事業環境の整備・・・・・・・・・・ 190
- 施策Ⅳ－４ 金融行政についての情報発信の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 199
- 施策Ⅳ－５ 金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備・・・・ 206

業務支援基盤の整備のための取組み

分野１ 人的資源

- 施策１－（１） 金融行政を担う人材の確保と資質の向上・・・・・・・・・・ 215

分野２ 知的資源

- 施策２－（１） 学術的成果の金融行政への導入・活用・・・・・・・・・・ 224

分野３ その他の業務基盤

- 施策３－（１） 金融行政における情報システムの活用・・・・・・・・・・ 230
- 施策３－（２） 災害等発生時における金融行政の継続確保・・・・・・・・・・ 236

平成26年度実績評価書

金融庁26(施策I-1)

施策名	金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備					
施策の概要	金融機関の健全性を確保するため、効果的な金融モニタリング(監督・検査)の実施、国際的な議論も踏まえた金融機関の健全性確保のためのルール整備、金融機能強化法等の適切な運用、金融機関の業務継続体制の検証、金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組み及びベター・レギュレーションの深化を図ることとしている。					
達成すべき目標	金融機関の健全性が確保されること					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	619	622	441	399
		補正予算(b)	▲0	▲52	▲2	—
		繰越し等(c)	—	—		
		合計(a+b+c)	619	569		
執行額(百万円)	407	306				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>・『日本再興戦略』改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)</p> <p>・「金融・資本市場活性化に向けての提言」(25年12月13日)</p> <p>・「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項(提言)」(26年6月12日)</p> <p>・G20サントペテルブルク・サミット 首脳宣言(25年9月6日) 抜粋(金融規制)</p> <p>61. これまでの5年間で、我々は国際的に一貫した金融システムの改革の実施において大きな進捗を見た。全ての主要な国・地域が、部分的に又は全体について、下記の措置をとった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際的な資本基準(バーゼルIII)の実施 ・グローバルなシステム上重要な銀行及び保険会社の特定、及びそのリスクを最小化するための、より高い健全性基準に関する合意 ・大規模で複雑な金融機関の秩序ある破たん処理を納税者に損失を与えずに実施するために合意された手段と手続の実施 <p>これらの改革を実施するための国際的な協調とコミットメントは過去に例を見ないものである。しかし、我々は更なる作業を行う必要がある。我々はその作業が終わるまで改革の姿勢を維持することにコミットしている。</p>					

測定指標	①金融モニタリングに関する基本方針の実施状況	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
		金融モニタリングを通じて得られた検証結果や課題のうち、各金融機関のより優れた業務運営(ベスト・プラクティス)や金融システム・金融市場の健全な発展につながるような事項を金融モニタリングレポートとして公表しました。また、監督局・検査局がより緊密に連携し、効果的・効率的な監督・検査を目指すため、従来の監督方針と検査方針を統合した「平成26事務年度金融モニタリング基本方針」を策定・公表し、金融モニタリングに取り組みました。			26年度	達成
	②各業態の健全性指標(自己資本比率、不良債権比率等)	基準値	実績値		目標値	達成
		25年度	26年度		26年度	P
	25年度各業態の比率(別紙参照)	26年度各業態の比率(別紙参照)		前年度水準を維持		
	③金融機関のリスク管理の高度化	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
		金融機関に対する定期及び随時のヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢等の把握・検証を行いました。			26年度 金融機関に対するヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢等の把握・検証	達成
	④既承認金融機関に係る安定的なリスク管理の運用状況の把握及び承認希望金融機関に係る審査の実施	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
既承認金融機関に係る、安定的なリスク管理の運用状況等についての確認を実施しました。また、高度なリスク計測手法については、6先に対する承認を行いました。			26年度 既承認金融機関に係るフォローアップ及び承認希望金融機関に係る審査を実施	達成		

測定指標	⑤グローバルなシステム上重要な金融機関等に対する適切な監督	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		グローバルに活動する我が国の金融機関(3メガバンクグループ、野村グループ、大手損保グループ)について、監督カレッジ会合を開催しました。 また、金融モニタリング基本方針に基づき、リスク管理等の高度化(再建計画、流動性リスク管理、リスクデータ集計諸原則、ストレステスト、リスクアペタイトフレームワーク等)が図られているか、検証しました。	26年度 グローバルなシステム上重要な金融機関に対するヒアリング等を通じ、グループ全体としてのリスク管理態勢の把握・検証	達成
	⑥大規模証券会社グループに対する連結ベースの財務健全性基準に基づいた適切な監督	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		大規模証券会社グループについて、商品別、国別、取引先別といった複眼的な断面から、リスクの増減・集中度等について、連結ベースの計数を用い、モニタリング・分析を行いました。	26年度 商品別、国別、取引先別といった複眼的な断面から、リスクの増減・集中度等について、連結ベースの計数を用い、四半期毎にモニタリング・分析を実施	達成
	⑦保険会社又は保険持株会社を頂点とするグループに対する連結ベースの財務健全性基準に基づいた適切な監督	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		各社の連結ベースの計数について四半期毎にモニタリングを行い、金融庁ウェブサイトにて半期毎に集計結果を公表しました。	26年度 連結ベースの計数について四半期毎にモニタリングを実施	達成
	⑧国際的な議論を踏まえた国内制度の整備	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		関連告示の制定・改正及び監督指針等の改正を実施しました。	26年度 銀行法告示等の整備を実施	達成
	⑨大口信用供与等規制の見直しに係る制度整備	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		我が国の大口信用供与等規制について、国際基準との整合性を図るための改正を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が25年6月に成立したことに伴い、関係政令・内閣府令等の改正を行いました(26年10月公布)。	26年度 関係政府令の整備を実施	達成
	⑩金融機能強化法(震災特例を含む)の活用検討の促進及び同法等に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
・金融機能強化法に基づき資本参加を行った2金融機関の新しい経営強化計画を公表しました(26年8月)。 ・金融機能強化法に基づき2金融機関に対して資本参加を実施しました(26年12月)。 ・早期健全化法に基づき資本増強を行った3金融機関の新しい経営健全化計画を公表しました(27年2月及び同年3月)。 ・金融機能強化法等に基づく資本参加金融機関における経営強化計画等の履行状況について、適切にフォローアップを実施し、半期毎にその内容を公表しました。		26年度 金融機能強化法(震災特例を含む)について活用の検討を促すとともに、同法等に基づき資本参加を実施した金融機関について、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期毎に公表する。	達成	
⑪業界横断の業務継続訓練の実施	施策の進捗状況(実績)	目標	達成	
	26年9月1日及び11月15日に、全国銀行協会、金融機関等と合同で業務継続性に係る訓練を実施しました。	26年度 訓練の実施	達成	

測定指標	⑫情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供等の実施状況	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)と連携し、ソフトウェアの不具合や情報セキュリティ関係団体による取組み等の情報セキュリティに関する情報を金融関係事業者団体に提供し、NISCに対しては、金融機関のシステム障害に係る情報連絡を行いました。	26年度	金融機関の情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供等の実施
	⑬金融行政の質的向上に向けての取組み	施策の進捗状況(実績)	目標	
	「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項(提言)」の取りまとめ(26年6月12日公表)や提言に盛り込まれた施策の実現に向けての取組み、金融モニタリング基本方針の策定(26年9月11日公表)等、金融行政の質的向上に資する施策を実施しました。	26年度	金融行政の質的向上に資する施策の実施	達成

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) A(目標達成) (判断根拠) 金融機関の健全性を確保するための重要な取組みとして、金融モニタリング基本方針に基づくオン・オフ一体の効果的・効率的なモニタリング(測定指標①)、金融機関の統合的なリスク管理態勢の検証(測定指標③)、国際的な議論も踏まえた健全性確保のためのルール整備(測定指標⑧、⑨)等を着実に進めました。 また、金融機能強化法及び早期健全化法に基づき資本増強を行った金融機関について、経営強化計画等の履行状況のフォローアップ・公表を行う等、適切な措置を講じました(測定指標⑩)。 さらに、金融機関や市場関係者等との対話を充実させることで、行政運営の質的向上(ベター・レギュレーションの深化)に向けての取組みが進展しました(測定指標⑬)。 実施計画において掲げた目標は全て達成することができましたが、引き続き効果的な金融モニタリングの実施などの取組みを進め、金融機関の健全性を確保していく必要があります。 以上のことから、測定結果を「A」としました。
	施策の分析	【必要性】 オン・オフ一体による効果的・効率的なモニタリング(測定指標①)等の取組みは、金融機関の健全性の確保を図るとともに、金融機関の業務の適切な運営を促進し、ひいては信用秩序の維持と国民経済の健全な発展につながることから、必要不可欠であると考えています。 【効率性】 金融モニタリング基本方針により金融機関に対するモニタリングプロセスの一体化が図られ、より効果的・効率的にモニタリングに取り組めたものと考えています。 【有効性】 オン・オフ一体による効果的・効率的なモニタリングの実施等により、財務の健全性・業務の適切性に係る問題を早期に発見し、必要に応じ検査・監督上の対応や検査マニュアル・監督指針の整備等を行うことにより、金融機関のリスク管理の高度化の促進につながり、金融機関の健全かつ適切な業務運営の確保(測定指標②)に資することができたものと考えています。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 金融機関の健全性は維持されているものと考えられますが、金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境が大きく変化し続ける中、今後とも金融機関の健全性が維持されるよう注視していく必要があり、業態・金融機関の特性等を踏まえたオン・オフ一体による効果的・効率的なモニタリング等の取組みを引き続き進めていきます。 【測定指標】 ①金融モニタリングをより効果的・効率的に実施していくため、今後とも、監督・検査が緊密に連携し、効果的・効率的なモニタリングを実施していきます。 ②金融機関の健全性の維持を図るため、経済・金融情勢を勘案した効果的・効率的なモニタリングを行っていきます。 ③金融機関と深度ある双方向の議論を継続することにより、金融機関のリスク管理の高度化を促進していきます。 ④高度なリスク計測手法に係る承認審査及び承認後のフォローアップに適切に対応していきます。 ⑤監督カレッジ会合等での情報共有・議論を通じ、グローバルに活動している金融機関の適切な監督を行っていきます。 ⑥大規模証券会社グループについて、引き続き、グループ全体の経営実態の適時・的確な把握に努めるとともに、オン・オフ一体によるモニタリングを推進します。さらに、当局間のベスト・プラクティスについて情報を収集し、監督行政において活用することで、金融庁の監督実務の継続的な向上に取り組めます。 ⑦保険会社各社について、十分な健全性が確保されているか引き続き深度ある分析を継続していきます。 ⑧バーゼル3及びバーゼル銀行監督委員会における追加的な規制の見直しを踏まえ、継続的にルール整備を実施していきます。 ⑨大口信用供与等規制の見直しに係る制度整備は完了しました。したがって測定指標から削除します。 ⑩金融機能強化法等に基づき資本参加を行った金融機関について、経営強化計画等の履行状況のフォローアップ・公表を行うなど、適切な運用に努めていきます。 ⑪業界横断的な訓練に引き続き参加し、今後とも、全国銀行協会と協力してより効果的な訓練の実施等を検討していきます。 ⑫NISCと連携して情報セキュリティに関する情報提供、情報連絡の充実等を行っていきます。 ⑬金融界をはじめ各界の有識者との対話の充実を図り、金融・資本市場活性化、ひいては金融行政の質的向上に向けた更なる施策の検討を進めます。さらに、金融機関の検査・監督においても、重要なリスクに焦点を当てたオン・オフ一体的な金融モニタリング態勢の整備や、金融機関の自主的な経営改善に資する情報発信等、質の高い金融行政に資する取組みを推進します。

学識経験を有する者の 知見の活用	政策評価に関する有識者会議
---------------------	---------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料 その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・監督局総務課、検査局審査課「平成26事務年度 金融モニタリング基本方針(監督・検査基本方針)について」 (平成26年9月11日公表 http://www.fsa.go.jp/news/26/20140911-1.html) ・検査局審査課「金融モニタリングレポートの公表について」 (平成26年7月4日公表 http://www.fsa.go.jp/news/26/20140704-5.html) ・監督局総務課監督企画室「主要行等の平成27年3月期決算の概要」 (平成27年●月●日公表)【P】 ・監督局銀行第二課「地域銀行の平成27年3月期決算の概要」 (平成27年●月●日公表)【P】 ・監督局保険課「主要生損保の平成27年3月期決算の概要」 (平成27年●月●日公表)【P】 ・監督局証券課「証券会社の自己資本規制比率」 ・監督局総務課監督調査室「金融再生法開示債権の状況等について」 (平成27年●月●日公表)【P】 ・監督局総務課監督企画室、監督局証券課証券モニタリング室「大規模で複雑な業務を行う金融グループにおける流動性リスク管理に係る着眼点(案)に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成26年9月12日公表 http://www.fsa.go.jp/news/26/syouken/20140912-4.html) ・監督局総務課監督企画室「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成26年6月2日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20140602-2.html) ・金融商品取引業者等向け監督指針 (平成27年4月公表 http://www.fsa.go.jp/common/law/guide/kinyushohin/index.html) ・監督局総務課健全性基準室、監督局証券課証券モニタリング室「流動性カバレッジ比率に係る告示案に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成26年10月31日公表 http://www.fsa.go.jp/news/26/ginkou/20141031-5.html) ・監督局総務課健全性基準室、監督局証券課証券モニタリング室「流動性カバレッジ比率の開示に係る内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成27年2月27日公表 http://www.fsa.go.jp/news/26/ginkou/20150227-3.html) ・監督局総務課健全性基準室、監督局証券課証券モニタリング室「レバレッジ比率に関する告示案等に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成27年3月12日公表 http://www.fsa.go.jp/news/26/ginkou/20150312-2.html) ・総務企画局企画課信用制度参事官室「平成25年金融商品取引法等改正(1年半以内施行)に係る銀行法施行令・銀行法施行規則等の改正案に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成26年10月17日公表 http://www.fsa.go.jp/news/26/20141017-2.html) ・監督局総務課協同組織金融室「全国信用協同組合連合会に対する信託受益権等の買取りの決定について」 (平成26年11月19日 http://www.fsa.go.jp/news/26/ginkou/20141119-3.html) ・監督局銀行第二課、総務課協同組織金融室「経営強化計画」履行状況報告書等」 (平成26年8月8日公表 http://www.fsa.go.jp/status/keieikyoka/2014b.html) (平成27年2月10日公表 http://www.fsa.go.jp/status/keieikyoka/2015b.html) ・監督局銀行第一課「経営健全化計画の履行状況報告について」 (平成26年6月27日、12月26日公表 http://www.fsa.go.jp/kenzenka/f_h26.html) ・監督局銀行第一課「経営健全化計画の見直しについて」 (平成27年2月27日、3月27日、3月31日 http://www.fsa.go.jp/kenzenka/index.html) ・監督局銀行第二課、総務課協同組織金融室「経営強化計画等」 (平成26年8月8日、11月19日公表 http://www.fsa.go.jp/status/keieikyoka/2014a.html) ・総務企画局政策課、財務省国際局開発政策課 「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項(提言)」の公表について」 (平成26年6月12日公表 http://www.fsa.go.jp/singi/kasseika/20140612.html)
---------------------------------------	--

担当部局名	監督局総務課監督調査室、監督局総務課、監督局総務課監督企画室、監督局総務課健全性基準室、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課監督管理官(モニタリング支援担当)室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課、総務企画局政策課、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局総務課情報化統括室、検査局総務課、検査局審査課、証券取引等監視委員会証券検査課	政策評価実施時期	平成27年6月
-------	---	----------	---------

平成 26 年度実績評価書（別紙）

施策 I - 1

金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備

1. 達成目標等

達成目標	金融機関の健全性が確保されること
目標設定の考え方及びその根拠	<p>我が国金融システムの安定性とこれに対する国内外からの信頼を確保するためには、金融機関の健全性が確保される必要がある。</p> <p>【根拠】</p> <p>各業法の目的規定、主要行等向けの総合的な監督指針、G20 サミット首脳宣言・行動計画（平成 20 年 11 月 15 日）、金融・資本市場に係る制度整備について（22 年 1 月 21 日）、「産業競争力強化に関する実行計画」（26 年 1 月 24 日閣議決定）等</p>
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> ・金融モニタリングに関する基本方針の実施状況（26 年度の金融モニタリングに関する基本方針に基づく金融モニタリングの実施、26 年度） ・各業態の健全性指標（自己資本比率、不良債権比率等）（前年度水準を維持、26 年度） ・金融機関のリスク管理の高度化（金融機関に対するヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢等の把握・検証、26 年度） ・既承認金融機関に係る安定的なリスク管理の運用状況の把握及び承認希望金融機関に係る審査の実施（既承認金融機関に係るフォローアップ及び承認希望金融機関に係る審査を実施、26 年度） ・グローバルなシステム上重要な金融機関等に対する適切な監督（グローバルなシステム上重要な金融機関に対するヒアリング等を通じ、グループ全体としてのリスク管理態勢の把握・検証、26 年度） ・大規模証券会社グループに対する連結ベースの財務健全性基準に基づいた適切な監督（商品別、国別、取引先別といった複眼的な断面から、リスクの増減・集中度等について、連結ベースの計数を用い、四半期毎にモニタリング・分析を実施、26 年度） ・保険会社又は保険持株会社を頂点とするグループに対する連結ベースの財務健全性基準に基づいた適切な監督（連結ベースの計数について四半期毎にモニタリングを実施、26 年度） ・国際的な議論を踏まえた国内制度の整備（銀行法告示等の整備を実施、26 年度） ・大口信用供与等規制の見直しに係る制度整備（関係政府令の整備

	<p>を実施、26年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機能強化法（震災特例を含む）の活用検討の促進及び同法等に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施（金融機能強化法（震災特例を含む）について活用の検討を促すとともに、同法等に基づき資本参加を実施した金融機関について、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期毎に公表、26年度） ・業界横断の業務継続訓練の実施（訓練の実施、26年度） ・情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供等の実施状況（金融機関の情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供等の実施、26年度） ・金融行政の質的向上に向けての取組み（金融行政の質的向上に資する施策の実施、26年度）
参考指標	—

2. 平成26年度の主な事務事業

事務事業	実施内容
①効果的な金融モニタリング（監督・検査）の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・25年度の成果を踏まえ、検査局と監督局におけるオンサイト・オフサイト（検査・監督）のモニタリングの更なる一体化を進める。 その際、大規模かつ複雑な業務をグループ体として行う証券会社グループに対しては、証券取引等監視委員会と連携し、年間を通じたオン・オフ一体によるモニタリングを実施する。 ・オン・オフ一体的なモニタリング態勢の下、金融機関の業務やリスク特性等に関する分析（プロファイリング）を強化する。 ・金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境の変化や、上記のプロファイリング結果等を踏まえつつ、業態・個別金融機関の状況等に応じた実態把握や、重要な経営課題等に焦点を当てた検証等、リスクベースによる効果的・効率的なモニタリングを実施する。 ・マクロ経済・金融市場等の動向と個々の金融機関（ミクロ）の業務運営・ビジネス動向等の相互作用等マクロ・プルーデンス分析を強化する。 ・金融行政上の重要課題（金融機関におけるガバナンス、ストレステストの活用を含むリスク管理の高度化等）について、

国際的なベスト・プラクティスも踏まえながら検証手法の充実に取り組む。

その際、各金融機関が、各種事象の実体経済・金融資本市場全体への波及や、自らのビジネスへの直接的・間接的な影響を具体的に想起した上で適切なリスク管理を行っているかという観点を踏まえ、統合的なリスク管理態勢の整備状況等について検証する。

- ・借手企業に対する新規融資を含む円滑な資金供給に向けた取組状況について、各金融機関におけるリスク管理態勢にも留意しつつ、適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮されているかといった観点から、モニタリングを実施する。
- ・国内外で大規模かつ複雑な業務を行っているグローバルなシステム上重要な金融機関（G-SIFIs）グループ等について、グループ内の個別の金融機関のみならず、グループ全体としての経営・リスク管理等の高度化を、持株会社が主導的役割を適切に果たしながら実施しているか、グループ内における持株会社の役割が明確になっているか等について、国際的な議論を踏まえつつ検証を行う。
- ・グローバルに活動している金融機関（3メガバンクグループ、野村グループ等）について、20年4月のFSF（金融安定化フォーラム）報告書や20年11月の金融・世界経済に関する首脳会合における行動計画を踏まえて設立された監督当局間グループ（監督カレッジ）の枠組みの下に監督当局間の連携を図りつつ、グローバルに活動している金融機関の適切な監督を行う。
- ・G-SIFIsについて、金融安定理事会やバーゼル銀行監督委員会における国際的な議論を踏まえ、国内外の関係当局との連携を図りながら、必要な対応を行う。
- ・金融機関の規模・特性等に応じて必要とされるプラクティスについてのベンチマーク（水準）を作るとともに、金融機関の横断的な実態把握を行い、金融機関の自主的な経営改善に資する情報提供（フィードバック）等の充実に取り組む。
- ・専門性の高い分野やグローバル・ベスト・プラクティスに関する知見を組織的に蓄積・拡充していくため、中長期的な観点から、外部専門家の登用や、専門人材の育成等に計画的に取り組む。

また、監督カレッジ等の各国当局の意見交換の場も利用しつつ、当局間のベスト・プラクティスについて情報を収集し、監督行政において活用することで、金融庁の監督実務の継続的な向上に取り組む。

- ・自己資本比率規制については、引き続き、当局の承認を要

	<p>する高度なリスク計測手法を既に採用している金融機関の安定的なリスク管理の運用状況の把握に努めるとともに、当局の承認を要する手法の採用を希望する金融機関についても、その準備状況の把握に努め、承認申請に対し適切な審査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な証券会社について、グループ内会社の問題等が広範な投資家や金融システム全体への悪影響をもたらす懸念を回避するため、証券会社の連結規制・監督を適切に行う。 ・保険会社又は保険持株会社を頂点とするグループについて、グループ内の他の会社の経営悪化が保険会社に波及するリスクを早期に把握することで、保険契約者等の保護を図るため、24年3月から適用された連結ベースの財務健全性基準に基づき、保険会社等の適切な監督を行う。 ・金融モニタリングのためのコンピュータ・システムについて、引き続き情報利用の高度化や制度改正に伴う対応等を進める。
<p>②国際的な議論も踏まえた金融機関の健全性確保のためのルールを整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・バーゼル3等の金融システム安定等を目的とした国際的な金融規制見直しの議論の進捗を踏まえ、新たに導入されることとなる流動性規制、レバレッジ比率の開示等に関する銀行法告示等の整備を実施する。 ・銀行等の健全性確保を図るとともに、国際的な基準に適合した規制とするため、大口信用供与等規制の対象となる信用供与等の範囲を拡大するなどの制度を整備する。
<p>③金融機能強化法等の適切な運用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・23年6月に改正された金融機能強化法について、被災地域の金融機関を含む各金融機関に対し、同法の活用を検討を促していく。 ・金融機能強化法に基づき資本参加の申込みがあった場合は、法令に基づき経営強化計画を適切に審査する。 ・金融機能強化法に基づく資本参加金融機関の新しい経営強化計画を公表する。 ・金融機能強化法に基づき資本参加を実施した金融機関については、計画の着実な履行を確保する観点から、当局として適切なフォローアップを行うとともに、計画の履行状況を半期毎に公表する。 ・早期健全化法に基づく資本増強行の新しい経営健全化計画を公表する。 ・早期健全化法に基づく資本増強行については、経営健全化計画の着実な履行を確保する観点から、当局として適切なフォローアップを行うとともに、計画の履行状況を半期毎に公表する。 ・資本増強行による公的資金の返済について、引き続き適切かつ柔軟に対応していく。

<p>④金融機関の業務継続体制の検証</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当庁では、自らの体制強化を図るとともに、監督方針等を通じて、金融機関等に対しても業務継続体制の検証を求める等、関係機関と緊密に連携を取りつつ、金融システム全体において、大規模自然災害等のリスクに対するしなやかで強靱な業務継続体制の構築を目指す。 ・金融業界全体として横断的に業務継続性の確保を図っていくことが重要であることから、昨年度と同様に今年度も全国銀行協会、金融機関等と合同で業務継続性に係る訓練の実施を検討する。 ・金融機関等は、平時より業務継続体制を構築し、業務継続計画等の策定を行っておく必要がある。危機管理は平時における未然防止に向けた取組みが重要であるとの認識の下、金融機関等の業務継続体制について、訓練等を通じて、その適切性を検証していく。 ・金融機関の業務継続計画の整備状況・有効性等について、検証を行う。 ・サイバーテロ対策について、海外のベスト・プラクティスに関する情報収集や、組織としての知見・ノウハウの蓄積に継続的に取り組む。
<p>⑤金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・IT障害やサイバー攻撃からの重要インフラ防護を目的とした「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第3次行動計画」（26年5月19日情報セキュリティ政策会議）を踏まえ、内閣官房情報セキュリティセンター（NISC）と連携し、金融機関における情報セキュリティ対策向上に向けた取組みのための情報提供、情報連絡の充実等を図る。 ・金融機関における情報セキュリティ対策の高度化を図るため、公益財団法人金融情報システムセンター（FISC）が発行する金融機関向けの情報セキュリティに係る各種ガイドラインの改定の検討等の機会を捉え、FISCと金融機関のサイバー攻撃対策の促進等に向けた情報の連携等を行う。
<p>⑥ベター・レギュレーションの深化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ベター・レギュレーションを深化させるため、関係者の意見も聴取しながら、検査・監督・企画のそれぞれについて再点検を行い、課題を抽出し、改善策を策定・実施する。 ・金融機関の検査・監督において、①オン・オフ体系的な金融モニタリングを通じた優先課題への効果的な対応、②ミニマム・スタンダードに関するルール遵守状況の検証に止まらず、プリンシプル・ベースの考え方も加味しつつ、より優れた業務運営（ベスト・プラクティス）に近づく観点からのモニタリングの実施、③金融機関のビジネスモデルの将来にわたる持続可能性等、フォワードルッキングな観点からの対話の促進や、金融機関の自主的な経営改善に資する情報発信等の充実を通じ、質の高い金融行政を推進する。

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

4. 平成 26 年度の主な事務事業の取組内容と評価

(1) 効果的な金融モニタリング（監督・検査）の実施

① 取組内容

ア. 総論

平成 25 事務年度においては、検査のあり方を中心にモニタリング態勢を見直し、オンサイトとオフサイトを効果的・効率的に組み合わせたモニタリングを行うための金融モニタリング基本方針（旧検査基本方針）を策定し、当該方針に基づいて実施した一年間の金融モニタリングの成果のうち、各金融機関のより優れた業務運営（ベスト・プラクティス）や金融システム・金融市場の健全な発展につながるような事項については「金融モニタリングレポート」として取りまとめ、26 年 7 月に公表しました。

「平成 26 事務年度金融モニタリング基本方針」については、監督局、検査局がより緊密に連携しながら、効果的・効率的なモニタリングを実施するため、従来の検査基本方針と監督方針とを統合して策定し、26 年 9 月に公表しました。

また、大規模かつ複雑な業務をグループ体として行う証券会社グループに対しては、経営の健全性・リスク管理等をより詳細に把握・検証するため、監督部局と検査部局が共同でヒアリングを行うなど、連携を強化しました。その中で抽出した検証テーマを中心にオンサイト検証を実施することで、年間を通じて効率的なモニタリングの推進に努めました。さらに、監督部局と検査部局との間において、業務の重複をできるだけ少なくする等、モニタリングの改善を図りました。

イ. 業態横断的なモニタリングに関する事項

(ア) マクロ・プルーデンス

「平成 26 事務年度金融モニタリング基本方針」において、マクロ・プルーデンスの視点に基づく監督・検査の一環として、経済市場動向と金融機関の健全性との間の相互作用を分析することの重要性に鑑み、「金融セクター全体に内在するリスクの状況をフォワードルッキングに分析する態勢を強化し、グローバルな経済状況や資金の流れ、金融・資本市場や市場参加者の動向、金融機関のビジネス・戦略の動向等についての実態把握に努める」旨を明確化しました。

これを踏まえつつ、庁内関係部署間の更なる連携強化を図った上で、内外の市場動向やマクロ経済情勢、金融機関の動向等について、経済統計、金融機関から新たに徴求したデータ及びビジネス動向に関する資料等を活用したより深度ある分析を実施するとともに、エコノミスト・アナリスト等の幅広い有識者からより高い頻度でヒアリング等を行うこと等を通じて、金融セクターに内在するリスク

の把握に積極的に取り組みました。

集積した情報及び分析結果についてはより幅広く庁内で共有し、金融機関へのヒアリングにおいて活用すること等により、積極的に金融行政への反映を図りました。

また、金融システム・金融市場を巡る諸情勢について意見交換を行うこと等を目的として金融庁長官と日本銀行副総裁を含むメンバーからなる「金融庁・日本銀行連絡会」を新たに立ち上げ、定期的に会議を開催するなど、関係機関との連携にも取り組みました。

(イ) 統合的リスク管理態勢の整備状況等について

「平成 26 事務年度金融モニタリング基本方針」において、統合的リスク管理を重点施策の一つとして掲げ、オフサイト・モニタリングを通じて各金融機関の経営上のリスクを把握・分析する態勢を強化するとともに、こうした把握・分析を元にターゲットを絞ったオンサイト・モニタリングを実施する考え方を示しました。

各業態における取組内容は以下のとおりです。

a. 預金取扱金融機関

「平成 26 事務年度金融モニタリング基本方針」において、主要行等に対して、「(i) 自行のビジネスモデルにおけるリスクの所在を理解した上で、内外の経済金融情勢を踏まえたストレステストを実施するとともに、(ii) その結果について、経営陣も含めて議論を行い、経営方針の策定やリスク管理において活用しているか、検証する。」こと等を通じ、「市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスク等の各リスクを把握するとともに、統合リスク管理態勢・管理手法の妥当性等について実態把握及び検証を行う。」という考え方を示しました。また、中小・地域金融機関についても、同様の考え方を示しました。

こうした考え方にに基づき、預金取扱金融機関に対する定期及び随時のヒアリングを通じ、金融機関のリスク管理態勢の把握・検証を行いました。

b. 保険会社

「平成 26 事務年度金融モニタリング基本方針」において、保険会社に対して、「保険会社を取り巻くリスクの多様化・複雑化に鑑み、規制上求められる自己資本等の確保や財務情報の適切な開示に加え、当該保険会社の経営戦略と一体で、適切なリスクとリターンのバランスの下、全てのリスクを統合的に管理し事業全体でコントロールする統合的リスク管理態勢の整備を引き続き促していく。」という考え方を示しました。

こうした考え方にに基づき、主要な保険会社・グループを対象に統合的リスク管理態勢ヒアリングを実施し、保険会社の統合的なリスク管理態勢の検証を行いま

した。

また、同方針において、「(保険会社の統合的リスク管理態勢の) 高度化促進に当たっては、25 事務年度に統合的リスク管理態勢ヒアリングにおいて試行的に実施した、「リスクとソルベンシーの自己評価 (Own Risk and Solvency Assessment : ORSA)」を文書化した ORSA レポートについて、当局としても各保険会社の統合的リスク管理態勢を業界横断的に横串を通して把握するツールとして有用であると考えられるとともに、欧米各国においても同レポートを監督当局へ提出する制度の導入準備が進められていることなどを踏まえ、その制度化に向けて引き続き検討を行う。」という考え方を示しました。

こうした考え方にに基づき、リスクとソルベンシーの自己評価に関する報告書を監督当局へ提出する制度を導入しました。

c. 証券会社等

「平成 26 年事務度金融モニタリング基本方針」において、大規模証券会社グループ等（国内大手証券会社及び大手外資系証券会社）に対して、「(i) 自社のビジネスモデルにおけるリスクの所在を理解した上で、内外のストレステストを実施するとともに、(ii) その結果について、経営陣も含めて議論を行い、経営方針の策定やリスク管理において活用しているか、検証する。」こと等を通じ、「市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスク等の各リスクを把握するとともに、グループ全体の統合的リスク管理態勢・管理手法の妥当性等について実態把握及び検証を行う。」という考え方を示しました。

こうした考え方にに基づき、証券グループ全体の統合的なリスク管理態勢について重点的に検証しました。その際、大規模証券会社グループ等の経営の健全性は、内外の経済や金融・資本市場の動向により影響を受けることから、それぞれの動向を常時把握し、両者間の相互作用を分析することが重要であるとの認識の下、グローバルな市場の変化等を把握し、フォワードルッキングに外貨等の資金流動性やポジション管理の方針の見直しを行っているか等について検証を行いました。さらに、国際的に活動し大規模で複雑な業務を行う証券会社グループ等の海外ビジネス展開先の金融行政当局との情報交換や連携態勢を強化し、海外拠点のビジネスモデルの持続可能性や現地規制への対応能力を把握・検証したほか、他国当局における監督実務のベスト・プラクティス及び他国金融機関における管理実務のベスト・プラクティスについて情報収集した上で、監督手法の高度化の取組みを行いました。

また、同方針において、中小の証券会社等につき、「経済金融情勢の急変等の可能性も踏まえ、より質の高いリスク管理の徹底を促す。特に、財務内容の悪化や資金繰りの困難化等の兆候が見られた場合は、実現可能な経営・収益改革や資金繰り改善策の対応状況等を速やかに検証する。さらに、分別管理・区分管理態勢を重点的に検証するほか、反社会的勢力や健全な経営を行う意識や能

力が欠如している者等が経営に関与するおそれがないか十分に留意し動向を注視していく。」という考え方を示しました。

こうした考え方に基づき、証券会社の自己資本規制比率や分別管理の状況等について月次のモニタリングを行うとともに、必要に応じてヒアリングを実施しました。

(ウ) 金融機関における経営管理態勢（ガバナンス）について

「平成 26 事務年度金融モニタリング基本方針」において、「各金融機関が自らの健全性を確保しつつ、金融仲介機能を将来にわたり適切に発揮していくためには、そのビジネスモデルが、今後の金融機関を取り巻く環境変化に適切に対応しうる持続可能なものでなければならない」という考え方を示し、そのために必要となる経営管理態勢（ガバナンス）が各金融機関においてどのように機能しているかを検証すること等を掲げました。

特に、26 事務年度は、コーポレートガバナンスの強化等を目的として、改正会社法が成立し、「コーポレートガバナンス・コード」が策定されたことなどを踏まえ、社外取締役を含む取締役会の機能発揮状況について、重点的に検証を行いました。

さらに、検証手法の高度化の観点から、経営管理の範となるプラクティスに関する知見を高めるため、一般事業会社等からのヒアリングを実施し、26 事務年度のモニタリングに活用しました。

(エ) グローバルなシステム上重要な金融機関（G-SIFIs）等に対する適切な監督

20 年 4 月の「市場と制度の強靱性の強化に関する金融安定化フォーラム（FSF）報告書」や同年 11 月の金融・世界経済に関する首脳会合における行動計画を踏まえて設立された監督当局間グループ（監督カレッジ）の枠組みの下、グローバルに活動する我が国の金融機関（3メガバンクグループ、野村グループ、大手損保グループ）について、監督カレッジ会合を開催しました。

また、我が国に拠点を有している複数の海外金融機関について、当該金融機関の母国監督当局が主催する監督カレッジ会合に参加しました。

これらの会合において、関係監督当局間で、該当金融機関の経営内容や監督上注視すべき点等について、情報共有及び議論を行いました。

また、金融安定理事会における合意（「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性（23 年 11 月）」）等を踏まえ、グローバルなシステム上重要な金融機関（G-SIFIs）に指定されている 3メガバンクグループ、及び必要に応じてその他のシステム上重要な金融機関に対して、監督指針に沿った再建計画の策定を求めるとともに、海外当局との危機管理グループ（CMG：Crisis Management Group）会合において、当該金融機関の再建・処理計画に関する情報共有及び議論

を行いました。

こうした、監督カレッジ・CMG会合を含め、海外当局との会合や電話会議の実施を通じて、グローバルに活動している金融機関の海外ビジネス展開先の金融行政当局との情報交換や連携態勢を強化し、海外拠点のビジネスモデルの持続可能性や現地規制への対応能力を把握・検証したほか、他国当局における監督実務のベスト・プラクティス及び他国金融機関における管理実務のベスト・プラクティスについて情報収集した上で、監督手法の高度化に向けた取り組みを行いました。

さらに、国際的な金融規制に係る議論の動向や海外のG-SIFIsのベスト・プラクティスも踏まえつつ、リスク管理の高度化に向けた取り組みを促しました。例えば、金融安定理事会（FSB）に選定された日系のG-SIBs（グローバルなシステム上重要な銀行）及び指定親会社といった大規模で複雑な業務を行う金融グループにおける流動性リスク管理について、監督上求めるべき事項を明確化するため、「大規模で複雑な業務を行う金融グループにおける流動性リスク管理に係る着眼点」を公表しました。

また、G-SIFIsに選定された金融グループについては、バーゼル委員会が公表した「実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則」の実施に向けた取り組みを推進するため、リスク管理に係るデータの集計能力及び取締役会等への報告に係るITインフラ、プロセス及び態勢の金融機関における整備・改善に向けた監督指針の改正を実施するとともに、金融機関の取組状況の確認及び検証をヒアリング等を通じて行いました。

上記に加え、「平成 26 事務年度金融モニタリング基本方針」に基づき、金融機関におけるストレステストやリスクアペタイトフレームワークに係る取組状況について検証しました。

（オ）自己資本比率規制について

19年3月末から実施されたバーゼル2の第1の柱（最低所要自己資本比率）において、当局の事前承認を要するリスク計測手法の採用を希望する金融機関に対して、リスク管理の高度化に向けたインセンティブの所在、安定的な運用の可能性等を確認しつつ、規制上求められる要件に照らし、審査を行いました。その結果、26年度は、以下の通り承認を行いました。

（信用リスク）

- ・先進的内部格付手法（AIRB）：三井住友トラスト・ホールディングス、三井住友信託銀行

（オペレーショナル・リスク）

- ・粗利益配分手法（TSA）：住信SBIネット銀行、十六銀行、西京銀行、愛媛銀行

また、既に承認を受けた金融機関については、定期的なヒアリングや当局への報告を通じて、安定的なリスク管理の運用状況等について確認を行いました。こ

の他、第2の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）についても、早期警戒制度の枠組みを活用しつつ、銀行勘定の金利リスクに関するアウトライヤー基準、統合的なリスク管理態勢の整備状況等に関するモニタリングを実施しました。

ウ. 業態別のモニタリングに関する事項

（ア）主要行等に対するモニタリング

3メガバンクグループに対しては、各グループに共通する重要課題（グループ経営管理、海外業務等）を検証項目とし、統一目線でベスト・プラクティスや業界共通の実態・課題の把握などに重点を置くことを基本とする「水平的レビュー」を実施しました。

水平的レビューの実施に当たっては、各グループの戦略の違い等を十分に勘案するとともに、より効率的なモニタリングを実施するため、オフサイト・モニタリングを基本としつつ、必要な範囲でオンサイト・モニタリングを行いました。また、オフサイト・モニタリングは、監督局・検査局が緊密な連携の下に役割分担しながら事務を実施しました。

その他の主要行等については、監督局・検査局の一体的な運営の下、各金融機関のビジネスモデルの多様性に鑑み、オフサイト・モニタリングやターゲット検査など、各金融機関のリスクプロファイルに応じた効果的・効率的なモニタリングを実施しました。

（イ）地域金融機関に対するモニタリング

地域金融機関に対しては、金融機関による担保・保証に必要以上に依存しない事業性評価に基づく融資等の金融仲介機能の発揮、これを支えるリスク管理態勢をはじめとする金融機関の健全性確保等に関して、継続的なデータ収集・分析・ヒアリングによるプロファイリングの充実を中心として、オフサイト・モニタリングを実施しました。また、こうしたプロファイリングを踏まえつつ、オンサイト・モニタリングで実態を把握する必要がある場合には、ターゲット検査を実施しました。

その際、足元では貸出に関する収益性が全体として低下し続けていることに加え、高齢化の進展や生産年齢人口の減少に伴い、各地域において貸出市場の規模の縮小が予測される中、主要営業基盤である地域の経済・産業の中長期的な見通しや課題認識、中長期的に地域経済の活性化に向けて果たしていく役割・機能などの検証等を通じて、短期のみならず、5～10年後を見据えた持続可能性の高い経営戦略についても、金融機関と議論を行いました。

また、事業性評価に関する金融機関とのヒアリング等にあたっては、好事例に共通する特徴を13の着眼事項等として整理した「ヒアリング項目集」を材料に金融機関と議論を進めました。

(ウ) 外国銀行に対するモニタリング

25 年度に収集した外国銀行在日拠点の基本的な経営情報をもとに、タイムリーかつグローバルベースでの情報収集を行い、ビジネスモデルや業務内容に応じたリスクプロファイル分析を行いました。その結果を踏まえ、オンサイト・モニタリング先を選定し、リスク及びサイクルをもとに優先順位付けを行った上で、検証項目を絞り込んだ簡易なオンサイト・モニタリングを実施しました。

また、より詳細な実態把握のため、25 年度に引き続き、外国銀行の全ての在日拠点を対象にした、アンケート調査やヒアリングを実施したほか、決算、内部監査、コンプライアンス等のヒアリングや各外国銀行の本部・地域本部経営陣とのコミュニケーションを通して、金融機関の状況をタイムリーに把握することに努めました。

更に、本国当局との連携も強化し課題の認識共有にも積極的に取り組みました。

上記により収集した情報をもとに、各外国銀行のリスクアセスメントを改めて実施しました。

(エ) 保険会社に対するモニタリング

保険会社又は保険持株会社を頂点とするグループについては、グループ内の他の会社の経営悪化が保険会社等に波及するリスクを早期に把握することにより、保険契約者等の保護を図るため、24 年3月末に導入した連結ベースの財務健全性基準を用いて、保険会社等の財務健全性の監督を行いました。

また、大手保険会社に対しては、25 事務年度に引き続き、業界横断的なテーマに関する水平的レビューを実施しました。その他の保険会社に対しては、各保険会社の規模やビジネスモデルの多様性を踏まえ、オフサイト・モニタリングやターゲット検査など、各保険会社のリスクプロファイルに応じた効果的・効率的なモニタリングを実施しました。その他、複数の保険会社に共通する重要課題について、大手保険会社と同様、水平的レビューを実施しました。

(オ) 金融商品取引業者に対するモニタリング

a. 大規模証券会社グループ等に対するモニタリング

国際的に活動し大規模で複雑な業務を行う証券会社グループ等について、その経営実態やビジネスモデルの適時・的確な把握に努めるとともに、国際的な金融規制に係る議論の動向や海外の G-S I F I s のベスト・プラクティスも踏まえつつ、国際水準を見据えた経営管理やリスク管理等の水準向上に向けた取組みを促しました。

例えば、金融安定理事会（F S B）に選定された日系の G-S I B s（グローバルなシステム上重要な銀行）及び指定親会社といった大規模で複雑な業務を行う金融グループにおける流動性リスク管理について、監督上求めるべき事項を明確化するため、「大規模で複雑な業務を行う金融グループにおける流動性リスク

管理に係る着眼点」を公表しました。

b. 証券会社の自己資本規制

証券会社の自己資本規制については、現在、単体、川下連結、川上連結の3つの自己資本規制が告示により課されています。こうした中、国際的に活動する大規模証券会社グループに対しては、25年3月末から適用されている国際的な健全性規制高度化の取組みであるバーゼル3の枠組みに基づき、27年3月より新たに導入されることとなる流動性規制及びレバレッジ比率の開示に関しても、関連告示の制定・改正及び監督指針等の改正を行いました(26年10月、27年2月・3月)。

エ. 効果的なモニタリング実施のための諸施策

金融機関が自主的に経営改善を行うための情報提供として、「金融モニタリングレポート」の公表を通じた水平的レビューのフィードバックや、業界団体との意見交換等による情報発信に努めました。

また、専門性の高い分野やグローバル・ベスト・プラクティスに関する知見を組織的に蓄積・拡充していくため、金融機関等の民間企業経験者や弁護士、会計士等、高い専門性を有する人材について積極的に採用を行いました。また、専門人材の育成についても研修実施計画に基づき、デリバティブ取引やリスク管理などの専門性を磨く研修を行い、職員の計画的な育成を図りました。

更に、モニタリング・システムについて、オンラインによるデータ徴求、データの暗号化等により、事務の効率化、利便性の向上、情報管理面での安全性の向上に努めるとともに、金融機関を取り巻く環境の変化を踏まえ、随時システムの改修を実施するなど、システムの強化を図りました。

② 評価

ア. 総論

平成25事務年度からの検査手法の見直しにより、金融機関の経営やリスク管理などについて、個々の金融機関だけでなく業態全体の動向の把握が進みました。これらを踏まえ、26年7月に公表した「金融モニタリングレポート」は、金融機関、市場関係者及び金融サービス利用者との間で様々な議論が行われる契機となり、より良い金融サービスの提供等につながっていくことが期待されます。

また、従来の検査基本方針と監督方針とを統合した「平成26事務年度金融モニタリング基本方針」の下で、検査・監督両局の金融機関に対するモニタリングのプロセスを一体化し、緊密な連携・役割分担を行うとともに、重要な経営課題に焦点を当てた検証を行うなど、より効果的・効率的なモニタリングに向けた取組みを進めてきました。

大規模かつ複雑な業務を一体として行う証券会社グループに対するオン・オフ

体のモニタリングについても、オフサイト・モニタリングの結果を活用し、オンサイト・モニタリングでの検証事項を絞り込むことで、効果的・効率的なモニタリングの実施に資するものとなったと考えています。

なお、27年3月期における預金取扱金融機関の自己資本比率及び不良債権比率は、以下の資料1-1、1-2及び2のとおりです。自己資本比率については、いずれの指標においても規制の最低水準を大きく上回っているほか、不良債権比率についても、前年の水準を維持しているなど、いずれにおいても健全性が維持されていますが、今後とも注視していく必要があると考えています。

また、27年3月期において、証券会社^{※1}の自己資本規制比率は347.8%（前年度354.3%）、生命保険会社及び損害保険会社の単体ソルベンシー・マージン比率^{※2}はそれぞれ、【P】%（前年度870.9%）、【P】%（前年度661.3%）となっており、証券会社及び保険会社においても健全性が維持されていると考えられますが、今後とも注視していく必要があると考えています。

このように、効果的・効率的なモニタリングの実施もあって、我が国金融機関において健全性が維持されており、金融機関による金融仲介機能の発揮も概ね図られているものと考えています。

【資料1-1】総自己資本比率等^{※3}（国際統一基準行）

		26/3期	27/3期
主要行等	総自己資本比率	16.9%	【P】
	T i e r 1 比率	13.1%	【P】
	普通株式等 T i e r 1 比率	11.4%	【P】
地域銀行	総自己資本比率	14.2%	【P】
	T i e r 1 比率	12.6%	【P】
	普通株式等 T i e r 1 比率	12.5%	【P】

（出所）金融庁監督局総務課監督企画室・銀行第二課調

【資料1-2】自己資本比率^{※3}（国内基準行）

	27/3期
主要行等	【P】
地域銀行	【P】
信用金庫	【P】
信用組合	【P】

（出所）金融庁監督局総務課監督企画室、銀行第二課、総務課協同組織金融室調

※1 有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者

※2 24年3月期からマージン算入の厳格化並びにリスク計測の厳格化及び精緻化などを内容とした新基準を導入

※3 国際統一基準行は25年3月期よりバーゼル3の適用を開始（段階実施ベース）

国際統一基準行は、主要行等が6行、地域銀行が10行、国内基準行は、主要行等が4行、地域銀行が96行

【資料2】不良債権比率（＝金融再生法開示債権÷総与信額）

	25/3期	26/3期	27/3期
主要行等	1.8%	1.3%	【P】
地域銀行	3.1%	2.7%	【P】
信用金庫	6.4%	6.0%	【P】
信用組合	8.4%	7.7%	【P】

（出所）金融庁監督局総務課監督調査室調

イ. 業態横断的なモニタリングに関する事項

（ア）マクロ・プルーデンス

内外の市場動向やマクロ経済情勢、金融機関の動向等に対する深度ある分析、アナリスト等の有識者との高い頻度でのヒアリング等により金融セクターに内在するリスクの早期把握が促進され、また、集積した情報及び分析結果を幅広く庁内で共有するなど、効果的な行政対応を行う上で一定の成果があったものと考えています。

（イ）統合的リスク管理態勢の整備状況等について

リスク管理に係るヒアリングについては、当該金融機関のリスク管理の高度化を図る上で、一定の効果があったものと考えています。

また、ストレステストの適切な実施やストレステスト結果の経営における活用等について促したこと等により、効果的なモニタリングに資することができたものと考えています。

（ウ）金融機関における経営管理態勢（ガバナンス）について

取締役会を中心とした経営管理態勢に関する業界横断的な検証により、各業態における取組状況・特徴・課題等の実態把握が進んだものと考えています。

更に、一般事業会社等からのヒアリングにより、先進的な取組みに関する知見の蓄積等が図られ、経営管理態勢に関する検証手法の向上に資することができたものと考えています。

（エ）グローバルなシステム上重要な金融機関（G-SIFIs）等に対する適切な監督

グローバルなシステム上重要な金融機関（G-SIFIs）に指定されている3メガバンクグループ及びその他のシステム上重要な金融機関が策定した再建計画を評価するとともに、監督カレッジ会合や危機管理グループ会合を通じ、グローバルに活動している金融機関に係る情報を関係監督当局に共有して議論を行った結果、当該金融機関の適切な監督に一定の効果があったものと考えています。

また、制度整備等を通じ、リスク管理の高度化に向けた取組みを促した結果、大規模で複雑な業務を行う金融グループにおける流動性リスク管理の高度化や、G-SIFIsのリスクデータ集計能力等に一定の向上が見られたものと考えています。

(オ) 自己資本比率規制について

高度なリスク計測手法の承認プロセス及び承認後のフォローアップを通じ、一般の金融危機への対応を含めて当局と金融機関との間でリスク管理の高度化に向けた課題等の共有化を図っています。

また、高度なリスク計測手法の承認を受けた金融機関も増えており、定量データの横断的な比較等により、モニタリングの実効性が高まっているものと考えています。

ウ. 業態別のモニタリングに関する事項

(ア) 主要行等に対するモニタリング

3メガバンクグループについては、水平的レビューの実施を通じて、業界共通の実態・課題の把握やベスト・プラクティスについての知見の充実を行うとともに、オフサイト・モニタリングを基本とした効率的なモニタリングを実施することができたと考えています。

その他主要行等については、各金融機関のビジネスモデルの多様性に鑑み、各金融機関のリスクプロファイルに応じた効果的・効率的なモニタリングを実施することができたと考えています。

(イ) 地域金融機関に対するモニタリング

新たな金融モニタリング基本方針の下、検査・監督が一体となって金融機関の規模・特性を考慮した上でモニタリングを実施し、リスク管理や経営課題などについて、地域金融機関の実態把握が深まったものと考えております。

一方で、金融仲介機能発揮の前提となる金融機関の健全性確保は、デフレ脱却や、地域金融機関が地域の経済・産業活動を支えながら地域とともに自らも成長・発展していくという「好循環」の実現に向けても重要であると考えられ、こうした観点からのモニタリングも継続して行い、実態把握を更に深めていく必要があると考えています。

(ウ) 外国銀行に対するモニタリング

オフサイト・モニタリングにおける外国銀行在日拠点に関する情報収集をもとに深度あるリスク分析を実施、その分析を踏まえて検証項目を絞り込んだオンサイト・モニタリングを実施するなど、オン・オフ一体の効果的・効率的なモニタリングを実施することができたと考えています。

(エ) 保険会社に対するモニタリング

保険会社等のグループに対する連結ベースの財務健全性基準を24年3月末から導入したことにより、グループ全体のリスクの把握及び規制・監督の強化につながったものと考えています。27年3月期における生命保険会社グループ及び損害保険会社グループのソルベンシー・マージン比率はそれぞれ、【P】%、【P】%となっており、健全性が維持されていますが、今後とも注視していく必要があると考えています。

また、オン・オフ体系的なモニタリング態勢の下、保険会社を取り巻く内外の環境の変化や、プロファイリング結果を踏まえつつ、業態・個別保険会社の状況等に応じた実態把握や、重要な経営課題等に焦点を当てた検証等、リスクベースによる効果的・効率的なモニタリングを実施することができたと考えています。

(オ) 金融商品取引業者に対するモニタリング

国際的に活動し大規模で複雑な業務を行う証券会社グループ等における流動性リスク管理について、国際的な金融規制に係る議論の動向等を踏まえ、監督上求めるべき事項の明確化や、全般的なリスク管理実務の十分性の検証により、大規模証券会社グループ等のリスク管理態勢の強化に努めました。

また、ストレステストの適切な実施やストレステスト結果の経営における活用等について促したこと等により、効果的な監督に資することができたものと考えています。国際的な規制強化が進む中、大規模証券会社グループにバーゼル3を適用し、更に、他国当局や他国の金融機関におけるベスト・プラクティスについて情報収集するとともに、他国当局と緊密に連携しつつ監督を行ったことは、監督実務の質的向上につながる取組みであったと考えています。

エ. 効果的なモニタリング実施のための諸施策

金融機関に対して、「金融モニタリングレポート」等によりモニタリング結果を還元・公表することで、金融機関のより優れた業務運営（ベスト・プラクティス）等に向けた建設的な対話が、一層促進されたものと考えています。

高い専門性を有する人材の積極的な採用及び専門性を磨く研修の実施により、専門性の高い分野やグローバル・ベスト・プラクティスに関する知見を組織的に蓄積・拡充していくことができたと考えています。

引き続き、こうした取組みを着実に実行していく必要があると考えています。

(2) 国際的な議論も踏まえた金融機関の健全性確保のためのルール整備

① 取組内容

ア. 流動性規制・レバレッジ比率について

バーゼル3の枠組みに基づき、27年3月より新たに導入されることとなる流動性

規制及びレバレッジ比率の開示に関して、関連告示の制定・改正及び監督指針等の改正を行いました（26年10月、27年2月・3月）。

イ. 大口信用供与等規制の在り方

我が国の大口信用供与等規制は、国際基準と乖離しているとして、24年8月に公表されたIMFが実施した我が国の金融部門評価プログラム（FSAP：Financial Sector Assessment Program）のレポートにおいて当該規制の強化が求められました。こうした中、国際基準との整合性を図るための改正を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立しました（25年6月12日成立、同年6月19日公布）。これを受け、大口信用供与等規制の対象となる信用の供与等の範囲等を定める政令・内閣府令等を整備し、26年10月22日に公布しました。

② 評価

ア. 流動性規制・レバレッジ比率について

国際合意で定められた内容・スケジュールに沿って、27年3月期から、流動性規制及びレバレッジ比率の開示規制の適用が開始されました。

イ. 大口信用供与等規制の在り方

大口信用供与等規制の対象となる信用の供与等の範囲等を定める政令・内閣府令等を整備したことにより、銀行等の健全性の確保が図られるものと考えています。

（3）金融機能強化法等の適切な運用

① 取組内容

ア. 金融機能強化法に基づく資本参加を行った金融機関について

- （ア）金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関のうち、福邦銀行及び南日本銀行の新しい経営強化計画について、26年8月に公表しました。
- （イ）金融機能強化法の本則に基づき、釧路信用組合及び滋賀県信用組合に対して、26年12月に資本参加を実施しました。
- （ウ）金融機能強化法の本則及び震災特例に基づき資本参加を行った金融機関から経営強化計画の履行状況について報告を受けフォローアップを行うとともに、26年3月期（25金融機関）については同年8月に、26年9月期（25金融機関）については27年2月にその内容を公表しました。

イ. 早期健全化法に基づく資本増強行について

- （ア）早期健全化法に基づく資本増強行の新しい経営健全化計画について、りそなホールディングスに係るものを27年2月に、あおぞら銀行及び新生銀行に係るものを同年3月に公表しました。
- （イ）早期健全化法に基づく資本増強行から、経営健全化計画の履行状況について

報告を受けフォローアップを行うとともに、26年3月期（3金融機関）については同年6月に、26年9月期（3金融機関）については同年12月にその内容を公表しました。

② 評価

ア. 金融機能強化法に基づく資本参加を行った金融機関について

金融機能強化法に基づき資本参加を行った金融機関の経営強化計画の履行状況については、各金融機関から、半期毎に報告を受け、これを当局が公表することとされており、パブリック・プレッシャーが働く仕組みとなっています。また、履行状況のフォローアップを行い、必要に応じて監督上の措置を講ずることとしています。

なお、23年に改正された同法の震災特例においては、東日本大震災により金融機能に様々な影響が懸念される中、震災の影響を受けた金融機関等による積極的な活用を促す観点から、経営強化計画の策定において、経営責任の明確化や収益性・効率性等に関する目標設定を求めない等の弾力化が図られています。

このような枠組みの下、資本参加を行った金融機関は、金融仲介機能の一層の強化により、地域における信用供与の円滑化や震災からの復興に向けた支援に積極的かつ継続的に貢献していくものと考えています。

イ. 早期健全化法に基づく資本増強行について

早期健全化法に基づく資本増強行の経営健全化計画の履行状況については、各金融機関から、半期毎に報告を受け、これを当局が公表することとされており、パブリック・プレッシャーが働く仕組みとなっています。また、履行状況のフォローアップを行い、必要に応じて監督上の措置を講ずることとしています。

なお、早期健全化法・預金保険法の適切な運用に努めたことや金融機関の自助努力等により、26年度はりそなホールディングスから2,280億円、あおぞら銀行から204億円の返済がありました。これにより、27年3月末の残高は5,257億円となり、資本増強以後27年3月末までに約1.5兆円の利益が生じています。

【資料4 旧安定化法、早期健全化法、預金保険法に基づく返済状況】

	23年度 (24年3月末)	24年度 (25年3月末)	25年度 (26年3月末)	26年度 (27年3月末)
返済額	0円	2,268億円	5,962億円	2,484億円
残 額	1.5兆円	1.3兆円	7,742億円	5,257億円

(出所) 監督局銀行第二課調

(4) 金融機関の業務継続体制の検証

① 取組内容

我が国の金融システムにおいて根幹的な役割を果たしている金融機関においては、危機発生時において、迅速な復旧対策を講じ、必要最小限の業務の継続を確保する等、適切な対応を行うことが国民生活・経済にとっても極めて重要であることから、24年度に初めて実施した全国銀行協会主催の業界横断的な業務継続性に係る訓練について、26年度も引き続き、全国銀行協会、金融機関等と合同で訓練を実施しました。なお、26年度は平日発災を想定した対策本部対応態勢立上げ手順訓練に加え、休日発災を想定した対策本部参集・連絡訓練も実施するなど、各行の業務継続態勢の向上を図りました。

また、金融モニタリング基本方針に基づき、金融機関のリスクに応じた業務継続体制の整備状況や有効性等について、検証を行いました。

サイバー攻撃対策について、関係先に海外におけるサイバーセキュリティ対策への取組み状況等のヒアリングを行うなど、ベスト・プラクティスについての情報収集や組織としての知見・ノウハウの蓄積に継続的に取り組みました。

② 評価

危機管理は、平時における未然防止に向けた取組みが重要であり、金融機関に対する検査・監督を通じて、金融機関の業務継続計画の整備状況やサイバーテロ対策の状況、及びそれらの有効性・適切性等について、検証できたものと考えています。

銀行業界横断的な訓練を全国銀行協会会員行とともに実施し、個別行単独の訓練では検証困難な災害発生時の金融機能の継続性が検証できたこと、災害発生時銀行と当局の連絡体制が確認できたことは、銀行業態及び当庁の業務継続体勢の適切性の確保に寄与したものと考えています。

サイバー攻撃対策については、関係先へのヒアリング等を通じて、組織としての知見・ノウハウの蓄積等が図られたと考えていますが、引き続きこうした取組みを着実に実行していく必要があると考えています。

(5) 金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組み

① 取組内容

「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第3次行動計画」(26年5月19日情報セキュリティ政策会議決定)を踏まえ、内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)と連携し、金融機関における情報セキュリティ対策向上に向けた取組みのための情報提供、情報連絡を行いました。

この他に、公益財団法人金融情報システムセンター(FISC)と共同調査(金融機関におけるIT人材育成の課題と対応の方向性)を実施しました。当該レポートを掲載したFISC機関誌は、会員向けに配布され参考に供されています。

② 評価

金融関係事業者団体及び金融機関への情報セキュリティに関する情報の提供は着実に行われていますが、金融機関に対するサイバー攻撃の手法はますます巧妙化していることから、情報セキュリティ対策の向上に向けた取組みが必要と考えています。

(6) ベター・レギュレーションの深化

① 取組内容

金融行政の目的（金融システムの安定、顧客保護と利便の向上、公正で透明で活力ある市場の確立）を達成するため、検査・監督・企画のゼロベースでの見直しを行い、金融機関や市場関係者等との対話を充実させ、行政運営の質的向上（ベター・レギュレーションの深化）に取り組んでいます。

具体的には、制度の企画・立案面では、25年12月に取りまとめ公表した「金融・資本市場の活性化に向けての提言」の進捗状況をフォローアップするとともに、更なる施策を検討し積極的に講じていくため、25年度に引き続き、財務省と共同で「金融・資本市場活性化有識者会合」を開催し、26年6月には「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）」を取りまとめ、公表しました。両提言を踏まえ、現在、具体的な施策に取り組んでおり、例えば、行政対応の質的向上という観点では、26年4月より、金融に係る行政手続の英語によるワンストップでの対応を開始し、海外発信の更なる強化に向けて体制整備を進めるなどの取組みを行いました。

また、金融機関に対する監督・検査においては、金融機関や金融システムに対してより深度ある実態把握を行うためのオンサイトとオフサイトのモニタリングの運用の一体化を進めているところ、「平成26事務年度金融モニタリング基本方針」については、従来の検査基本方針と監督方針とを統合して策定し、当該方針の下、以下のような取組みを実施しました。

- ・ 金融機関がより優れた業務運営（ベスト・プラクティス）に向けた経営改善を図ることや顧客へのサービスの質の改善に向けた健全な競争を行うことを促すための、建設的な対話を促進
- ・ 金融機関業務のグローバル化や金融取引の国際の進展を踏まえた、国際的な議論への貢献、各国当局との連携強化、諸外国の監督動向を踏まえた監督手法の改善
- ・ 金融機関のステークホルダーとの意見交換や情報収集の充実、強化

また、「平成25事務年度金融モニタリング基本方針」に基づいて実施した一年間の金融モニタリングの成果のうち、各金融機関のベスト・プラクティスや金融システム・金融市場の健全な発展につながるような事項については「金融モニタリングレポート」として取りまとめ、26年7月に公表するなど、金融機関の自主的な経営改善に資する情報発信を行いました。

② 評価

25年12月の提言においては、2020年の姿を想定した上で、「直ちに着手・実行する

施策」と「その次のステップとして取り組むべき施策」の両面からの具体的な施策を提言として得ました。さらに、26年6月に金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき更なる事項についての提言を得られたことにより、金融庁における金融・資本市場活性化の実現に向けた取組みを一層推進できたものと考えています。

また、「平成26年事務年度金融モニタリング基本方針」に基づいた上述の取組みや金融モニタリングレポート等による情報発信は、ベターレギュレーションの深化に資するものと考えています。

5. 今後の課題

(1) 効果的な金融モニタリング（監督・検査）の実施

① 総論

貸出に関する収益性の低下や、高齢化の進展・生産年齢人口の減少に伴う貸出市場の規模の縮小などが予測される中、こうした金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境の変化に適切に対応していく必要性がさらに高まっていくことも考えられることから、今後とも、新たな金融モニタリング手法の更なる浸透を含む、金融モニタリングの質的向上に努めながら、金融機関の業務やリスク特性等に関するプロファイリング結果等を踏まえつつ、業態・個別金融機関の状況等に応じた実態把握や、重要な経営課題等に焦点を当てた検証等、リスクベースによる効果的・効率的なモニタリングに取り組んでいく必要があります。

また、大規模かつ複雑な業務をグループ体として行う証券会社グループに対しては、27年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画や金融モニタリング基本方針等を踏まえ、年間を通じてオン・オフ一体によるモニタリングを実施し、十分な実態把握により課題やリスクを明らかにするとともに、モニタリングをより効果的・効率的に実施していく必要があります。

② 業態横断的なモニタリングに関する事項

ア. マクロ・プルーデンス

我が国の経済・金融システムを取り巻く環境が大きく変化し続けている中、金融システムの安定を確保するためには、金融セクターに内在するリスクの状況をフォワードルッキングに分析していく必要があります。

この観点から、庁内関係部署・関係機関との間で引き続き密接に連携しつつ、グローバルな経済状況や資金の流れ、金融・資本市場や市場参加者の動向、金融機関のビジネス・戦略の動向等について、より深度ある分析・実態把握等を行っていく必要があります。

イ. 統合的リスク管理態勢の整備状況等について

引き続き、金融機関の統合的リスク管理態勢等を検証する手法について、海外の

事例等も把握しつつ、高度化を図る必要があります。

ウ. 金融機関における経営管理態勢（ガバナンス）について

金融機関において持続可能なビジネスモデルを構築するにあたっては、実効性のある経営管理態勢の構築が不可欠であり、引き続き、経営管理の機能の高度化に向けて、金融機関との議論を深める必要があります。

また、改正会社法等を踏まえ、機関設計を変更した金融機関については、態勢の整備状況等についてモニタリングを行っていく必要があります。

更に、引き続き、金融機関の経営管理態勢に関する検証手法の向上に資するような知見を蓄積する必要があります。

エ. グローバルなシステム上重要な金融機関（G-SIFIs）等に対する適切な監督

引き続き、監督カレッジ会合等での情報共有及び議論等を通じ、グローバルに活動している金融機関に係る情報を関係監督当局間で共有することにより、当該金融機関に対する効果的・効率的な監督を行っていく必要があります。また、金融庁自身の監督手法が、国際的に見ても常に質の高いもの（ベスト・プラクティス）となるよう、諸外国の監督動向の把握に努め、監督手法の改善を継続的に図っていく必要があります。

オ. 自己資本比率規制について

自己資本比率規制は、金融機関の業務や取引が複雑化する中、金融機関が抱えるリスクをより精緻に把握することにより、金融機関のリスク管理の高度化への取組みを促す枠組みです。金融機関のリスク管理実務等の進展を踏まえ、今後とも、第1の柱におけるリスク計測手法に係る承認プロセス及び承認後のフォローアップを通じ、金融機関のリスク管理の高度化に向けた取組みを適切に把握し、第2の柱の補完的な枠組みを通じて、各金融機関の特性に応じたリスク管理の高度化を適切に促していく必要があります。25年3月末より実施されたバーゼル3等の国際的な金融規制改革への対応や金融実務慣行の進展により、高度なリスク計測手法に係る承認プロセスや承認後のフォローアップは今後もより一層重要になっており、適切に対応していく必要があります。

③ 業態別のモニタリングに関する事項

ア. 主要行等に対するモニタリング

3メガバンクグループについては、今後も水平的レビューの実施を基本とするとともに、水平的レビューの実施にあたっては、その時々で常に変化し続けているグローバル・ベスト・プラクティスについての知見の拡充を図っていきます。また、グローバルな活動の進展に伴い、経営管理・リスク管理態勢の更なる向上を図る必

要性の高まりを踏まえ、オフサイト・モニタリング等を通じて、潜在的なリスクに適時に対応していく必要があります。

その他主要行等については、引き続き効果的・効率的なモニタリングを実施していく必要があります。

イ. 地域金融機関に対するモニタリング

金融仲介機能発揮の前提となる金融機関の健全性確保は、デフレ脱却と地域経済の「好循環」の実現に向けても重要であると考えられ、こうした観点からのモニタリングを継続して行い、実態把握を更に深めていく必要があります。

ウ. 外国銀行に対するモニタリング

引き続き、オンサイト、オフサイトそれぞれのモニタリングを活用して、外国銀行に関する情報収集を継続的に行うとともに、リスクプロファイリング手法の見直しや、検証すべきテーマをタイムリーに洗い出す手法の検討などを通して、モニタリングをより高度化していく必要があります。

エ. 保険会社に対するモニタリング

引き続き、オンサイト、オフサイトを組み合わせた効果的・効率的なモニタリングを実施し、各保険会社のリスクの特性や経営上の課題について保険会社と深度ある双方向の議論を継続することにより、保険会社のリスク管理の高度化を促進する必要があります。

また、保険会社又は保険持株会社を頂点とするグループについては、グループ内の他の会社の経営悪化が保険会社等に波及するリスクを早期に把握することにより、保険契約者等の保護を図るため、24年3月末に導入した連結ベースの財務健全性基準を用いて、保険会社等の財務健全性の監督を行う必要があります。

オ. 金融商品取引業者に対するモニタリング

引き続き、定期及び随時のヒアリングや検査、報告徴求を通じて、金融商品取引業者と十分なコミュニケーションを図り、各主要国の金融当局とも連携しつつ、金融庁におけるリスク管理監督の高度化を図っていく必要があります。

加えて、国際的に活動し大規模で複雑な業務を行う証券会社グループ等の海外ビジネス展開先の金融行政当局との情報交換や連携態勢を強化し、他国当局や他国の金融機関におけるベスト・プラクティスについて引き続き情報収集に努めるとともに、監督行政において活用していく必要があります。

④ 効果的なモニタリング実施のための諸施策

各金融機関が自主的に 創意工夫を凝らしながらより良い業務運営を目指すことを促すため、各種検証・分析等の結果が、金融機関の取組みの参考となるよう、「金融モ

ニタリングレポート」等により情報提供していく必要があります。こうした、各種検証・分析のためには、収集情報の見直しや収集情報を統合的に管理・活用する態勢（ITシステムを含む）を整備していく必要があります。また、専門性の高い分野やグローバル・ベスト・プラクティスに関する知見を組織的に蓄積・拡充していくため、積極的な外部専門家の登用や専門人材育成に向けた効果的な研修の実施について検証や見直しを行う等、引き続き、取り組んでいく必要があります。

（２）国際的な議論も踏まえた金融機関の健全性確保のためのルールの整備

ア．バーゼル3について

バーゼル3及びバーゼル銀行監督委員会における追加的な規制の見直しを踏まえ、自己資本比率規制等の追加的な改正を継続的に行っていく必要があります。

（３）金融機能強化法等の適切な運用

ア．金融機能強化法の適切な運用

金融機能強化法に基づき資本参加を行った金融機関については、経営強化計画の履行状況のフォローアップ・公表を行うなど、引き続き適切な運用に努めていく必要があります。

イ．早期健全化法の適切な運用

早期健全化法に基づく資本増強行については、経営健全化計画の履行状況のフォローアップ・公表を行うなど、引き続き適切な運用に努めていく必要があります。

（４）金融機関の業務継続体制の検証

災害発生時に迅速な復旧対策を講じ、必要不可欠な業務の継続性を確保する等適切な対応を行うことが国民生活・経済にとっても極めて重要であることから、平時より、何が危機であるかを認識し、可能な限りその回避に努めるよう定期的な点検・訓練を行うなど未然防止に向けて取り組む必要があります。引き続き、平時より業務継続計画の見直しを促していくこと、金融機関の業務継続計画や業務継続体制の整備状況及びそれらの有効性等を検証していく必要があります。

平時に作成した業務継続計画が災害発生時に有効に機能するためには、業務継続性に係る訓練が重要になります。また、業界横断的な訓練を行うことにより、個別行単独では把握できなかった問題点を課題として認識し改善していくことが可能となります。今後も引き続き業界横断的な訓練に参加し、全国銀行協会と協力して訓練範囲の拡大や訓練内容の高度化を検討していく必要があります。

引き続き、サイバーセキュリティ等に関する情報収集や組織としての知見・ノウハウの蓄積を図る必要があります。

（５）金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組み

金融機関に情報セキュリティ対策の向上を促すため、IT障害やサイバー攻撃からの重要インフラ防護を目的とした「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第3次行動計画」を踏まえ、引き続きNISCと連携して、情報セキュリティに関する情報提供、情報連絡の充実等を行う必要があります。

また、金融機関における情報セキュリティ対策の高度化を図るため、FISCが発行する金融機関向けの情報セキュリティに係る各種ガイドラインの改定の検討等の機会を捉え、FISCと金融機関のサイバー攻撃対策の促進等に向けた情報の連携等を行う必要があります。

(6) ベター・レギュレーションの深化

金融・資本市場活性化については、「金融・資本市場活性化に向けての提言」及び「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）」に盛り込まれた施策の速やかな実現に向けて積極的に取り組んでいくとともに、その進捗状況のフォローアップを行っていく必要があります。また、「金融・資本市場活性化有識者会合」での議論を通じて、金融界をはじめとする各界の有識者との対話の充実を図り、金融・資本市場の活性化に向けた更なる施策について検討を行うなど、引き続き行政運営の質的向上を図る必要があります。

更に、金融機関の検査・監督においては、①オンサイト・オフサイトモニタリングの更なる質的向上、②金融機関のより良い業務運営に向けての建設的な対話の促進、③国際的な連携の強化、④関係者との対話の充実や情報収集の強化を通じ、質の高い金融行政を着実に推進していく必要があります。

平成26年度実績評価書

金融庁26(施策I-2)

施策名	我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備					
施策の概要	金融システムの安定性を確保するため、国際的な議論も踏まえた金融システムの安定確保のためのルール整備や、預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実を図ることとしている。					
達成すべき目標	金融システムの安定性が確保されること					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	41	41	42	42
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	41	41	-	-
執行額(百万円)	-	-	-	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標	①国際的な議論を踏まえた国内制度の整備	施策の進捗状況(実績)		目標	達成	
		関連告示の制定・改正及び監督指針等の改正を実施しました。	26年度		銀行法告示等の整備を実施	達成
			達成			
	②必要な措置等の適切な実施による金融システムの混乱の回避	施策の進捗状況(実績)		目標	達成	
		預金保険法に基づく資本増強を行ったりそのホールディングスについて経営健全化計画が着実に履行されるようフォローアップを行いました。 なお、26年7月に預金保険法に基づく公的資金は完済されました。	26年度		金融システムの混乱の回避	達成
			達成			
③名寄せデータの精度の維持・向上の状況	施策の進捗状況(実績)		目標	達成		
	預金保険機構と連携し、預金取扱金融機関に対し名寄せデータの整備状況を厳正に検証した結果、名寄せデータの制度の維持・向上が図られました。	26年度		前年度を維持	達成	
		達成				

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) A(目標達成) (判断根拠) 国際的な議論も踏まえ、金融機関の健全性確保のための規制の見直し(測定指標①)を行うなど、金融システムの安定性の確保に向けた取組みを着実に進めました。 また、預金保険法に基づく資本増強を行った金融機関について、経営健全化計画が着実に履行されるようフォローアップを行い、26年7月には、同法に基づく公的資金が完済されました(測定指標②)。 更に、名寄せデータの精度の維持・向上(測定指標③)にも努めており、破綻処理のための態勢整備の充実を図っています。 実施計画において設定した目標は全て達成となっておりますが、引き続き金融システムの安定性確保のためのルール整備などの取組みを進めていく必要があります。 以上のことから、測定結果を「A」としました。
	施策の分析	【必要性】 先般の国際的な金融危機の経験を踏まえ、市場等を通じて伝播するような危機に対応するため、国際的な基準に合わせて規制の見直しを行うこと(測定指標①)等は、金融システムの安定に資するものと考えています。 【効率性】 関係機関と連携した取組みにより、金融システムの安定を確保するための制度環境の整備を効率的に進めることができたものと考えています。 【有効性】 国際的な基準に合わせた規制の見直し(測定指標①)等の取組みにより、金融システムの安定の確保のための制度・態勢整備は進展しているものと考えています。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 金融システムの安定性は維持されているものと考えられますが、国民生活と経済活動の健全かつ円滑な発展のためには、今後とも金融システムの安定性が確保されることが必要であるため、引き続き国際的な議論を踏まえたシステムの安定性確保に向けた取組み等を進めていきます。 【測定指標】 ①バーゼル3及びバーゼル銀行監督委員会における追加的な規制の見直しを踏まえ、継続的にルール整備を実施していきます。 ②引き続き、金融システムの安定性を確保するため、必要な措置等を実施し、金融危機の未然防止に努めます。 ③預金保険機構と連携しつつ、引き続き、名寄せデータの制度の維持・向上に取り組めます。

学識経験を有する者の 知見の活用	政策評価に関する有識者会議		
政策評価を行う過程に おいて使用した資料 その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監督局総務課健全性基準室「流動性カバレッジ比率に係る告示案に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成26年10月31日公表 http://www.fsa.go.jp/news/26/ginkou/20141031-5.html) ・ 監督局総務課健全性基準室「流動性カバレッジ比率の開示に係る内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成27年2月27日公表 http://www.fsa.go.jp/news/26/ginkou/20150227-3.html) ・ 監督局総務課健全性基準室「レバレッジ比率に関する告示案等に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成27年3月12日公表 http://www.fsa.go.jp/news/26/ginkou/20150312-2.html) 		
担当部局名	監督局総務課監督調査室、監督局総務課、監督局総務課監督企画室、監督局総務課健全性基準室、監督局総務課信用機構対応室、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、検査局審査課	政策評価実施時期	平成27年6月

平成 26 年度実績評価書（別紙）

施策 I - 2

我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備

1. 達成目標等

達成目標	金融システムの安定性が確保されること
目標設定の考え方 及びその根拠	<p>金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすことから、国民生活と経済活動の健全かつ円滑な発展のためには、金融システムの安定性が確保される必要がある。</p> <p>【根拠】</p> <p>預金保険法第 1 条、ペイオフ解禁の実施にあたっての所感（平成 17 年 4 月 1 日大臣発言）、主要行等向けの総合的な監督指針 等</p>
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際的な議論を踏まえた国内制度の整備（銀行法告示等の整備を実施、26 年度） ・必要な措置等の適切な実施による金融システムの混乱の回避（金融システムの混乱の回避、26 年度） ・名寄せデータの精度の維持・向上の状況（前年度を維持、26 年度）
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・各業態の健全性指標＜自己資本比率、不良債権比率等＞ ・名寄せ検査の実施件数

2. 平成 26 年度の主な事務事業

事務事業	実施内容
①国際的な議論も踏まえた金融システムの安定確保のためのルールの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・バーゼル 3 等の金融システム安定等を目的とした国際的な金融規制見直しの議論の進捗を踏まえ、新たに導入されることとなる流動性規制、レバレッジ比率の開示等に関する銀行法告示等の整備を実施する。（再掲）
②円滑な破綻処理のための態勢の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・金融危機が生ずるおそれがあると認められるときは、それを未然に防止するため、金融危機に対応するための必要な措置を講ずるとともに適切にフォローアップ等を行う。 ・預金保険機構等の関係機関と連携し、名寄せデータの精度の維持・向上等の預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実を図る。

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

4. 平成26年度の主な事務事業の取組内容と評価

(1) 国際的な議論も踏まえた金融システムの安定確保のためのルールの整備

① 取組内容

ア. 流動性規制・レバレッジ比率について

バーゼル3の枠組みに基づき、27年3月より新たに導入されることとなる流動性規制及びレバレッジ比率の開示に関して、関連告示の制定・改正及び監督指針等の改正を行いました（26年10月、27年2月・3月）。

② 評価

ア. 流動性規制・レバレッジ比率について

国際合意で定められた内容・スケジュールに沿って、27年3月期から、流動性規制及びレバレッジ比率の開示規制の適用が開始されました。

(2) 円滑な破綻処理のための態勢の整備

① 取組内容

ア. 預金保険法に基づく資本増強行のフォローアップ

りそなホールディングスに対しては、早期健全化法第5条第4項及び預金保険法第108条第2項に基づき、26年3月期及び同年9月期における「経営の健全化のための計画の履行状況」報告を徴求する等、同グループの取組みのフォローアップを行いました。なお、その内容については、それぞれ26年6月及び同年12月に公表しました。

（注）26年度においては、りそなホールディングスからの申出により、預金保険法に基づき引き受けた優先株式1,960億円の返済が行われ、預金保険法に基づく公的資金が完済されました。

イ. 名寄せデータの精度の維持・向上

名寄せデータの整備状況について、26年度においては、預金保険機構と連携し、預金取扱金融機関の検査等を通じて検証を行いました。

年度	本庁実施				財務局実施				預金保険機構実施				計				合計
	銀行	信用金庫	信用組合	労働金庫	銀行	信用金庫	信用組合	労働金庫	銀行	信用金庫	信用組合	労働金庫	銀行	信用金庫	信用組合	労働金庫	
22	20	0	1	0	0	1	1	0	3	27	21	0	23	28	23	0	74

23	18	0	0	1	2	10	11	0	9	42	5	0	29	52	16	1	98
24	20	0	0	0	4	36	16	1	12	28	10	0	36	64	26	1	127
25	4	0	0	0	2	21	19	2	21	20	10	0	27	41	29	2	99
26	0	0	0	0	0	6	1	0	24	17	1	0	24	23	2	0	49

(出所) 検査局調

(注1) 信用金庫には信金中央金庫、信用組合には全国信用協同組合連合会、労働金庫には労働金庫連合会を含む。

(注2) 実施件数は検査着手ベース。

ウ. 関係機関との連携強化

預金保険機構との緊密な連携の下、破綻処理に係る初動対応の円滑化・迅速化を図るための協議を継続するとともに、同機構で行われた「金融整理管財人業務」の研修に参加するなど、預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実に努めました。

また、金融機関の秩序ある処理についても、初動対応の円滑化・迅速化を図るための協議を行うなど、同機構との緊密な連携の下、適切に対応するための態勢整備の充実に努めました。

エ. 預金保険料率の見直し

「平成33年度末に5兆円程度」という責任準備金の積立目標を確実に達成できる水準として、27年度の預金保険料率について、実効料率0.042%を前提とした料率に変更することを認可しました。

② 評価

ア. 預金保険法に基づく資本増強行のフォローアップ

りそなホールディングスは24年11月に策定した「経営健全化計画」に基づき、「地域運営」、「アライアンス」、「オペレーション改革」、「信託機能の発揮」を差別化戦略の柱とし、地域に密着した高度なサービス提供とコスト優位性による競争力を両立する独自のビジネスモデルの実現に取り組むとともに、従来から取り組んできた「りそなスタイルの確立」（「新しい企業文化の創造」、「信頼度No.1への挑戦」、「個の重視」）を進めた結果、26年7月に預金保険法に基づく公的資金が完済されています。

イ. 名寄せデータの精度の維持・向上

名寄せデータの精度の維持・向上のため、預金保険機構と連携して預金取扱金融機関の検査を行い、名寄せデータの整備状況を厳正に検証した結果、一部の預金取

扱金融機関において、名寄せデータの整備に係る営業店への指導が不十分な事例などが認められました。

指摘を受けた預金取扱金融機関においては、改善に向けた取組みが行われ、また、当局においてもその取組みのフォローアップを行うことで、名寄せデータの精度を維持・向上させたものと考えています。

ウ. 関係機関との連携強化

預金保険機構との破綻処理に係る初動対応の円滑化・迅速化を図るための協議などにより、各種事務手続きの整備・改良や金融整理管財人業務のノウハウ・スキル向上が図られるなど、預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実が図られているものと考えています。

また、金融機関の秩序ある処理についても、同機構との初動対応の円滑化・迅速化を図るための協議などにより、各種事務手続きの整備・改良が図られるなど、適切に対応するための態勢整備の充実が図られているものと考えています。

エ. 預金保険料率の見直し

「平成 33 年度末に 5 兆円程度」という責任準備金の積立目標を確実に達成できる水準として、27 年度の預金保険料率（実効料率）を 0.042%とすることについては、預金保険機構の財政の長期的な均衡はもとより、我が国の預金保険制度に対する内外からの信頼を確保しつつ、金融機関自らの健全性の確保、金融仲介機能の積極的な発揮、預金者の利便性向上等の観点から、適切なものであると考えています。

5. 今後の課題

(1) 国際的な議論も踏まえた金融システムの安定確保のためのルールの整備

① バーゼル3について

バーゼル3及びバーゼル銀行監督委員会における追加的な規制の見直しを踏まえ、自己資本比率規制等の追加的な改正を継続的に行っていく必要があります。

(2) 円滑な破綻処理のための態勢の整備

① 名寄せデータの精度の維持・向上

名寄せデータのための預金者データは随時変動が生じることなどから、預金保険機構と連携し、検査・監督を通じ、名寄せデータの精度の維持・向上に取り組む必要があります。

② 関係機関との連携強化

今後とも、預金保険機構と連携しつつ、初動対応の一層の円滑化・迅速化を含め、預金等定額保護下における破綻処理や金融機関の秩序ある処理のための態勢整備の充

実を図っていく必要があります。

平成26年度実績評価書

金融庁26(施策I-3)

施策名	金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応					
施策の概要	金融システムの安定性を確保し、金融・資本市場の動向を的確かつ早期に把握するために、内外の市場動向やマクロ経済情勢等について、実体経済との相互作用に留意しつつ、関係省庁や日銀とも連携し、マクロ・ブルーデンスの視点も踏まえ、情報の集積・調査・分析を実施する。					
達成すべき目標	システミックリスクの未然防止が図られること					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	-	-	-
執行額(百万円)	-	-	-	-		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標	①内外の市場動向やマクロ経済情勢等に係る情報の集積・調査・分析の実施状況	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		庁内関係部署間の更なる連携強化を図った上で、内外の市場動向やマクロ経済情勢、金融機関の動向等について、経済統計、金融機関から新たに徴求したデータ及びビジネス動向に関する資料等を活用したより深度ある分析を実施するとともに、エコノミスト・アナリスト等の幅広い有識者からより高い頻度でヒアリング等を行うこと等を通じて、金融セクターに内在するリスクの把握に積極的に取り組んだ。	26年度	達成

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p style="text-align: center;">(各行政機関共通区分) B(相当程度進展あり)</p> <p style="text-align: center;">(判断根拠)</p> <p>内外の市場動向やマクロ経済情勢、金融機関の動向等について深度ある分析を行うとともに、金融セクターに内在するリスクの把握に積極的に取り組みました。 また、集積した情報及び分析結果を検査・監督の現場へ還元し、金融機関へのヒアリングにおいて活用すること等により、積極的に金融行政への反映を図ることで、システミックリスクの未然防止のための取組みを着実に進めました。 実施計画において掲げた目標は達成となっておりますが、日銀を含む主要国中銀の金融政策の変化やそれを受けた金融市場の動向、中国経済の動向などに注目が集まる中、情報収集・分析の高度化等を通じて今後もこうした取組みを一層進めていく必要があります。 以上のことから、測定結果を「B」としました。</p>
	施策の分析	<p>【必要性】 金融機関を取り巻くリスクが多様化・複雑化するなか、そのリスクの特性や変化をきめ細かく把握する必要性は高まっています。</p> <p>【効率性】 内外の市場動向やマクロ経済情勢、金融機関の動向等について、経済統計や金融機関から新たに徴求したデータやビジネス動向に関する資料等を活用したより深度ある分析を実施するとともに、エコノミスト・アナリスト等の幅広い有識者からより高い頻度でヒアリング等を行うこと等を通じて、効率的に金融セクターに内在するリスクの把握を行うことができました。</p> <p>【有効性】 集積した情報及び分析結果についてはより幅広く庁内で共有し、金融機関へのヒアリングにおいて活用すること等により、積極的に金融行政への反映を図りました。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 金融システムの安定に影響を及ぼす恐れのある外部要因について、今後も注視していく必要があり、情報収集・分析の高度化等を通じてシステミックリスクの未然防止に向けた取組みを引き続き進めていきます。</p> <p>【測定指標】 内外の市場動向やマクロ経済情勢等に係る情報の集積・調査・分析を行うことにより、引き続き金融セクターに内在するリスクの早期把握に努めます。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
-----------------	---------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	特になし
---------------------------	------

担当部局名	監督局総務課監督調査室、監督局総務課監督企画室、検査局総務課、検査局審査課、総務企画局政策課総合政策室	政策評価実施時期	平成27年6月
-------	---	----------	---------

平成 26 年度実績評価書（別紙）

施策 I - 3

金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応

1. 達成目標等

達成目標	システムリスクの未然防止が図られること
目標設定の考え方及びその根拠	金融システムが円滑かつ安定的にその機能を発揮するためには、市場動向等を的確に把握し、マクロ・プルーデンスの視点に基づく行政対応を実施するなど、システムリスクの未然防止に努める必要がある。
測定指標 (目標値・達成時期)	・内外の市場動向やマクロ経済情勢等に係る情報の集積・調査・分析の実施状況（システムリスクの未然防止が図られること、26年度）
参考指標	・各業態の健全性指標＜自己資本比率、不良債権比率等＞

2. 平成 26 年度の主な事務事業

事務事業	実施内容
①経済・市場動向その他の内外における様々なリスクの的確な把握と潜在的なリスク要因の分析及び効果的な行政対応	<ul style="list-style-type: none"> ・金融システムの安定を確保し、金融・資本市場の動向を的確かつ早期に把握するため、内外の市場動向やマクロ経済情勢等について、そのマクロ・プルーデンスに与える影響の観点から、情報の集積・調査・分析を実施する。なお、金融システムの安定に影響を及ぼす恐れのある平成 25 年度に発生した外部要因（新興国の成長鈍化、先進国経済の回復の遅れ、中国経済の成長鈍化等に関する懸念）の多くは消滅しておらず、今後もそれらの動向を注視する必要がある。 ・より体系的なマクロ・プルーデンス政策に関する枠組みの検討に向けて、海外当局の取組み等に関する調査・分析を実施する。 ・金融機関から徴求した各種データや外部統計等を定期的に集計・分析し、金融機関の融資・投資動向等の把握及び金融システムに内在するリスク等の分析を行うための体制整備等に取り組む。 ・集積した上記の情報及び分析結果については、庁内で共有し、金融行政への反映を促進する。あわせて、外部関係当局との連携を強化する。

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

内外の経済・金融情勢が変化中、金融システムの安定に影響を及ぼす外部要因も絶え間なく変化しております。

26年度は、米国の連邦準備制度理事会（FRB）が量的緩和策を終了した一方、日本では日本銀行が量的・質的金融緩和を拡大、また、欧州中央銀行（ECB）も国債の買取りを含む量的緩和を導入するなど、主要中央銀行間での金融政策の方向性の相違や、それを受けた金融市場の動向等に注目が集まりました。

このほか、ギリシャの財政問題、中国経済の動向、原油価格下落による物価への影響や産油国経済への影響、ウクライナや中東情勢に係る地政学リスクに対する懸念もみられました。

4. 平成26年度の主な事務事業の取組内容と評価

（1）取組内容

「平成26事務年度金融モニタリング基本方針」において、マクロ・プルーデンスの視点に基づく監督・検査の一環として、経済市場動向と金融機関の健全性との間の相互作用を分析することの重要性に鑑み、「金融セクター全体に内在するリスクの状況をフォワードルッキングに分析する態勢を強化し、グローバルな経済状況や資金の流れ、金融・資本市場や市場参加者の動向、金融機関のビジネス・戦略の動向等についての実態把握に努める」旨を明確化しました。

これを踏まえつつ、庁内関係部署間の更なる連携強化を図った上で、内外の市場動向やマクロ経済情勢、金融機関の動向等について、経済統計、金融機関から新たに徴求したデータ及びビジネス動向に関する資料等を活用したより深度ある分析を実施するとともに、エコノミスト・アナリスト等の幅広い有識者からより高い頻度でヒアリング等を行うこと等を通じて、金融セクターに内在するリスクの把握に積極的に取り組みました。

集積した情報及び分析結果についてはより幅広く庁内で共有し、金融機関へのヒアリングにおいて活用すること等により、積極的に金融行政への反映を図りました。

また、金融システム・金融市場を巡る諸情勢について意見交換を行うこと等を目的として金融庁長官と日本銀行副総裁を含むメンバーからなる「金融庁・日本銀行連絡会」を新たに立ち上げ、定期的に会議を開催するなど、関係機関との連携にも取り組みました。

（2）評価

内外の市場動向やマクロ経済情勢、金融機関の動向等に対する深度ある分析、アナリスト等の有識者との高い頻度でのヒアリング等により金融セクターに内在するリスクの早期把握が促進され、また、集積した情報及び分析結果を幅広く庁内で共有するなど、効果的な行政対応を行う上で一定の成果があったものと考えています。

しかしながら、ギリシャ財政問題や中国経済の動向、日本銀行を含む主要国中央銀行による金融政策の方向性など、金融システムの安定に影響を及ぼす外部要因が絶え間なく変化を続ける中、市場の不確実性をさらに注視しつつ、金融セクターに内在するリスクの把握等の取組みを一層進めていく必要があるものと考えています。

5. 今後の課題

我が国の経済・金融システムを取り巻く環境が大きく変化し続けている中、金融システムの安定を確保するためには、金融セクターに内在するリスクの状況をフォワードルッキングに分析していく必要があります。

この観点から、庁内関係部署間・関係機関間で引き続き密接に連携しつつ、グローバルな経済状況や資金の流れ、金融・資本市場や市場参加者の動向、金融機関のビジネス・戦略の動向等について、より深度ある分析・実態把握等を行っていく必要があります。

平成26年度実績評価書

金融庁26(施策Ⅱ-1)

施策名	利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備					
施策の概要	金融サービスの利用者の保護が図られるために、金融実態に則した利用者保護ルール等を整備し、利用者が金融商品・サービスを安定して利用できるような利用者の信頼度の高い金融システムの構築を図る。 また、制定した利用者保護ルールの運用状況を注視し、そのフォローアップを適切に行うとともに、金融関連犯罪の防止等に取り組む。					
達成すべき目標	金融サービスの利用者の保護が図られること					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	36	38	29	37
		補正予算(b)	-	▲7	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	36	31	-	-
執行額(百万円)	26	18	-	-		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし。					

測定指標	①利用者保護のための更なる政令・内閣府令等の整備	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		・ファンド販売業者に関する規制の強化策を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立(26年5月23日)、公布(同年5月30日)され、それに伴う関係政令及び内閣府令の改正案を意見公募手続に付しました。 ・金融審議会「投資運用等に関するワーキング・グループ」の報告書を踏まえ、プロ向けファンドに関する規制の見直しを盛り込んだ「金融商品取引法の一部を改正する法律案」を国会に提出しました(27年3月24日閣議決定)。	26年度	達成
		金融商品取引法の一部改正等を踏まえた政府令の整備		
測定指標	②預金取扱金融機関における更なる態勢整備	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		・「平成26事務年度金融モニタリング基本方針」(監督・検査基本方針)において、顧客ニーズに応える経営や顧客の信頼・安心感の確保等につき確認することとしていることを踏まえ、預金取扱金融機関への定期及び随時のヒアリング等を通じ、金融機関が顧客を第一に考え真に顧客の利益になる金融商品・サービスを提供しているかや、業務継続態勢の整備状況、反社・マネロン対応等の取組状況等を検証しました。 ・預金取扱金融機関における更なる態勢整備のため、反社会的勢力への対応に係る着眼点を追加するため、「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正を行いました。	26年度	達成
		必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着眼点の明確化を行う。各業界団体との意見交換会等を通じて、内部管理態勢の改善への取組みに関する対話を行う		
測定指標	③保険会社等における更なる態勢整備	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		・「26事務年度金融モニタリング基本方針」において、適切な保険募集管理態勢の確立のため、保険商品の販売・勧誘ルールの遵守状況、顧客のニーズ及び知識・経験等に留意した説明を行う態勢の整備状況、保険会社等による保険募集人の監督状況について確認することとしていることを踏まえ、保険契約者等の保護の観点から、保険代理店等において、募集形態や規模・特性に応じた実態の把握に努めました。 ・また、保険会社等における更なる態勢整備のため、反社会的勢力への対応に係る着眼点の追加、保険募集管理態勢における規定の整備、システムリスク管理態勢及びシステム統合リスク・プロジェクトマネジメントにかかる着眼点の拡充、少額短期保険業者向け監督指針の改正を内容とする「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正を行いました。 ・金融審議会金融分科会報告「新しい保険商品・サービス及び募集ルールのあり方について」の提言内容を踏まえ、意向把握義務の導入、情報提供義務の導入、保険募集人に対する体制整備義務の導入等を内容とする「保険業法等の一部を改正する法律」が26年5月に成立しました。	26年度	達成
		保険業法等の一部改正を踏まえた政府令、監督指針の規定の整備等を踏まえ、保険会社等における更なる態勢整備を促すよう指導・監督を行う		

測定指標	④金融商品取引業者等における更なる態勢整備	施策の進捗状況(実績)		目標	達成
		<p>・内閣府令及び金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の改正や「平成26年事務年度金融モニタリング基本方針」を踏まえ、顧客のニーズを踏まえた商品の提供や資産運用能力の向上のため、金融商品取引業者等の経営の考え方、業績評価、現実に提供されている金融商品・サービス等について、ヒアリング等を通じて実態把握及び検証しました。特に、投資信託の提供について販売会社・投資運用会社の双方において顧客のニーズや利益に合う商品が開発・提供されているか、検証を行ったところ、26年度の公募株式投資信託の平均保有期間(＝年間平均残高／年間解約・償還額)は2.15年(昨年:1.98年)と、ここ数年の短期化傾向は止まりました。また、26年度の証券・金融商品あっせん相談センターにおける苦情件数は629件と、昨年度の975件に比べ減少しました。</p> <p>・金融商品取引業者等における更なる態勢整備のため、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針を改正し、第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業への該当性に関する監督上の着眼点、投資信託の勧誘を行う際、販売手数料等の顧客が負担する費用について分かりやすく説明するための留意事項に係る監督上の着眼点、運用財産相互間取引の禁止の適用除外が認められるための要件・考慮要素に係る監督上の着眼点等を示しました。</p>		26年度	達成
			自主規制機関とも連携しつつ、監督指針の改正等を通じて監督上の着眼点を明確化する等、金融商品取引業者等における更なる体制整備を促すよう指導・監督を行う		
	⑤貸金業者における更なる態勢整備	施策の進捗状況(実績)		目標	達成
		<p>26年6月に反社会的勢力への対応に係る貸金業者向けの総合的な監督指針の改正を行うとともに、同年8月に監督上の重点事項を作成しました。これらの前後を通して、貸金業者については、監督指針等に基づいて適切な態勢整備を行うよう指導・監督を行いました。</p>		26年度	達成
			必要に応じて監督指針等の改正を行い、自主規制機関等と連携しながら、貸金業者における更なる態勢整備を促すよう指導・監督を行う		
	⑥前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備	施策の進捗状況(実績)		目標	達成
		<p>26年6月に反社会的勢力への対応に係る事務ガイドラインの改正を行うとともに、同年8月に監督上の重点事項を作成しました。これらの前後を通して、前払式支払手段発行者及び資金移動業者については、事務ガイドライン等に基づいて適切な態勢整備を行うよう指導・監督を行いました。</p>		26年度	達成
			必要に応じて事務ガイドラインの改正を行い、前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備を促すよう指導・監督を行う		
⑦「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等	基準値	実績値		目標値	達成
	25年度	26年度		26年度	未達成
	40,761件	39,218件		41,000件	
⑧①外部への講師派遣及び②相談室職員研修への対応状況	基準値	実績値		目標値	達成
	25年度	26年度		26年度	達成
	①2回 ②3回	①4回 ②5回		①2回 ②3回	
⑨金融トラブル連絡調整協議会の開催の状況	基準値	実績値		目標値	達成
	25年度	26年度		26年度	達成
	2回	2回		2回	

測定指標	⑩不正利用口座への対応状況	施策の進捗状況(実績)		目標	達成	
		金融庁及び全国の財務局等からの情報提供をもとに行ったものを含め、金融機関においては26年4月から27年3月までの間に、466件の利用停止、364件の強制解約等の措置を行いました。		26年度 金融機関において利用停止等の措置を行う	達成	
	⑪偽造キャッシュカード等による被害の防止のためのセキュリティ対策の実施状況	施策の進捗状況(実績)		目標	達成	
		平成26事務年度金融モニタリング基本方針において、金融サービスの不正利用の防止に向けた対策を監督上の重点事項としました。また、インターネットバンキングに係る犯罪手口が高度化・巧妙化していること等を踏まえ、全国銀行協会では、法人向けインターネットバンキングに係る被害補償の取扱いやセキュリティ強化策について取りまとめ公表(26年7月)したほか、金融庁では、「主要行等向けの総合的な監督指針」等において、預金取扱金融機関におけるセキュリティ対策や顧客への対応について、監督上の着眼点として明確化する等の改正を行いました(27年2月、パブリックコメント開始。27年4月、施行予定)。		26年度 偽造キャッシュカード等による被害の防止のため、金融機関におけるセキュリティ対策の向上に向けた取組みを促すよう指導・監督を行う	達成	
	⑫振り込め詐欺救済法に基づく金融機関の被害者に対する返金率	基準値	実績値		目標値	達成
		25年度	26年度		26年度	未達成
		78.2%	68.8%		80%	
	⑬多重債務者相談窓口の周知・広報に係る活動状況	施策の進捗状況(実績)		目標	達成	
		金融庁及び財務局等において、消費者及び事業者向けの相談窓口を記載したポスター・チラシ等を作成し、自治体や関係団体に配布したほか、インターネットを含む様々な媒体を活用し、相談窓口の周知・広報を行いました。		26年度 相談窓口について多様な手段により効果的に広報活動を行う	達成	
	⑭財務局による管内自治体の相談員等向け研修の参加市区町村数(延べ数)	基準値	実績値		目標値	達成
25年度		26年度		26年度	達成	
	474 市区町村	1,199 市区町村		500 市区町村		
⑮無登録業者等に対する適切な対応	施策の進捗状況(実績)		目標	達成		
	・金融庁において、無登録業者による詐欺的な投資勧誘等について、警告書の発出・公表を158件実施しました(25年度は152件実施、対前年度比3.9%増)。 ・証券取引等監視委員会において、無登録業者に関し26年度に無登録でファンドを販売・勧誘する行為等が認められた4件の事案について、裁判所への禁止命令等の申立てを行いました。 ・海外の無登録業者による金融商品取引法違反等に関して、経済産業省と連携して、金融庁、関東財務局、一般社団法人金融先物取引業協会と連名で、一般社団法人インターネット広告推進協議会(26年10月)に対し、海外の無登録外国為替証拠金取引(FX)業者の広告掲載自粛に関する要請文書を、また、一般社団法人日本クレジット協会(27年2月)に対し、海外の無登録FX業者との取引の注意喚起に関する要請文書を、それぞれ発出した結果、26年3月末のバイナリーオプション取引に関する国民生活センターへの相談件数は11件と、最も多かった同年8月(343件)に比べ減少しました。		26年度 無登録業者の詐欺的な投資勧誘等についての注意喚起や、個別の無登録業者への適切な対応を行う	達成		

測定指標	⑩法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者に対する適切な対応	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		<ul style="list-style-type: none"> ・金融庁において、販売・勧誘の際の虚偽告知や顧客資産の流用等の法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者17者について、社名・代表者名・法令違反行為等を公表しました。 ・証券取引等監視委員会において、適格機関投資家等特例業務届出者に関し26年度に無登録でファンドを販売・勧誘する行為等が認められた2件の事案について、裁判所への禁止命令等の申立てを行いました。 	26年度	法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者について、社名・代表者名・法令違反行為等の公表、警告書の発出等により適切に対応を行う

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) B(相当程度進展あり)
	<p>【達成手段の有効性、効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標①については、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(26年5月23日成立、同年5月30日公布)に伴う関係政令及び内閣府令の改正案を意見公募手続に付したこと及び「金融商品取引法の一部を改正する法律案」(27年3月24日閣議決定)を国会に提出したことにより、投資者の保護の促進に寄与したものと考えています。 ・測定指標②については、反社会的勢力への対応に係る主要行等向けの総合的な監督指針等の改正や、平成26事務年度金融モニタリング基本方針の策定を踏まえ、ヒアリングを通じて法令等遵守等の態勢整備の状況について確認・検証を行ったことは、利用者保護に向けた適切な態勢整備を促す上で一定の効果があったものと考えています。また、確認・検証に当たっては、毎事務年度の監督上の重点項目を明示し、各回のヒアリング等の対話に際しては、ヒアリング項目を事前に明示するなど施策の効率的な運用に心がけました。 ・測定指標③については、金融庁は、証券取引等監視委員会の検査の結果に基づく勧告等を受け、問題のある業者に対し行政処分を行うなど、証券取引等監視委員会と連携をとりながら、投資者保護に努めました。また、投資者保護の観点から、内閣府令及び金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針において、監督上の着眼点の明確化等を行いました。 ・測定指標④については、平成26事務年度金融モニタリング基本方針を踏まえた保険募集管理態勢の整備状況の実態把握や、反社会的勢力への対応に係る着眼点の追加、保険募集態勢における規定の整備、システムリスク管理態勢及びシステム統合リスク・プロジェクトマネジメントにかかる着眼点の拡充、少額短期保険業者向け監督指針の改正を内容とする保険会社向けの総合的な監督指針の改正を行い、その結果概要を公表したことは、適切な態勢整備を促す上で一定の効果があったものと考えています。また、金融審議会金融分科会報告「新しい保険商品・サービス及び募集ルールのある方について」の提言内容を踏まえ、意向把握義務の導入、情報提供義務の導入、保険募集人に対する体制整備義務の導入等を内容とする「保険業法等の一部を改正する法律」が26年5月に成立しており、保険会社等における更なる適切な態勢整備に一定の効果が見込まれると考えています。 ・測定指標⑤については、反社会的勢力への対応に係る貸金業者向けの総合的な監督指針の改正や、監督上の重点事項に基づいたヒアリング等を通じて、貸金業者の経営実態・業務運営態勢等の状況について、財務局との連携により効率的に確認・検証を行ったことは、適切な態勢整備の促進に寄与したものと考えています。 ・測定指標⑥については、反社会的勢力への対応に係る事務ガイドラインの改正や、監督上の重点事項に基づいたヒアリング等を通じて、前払式支払手段発行者及び資金移動業者の経営実態・業務運営態勢等の状況について、財務局との連携により効率的に確認・検証を行ったことは、適切な態勢整備の促進に寄与したものと考えています。 ・測定指標⑦については、金融サービス利用者の利便性の向上を図るため、金融サービス利用者相談室において利用者からの相談等に対し一元的に対応しています。当相談室で受け付けた相談等の件数やその活用状況を四半期毎に公表し、寄せられた相談等のうち利用者に注意喚起する必要があるものについては、ウェブサイト上に掲載している「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」において紹介しています。26年5月、金融サービス利用に伴うトラブルの発生の未然防止などに向けた事前相談の提供の充実を図るため、「事前相談(予防的なガイド)」窓口を開設し、受け付けた相談等の件数を四半期毎に公表し、26年7月からは、事前相談の受付件数の公表を開始しています。しかしながら、26年度の受付件数は、消費者生活センター等における講演会の実施や、大学における講義等を開催し、その都度、相談室の周知を行ってきたものの、幅広い一般国民に対する広報活動が十分でなかったことを原因の一つとして、目標値を下回ることとなったため、今後、金融サービス利用者等への当相談室の認知度を向上させ、件数を増加させることが新たな課題と考えます。 ・測定指標⑧の①については、当相談室職員を消費生活センターや地方公共団体、高等学校(2校)が主催する講演会に講師として派遣(4回)し、当相談室に寄せられた金融トラブルに関する事例を紹介するなど、金融トラブルの予防的アドバイスの提供を行っています。 ・測定指標⑧の②については、当相談室の相談体制等の充実を図るため、当相談室職員に対し研修を計画し着実に実施(5回)しています。これらにより、利用者保護の充実や相談体制等の質の向上に資することができたと考えています。 ・測定指標⑨については、26年5月及び12月の金融トラブル連絡調整協議会において、各指定紛争解決機関の業務実施状況や利用者利便の向上に向けた取組み等について議論を行い、各委員から貴重な意見をうかがうことにより、効果的な金融ADR制度の運用状況のフォローアップが実施されたことから、目標達成に寄与したものと考えられます。また、同協議会開催に際しては、指定紛争解決機関と協力し、資料作成を行うなど、効率的に実施しました。 	(判断根拠)

	<p>施策の分析</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・測定指標⑩については、預金口座の不正利用に関し、金融庁及び全国の財務局等において、金融機関等へ情報提供を行い、また、注意を促す観点から、情報提供件数等を金融庁ウェブサイトにおいて公表したことにより、預金口座の不正利用防止に一定の効果があつたものと考えています。 ・測定指標⑪については、「平成26事務年度金融モニタリング基本方針」において、金融サービスの不正利用の防止に向けた対策を監督上の重点事項としたこと等により、金融機関の情報セキュリティ向上に向けた取組みは着実に進められているものと考えています。 ・測定指標⑫については、インターネット広告、政府広報による振り込み詐欺の類型や特徴の解説、当該制度を偽った者による不当な勧誘に関する注意喚起等を通じて返金率の維持に努めましたが、振り込み詐欺犯罪の態様の変化等の影響もあり、目標達成には至りませんでした。 ・測定指標⑬については、多重債務者相談窓口を記載したポスター・チラシ等を作成し、自治体や関係機関・団体に配布したほか、インターネット広告による広報等、広報媒体の多様化を図ることにより、効果的かつ効率的に多重債務者相談窓口の認知度の向上に向けた取組みを実施しました。 ・測定指標⑭については、各財務局が管内自治体の相談員等向け研修を実施するよう促すことにより、26年度は1,199市区町村が研修に参加し、自治体のニーズに即した効果的な相談体制強化が図られました。また、研修の実施に当たっては、都道府県の消費生活センター等と連携を図ることにより、効率的に実施しました。 ・測定指標⑮については、無登録業者による詐欺的な投資勧誘等について、警告書の発出・公表や、裁判所への禁止命令等の申立て、社名・代表者名・法令違反行為等の公表を行うとともに、警察当局等へ情報提供を行い、被害拡大の防止に努めました。 ・測定指標⑯については、販売・勧誘の際の虚偽告知や顧客資産の流用等の法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者について、財務局等との連携の下、裁判所への禁止命令等の申立てや社名・代表者名・法令違反行為等の公表等を行うことで、投資者被害拡大の防止や同様の違法行為等の未然防止に努めました。
<p>評価結果</p>	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】</p> <p>金融サービスの利用者の保護等の観点から、金融商品取引法や監督指針等を整備し、利用者保護のための制度整備及び金融機関の態勢整備を進めることにより、利用者が金融商品・サービスを安定して利用できるような利用者の信頼度の高い金融システムの構築を図ることとしています。</p> <p>【測定指標】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①引き続き、利用者保護等の観点から行われた金融商品取引法の改正を受けた、政令・内閣府令の整備を行います。その他、必要に応じ、制度の見直しの検討を行います。 ②引き続き、預金取扱金融機関の適切な態勢整備を促すため銀行法、監督指針等を踏まえ指導・監督していきます。 ③引き続き、金融商品取引業者等の適切な態勢整備を促すため、必要に応じて監督指針等を改正し、明確なルール整備に努めるとともに、改正した監督指針等を踏まえ、指導・監督をしていきます。 ④引き続き、保険会社の適切な態勢整備を促すため保険業法、監督指針等を踏まえ指導・監督していきます。また、引き続き、金融審議会金融分科会報告「新しい保険商品・サービス及び募集ルールのあり方について」の提言内容を踏まえて26年5月に成立した「保険業法等の一部を改正する法律」のうち、2年以内に施行する部分について、関連する政令・内閣府令の整備を行います。 ⑤引き続き、貸金業者の適切な態勢整備を促すため貸金業法、監督指針等を踏まえ指導・監督していきます。 ⑥引き続き、前払式支払手段発行者及び資金移動業者の適切な態勢整備を促すため資金決済法、事務ガイドライン等を踏まえ指導・監督していきます。 ⑦引き続き、金融サービス利用者相談室で受け付けた相談等の件数やその活用状況を四半期毎に公表し、また寄せられた相談等のうち利用者に注意喚起する必要があるものについては、ウェブサイト上に掲載している「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」において紹介することとします。また、利用者の利便性の向上を図るため、金融サービス利用に伴うトラブルの発生等の未然防止などに向け事前相談の提供を充実させることとします。 ⑧ ①引き続き、外部への講師派遣を実施していきます。なお、27年度は、政策課金融知識普及係と連携し、5つの大学において金融リテラシーの向上を目的とした講義に当相談室職員が講師として参加する予定です。 <ol style="list-style-type: none"> ②引き続き、当相談室職員に対する研修を計画し、着実に実行していきます。 ⑨引き続き、金融ADR制度の円滑な運営のため、金融トラブル連絡調整協議会の枠組みも活用した金融ADR制度の運用状況のフォローアップを実施し、必要に応じ、更なる改善を図る点について検討を行います。 ⑩引き続き、金融機関等へ預金口座の不正利用に関し、情報提供を継続します。 ⑪引き続き、金融機関における情報セキュリティの向上に向けた取組みをフォローアップします。 ⑫引き続き、返金制度に係る広報を実施していきます。 ⑬引き続き、多重債務者及び多重債務に陥る可能性のある者による相談窓口の認知を一層促進するため、相談窓口について多様な手段により効果的な広報活動を行います。 ⑭引き続き、測定指標として設定することとし、各財務局に管内自治体の相談員等向け研修を実施するよう促し、自治体の相談員等に対する研修機会の拡充を図ります。 ⑮引き続き、無登録業者による詐欺的な投資勧誘等について、警告書の発出・公表や、裁判所への禁止命令等の申立て、社名・代表者名・法令違反行為等の公表を行うとともに、警察当局等へ情報提供を行い、被害拡大の防止に努めます。 ⑯引き続き、販売・勧誘の際の虚偽告知や顧客資産の流用等の法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者について、財務局等との連携の下、裁判所への禁止命令等の申立てや社名・代表者名・法令違反行為等の公表等を行うことで、投資者被害拡大の防止や同様の違法行為等の未然防止に努めます。
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>	

政策評価を行う過程において使用した資料
その他の情報

<p>【測定指標①】</p> <ul style="list-style-type: none">・平成26年金融商品取引法等改正(1年以内施行)等に係る政令・内閣府令案等の公表について (http://www.fsa.go.jp/news/26/syouken/20150213-3.html)・「適格機関投資家等特例業務の見直しに係る政令・内閣府令案等」に対するパブリックコメントの結果等について (http://www.fsa.go.jp/news/26/syouken/20150128-2.html)・金融審議会「投資運用等に関するワーキング・グループ」報告書の公表について (http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20150128-1.html) <p>【測定指標②】</p> <ul style="list-style-type: none">・「主要行等向けの総合的な監督指針」等及び「金融検査マニュアル」等の一部改正(案)の公表について (http://www.fsa.go.jp/news/25/20140225-1.html)・平成26事務年度金融モニタリング基本方針 (http://www.fsa.go.jp/news/26/20140911-1.html) <p>【測定指標③】</p> <ul style="list-style-type: none">・「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について (http://www.fsa.go.jp/news/26/syouken/20140917-1.html)・平成25年金融商品取引法等改正(1年半以内施行)等に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について (http://www.fsa.go.jp/news/25/syouken/20140627-13.html)・監督局証券課「無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について」 (http://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/mutouroku.html)・証券・金融商品あっせん相談センター「あっせん・苦情・相談の実施概況(年次・半期)」 (http://www.finmac.or.jp/tokei-siryu/index_04.html) <p>【測定指標④】</p> <ul style="list-style-type: none">・監督局総務課等「平成26事務年度 金融モニタリング基本方針(監督・検査基本方針)について」 (26年9月11日公表 http://www.fsa.go.jp/news/26/20140911-1.html)・監督局総務課「主要行等向けの総合的な監督指針」等及び「金融検査マニュアル」等の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について」 (26年6月4日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/20140604-1.html)・監督局保険課「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正に対するパブリックコメントの結果等について」 (26年9月16日公表 http://www.fsa.go.jp/news/26/hoken/20140916-1.html) <p>【測定指標⑤、⑥】</p> <ul style="list-style-type: none">・「主要行等向けの総合的な監督指針」等及び「金融検査マニュアル」等の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について (http://www.fsa.go.jp/news/25/20140604-1.html) <p>【測定指標⑦】</p> <ul style="list-style-type: none">・『「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等』の公表状況・総務企画局政策課金融サービス利用者相談室「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等」 (26年7月31日公表 http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20140731.html) (26年10月31日公表 http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20141031.html) (26年1月31日公表 http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20150130.html) (27年4月30日公表 http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20150430.html) <p>【測定指標⑧】</p> <ul style="list-style-type: none">・金融サービス利用者相談室における研修の実施状況 別紙のとおり <p>【測定指標⑨】</p> <ul style="list-style-type: none">・総務企画局企画課金融トラブル解決制度推進室「金融トラブル連絡調整協議会」 (http://www.fsa.go.jp/singi/singi_trouble/index.html) <p>【測定指標⑩】</p> <ul style="list-style-type: none">・監督局銀行第一課・銀行第二課・総務課協同組織金融室、総務課郵便貯金・保険監督参事官室「預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について」 (27年4月30日公表 http://www.fsa.go.jp/news/26/ginkou/20150430-4.html)・全国銀行協会「盗難通帳、インターネット・バンキング、盗難・偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額等に関するアンケート結果および口座不正利用に関するアンケート結果について(別紙5)」 (27年●月●日掲載P) <p>【測定指標⑪】</p> <ul style="list-style-type: none">・監督局銀行第一課・銀行第二課・総務課協同組織金融室、総務課郵便貯金・保険監督参事官「偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況(平成27年3月末)について」 (27年●月●日公表)・監督局銀行第一課・銀行第二課・総務課協同組織金融室、総務課郵便貯金・保険監督参事官「偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について」 (27年●月●日公表) <p>【測定指標⑫】</p> <ul style="list-style-type: none">・振り込め詐欺救済法に基づく公告(概要):預金保険機構 (https://www.dic.go.jp/katsudo/furikome/gaiyo/index.html) <p>【測定指標⑬、⑭】</p> <ul style="list-style-type: none">・総務企画局企画課信用制度参事官室「多重債務問題改善プログラム」 (19年4月20日公表、www.kantei.go.jp/jp/singi/saimu/kettei/070420/honbun.pdf)・総務企画局企画課信用制度参事官室「多重債務者相談強化キャンペーン2014の実施について」 (26年8月15日公表、http://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/campaign/campaign26.html) <p>【測定指標⑮】</p> <ul style="list-style-type: none">・監督局証券課「無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について」 (http://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/mutouroku.html)・裁判所への申立ての実施状況 (http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/moushitate.htm) <p>【測定指標⑯】</p> <ul style="list-style-type: none">・適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等の公表の実施状況 (http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/s_kensa.htm)・裁判所への申立ての実施状況 (http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/moushitate.htm)
--

<p>担当部局名</p>	<p>総務企画局企画課、総務企画局企画課調査室、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局企画課保険企画室、総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、総務企画局政策課金融サービス利用者相談室、総務企画局企画課ADR室、監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課金融会社室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課、証券取引等監視委員会事務局</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成27年6月</p>
--------------	---	-----------------	----------------

平成 26 年度実績評価書（別紙）

施策Ⅱ－1

利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備

1. 達成目標等

<p>達成目標</p>	<p>金融サービスの利用者の保護が図られること</p>
<p>目標設定の考え方 及びその根拠</p>	<p>金融サービスの利用者が各種リスクを十分に理解し、金融商品・サービスを安心して受けられるよう、利用者保護のための相談等の枠組みの充実等、周辺環境の整備を図る。</p> <p>また、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関の法令等遵守態勢の確立されることが必要であることから、法令等遵守に対する適切な行政対応を行う。</p> <p>これらの環境整備を行ったうえで、必要に応じて金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備する。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各業法の目的規定、各監督指針 ・金融・資本市場競争力強化プラン（平成 19 年 12 月 21 日） ・多重債務問題改善プログラム（19 年 4 月 20 日 多重債務者対策本部決定） ・預貯金者保護法、振り込め詐欺救済法、消費者基本計画（22 年 3 月 30 日）
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者保護のための制度整備の進捗状況（金融商品取引法の一部改正等を踏まえた政府令の整備、26 年度） ・預金取扱金融機関における更なる態勢整備（必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着眼点の明確化を行う。各業界団体との意見交換会等を通じて、内部管理態勢の改善への取組みに関する対話を行う、26 年度） ・保険会社等における更なる態勢整備（保険業法等の一部改正を踏まえた政府令、監督指針の規定の整備等を踏まえ、保険会社等における更なる態勢整備を促すよう指導・監督を行う、26 年度） ・金融商品取引業者等における更なる態勢整備（自主規制機関とも連携しつつ、監督指針の改正等を通じて監督上の着眼点を明確化する等、金融商品取引業者等における更なる体制整備を促すよう指導・監督を行う、26 年度） ・貸金業者における更なる態勢整備（必要に応じて監督指針等の改正を行い、自主規制機関等と連携しながら、貸金業者における更

	<p>なる態勢整備を促すよう指導・監督を行う、26年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備 (必要に応じて事務ガイドラインの改正を行い、前払式支払手段 発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備を促すよう指 導・監督を行う、26年度) ・「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等(41,000 件、26年度) ・①外部への講師派遣及び②相談室職員研修への対応状況(①2回、 ②3回、26年度) ・金融トラブル連絡調整協議会の開催状況(2回、26年度) ・不正利用口座への対応状況(金融機関において利用停止等の措置 を実施、26年度) ・偽造キャッシュカード等による被害の防止のためのセキュリティ 対策の実施状況(偽造キャッシュカード等による被害の防止のた め、金融機関におけるセキュリティ対策の向上に向けた取組みを 促すよう指導・監督を行う、26年度) ・振り込め詐欺救済法に基づく金融機関の被害者に対する返金率 (80%、26年度) ・多重債務者相談窓口の周知・広報に係る活動状況(相談窓口につ いて多様な手段により効果的に広報活動を行う、26年度) ・財務局による管内自治体の相談員等向け研修の参加市区町村数 (500市区町村、26年度) ・無登録業者等に対する適切な対応(無登録業者の詐欺的な投資勧 誘等についての注意喚起や、個別の無登録業者への適切な対応を 行う、26年度) ・法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者に 対する適切な対応(法令違反行為等が認められた適格機関投資家 等特例業務届出者について、社名・代表者名・法令違反行為等の 公表、警告書の発出等により、適切に対応を行う、26年度)
<p style="text-align: center;">参考指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行政処分の実施状況<内容・件数> ・各指定紛争解決機関における苦情処理・紛争解決手続の実施状況 <受付件数等> ・金融機関への不正口座利用に係る情報提供件数 ・偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況<件数・金額> ・振り込め詐欺救済法に基づく被害者への分配状況<金額> ※預金保険機構公表資料 ・振り込め詐欺被害発生状況・被害額<件数・金額> ※警察庁公表資料 ・財務局等及び地方自治体における多重債務相談窓口の設置状況

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財務局等及び地方自治体における多重債務相談の状況 ・ 無登録業者等に対する警告書の発出・公表件数 ・ 無届けで募集等を行っている者に対する警告書の発出・公表件数 ・ 無登録業者等及び無届募集に係る裁判所への申立て件数 ・ 法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者の検査結果等の公表件数
--	--

2. 平成 26 年度の主な事務事業

事務事業	実施内容
①顧客のニーズに適合した金融サービスを安心して享受できるための制度・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者保護等の観点から行われた金融商品取引法等の改正を受けた、政令・内閣府令の整備を行う（プロ向けファンドに関する規制の見直しを含む）。その他、必要に応じ、制度の見直しの検討を行う。 ・ 監督事務の運営上必要と認められる事項について、監督指針等の整備を行って監督上の着眼点を明らかにするなど、明確なルールを整備した上で、立入検査、報告徴求等により事実関係の把握に努める。その結果、法令違反の事実や内部管理態勢上の問題・改善の余地等が確認された場合には、的確・厳正な判断の下、業務改善命令・業務停止命令等の行政処分も含めて機動的な対応を行い、金融機関等における業務改善の実施状況を適切にフォローアップするとともに、再発防止・内部統制環境の維持・向上に努める。 ・ 預金取扱金融機関については、その業務の公共性に鑑み預金者等の保護を確保するとともに、金融の円滑を図る観点から、銀行法等の遵守状況をフォローアップする。例えば、相談・苦情処理態勢を検証するなど、監督指針等を踏まえて、引き続き各金融機関が、適切な態勢整備を行うよう指導・監督していく。 ・ 保険会社等については、その業務の公共性に鑑み、保険契約者等の保護の観点から、保険業法等の遵守状況をフォローアップする。例えば、支払管理態勢や統合的リスク管理態勢の整備状況を検証し、監督指針を踏まえて、引き続き各社が、適切な態勢整備を行うよう指導・監督していく。 ・ 「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」の議論を踏まえ、保険募集・販売の在り方等に係る所要の制度整備に取り組むとともに、保険募集代理店等について、保険契約者等の保護の観点から、適切な業務運営やサービスの実施を確保するよう指導・監督していく。 ・ 金融商品取引業者等については、投資者保護と市場の公正性・透明性確保の観点から、金融商品取引法等の遵守状況をフォローアップするとともに、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針等を踏まえて、引き続き各社が、適切

	<p>な態勢整備を行うよう指導・監督していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸金業者については、資金需要者等の利益の保護の観点から、業務の適正な運営を図るために十分な態勢を確保するよう指導・監督していく。なお、いわゆるヤミ金対策については、「多重債務問題改善プログラム」に基づき、警察当局、都道府県と連携してヤミ金業者の撲滅に向けて取り組む。 ・前払式支払手段発行者、資金移動業者については、利用者保護の観点から、適切な業務運営やサービスの適切な実施を確保するよう指導・監督していく。
②当局における相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・金融サービス利用者の利便性向上のため、金融サービス利用者相談室において、利用者の目線に立った行政という観点から、利用者からの質問・相談・意見等の一元的な受付及び適切な対応を行うとともに、金融サービス利用に伴うトラブルの発生の未然防止などに向け事前相談の提供を実施し、相談体制等の充実を図る。
③金融ADR（裁判外紛争解決）制度の円滑な運営	<ul style="list-style-type: none"> ・金融トラブル連絡調整協議会（指定紛争解決機関（以下「指定機関」という。）、学識経験者・消費者団体及び弁護士会等によって構成）等の枠組みも活用し、金融ADR制度の運用状況のフォローアップを実施し、必要に応じ、更なる改善を図る点について検討を行う。 ・新たに策定（25年8月）した指定機関向け監督指針に沿った監督を通じて、利用者の信頼性向上や各指定機関の特性を踏まえた運用の整合性の確保を図る。また、金融ADR連絡協議会（すべての指定機関によって構成）を活用し、指定機関間の連携強化に取り組む。
④多重債務者のための相談等の枠組みの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・多重債務者相談の主要な担い手である自治体の主体的な取り組みを促すと共に、相談者が各自治体などの相談窓口を訪れる契機とするため、これら相談窓口の認知度向上を図るための周知・広報の取り組みを実施する。 ・財務局の多重債務者向け相談窓口においても、直接相談を受け付けるほか、各局において自治体の相談員や関係部局の職員等向けに研修会を開催する等、各局管内の都道府県、市区町村における相談体制の強化をバックアップする。
⑤金融関連の犯罪等に対する厳正かつ適切な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・振り込め詐欺など他人の財産を害する犯罪の抑止に向けた金融機関の取り組みを促す。 <p>また、預金口座の不正利用に関する情報提供を受けた場合、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が設置されている当該金融機関及び警察当局への速やかな情報提供等を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振り込め詐欺等の被害者の財産的被害の迅速な回復等のため、引き続き、①官民一体による返金制度の周知徹底を図るとともに、②金融機関から被害者への返金状況の把握等を通じて、金融機関による返金に係る取り組みを促す、③預保納付金を用いた犯罪被害者等支援事業の周知徹底を図るなど、振り込め詐欺救済法（20年6月施行）の円滑な運用に取り組む。

	<ul style="list-style-type: none"> ・偽造キャッシュカード等による被害の防止等のため、金融機関におけるセキュリティ対策等の一層の向上や被害者への補償等、預貯金者保護法等の適切な運用が行われるよう取り組む。 ・無登録業者による詐欺的な投資勧誘等及び無届募集等については、被害拡大の防止・被害の迅速な回復等に向け、リーフレットの作成・配布等を通じた国民への注意喚起、調査による実態把握、金融商品取引法違反行為に係る裁判所への禁止・停止命令の申立てや悪質な業者名の公表、警告書の発出等により、厳正かつ適切に対応する。 また、関係省庁等とも連携しつつ、被害の未然防止及び拡大防止に取り組む。 ・販売・勧誘の際の虚偽告知や顧客資産の流用等の法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者については、裁判所への禁止・停止命令の申立てや社名・代表者名・法令違反行為等の公表、警告書の発出等により、厳正かつ適切に対応する。
--	--

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

測定指標⑫ 振り込め詐欺救済法に基づく金融機関の被害者に対する返金率

26年度は、インターネット広告、政府広報による振り込め詐欺の類型や特徴の解説、当該制度を偽った者による不当な勧誘に関する注意喚起等を通じて返金率の維持に努めましたが、振り込め詐欺犯罪の態様の変化等の影響もあり、返金率が低下したと考えられます（なお、返金率の低下要因については、現在、預金保険機構と連携して要因を分析中）。

4. 平成26年度の主な事務事業の取組内容と評価

(1) 顧客のニーズに適合した金融サービスを安心して享受できるための制度・環境整備

① 取組内容

ア. ファンド販売業者に対する規制の見直し

ファンド販売業者における問題事案の発生を踏まえ、ファンド販売業者に対する規制の見直しを盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立（26年5月23日）、公布（同年5月30日）され、それに伴う関係政令及び内閣府令の改正案を27年2月に意見公募手続に付しました。

イ. プロ向けファンドに関する規制の見直し

プロ向けファンドについては、ファンドの販売等を行う業者が制度を悪用し、投資家に被害を与えているケースがあることなどを踏まえ、26年5月、制度の見直しに係る政令・内閣府令の改正案について意見公募手続に付しました。その後、意見公募手続で出された意見も踏まえ、金融審議会「投資運用等に関するワーキング・

グループ」において、投資家の保護及び成長資金の円滑な供給の確保の観点から制度のあり方に関して議論が行われ、報告書が取りまとめられました。当該報告書を踏まえ、27年3月24日に「金融商品取引法の一部を改正する法律案」を国会に提出しました。

ウ. 業界団体等との情報交換

主要行、信託協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、全国労働金庫協会、日本証券業協会、投資信託協会、日本投資顧問業協会、金融先物取引業協会、生命保険協会、日本損害保険協会、日本貸金業協会との間で26年4月から27年3月までの間に66回の意見交換会を開催しました。

こうした意見交換会等の機会を捉えて、法令等遵守態勢を含めた内部管理態勢の改善への取組みを要請したほか、情報交換を行いました。

エ. 明確なルールに基づく厳正かつ迅速な行政処分

法令に照らして、利用者保護と市場の公正性確保に重大な問題が認められた金融機関等に対し、行政処分を行い、経営の健全化を求めるとともに、業務の改善状況についてフォローアップするなど、金融機関等における経営管理の質の改善に向けた取組みの実施を担保しています。

また、行政処分を行った場合には、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を含め、公表しています（財務の健全性に関する不利益処分等、公表により対象金融機関等の経営改善に支障が生ずるおそれのある場合を除く）。26年4月から27年3月の間に39件の不利益処分（業務改善命令、業務停止命令、登録取消し等）を公表しました。

さらに、法令違反等に対する業務改善命令等の不利益処分の実施状況を「行政処分事例集」として取りまとめ、公表・更新しています。

オ. 預金取扱金融機関における更なる態勢整備

「平成26事務年度金融モニタリング基本方針」（監督・検査基本方針）において顧客ニーズに応える経営や顧客の信頼・安心感の確保等につき確認することとしていることを踏まえ、預金取扱金融機関への定期及び随時のヒアリング等を通じ、金融機関が顧客を第一に考え真に顧客の利益になる金融商品・サービスを提供しているかや、業務継続態勢の整備状況、反社・マネロン対応等の取組状況等を検証しました。

特に、障がい者に配慮した預金取扱金融機関の取組みについては、定期的にアンケート調査を実施するとともに、その積極的な取組みを推進するよう意見交換会等で周知・要請を行いました。

また、預金取扱金融機関における更なる態勢整備として、以下の項目に関して「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正を行いました。

・反社会的勢力への対応に係る着眼点の追加（26年6月）

25年12月に公表した、反社会的勢力との関係遮断に向けた取組み策の実効性を確保するため、①反社会的勢力との取引の未然防止、②事後チェックと内部管理、③反社会的勢力との取引解消に係る体制整備等に関する監督上の着眼点を新たに追加しました。

カ．保険会社等における更なる態勢整備

「平成26事務年度金融モニタリング基本方針」（監督・検査基本方針）において、適切な保険募集管理態勢の確立のため、保険商品の販売・勧誘ルールの遵守状況、顧客のニーズ及び知識・経験等に留意した説明を行う態勢の整備状況、保険会社等による保険募集人の監督状況について確認することとしていることを踏まえ、保険契約者等の保護の観点から、保険代理店等において、募集形態や規模・特性に応じた実態の把握に努めました。

また、保険会社における更なる態勢整備として、以下の項目に関して「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正を行いました。

（ア）反社会的勢力への対応に係る着眼点の追加（26年6月）

25年12月に公表した、反社会的勢力との関係遮断に向けた取組み策の実効性を確保するため、被害者救済の観点にも言及しつつ、①反社会的勢力との取引の未然防止、②事後チェックと内部管理、③反社会的勢力との取引解消に係る体制整備等に関する監督上の着眼点を示しました。

（イ）保険募集管理態勢における規定の整備（26年9月）

保険募集管理態勢に関し、改正前の指針において生命保険関係と損害保険関係でそれぞれ規定されている項目を統合するとともに、保険募集時の補償重複に関する顧客への説明態勢等の整備及び積立利率等の表示に関する監督上の主な着眼点を新たに規定しました。

（ウ）システムリスク管理態勢及びシステムリスク統合リスク・プロジェクトマネジメントにかかる着眼点の拡充（26年9月）

保険会社に対するシステムリスク管理態勢に関する監督上の着眼点の拡充を図るとともに、システムリスク統合リスク・プロジェクトマネジメントの項目を新設し、システム統合が実施される際の監督上の着眼点や監督手法・対応に関する記述を追加しました。

(エ) 少額短期保険業者向け監督指針の改正（26年9月）

少額短期保険業者の募集管理態勢に関する着眼点のうち代理店監査等についての着眼点を拡充するほか、少額短期保険主要株主の承認審査基準を明確化するなどの改正を行いました。

さらに、金融審議会金融分科会報告「新しい保険商品・サービス及び募集ルールのあり方について」の提言内容を踏まえて、意向把握義務の導入、情報提供義務の導入、保険募集人に対する体制整備義務の導入等を内容とする「保険業法等の一部を改正する法律」が26年5月に成立しました。

(ア) 意向把握義務の導入

保険募集の際に、顧客ニーズの把握及び当該ニーズに合った保険プランの提案等を求めます。

(イ) 情報提供義務の導入

保険募集の際に、商品情報など、顧客が保険加入の適否を判断するのに必要な情報の提供を求めます。

(ウ) 保険募集人に対する体制整備義務の導入

複数保険会社の商品の取扱いの有無など、保険募集人の業務の特性や規模に応じて、保険募集人に対して体制整備を求めます。

キ. 金融商品取引業者等における更なる態勢整備

「平成26事務年度金融モニタリング基本方針」（監督・検査基本方針）において、顧客のニーズを踏まえた商品の提供や資産運用能力の向上のため、金融商品取引業者等の経営の考え方、業績評価、現実に提供されている金融商品・サービス等について、検証を行っていくとしていることを踏まえ、特に投資信託の提供において、販売会社・投資運用会社の双方において顧客のニーズや利益に適う商品が開発・提供されているか、との観点から実態把握に努めました。

更に、同方針に基づき、外国証券会社や中小証券会社、外国為替証拠金取引業者のリスク管理状況について検証を行いました。

そのほか、問題のある業者に対しては、自主規制機関等と緊密な連携を図りながら、投資家保護に努めました。

また、金融商品取引業者等における更なる態勢整備として、以下の項目に関して「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正を行いました。

(ア) 反社会的勢力への対応に係る着眼点の追加

25年12月に公表した、反社会的勢力との関係遮断に向けた取組み策の実効

性を確保するため、26年6月、①反社会的勢力との取引の未然防止、②事後チェックと内部管理、③反社会的勢力との取引解消に係る体制整備等に関する監督上の着眼点を新たに示しました。

(イ) 第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業への該当性に関する監督上の着眼点の追加

第一種・第二種金融商品取引業の業務を無登録で行っていた事例を踏まえ、26年6月、第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業への該当性に関する監督上の着眼点を新たに示しました。

(ウ) 金融審「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」最終報告等を踏まえた着眼点の追加

投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループの最終報告書及び平成25年投資信託及び投資法人に関する法律等の改正を踏まえ、①運用財産相互間取引の適用除外の明確化、②投資信託の運用報告書の二段階化に伴う記載事項等に係る監督上の着眼点を示しました。

(エ) 「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）」を踏まえた着眼点の追加

金融・資本市場活性化有識者会合が取りまとめた「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）」において、投資信託について、「運用者の運用経歴等も含めた運用態勢やパフォーマンスの透明性の向上、手数料等に関する説明の充実」が挙げられたことを踏まえ、26年9月、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の改正を行い、①投資信託の販売手数料の料率や金額等についてのわかりやすい説明、②投資信託の運用状況について運用担当者に係る事項等についてのわかりやすい明示について、監督上の着眼点を示しました。

ク. 貸金業者等における更なる態勢整備

貸金業者・前払式支払手段発行者・資金移動業者について、反社会的勢力への対応に関し、貸金業者向けの総合的な監督指針及び事務ガイドラインの改正を行い、監督上の着眼点等を追加しました。

また、監督上の重点事項を作成し、財務局等と連携の上、監督の強化に努め、業務運営態勢の適切な把握等に取り組みました。

② 評価

ア. ファンド販売業者に対する規制の見直し

ファンド販売業者における問題事案の発生を踏まえ、ファンド販売業者に対する

規制の見直しを盛り込んだ「金融商品取引法の一部を改正する法律」に伴う関係政令及び内閣府令の改正案を意見公募手続に付したことにより、投資家の被害を適切に防止していく取組みが行われたものと考えます。

イ. プロ向けファンドに関する規制の見直し

プロ向けファンドの販売等を行う届出業者に対する一定の欠格事由、契約の概要やリスクを説明するための契約締結前の書面の交付義務や、業務改善命令、業務停止命令、業務廃止命令といった監督上の処分等の導入を含めた、金融商品取引法の一部を改正する法律案を国会に提出したことにより、成長資金の円滑な供給を確保しつつ、投資家の被害を適切に防止していく取組みが行われたものと考えます。

ウ. 業界団体との情報交換

業界団体との意見交換について、法令等遵守態勢を含めた内部管理態勢の改善への取組みを要請するなど対話の充実に努めたことは、金融行政の透明性・予測可能性の向上に資するものであったものと考えています。

エ. 明確なルールに基づく厳正かつ迅速な行政処分

上記取組により定量的な評価は困難であるものの、金融機関の法令等遵守態勢の構築に一定の貢献をしているものと考えています。

なお、P I O - N E Tにおける苦情相談の受付件数（※）をみると、「金融・保険サービス」に関する件数については、105,319件（25年度）から95,878件（26年度（対前年度比▲9%））に減少しています。

※国民生活センター 消費者生活相談データベースより

オ. 預金取扱金融機関における更なる態勢整備

26年6月の反社会的勢力への対応に係る監督指針の改正や「平成26事務年度金融モニタリング基本方針」を踏まえ、顧客のニーズや利益に真に適う金融商品・サービスの提供に向けた取組みや、業務継続態勢の整備、反社・マネロン対応等に係る取組み等を、ヒアリング等を通じて実態把握及び検証したことは、利用者保護に向けた適切な態勢整備を促す上で一定の効果があったものと考えています。

カ. 保険会社等における更なる態勢整備

保険会社向け・少額短期保険業者向け監督指針の改正や「平成26事務年度金融モニタリング基本方針」を踏まえ、保険募集管理態勢、反社会的勢力への対応、システムリスク管理態勢に係る取組み等を、ヒアリング等を通じて実態把握及び検証を行ったことは、利用者保護に向けた適切な態勢整備を促すうえで一定の効果があったものと考えています。

また、意向把握義務の導入、情報提供義務の導入、保険募集人に対する体制整備

義務の導入等を内容とする「保険業法等の一部を改正する法律」の成立は、利用者が安心して保険商品・サービスの提供を受けられるような環境の整備、保険会社等における更なる適切な態勢整備に一定の効果が見込まれるものと考えています。

キ. 金融商品取引業者等における更なる態勢整備

内閣府令及び金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の改正や「平成 26 年事務年度金融モニタリング基本方針」を踏まえ、顧客のニーズを踏まえた商品の提供や資産運用能力の向上のため、金融商品取引業者等の経営の考え方、業績評価、現実に提供されている金融商品・サービス等について、ヒアリング等を通じて実態把握及び検証しました。特に、投資信託の提供について販売会社・投資運用会社の双方において顧客のニーズや利益に適う商品が開発・提供されているか、検証を行ったところ、26 年度の公募株式投資信託の平均保有期間（＝年間平均残高／年間解約・償還額）は 2.15 年（昨年：1.98 年）と、ここ数年の短期化傾向は止まりました。また、26 年度の証券・金融商品あっせん相談センターにおける苦情件数は 629 件と、昨年度の 975 件に比べ減少しました。また、証券取引等監視委員会の検査の結果に基づく勧告等を受け、問題のある業者に対し行政処分を行うなど、証券取引等監視委員会と連携をとりながら、投資者保護に努めました。以上の取組みは、利用者保護に向けた適切な態勢整備を促す上で一定の効果があつたものと考えています。

ク. 貸金業者等における更なる態勢整備

各業態において監督上の重点事項等に即した業務運営態勢等の実態把握を行い、監督強化の取組みに努めたほか、問題のある業者に対して財務局等と連携の上必要な行政対応を行うなど、金融サービス利用者保護に資する監督を行ったものと考えています。

(2) 当局における相談体制の充実

① 取組内容

ア. 金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況等

金融サービス利用者の利便性の向上を図るため、金融サービス利用者相談室において利用者からの相談等に対し一元的に対応しているところです。当室で受け付けた相談等の件数を四半期毎に公表しました。

26 年 5 月、金融サービス利用に伴うトラブルの発生の未然防止などに向けた事前相談の提供の充実を図るため、「事前相談（予防的なガイド）」窓口を開設し、受け付けた相談等の件数を四半期毎に公表し、26 年 7 月からは、事前相談の受付件数の公表を開始しました。

イ. ①外部への講師派遣及び②相談室職員研修への対応状況

① 金融サービス利用者相談室職員を消費生活センターや地方公共団体、2つ

の高等学校が主催する講演会に講師として派遣（４回）し、金融サービス利用者相談室に寄せられた金融トラブルに関する事例を紹介するなど、金融トラブルの予防的アドバイスの提供を行いました。

- ② また、金融サービス利用者相談室の相談体制等の充実を図るため、金融サービス利用者相談室において、専門家によるメンタルヘルス研修及ライフプランニング研修のほか、総務省による行政機関における相談受付にかかる研修や、信用情報機関による研修を実施し、また国民生活センター主催の金融に関する研修に出席するなど、研修の実施等による当室内職員のスキルアップに努めました。

② 評価

ア. 金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況等

26年度目標値の受付件数41,000件に対し、同年度実績は39,218件となり目標には及びませんでした。これは、26年度には、消費者生活センター等における講演会の実施や、大学における講義等を開催し、その都度、相談室の周知を行ってきたものの、幅広い一般国民に対する広報活動が十分でなかったことが、要因の一つと考えられます。

金融サービス利用者の利便性の向上を図るため、金融サービス利用者相談室において利用者からの相談等に対し一元的に対応し、当室で受け付けた相談等の件数を四半期毎に公表しました（26年4月、26年7月、26年10月、27年1月の合計4回）。

26年度の相談等の受付件数は39,218件となっており、25年度（40,761件）よりやや減少しています。

分野別では、預金・融資等が11,574件（30%）、保険商品等が12,178件（31%）、投資商品等が10,209件（26%）、貸金等が3,654件（9%）、金融行政一般・その他が1,603件（4%）となっています。

各分野の特徴は以下のとおりです。

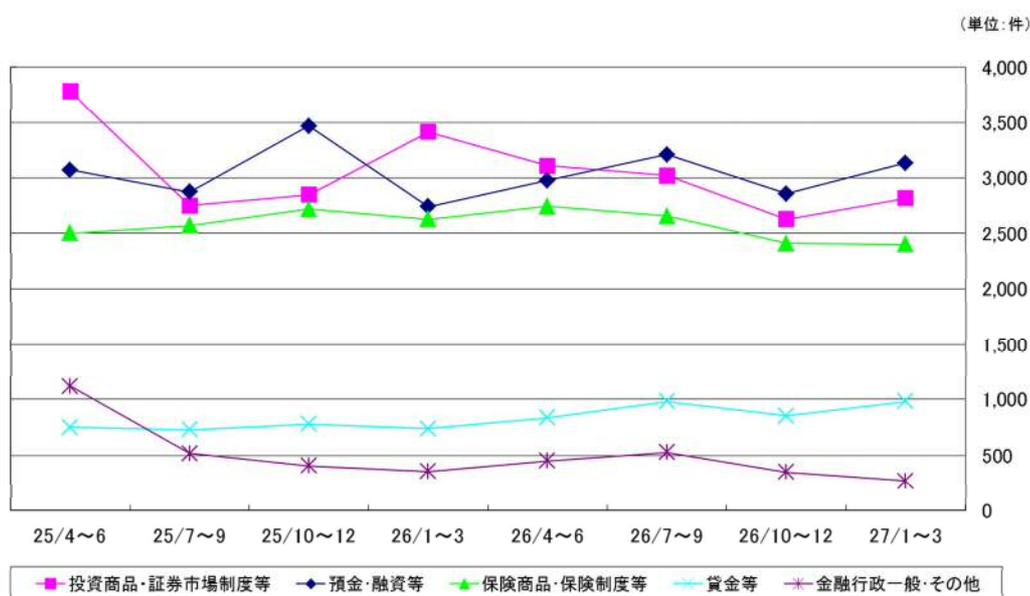
- a 預金・融資等については、融資の実行・返済に関する相談等が寄せられています。受付件数は25年度（12,829件）に比べてやや減少しています。
- b 保険商品等については、保険金の支払認定や保険会社の顧客対応に関する相談等が寄せられています。受付件数は25年度（10,532件）に比べて増加しています。
- c 投資商品等については、未公開株や社債に関する相談等が寄せられています。受付件数は25年度（12,004件）に比べて減少しています。このうち、詐欺的な投資勧誘に関する情報は3,172件あり、そのうち1,240件が何らかの被害があったものでした。
- d 貸金等については、貸金制度の改正に関する要望等が寄せられています。受付件数は25年度（2,999件）に比べて増加しています。

なお、26年度の事前相談の受付件数は、2,027件となっています。

受け付けた相談等の情報は、金融機関に対する検査における検証や監督におけるヒアリング等、金融行政を行う上での貴重な情報として活用しています。また、このうち、貸し渋り・貸し剥がし等に関する情報で、情報提供者等が金融機関側への企業名等の提示に同意している情報については、金融機関に対し、事実確認等のヒアリングを実施しています。

寄せられた相談等のうち利用者に注意喚起する必要があるものについては、ウェブサイト上に掲載している「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」において紹介しています。25年10月から四半期毎に「詐欺的な投資勧誘に関する情報の受付状況」を公表し、26年においても継続しています。また、26年7月からは、事前相談の受付件数の公表を開始しています。これらにより、利用者の保護や利便性の向上に一定の効果があったと考えています。

【資料1 相談等の分野別受付件数】



イ. ①外部への講師派遣及び②相談室職員研修への対応状況

上記の講師派遣や研修の実施により、相談体制等の質の向上、利用者の保護の充実に資することができたと考えています。

(3) 金融ADR（裁判外紛争解決）制度の円滑な運営

① 取組内容

金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）は、金融機関とのトラブルに関し、指定紛争解決機関（以下「指定機関」といいます。）が、専門的な知見を活かしつつ、中立・公正な立場で、裁判外での簡易・迅速な解決手段を提供することにより、利用者保護の充実・利用者利便の向上を図ることを目的とするものです。金融ADR制度は、21年6月に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」

により制度化され、22年4月に施行されました。27年3月末時点で、銀行・保険・証券等、業態別に8つの指定機関が紛争解決等業務（苦情処理・紛争解決）に従事しています。

こうした中、25年8月に策定した「指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針」に基づき、指定機関に対する利用者の信頼性向上や各指定機関の特性を踏まえた運用の整合性確保を図るなど、金融ADR制度の適切な運営に取り組んでいます。

26年度は、金融トラブル連絡調整協議会（指定機関に加え、消費者行政機関・業界団体・弁護士会等も参加）を2回開催し、各指定機関の業務実施状況や利用者利便の向上に向けた取組状況等について議論を行うとともに、金融ADR連絡協議会（全ての指定機関によって構成）を2回開催し、指定機関間の連携強化を図るなど、金融ADR制度の円滑な実施を図りました。

また、金融トラブル連絡調整協議会に提示した機関の業務実施状況等に関する資料を金融庁ウェブサイトにも速やかに掲載するなど、金融ADR制度の確実な浸透に向けて積極的な広報に取り組みました。

② 評価

金融トラブル連絡調整協議会の開催を通じ、指定機関の業務実施状況等について、定期的なフォローアップを実施し、また、同協議会の資料等を公表することで、指定機関の業務実施状況等を周知することなどにより、同制度の運用状況のチェックや制度の確実な浸透に向けた広報に積極的に取り組みました。

さらに、金融ADR連絡協議会で意見交換等を行うことで、指定機関間の連携強化に取り組みました。

これらのことから、金融ADR制度の円滑な運営に取り組むことができたものと考えています。

（４）多重債務者のための相談等の枠組みの整備

① 取組内容

全国の自治体における相談窓口の整備を一層促進し、各地域の多重債務者が相談窓口を訪れる一つの契機を提供するため、26年度も「多重債務者相談強化キャンペーン2014」（26年9月～12月）を実施し、無料相談会の開催等の取組みを実施しました。その際、会場を設けて相談会を開催するほか、地域の特性に応じ、電話相談の活用も含め、相談の受付体制を通年のものから拡充することにより、潜在的な相談者の掘り起こしを図りました。本キャンペーンの期間中には、全国で延べ694回の無料相談会が開催され、1,531件の相談が寄せられました（電話相談を含む）。また、23年8月に、自治体の相談員等に活用していただくため、金融庁・消費者庁において「多重債務者相談の手引き」を作成し、その内容の普及を中心に23年12月より、自治体の職員及び相談員等を対象として、各財務局において自治体の人材育成の支援のための研修を実施しています。この研修においては、上記「手引き」にも言及されている、

相談窓口と関係機関等の連携や心の問題等への対応、家計管理支援の重要性について理解の浸透に努めました。

26年度における多重債務者対策の広報活動としては、相談窓口の認知度向上を図るため、各地域の相談窓口等を記載したポスター及びリーフレットを作成し、自治体及び関係機関・団体にポスターを約5万部、リーフレットを約82万部配布しました（26年8月）。また、26年度より新たに、全国の主要郵便局328局に上記リーフレットの備置きを行いました（26年9月）。加えて、「多重債務者相談強化キャンペーン2014」のポスターを作成し、自治体、財務局等及び関係機関・団体に約5万部配布しています（26年8月）。その他、インターネットを含む様々な媒体を活用し、相談窓口の周知・広報を行うとともにヤミ金の利用防止を呼びかけました。

② 評価

多重債務者相談窓口については、全ての都道府県で整備されています。市区町村においても、26年9月末の時点で1,723市区町村（約99%）に相談窓口が整備されていますが、これは25年9月末時点（1,711市区町村（約98%））と比較して増加しており、多重債務者のための相談体制の整備が一段と進んでいます。

さらに、多重債務による自殺を防ぐため、財務局や都道府県・市区町村の多重債務者相談窓口と自殺対策関係機関（自治体等の自殺関連相談窓口や医療機関等）との連携体制の強化を図る中で、多重債務を原因とする自殺者数は26年は677人となっており、25年の688人と比較して減少しています。

関連する統計をみると、貸金業者から5件以上無担保無保証借入の残高がある人数は、27年3月末は14万人となっており、19年3月末の171万人と比較して大きく減少しています（26年3月末は17万人）。

（5）金融関連の犯罪等に対する厳正かつ適切な対応

① 取組内容

ア. 振り込め詐欺等への的確な対応及び不正口座利用に関する金融機関等への情報提供

（ア）振り込め詐欺等への的確な対応

26年9月11日に策定・公表した「平成26事務年度金融モニタリング基本方針」において、振り込め詐欺等の犯罪の撲滅に向けた対策を、前年に引き続き、監督上の重点事項としました。

また、関係省庁と連携して、振り込め詐欺被害への注意を呼びかけるための政府広報を26年9月に実施したほか、全国銀行協会が主催する金融犯罪防止啓発イベント（26年11月）及び同協会の金融犯罪防止啓発ビデオ作成（27年1月）への協力を行いました。さらに、業界団体との意見交換会において、防犯対策の推進を要請しました。

（イ）不正口座利用に関する金融機関等への情報提供

預金口座の不正利用に関し、26年4月～27年3月までの間に、金融庁及び全国の財務局等において、金融機関及び警察当局へ情報提供を行った件数は1,076件となっており、これを受け金融機関において、466件の利用停止、364件の強制解約等が行われました。また、15年9月以降の累計では、27年3月末時点で、42,399件の情報提供に対して23,156件の利用停止、15,081件の強制解約等が行われています。

このような預金口座の不正利用に係る情報提供件数等については、注意喚起を促す観点から、四半期ごとに金融庁ウェブサイトにおいて公表し、また、適宜金融機関と預金口座の不正利用防止について意見交換を実施しました。

【資料2 預金口座の不正利用に係る情報提供等件数】

時 期	情報提供件数	うち	
		利用停止	強制解約等
26年4月～6月	303 (41,626)	151 (22,841)	114 (14,831)
26年7月～9月	335 (41,961)	138 (22,979)	124 (14,955)
26年10月～12月	223 (42,184)	91 (23,070)	40 (14,995)
27年1月～3月	215 (42,399)	86 (23,156)	86 (15,081)

(出所) 金融庁監督局銀行第一課・銀行第二課・総務課協同組織金融室、総務課郵便貯金・保険監督参事官室調

(注) 当該期間内の件数。() 書きは15年9月以降の累計件数。

イ. 振り込め詐欺救済法の円滑な運用等

(ア) 返金率の向上について

25年度に引き続き、返金率の向上の取組みの一環として、①26年6月から27年3月までの間、返金制度に係るインターネット広告を掲載し、広く国民に向けて周知、②27年1月、政府広報において、振り込め詐欺の類型や特徴についてのインターネット広告を掲載、また、26年10月、公的機関を装い、振り込め詐欺救済法に基づく被害回復制度を謳った不当な勧誘を行う者の存在が確認されたことから、金融庁及び預金保険機構のホームページ上において、不当な勧誘に関する注意喚起を実施しました。

(イ) 預保納付金を用いた犯罪被害者等支援事業に係る周知徹底等について

「振り込め詐欺救済法」に基づく預保納付金を用いた犯罪被害者等支援事業(犯罪被害者等の子供に対する奨学金貸与、犯罪被害者等支援団体に対する助成)は、「公益財団法人 日本財団」を担い手とし、24年12月から、事業を開始しています。

26年6月から27年3月までの間、犯罪被害者等支援事業に係るインターネット広告を掲載し、広く一般国民に向けた周知を実施しました。なお、当該事業に係る奨学金の貸与については、26年6月から奨学金貸与希望者の受付を通年募集とすることにより、一層の利便性の向上を図りました。

※ 預保納付金とは、振り込め詐欺救済法の被害者救済手続を経ても、被害者からの返金申請が成されなかった等の理由により、被害者に返金できなかった残金で、預金保険機構に納付されている金銭を指します。

ウ. 偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化・フォローアップ

- (ア) 26年9月に策定・公表した「平成26事務年度金融モニタリング基本方針」において、前年に引き続き、偽造・盗難キャッシュカード、盗難通帳、インターネットバンキングを用いた預金の不正な払出しを防止する対策や「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律（預貯金者保護法）」・銀行業界内の申合せに沿った被害者に対する補償への的確な対応を監督上の重点事項としました。
- (イ) インターネットバンキングを使用した不正送金事案が急増したことから、業界団体に対して、顧客保護及びセキュリティ強化の観点から、意見交換会等を通じて、万全の対策を講じるよう要請しました。
- (ウ) インターネットバンキングに係る犯罪手口が高度化・巧妙化していること等を踏まえ、全国銀行協会では、法人向けインターネットバンキングに係る被害補償の取扱いやセキュリティ強化策について取りまとめ公表（26年7月）したほか、金融庁では、「主要行等向けの総合的な監督指針」等において、預金取扱金融機関におけるセキュリティ対策や顧客への対応について、監督上の着眼点として明確化する等の改正を行いました（27年2月、パブリックコメント開始。27年4月、施行予定）。
- (エ) 各預金取扱金融機関の27年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計しました（概要を27年●月に公表）【P】。
- (オ) 「預貯金者保護法」の施行状況等を把握するため、金融機関から犯罪発生報告を受け、必要に応じてフォローアップを行っています。また、偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況については、とりまとめを行い、四半期ごとに公表しました。

エ. 無登録業者による詐欺的な投資勧誘等

金融庁においては、無登録業者による詐欺的な投資勧誘等による被害拡大の防止に向け、個別の無登録業者への警告書の発出・公表及び警察当局等への情報提供等

を実施するとともに、金融庁ウェブサイトや、ラジオCM（政府広報）、リーフレットの作成・配布等を通じた国民への注意喚起を行いました。

更に、26年9月、金融庁ウェブサイトにおいて、「無登録の海外所在業者による勧誘にご注意ください」の更新版を掲載し、投資家に注意喚起を行いました。また、海外の無登録業者による金融商品取引法違反等に関して、経済産業省と連携して、金融庁、関東財務局、一般社団法人金融先物取引業協会と連名で、一般社団法人インターネット広告推進協議会（26年10月）に対し、海外の無登録外国為替証拠金取引（FX）業者の広告掲載自粛に関する要請文書を、また、一般社団法人日本クレジット協会（27年2月）に対し、海外の無登録FX業者との取引の注意喚起に関する要請文書を、それぞれ発出しました。

また、証券取引等監視委員会において、26年度に無登録でファンドを販売・勧誘する行為等が認められた4件の事案について、裁判所への禁止命令等の申立てを行いました。

オ. 適格機関投資家等特例業務届出者による悪質な勧誘等

証券取引等監視委員会において、適格機関投資家等特例業務届出者による重大な法令違反等が認められた17件について、検査結果等を公表するとともに、金融庁長官に対して適切な措置を講じるための情報提供等を行いました。

当該17件を含め、金融庁において、販売・勧誘の際の虚偽告知や顧客資産の流用等の法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者24社について、社名・代表者名・法令違反行為等を公表するとともに、関係機関に情報提供を行いました。

また、証券取引等監視委員会において、26年度に無登録でファンドを販売・勧誘する行為等が認められた2件の事案について、裁判所への禁止命令等の申立てを行いました。

② 評価

ア. 振り込め詐欺等への的確な対応及び不正口座利用に関する金融機関等への情報提供

(ア) 振り込め詐欺等への的確な対応

振り込め詐欺等の認知件数・被害総額については、警察庁公表によると、25年が11,998件・約489億円に対し、26年は13,392件・約566億円（対前年比+1,394件、+76億円）に、また27年に入ってから、3月末までで3,565件・約115億円（対前年比+647件、▲15億円）となっています。被害件数及び被害金額共に増加傾向にあるものの、被害金額の増加は、現金を送付する形態の割合が増加したためとされており、金融機関による預金口座の不正利用の撲滅に向けた取り組み（ATM利用額の引き下げ、顧客に対する声掛け等）は、一定の効果があったものと考えています。引き続き、関係省庁や業界団体等と連携しつつ、振り込め

詐欺等の被害の未然防止に向けた金融機関の取組みを促してまいります。

(イ) 不正口座利用に関する金融機関等への情報提供

上記のとおり当局からの情報提供をもとに行ったものを含め、金融機関においては26年4月から27年3月までの間に、466件の利用停止、364件の強制解約等の措置を行っており、預金口座の不正利用防止に一定の効果があったものと考えています。引き続き、不正口座利用を防止するための金融機関の取組みを促してまいります。

【資料3 不正口座利用に伴う口座の利用停止・強制解約等の状況】

(単位：件)

時 期	利用停止	強制解約等
26年4月～6月	13,890	8,196 (7,725)
26年7月～9月	13,969	7,348 (6,879)
26年10月～12月	13,838	7,291 (6,858)
27年1月～3月	【P】	【P】 【P】

(出所) 全国銀行協会

(注) 強制解約等の件数の()書きは当該期間を含め、既に口座利用停止措置を講じていた口座について、その後、強制解約等に至った件数。

イ. 振り込め詐欺救済法の円滑な運用等

(ア) 返金率の向上について

「振り込め詐欺救済法」に基づく被害者に対する返金率向上の取組みについては、法施行後約7年が経過し、被害者への返金率向上に向けた取組みの促進等、法の趣旨に沿った被害者救済に向けた対応が着実に進展してきていると考えられます。また、当庁の取組みとしては、①インターネット広告を活用した幅広い広報活動、②政府広報(振り込め詐欺の類型や特徴)による返金制度の周知、③返金制度的確な運用を実施する観点から、返金制度を装った不当な勧誘に関する注意喚起を実施し、これらの施策が被害者救済に一定程度寄与していると考えられます。今後も引き続き、できるだけ多くの被害者に返金するため、返金制度の周知等に取り組んでまいります。

なお、「振り込め詐欺救済法」に基づく被害者に対する返金率については、預金保険機構の公表によると、24年度が78.4%、25年度が78.2%、26年度は68.8%となっており、直近年度は低下しました。(20年度：55.8%、21年度：43.4%)

(イ) 預保納付金を用いた犯罪被害者等支援事業に係る周知徹底等について

預保納付金を用いた犯罪被害者等支援事業については、25年4月以降、順次滞りなく、奨学金の貸与・助成金の支給が開始されたところです。これにより、犯罪被害者等の支援に大きく寄与するものと考えられます。今後も、当該事業に係る制度の周知を図ることにより、広く犯罪被害者等の支援が展開されるよう取り組んでまいります。

ウ. 偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化・フォローアップ

(ア) 27年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況は、アンケート調査によると、以下のとおりであり、金融機関の情報セキュリティ向上に向けた取組みは着実に行われているものと考えています【P】。

a ICキャッシュカード対応ATMが全体のATMに占める割合は、26年3月末時点で91.4%(150,873台)であったのに対し、27年3月末時点では【P】% (【P】台)へと増加しています。なお、生体認証機能付ICキャッシュカード対応ATMが全体のATMに占める割合は、26年3月末時点で48.2%(79,492台)であったのに対し、27年3月末時点では【P】% (【P】台)とほぼ横ばいとなっています。【P】

b ICキャッシュカードは、26年3月末時点で88.1%の金融機関(1,268金融機関)が導入済みであったのに対し、27年3月末時点では【P】% (【P】金融機関)が導入済と増加しています。また、生体認証機能付ICキャッシュカードについては、26年3月末時点で20.6%の金融機関(296金融機関)が導入済みであったのに対し、27年3月末時点では【P】% (【P】金融機関)が導入済と増加しています。【P】

c 個人向けインターネットバンキングにおける本人認証方式のうち、パスワード生成機や乱数表といったいわゆる可変パスワードは、26年3月末時点で96.8%の金融機関(1,324金融機関)が導入済みであったのに対し、27年3月末時点では【P】% (【P】金融機関)が導入済と更に増加しています。【P】

(イ) 26年度に発生した偽造キャッシュカード等による被害件数・被害額は、とりまとめ結果によると、偽造キャッシュカード被害件数が【P】件(対前年度比【P】件)・被害金額【P】百万円(同【P】百万円)、盗難キャッシュカード被害件数が【P】件(同【P】件)・被害金額【P】百万円(同【P】百万円)、盗難通帳被害件数が【P】件(同【P】件)・被害金額【P】百万円(同【P】百万円)、インターネットバンキング被害件数が【P】件(同【P】件)・【P】百万円(同【P】百万円)となっており、インターネットバンキング被害は増加する一方、偽造キャッシュカード被害、盗難キャッシュカード被害及び、盗難通帳被害は減少しています。【P】

インターネットバンキング被害については、被害件数・被害額ともに前年度比で大きく増加しています。これは、個人顧客のみならず法人顧客にも被害が拡大し、その犯罪手口も高度化・巧妙化していることが要因と考えられます。こうしたことから、全国銀行協会では、法人向けインターネットバンキングに係る被害補償の取扱いやセキュリティ強化策について取りまとめ公表（26年7月）したほか、金融庁では、「主要行等向けの総合的な監督指針」等において、預金取扱金融機関におけるセキュリティ対策や顧客への対応について、監督上の着眼点として明確化する等の改正を行いました（27年2月、パブリックコメント開始。27年4月、施行予定）。引き続き、不正送金防止のための取組みを促してまいります。

エ. 無登録業者による詐欺的な投資勧誘等

無登録業者による詐欺的な投資勧誘等について、裁判所への禁止命令等の申立て、社名・代表者名・法令違反行為等の公表の実施や、警告書の発出・公表を158件実施（25年度は152件実施、対前年度比3.9%増）するとともに、警察当局等へ情報提供、関係機関と連携してインターネット広告及びクレジットカードに係る業界団体への周知要請等を行い、被害拡大の防止に努めました。

オ. 適格機関投資家等特例業務届出者による悪質な勧誘等

販売・勧誘の際の虚偽告知や顧客資産の流用等の法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者について、財務局等との連携の下、裁判所への禁止命令等の申立てや社名・代表者名・法令違反行為等の公表等を行うことで、投資者被害拡大の防止や同様の違法行為等の未然防止に努めました。

5. 今後の課題

（1）顧客のニーズに適合した金融サービスを安心して享受できるための制度・環境整備

金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中で、金融機関等による法令等遵守態勢の確立はますます重要になっており、金融庁に寄せられた投資者からの情報等に基づき、金融機関等が法令を遵守しているか適時・適切に各業者に確認するなど、引き続き、問題事案の早期発見のため適切な監督に努める必要があります。

その上で、法令に照らして、利用者保護等に重大な問題が発生しているという事実が客観的に確認されれば、厳正かつ迅速な行政処分を行うとともに、金融機関等の業務改善に向けた取組みを促していく必要があります。

また、引き続き、行政処分事例の公表、処分の根拠となった法令解釈の周知、監督指針等の整備等の措置を講じることによって、法令違反の再発防止に努めるとともに、金融機関等やその利用者への情報提供を図っていく必要があります。

さらに、金融取引を十分に理解した上で適切な監督を行うことができる専門的な知

見を持った人材を、引き続き、確保・育成していく必要があります。

また、引き続き、各保険会社の保険募集態勢やシステムリスク管理態勢について保険会社と深度ある双方向の議論を継続することにより、保険会社等における更なる態勢整備を促進する必要があります。

(2) 当局における相談体制の充実

金融サービス利用者からの相談等に対しては、問題の解決に繋がるアドバイスや業界団体が開設している紛争解決機関の紹介等を行っています。

今後とも適切な対応に努めるとともに、利用者の利便性の向上を図るため、金融サービス利用に伴うトラブルの発生の未然防止などに向け事前相談の提供を充実させ、相談体制の更なる充実に向けた検討を行う必要があります。

(3) 金融ADR（裁判外紛争解決）制度の円滑な運営

金融ADR制度の充実は、金融商品・サービスに対する利用者の信頼性向上につながることから、引き続き、金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みも活用した運用状況のフォローアップを定期的実施し、必要に応じ、更なる改善を図る点について検討を行う必要があります。

(4) 多重債務者のための相談等の枠組みの整備

多重債務者相談窓口の整備が全国的に進んでいることから、依然として相当程度存在する多重債務者が相談窓口を確実に認知できるよう、広報媒体の多様化（例：インターネット広告やスマートフォン等を含むモバイル広告の活用）やポスター及びリーフレットの配布先・配布方法の見直し等、多重債務者相談窓口の広報を一層効率的に実施していく必要があります。併せて、引き続き多重債務者相談強化キャンペーン期間における無料相談会の開催等を通じた相談者の掘り起こしに努めていく必要があります。

また、多重債務者の心のケアや生活再建等の問題に対応するためには、相談員のレベルアップや関係機関等との連携を促進することが重要であるため、相談員に対する情報提供や研修の更なる機会拡充・内容充実等を図る必要があります。

(5) 金融関連の犯罪等に対する厳正かつ適切な対応

ア. 振り込め詐欺等の被害が依然多く発生している状況等も踏まえ、引き続き、関係省庁や業界団体等と連携しつつ、金融機関窓口での声かけなど、振り込め詐欺等の被害の未然防止に向けた金融機関の取組みを促していく必要があります。

イ. 預金口座の不正利用防止のため、引き続き、金融機関等への情報提供を継続する必要があります。また、引き続き、金融機関に対し、口座開設時等の確認や不正利用が疑われる口座等の取引状況の調査、預金取引停止・口座解約等の措置等、適切

な口座管理を実施するための内部管理態勢の整備を促していく必要があります。

ウ. 偽造キャッシュカード等による被害の防止等のため、引き続き、金融機関における情報セキュリティ対策の向上に向けた取組みや預貯金者保護法等に基づく被害者への補償の状況についてフォローアップしていく必要があります。

エ. 無登録業者による詐欺的な投資勧誘等の販売・勧誘等の重大な金融商品取引法違反等に対しては、引き続き、禁止命令等の申立てや社名・代表者名・法令違反行為等の公表を行っていく必要があります。また、詐欺的な投資勧誘等の手口が巧妙化していることを踏まえ、引き続き、金融庁に寄せられる相談等を端緒として実態把握を進めるとともに、証券取引等監視委員会や警察当局等とも連携しつつ、警告書の発出等を実施するなど被害の防止等に向け、取り組んでいく必要があります。

適格機関投資家等特例業務届出者による悪質な勧誘等については、引き続き、金融商品取引法 27 年改正案の内容も踏まえ、投資者被害拡大の防止や同様の違法行為等の未然防止に取り組む必要があります。

平成26年度実績評価書

金融庁26(施策Ⅱ-2)

施策名	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備					
施策の概要	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるため、顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮、地域密着型金融の促進、中小企業の経営改善・事業再生支援、企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化及び金融機能強化法の適切な運用を図ることとしている。					
達成すべき目標	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられること					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	680	409	288	247
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	680	409	-	-
執行額(百万円)	181	169	-	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本経済再生に向けた緊急経済対策(平成25年1月11日閣議決定) ・好循環実現のための経済対策(25年12月5日閣議決定) ・地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策(26年12月27日閣議決定) ・「日本再興戦略」改訂2014(26年6月24日閣議決定) ・第189回国会 衆議院財務金融委員会における麻生財務大臣兼金融担当大臣の所信表明(27年3月3日) ・第189回国会 参議院財務金融委員会における麻生財務大臣兼金融担当大臣の所信表明(27年3月19日) ・「金融・資本市場活性化に向けての提言」(25年12月13日) ・「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項(提言)」(26年6月12日) 					

測定指標	①顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
		<p>「平成26事務年度金融モニタリング基本方針」において、産業の新陳代謝・経済の成長を支える成長資金の供給や顧客ニーズに即したサービスの提供といった金融仲介機能の発揮を重点施策として明記するとともに、金融商品販売や事業性評価融資に係る金融機関の業務方針・実態について各種ヒアリング・アンケートの実施を通じて、金融機関における顧客のニーズに即したサービスの提供や、顧客企業の経営改善、事業再生、成長につながる積極的な取組み等を促しました。</p>			26年度	達成
	②「経営者保証に関するガイドライン」の融資慣行としての浸透・定着	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
		<p>金融機関等によるガイドラインの積極的な活用を通じ、ガイドラインが融資慣行として浸透・定着するよう、全国各地で実施した金融庁の業務説明会や、政府広報においてガイドラインの周知・広報を行いました。 また、ガイドラインの活用に関して、広く実践されることが望ましい取組みを取りまとめた参考事例集を公表しました。 金融機関等に、中小企業等の顧客に対しガイドラインを周知すること、ガイドラインの更なる活用に努めること及びこれらの取組みについて営業現場の第一線まで浸透させ、組織全体として積極的に取り組むことを要請しました。 ガイドラインの円滑な運用を図る観点から、ガイドラインのQ&Aの一部を改定しました。</p>			26年度	達成
	③地域金融機関の地域密着型金融に関する取組み評価	基準値	実績値		目標値	達成
25年度		26年度				
	51.4	【P】			26年度 積極的評価の割合が25年度に比べ上昇	【P】
④貸出態度判断D. I.	基準値	実績値		目標値	達成	
	25年度	26年度				
	9	15			26年3月期の水準を維持	達成

測定指標	⑤個人版私的整理ガイドラインの運用支援、東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進	施策の進捗状況(実績)	目標	達成	
			26年度	被災者にとって利用しやすい制度となるよう、必要に応じた運用の見直し、及びさらなる周知広報への取組み	達成
		・金融機関に対し、東日本大震災事業者再生支援機構や、個人版私的整理ガイドラインの活用を促すとともに、被災地域の本格的な復興や被災者の生活・事業の再建に向けた金融面での支援状況を確認し、被災者にとって最も適切と考えられる解決策の提案・実行支援を行うよう促しました。 ・個人版私的整理ガイドラインの活用促進に関し、これまでの仮設住宅等の入居者へのチラシの配布等に加え、新たに金融機関等を通じてガイドラインの利用勧奨のご案内を一齐送付するなど、周知広報を拡充しました。			
測定指標	⑥企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化	施策の進捗状況(実績)	目標	達成	
			26年度	日本企業がアジア地域等の海外に進出する際の企業顧客のニーズに即したきめ細かな金融サービスへの取組み等を促進	達成
		・主要行等については、そのグローバルな業務展開を踏まえ、本事務年度のモニタリングにおいて、日系企業に対する金融面でのサポートの状況を含めた海外業務を確認し、その結果について金融機関にフィードバックを実施しました。 ・アジア諸国に対し、本邦又は相手国でのセミナーの実施、訪日調査団の受入れ等を通じ、法令制定などの制度整備支援や、金融行政に係る知見・経験等の共有といった具体的な金融インフラ整備支援を行いました。			
測定指標	⑦金融機能強化法(震災特例含む)の活用検討の促進及び同法に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施	施策の進捗状況(実績)	目標	達成	
			26年度	金融機能強化法(震災特例を含む)について活用の検討を促すとともに、同法に基づき資本参加を実施した金融機関について、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期毎に公表する。	達成
		・金融機能強化法に基づき資本参加を行った2金融機関の新しい経営強化計画を公表しました(26年8月)。 ・金融機能強化法に基づき2金融機関に対して資本参加を実施しました(26年12月)。 ・金融機能強化法に基づき資本参加金融機関における経営強化計画の履行状況について、適切にフォローアップを実施し、半期毎にその内容を公表しました。			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) B(相当程度進展あり)
		(判断根拠)
	施策の分析	<p>【必要性】 日本経済がデフレから脱却し、力強い成長を実現していくため、金融機関には、企業の事業性評価に基づく融資を含む資金供給や、企業の経営改善・生産性向上・事業再生に向けた支援等を行い、企業や産業の成長を協力を後押ししていくことが求められています。そのため、金融機関による積極的な金融仲介機能の発揮が重要となっており、金融機関に対して、産業の新陳代謝・経済の成長を支える成長資金の供給などを促していく必要がありました。</p> <p>【効率性】 業界団体との意見交換を行いつつ関係省庁や商工会議所等の民間団体と連携して当庁・財務局のリソースを有効に活用し、効率的な施策展開を図っているものと考えています。</p> <p>【有効性】 中小企業等の業況等は持ち直しの動きを示しているほか、中小企業向け貸出残高は増加傾向にあります。また、金融機関の貸付条件の変更等の取組みは定着しており、金融の円滑化に向けたこれまでの取組みは相応の成果を上げているもの(測定指標③、④)と考えています。</p>

評価結果	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 各金融機関による、①顧客のニーズに即したサービスの提供や事業性評価に基づく融資等の促進、②中小企業等の経営改善・事業再生支援の強化といった取組みは一定程度進捗しているものと考えられますが、デフレ脱却と経済の持続的成長をより確かなものとしていくため、引き続き、顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮に向けた取組みなどを進め、資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備を進めていく必要があります。</p> <p>【測定指標】</p> <p>①金融機関に対し、様々なライフステージにある企業の事業の内容や成長可能性などを適切に評価(「事業性評価」)した上で、それを踏まえた解決策を検討・提案し、必要な支援等を行っていくことを促します。</p> <p>②「経営者保証に関するガイドライン」が融資慣行として浸透・定着するよう、引き続き周知・広報に努めるとともに、金融機関等に対して積極的な活用を促していきます。</p> <p>③地域金融機関に対する利用者等からの評価を把握・分析し、その後の監督対応に活用していきます。</p> <p>④中小企業金融の円滑化に向けた取組みの効果を把握していきます。</p> <p>⑤個人版私的整理ガイドラインの運用支援や東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進も含め、引き続き被災者支援を促進していきます。</p> <p>⑥ヒアリング等を通じて各金融機関ごとの海外業務の展開方針等を確認し、日本企業がアジア地域等の海外に進出する際の企業顧客のニーズに即したきめ細かな金融サービスへの取組みを促進し、引き続き、企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化を図ります。当該事業については、次期においては①の測定指標に包含し、達成度を測定します。</p> <p>⑦金融機能強化法に基づき資本参加を行った金融機関について、経営強化計画の履行状況のフォローアップを行うなど、適切な運用に努めていきます。</p>
------	---------------	---

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
-----------------	---------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・監督局総務課協同組織金融室「全国信用協同組合連合会に対する信託受益権等の買取りの決定について」 (平成26年11月19日 http://www.fsa.go.jp/news/26/ginkou/20141119-3.html) ・監督局銀行第二課、総務課協同組織金融室「経営強化計画」履行状況報告書等」 (平成26年8月8日公表 http://www.fsa.go.jp/status/keieikyoka/2014b.html) (平成27年2月10日公表 http://www.fsa.go.jp/status/keieikyoka/2015b.html) ・監督局銀行第二課、総務課協同組織金融室「経営強化計画等」 (平成26年8月8日、平成26年11月19日公表 http://www.fsa.go.jp/status/keieikyoka/2014a.html) ・日本再生本部事務局「『日本再興戦略』改訂2014—未来への挑戦—」 (http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/honbun2JP.pdf) ・監督局総務課、検査局審査課「平成26事務年度金融モニタリング基本方針(監督・検査基本方針)」 (http://www.fsa.go.jp/news/26/20140911-1/01.pdf) ・監督局総務課「『経営者保証に関するガイドライン』の活用に係る参考事例集(平成26年12月改訂版)の公表について」 (平成26年12月25日公表 http://www.fsa.go.jp/news/26/ginkou/20141225-1.html) ・監督局総務課「『経営者保証に関するガイドライン』Q&Aの一部改定について」 (平成26年10月1日公表 http://www.fsa.go.jp/news/26/ginkou/20141001-1.html) ・監督局総務課「原材料費やエネルギー価格の上昇に係る中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について」 (平成26年10月14日公表 http://www.fsa.go.jp/news/26/ginkou/20141014-2.html) ・監督局総務課「年末における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について」 (平成26年11月25日公表 http://www.fsa.go.jp/news/26/ginkou/20141125-1.html) ・監督局総務課「年度末における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について」 (平成27年3月2日公表 http://www.fsa.go.jp/news/26/ginkou/20150302-1.html) ・監督局銀行第二課、総務課協同組織金融室「地域金融機関の地域密着型金融の取組み等に対する利用者等の評価に関するアンケート調査」 (http://www.fsa.go.jp/news/26/ginkou/20140815-2.html) ・東北財務局理財部金融調整官「個人版私的整理ガイドラインの認知度等に関する調査」 (平成27年2月18日公表 http://tohoku.mof.go.jp/b2_kinyu/GLnintido201502.html)
---------------------------	---

担当部局名	監督局総務課監督調査室、監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、検査局総務課	政策評価実施時期	平成27年6月
-------	---	----------	---------

平成 26 年度実績評価書（別紙）

施策Ⅱ－２

資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備

1. 達成目標等

達成目標	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられること
目標設定の考え方及びその根拠	<p>新成長戦略や金融資本市場及び金融産業の活性化等のアクションプランにおいて、金融業には、実体経済を支え、かつ、それ自身が成長産業として経済をリードしていく役割が求められている。そのためには、各金融機関において、資金の借り手に真に必要な金融サービスを提供することが必要である。</p> <p>【根拠】</p> <p>「金融・資本市場活性化に向けての提言」（平成 25 年 12 月 13 日）、好循環実現のための経済対策（25 年 12 月 5 日閣議決定）、日本再興戦略（25 年 6 月 14 日閣議決定）、日本経済再生に向けた緊急経済対策（25 年 1 月 11 日閣議決定）、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（25 年 2 月 26 日成立、3 月 6 日公布、3 月 18 日施行）、新成長戦略（22 年 6 月 18 日閣議決定）、金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン（22 年 12 月 24 日）、平成 23 年度の経済見直しと経済財政運営の基本的態度（23 年 1 月 24 日閣議決定）等</p>
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮（金融機関における顧客企業の経営改善、事業再生、育成・成長につながる新規融資に関する積極的な取り組み等の促進、26 年度） ・「経営者保証に関するガイドライン」の融資慣行としての浸透・定着（「経営者保証に関するガイドライン」の周知・広報及び金融機関等による積極的な活用の促進、26 年度） ・地域金融機関の地域密着型金融に関する取り組み評価（積極的評価の割合が前年度（25 年度）に比べ上昇、26 年度） <ul style="list-style-type: none"> ※ 地域金融機関の地域密着型金融の取り組み等に対する利用者等の評価に関するアンケート調査 ・貸出態度判断 D. I.（前年同期（26 年 3 月）の水準を維持、26 年度） <ul style="list-style-type: none"> ※ 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観） ・個人版私的整理ガイドラインの運用支援、東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進（被災者にとって利用しやすい制度となるよう、必要に応じて運用を見直すとともに、さらなる周知広報の

	<p>取組みを実施、26年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化（日本企業がアジア地域等の海外に進出する際の企業顧客のニーズに即したきめ細かな金融サービスへの取組み等を促進、26年度) ・金融機能強化法（震災特例を含む）の活用検討の促進及び同法に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施（再掲）（金融機能強化法（震災特例を含む）について活用の検討を促すとともに、同法に基づき資本参加を実施した金融機関について、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期毎に公表、26年度)
<p>参考指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・財務局・財務事務所の中小企業等金融円滑化窓口における情報等の受付状況 ・金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報、金融円滑化ホットラインにおける情報等の受付状況<内容・件数> ・法人向け規模別貸出残高（日本銀行「預金・現金・貸出金」） ・不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の実績（金額） ・新規融資や経営改善・事業再生支援等における参考事例集の公表実績 <p>※ 施策Ⅰ－１における各指標について、必要に応じて参照する。</p>

2. 平成26年度の主な事務事業

事務事業	実施内容
<p>①顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮</p>	<p>・金融機関においては、それぞれのビジネスモデルを踏まえつつも、利用者ニーズに応えるため、多様かつ柔軟な取組みを行うことが重要である。金融機関においては、自らの役割を認識し、監督方針や監督指針等も踏まえながら、例えば、成長可能性を重視した取組み等を通じた金融仲介機能の発揮が期待されている。</p> <p>特に、日本経済がデフレから脱却し、力強い成長を実現していくため、金融機関は、顧客企業と向き合い、顧客企業の経営改善や事業再生に向けた支援のみならず、適切にリスクを管理しつつ、新規融資を含む積極的な資金供給を行い、顧客企業の育成・成長を後押しする役割が求められている。</p> <p>地域金融機関が、担保・保証に過度に依存することなく適切なリスクテイクを行えるよう、融資決定のプロセス等において、企業の事業内容（その成長性や課題等）を適切に評価するための能力の向上に向けた取組み等を、金融モニタリングの実施等を通じて促進していく。</p>

	<p>平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」や平成25年12月に閣議決定された「好循環実現のための経済対策」等も踏まえながら、監督指針や監督方針等に基づき、各金融機関における金融仲介機能の発揮に係る以下のような取組みについて、その実態把握に努めるとともに、積極的な対応を促す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①顧客企業の経営改善、事業再生、育成・成長につながる新規融資に関する取組み（新規融資に関する態勢の整備等を含む。） ②投資子会社・エクイティファンド等を用いた企業活動の支援 ③多様な金融手法（DDS、DES、ABL等）の積極的な活用 ④プロジェクト・ファイナンスを中心としたインフラ等へのファイナンスの強化 ⑤新たな顧客ニーズに対応した金融商品・サービスの提供 <p>また、25年12月5日に策定・公表された「経営者保証に関するガイドライン」が融資慣行として浸透・定着していくよう、引き続き周知・広報に努めるとともに、金融機関等に対して積極的な活用を促す。</p>
<p>②地域密着型金融の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域金融機関は、中長期的な視点に立って、コンサルティング機能の発揮による顧客企業の経営改善・事業拡大支援や地域の面的再生への積極的な参画等の取組みを組織全体として継続的に推進し、自らの顧客基盤の維持・拡大、収益力・財務の健全性の向上につなげていくことが重要である。 このような地域金融機関の地域密着型金融に係る自主的な取組みを一層促進するため、23年5月16日に改正した「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に基づき適切なフォローアップ（地域活性化ファンドの設立・活用状況等を含む）を行うとともに、動機付け・環境整備のための施策（シンポジウム、顕彰等）について、引き続き取り組む。
<p>③中小企業の経営改善・事業再生支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関においては、中小企業の経営改善・体質強化の支援を加速化していくことが重要である。金融庁としては、監督方針等に基づき、金融機関に対し、外部専門家等と連携した積極的なコンサルティング機能の発揮等により、新規融資や経営改善・事業再生支援等に関する積極的な取組みを促すとともに、中小企業の本業支援を担うことができる専門人材を適切に活用できる仕組みを検討する。また、金融面における中小企業支援策として以下のような取組みを行う。 ①経営者の再チャレンジ支援等を図るための「地域経済活性化支援機構」の積極的な活用 ②事業再生ファンド、地域活性化ファンドの設立・活用の

	<p>促進</p> <p>③「経営者保証に関するガイドライン」の活用促進（再掲）</p> <p>④新規融資や経営改善・事業再生支援等の先進的な取り組みや広く実践されることが望ましい取り組み事例の定期的な公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業金融に関するアンケート等による実態把握に努める。 ・金融機関に対し、年末・年度末等の金融円滑化の要請を行う。 ・地域金融機関に対するモニタリング等を通じ、中小企業等の経営改善・事業再生支援の取り組み状況や、そのために必要な態勢整備の状況等について、継続的に実態把握を進める。 ・個人版私的整理ガイドラインの運用支援、産業復興機構及び東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進も含め、東日本大震災の被災地域等にある金融機関が、引き続き、被災者の支援等に積極的かつ継続的に貢献していくよう促していく。
<p>④企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関においては、海外進出支援等、顧客企業のライフステージに応じたコンサルティング機能を新規融資に結び付けていくことが重要である。このため、金融庁としても、監督方針等を踏まえながら、例えば、主要行等や地域金融機関等が協働し、アジアなど海外へ進出する日本企業に十分な金融サービスを提供できる環境の構築等の取り組み等を行っているか確認する。特に主要行等においては、日本企業がアジア地域等の海外に進出する際に、通常の融資業務にとどまらず、実践的・専門的な現地情報の提供や、現地通貨での融資、M&Aの斡旋、トランザクションバンキングなど、企業顧客のニーズに即したきめ細かかつ他の業態にはない高度な金融サービスを行うことが期待されることから、その取り組みを促す。
<p>⑤金融機能強化法の適切な運用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・23年6月に改正された金融機能強化法について、被災地域の金融機関を含む各金融機関に対し、同法の活用を検討を促していく。（再掲） ・金融機能強化法に基づき資本参加の申込みがあった場合は、法令に基づき経営強化計画を適切に審査する。（再掲） ・金融機能強化法に基づく資本参加金融機関の新しい経営強化計画を公表する。（再掲） ・金融機能強化法に基づき資本参加を実施した金融機関については、計画の着実な履行を確保する観点から、当局として適切なフォローアップを行うとともに、計画の履行状況を半期毎に公表する。（再掲） ・資本増強行による公的資金の返済について、引き続き適切かつ柔軟に対応していく。（再掲）

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

我が国経済は、特に平成20年秋のリーマン・ブラザーズの破綻以降、急激な景気後退を

経験しました。景気は緩やかに回復しつつあるものの、金融資本市場の変動や海外景気の下振れ等によって、下押しされるリスクが存在します。

【GDP成長率（四半期、実質、季節調整済前期比、年率換算）の推移】

（単位：％）

25/4-6	25/7-9	25/10-12	26/1-3	26/4-6	26/7-9	26/10-12	27/1-3
0.8	0.4	▲0.3	1.3	▲1.6	▲0.7	0.4	【P】

（出所）内閣府「四半期別GDP速報」

4. 平成26年度の主な事務事業の取組内容と評価

（1）顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮

① 取組内容

（ア）「平成26事務年度金融モニタリング基本方針」においては、

- ・ 政府がデフレ脱却、経済の持続的成長に向けた取組みを推進している中、経済や産業に必要な資金が円滑に供給され、デフレ脱却に向けた動きをより確かなものとしていくことが重要である、
- ・ 今後、高齢化や人口減少等が進展する中、経済や産業が持続的な成長を続け雇用や賃金の改善につながることで、これまで現預金等に偏っていた国民の資産が適切に運用され安定的な資産形成が図られるとともに、結果として経済成長に必要なリスクマネーが供給されることが期待される、
- ・ 金融機関がこれらに貢献し、経済の成長や国民生活の安定に寄与することが、ひいては、金融機関自身の安定的な収益にもつながっていくような「好循環」の実現を目指す必要がある、

との考え方を示しています。

（イ）こうした好循環を実現するためには、金融機関が顧客のニーズを第一に考え、金融商品・サービスの提供に努める必要があります。金融庁としては、各金融機関が真に顧客のニーズに応え、顧客の利益になる経営を行っているかとの観点から検証を行ってきました。例えば、（i）顧客の知識・経験・財産の状況等に応じて、適切な商品説明や販売後のフォローアップを行っているか、（ii）販売商品の選定に当たり、販売手数料や系列関係等にとらわれることなく、顧客のニーズや利益に真に適う商品が提供される態勢を構築しているか、（iii）顧客の利益を重視した営業の推進に向けた経営目標の設定や業績評価の手法について検討・実施しているか、について、アンケートを通じて検証を行いました。

（ウ）また、金融機関は、財務データや担保・保証に必要以上に依存することなく、借り手企業の事業の内容や成長可能性などを適切に評価（「事業性評価」）した上で、それを踏まえた融資や助言等を行い、企業や産業の成長を支援していくこと

が求められます。そのため、目利き能力やコンサルティング機能を発揮し、地元企業の成長や地域産業の発展に貢献していくために必要な態勢整備や具体的な取組みについて、地域金融機関へのヒアリング等により実態把握を進めてきました。

ヒアリングにあたっては、好事例に共通する特徴を13の着眼事項として整理した「ヒアリング項目集」を材料に地域金融機関との議論を進めました。

(エ) その他、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(26年12月27日閣議決定)を踏まえ、目利き力を発揮した無担保・無保証の運転資金融資の円滑化を図るため、27年1月20日、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕に新たな事例を追加しました。

また、当該事例を、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の広報用パンフレット(「知ってナットク!」)に追加し、積極的な広報に努めました。

(オ) さらに、金融機関等による「経営者保証に関するガイドライン」の積極的な活用を通じ、ガイドラインが融資慣行として浸透・定着するよう、以下のとおり、周知・広報に努めるとともに、金融機関等に対し積極的な活用を促しました。

- ・全国各地で実施した金融庁の業務説明会においてガイドラインの周知を実施
- ・政府広報によるガイドラインの広報を実施
- ・広く実践されることが望ましい取組みを取りまとめた参考事例集を公表
- ・金融機関等に、中小企業等の顧客に対しガイドラインを周知すること、ガイドラインの更なる活用を努めること及びこれらの取組みについて営業現場の第一線まで浸透させ、組織全体として積極的に取り組むことを要請
- ・ガイドラインの円滑な運用を図る観点から、ガイドラインのQ&Aの一部を改定

② 評価

金融機関に対する各種ヒアリング等において、顧客のニーズに即したサービスの提供や事業性評価に基づく融資等の金融仲介機能の発揮のための各金融機関の取組みや課題に係る実態を把握することを通じて、金融機関における態勢整備や課題解決に向けた検討を促すことにより、積極的な金融仲介機能の発揮を促すことができたものと考えています。

また、全国各地で実施した金融庁の業務説明会や政府広報において、「経営者保証に関するガイドライン」の周知・広報を実施したほか、金融機関等により広く実践されることが望ましい取組みを取りまとめた参考事例集を金融庁ウェブサイトに掲載するなど、金融機関等によるガイドラインの積極的な活用を促すことができたものと考えています。

(2) 地域密着型金融の促進

① 取組内容

各地域金融機関は、地域の経済・産業活動を支えながら、地域とともに自らも成長・発展していくという「好循環」の実現に向けた取組みを強化することが求められており、企業の事業内容や成長可能性などを適切に評価（「事業性評価」）した上で、必要な支援を行っていくことが重要です。

こうしたことから、トップヒアリングをはじめとする各種ヒアリングの機会等を通じ、顧客企業のライフステージに応じたコンサルティング機能の発揮や地域経済の活性化への貢献に向けた取組状況等を確認するとともに、各財務（支）局（沖縄総合事務局を含む）において、地域金融機関の課題や役割等について問題提起できる有識者や専門家による講演や、有識者等を交えた、地元の企業経営者など地域の関係者によるパネルディスカッションを内容とする、「地域密着型金融に関する会議（シンポジウム）」を開催（27年2月から3月）しました。

② 評価

各種ヒアリングの機会等を通じて、各金融機関における地域密着型金融の取組状況をフォローアップしつつ、当該取組みが利用者と地域金融機関の双方にとってより実効的なものとなるよう建設的な意見交換を行うことにより、各金融機関が自主性・創造性を発揮しつつ取り組んでいくよう促すことができたものと考えています。

また、シンポジウムについては、各財務（支）局（沖縄総合事務局を含む）の全国11箇所で実施しており、当該シンポジウムには、地域金融機関をはじめ、中小企業団体、事業者、消費者、地方自治体、学識者等の多数の関係者にご参加いただきました。また、シンポジウムの結果については、金融庁と各財務局等のウェブサイトで公表を実施しています。

こうした取組みを通じて、それぞれの地域金融機関に求められる役割の発揮状況やビジネスモデルの構築に向けた取組状況等について、各金融機関と議論を深めるとともに、検討を促すことができたものと考えています。

(3) 中小企業の経営改善・事業再生支援

① 取組内容

ア. 中小企業等の経営改善・事業再生支援の促進

「平成26事務年度金融モニタリング基本方針」に基づいて、目利き能力の発揮による企業の事業性評価に基づく融資や、コンサルティング機能の発揮による持続可能な企業（特に地域の経済・産業を牽引する企業）の経営改善・生産性向上・体質強化の支援等の取組みを一層強化していくよう促しました。

(ア) 経営者の再チャレンジ支援等を図るための「地域経済活性化支援機構」の積極的な活用

株式会社地域経済活性化支援機構法の改正により（26年10月改正法施行）、地域経済活性化支援機構に新たに追加された経営者の再チャレンジ支援等を図るための業務（特定支援業務）について、「平成26事務年度金融モニタリング基本方針」や全国の財務局等で開催した説明会において、地域金融機関に対してその積極的な活用を促しました。

（イ）事業再生ファンド、地域活性化ファンドの設立・活用の促進

「平成26事務年度金融モニタリング基本方針」において、地域金融機関に対して事業再生ファンド・地域活性化ファンドの設立等における地域経済活性化支援機構の積極的な活用を促しました。

また、地域金融機関に対する各種ヒアリング等において、地域金融機関におけるファンドの設立・活用の状況について実態把握を行うとともに、引き続き積極的なファンドの設立・活用について促しました。

（ウ）新規融資や経営改善・事業再生支援等の先進的な取り組みや広く実践されることが望ましい取り組み事例の公表

26年4月、金融機関による中小企業等に対する「新規融資や経営改善・事業再生支援等における参考事例集」及び、中小企業の本業支援を担うことができる専門人材を適切に活用できる仕組みの参考のため、「専門人材の活用に係る参考事例集」を公表しました。

イ. 中小企業金融等のきめ細かな実態把握

（ア）中小企業者等へのヒアリング・アンケート調査

26年5月、8月、11月及び27年2月には、全国の財務局等を通じて、各都道府県の商工会議所等を対象に、中小企業等の業況や資金繰り等に関するアンケート調査を実施しました。

ウ. 金融機関に対する金融円滑化に関する要請

（ア）金融機関代表者等への直接の要請

金融担当大臣と金融機関代表者等との意見交換の機会に、金融機関に対して、適切かつ積極的な金融仲介機能を発揮し、中小企業等に対して円滑な資金供給を図るよう要請しました。具体的には、26年11月25日及び27年3月2日に全銀協、地銀協、第二地銀協、信託協会、全信協、全信中協、政府系金融機関等の代表者を招き、金融担当大臣等から要請するとともに、融資動向等についての意見交換を行いました。

（イ）文書による要請

26年10月14日、26年11月25日及び27年3月2日に、金融関係団体に対し、

中小企業等に対する金融の円滑化に一層努めるよう要請する文書を発出しました。

エ. 被災者支援の促進について

東日本大震災からの復興を加速し、被災地域において持続可能な経済・産業を再構築する観点から、金融機関は被災地域の状況やニーズをきめ細かく把握・分析した上で、金融仲介機能を的確に発揮することが求められています。

このような中、金融機関に対し、東日本大震災事業者再生支援機構や、個人版私的整理ガイドラインの活用を促すとともに、被災地域の本格的な復興や被災者の生活・事業の再建に向けた金融面での支援状況を確認し、被災者にとって最も適切と考えられる解決策の提案・実行支援を行うよう促しました。

また、個人版私的整理ガイドラインの活用促進を図る観点から、東北被災3県の仮設住宅等の入居者を対象として、より効果的な周知広報策を検討するための調査を実施しました。当該調査の結果を踏まえ、これまでのチラシの配布や各種相談会の開催等に加え、金融機関を通じて被災者にガイドラインの利用勧奨のご案内を送付するとともに、被災自治体の協力を得て住民広報誌への折込み等により同案内を配布したほか、ケーブルテレビにて制度内容を詳細に説明する番組を放送するなど、周知広報策の拡充を図りました。

② 評価

ア. 貸付条件の変更等の実施状況

中小企業金融円滑化法の施行（21年12月4日）から26年9月30日までの申込みに対する貸付条件の変更等の実績は以下のとおりとなっています（詳細は【資料1-1】を参照。）。

（件数ベース）

	実行/(実行+謝絶)	実行/申込（注）
中小企業向け貸付け・条件変更実行率	97.6%	94.5%
住宅ローン・条件変更実行率	92.0%	82.3%

（注）審査中・取下げの案件を含む。

イ. 金融機関の貸出態度や資金繰り等に関する中小企業の判断等

金融機関の貸出態度に関する中小企業の判断の指標である日銀短観の「貸出態度判断D. I.」（D. I. = 「緩い」と回答した社数構成比－「厳しい」と回答した社数構成比）を見ると、25年3月期+3、26年3月期+9、27年3月期+15と上昇しています。【資料1-2】

また、当庁が実施している「中小企業の業況等に関するアンケート調査結果」では、中小企業の業況D. I. は、21年2月調査に▲97となった後、26年8月調査で

は▲26、11月調査では▲29、27年2月調査では▲26と、資金繰りD. I. は、21年2月調査に▲88となった後、26年8月調査では▲20、11月調査では▲23、26年2月調査では▲22と推移しています。【資料1-3】

さらに、当庁の金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報及び金融円滑化ホットラインによる情報の受付件数は、24年は64件でしたが、25年は64件と増減なし、26年は42件と減少しています。【資料1-4】

ウ. 融資残高

27年3月の国内銀行の法人向け融資残高は対前年同月比2.9%の増加となっており、うち中小企業向けが対前年同月比2.4増%の増加となっています。【資料1-5】

また、各金融機関においては、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の取組みとして、引き続きABL（動産・債権譲渡担保融資）等を推進しています。【資料1-6、7、8】

エ. 地域経済活性化支援機構等の活用促進

地域金融機関による地域経済活性化支援機構を活用した経営者の再チャレンジ支援（特定支援決定）の件数は、27年3月末現在で3件となっています。

また、同機構が27年3月末までに地域金融機関と機構が連携し設立したファンドは、事業再生ファンド3件（参考：26年3月末3件）、地域活性化ファンド19件（参考：26年3月末1件）となっています。

オ. 個人版私的整理ガイドラインによる債務整理の成立件数等

個人版私的整理ガイドラインによる債務整理の成立件数及び東日本大震災事業者震災支援機構の支援決定件数は、27年3月末において、それぞれ累計1,209件、579件となっています。【資料1-9、10】

カ. まとめ

以上のとおり、中小企業等の業況等は持ち直しの動きを示しているほか、中小企業向け貸出残高は増加傾向にあります。また、全体として金融機関による貸付条件の変更等の取組みは定着しているほか、各種指標は概ね改善の動きが継続しています。これらのことから、施策の達成に向けて効果が上がっているものと考えています。

【資料 1 - 1 金融機関における貸付条件の変更等の状況について】

〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位：件)

	申込み	実行	謝絶	審査中	取下げ	実行率 ① ※1	実行率 ② ※2
主要行等 (9)	783,868	737,169	19,241	10,454	17,004	97.5%	94.0%
地域銀行 (106)	2,780,706	2,622,426	67,747	23,049	67,484	97.5%	94.3%
その他の銀行 (26)	37,047	31,968	2,803	173	2,103	91.9%	86.3%
信用金庫 (268)	2,075,653	1,967,673	44,428	16,519	47,033	97.8%	94.8%
信用組合 (155)	317,191	302,701	5,047	1,832	7,611	98.4%	95.4%
労働金庫 (14)	4	4	0	0	0	100.0%	100.0%
信農連・信 漁連(66)	14,034	13,543	172	78	241	98.7%	96.5%
農協・漁協 (818)	69,203	66,782	1,169	138	1,114	98.3%	96.5%
合計(1462)	6,077,706	5,742,266	140,607	52,243	142,590	97.6%	94.5%

(出所) 監督局総務課調

(注1) 実行率①=実行件数/(実行件数+謝絶件数)。以下同じ。

(注2) 実行率②=実行件数/申込み件数。以下同じ。

(注3) 左端の欄中の括弧内は、26年9月末時点の金融機関数。以下同じ。

(注4) 件数は、貸付債権ベース。以下同じ。

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位：件)

	申込み	実行	謝絶	審査中	取下げ	実行率 ① ※1	実行率 ② ※2
主要行等 (9)	82,161	69,281	5,957	780	6,143	92.1%	84.3%
地域銀行 (106)	184,596	146,167	14,779	1,684	21,966	90.8%	79.2%
その他の銀行 (26)	4,962	4,276	297	38	351	93.5%	86.2%

信用金庫 (268)	91,026	78,256	5,095	705	6,970	93.9%	86.0%
信用組合 (155)	15,055	13,193	784	86	992	94.4%	87.6%
労働金庫 (14)	15,902	13,191	1,414	152	1,145	90.3%	83.0%
信農連・信 漁連(66)	283	261	3	1	18	98.9%	92.2%
農協・漁協 (818)	7,878	6,095	574	48	1,161	91.4%	77.4%
合計(1462)	401,863	330,720	28,903	3,494	38,746	92.0%	82.3%

(出所) 監督局総務課調

【資料 1-2 日銀短観の推移 (中小企業)】

(四半期ベース)

	25/3	25/6	25/9	25/12	26/3	26/6	26/9	26/12	27/3
貸出態度判断 D. I.	3	6	7	8	9	11	12	12	15
業況判断 D. I.	▲12	▲8	▲4	3	7	2	0	0	2
資金繰り判断 D. I.	▲5	▲3	▲2	1	1	3	2	2	4

(出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注1) 貸出態度判断 D. I. = 「緩い」と回答した社数構成比 - 「厳しい」と回答した社数構成比

(注2) 業況判断 D. I. = 「良い」と回答した社数構成比 - 「悪い」と回答した社数構成比

(注3) 資金繰り判断 D. I. = 「楽である」と回答した社数構成比 - 「苦しい」と回答した社数構成比

【資料 1-3 「中小企業の業況等に関するアンケート調査結果」の推移】

	25/5	25/8	25/11	26/2	26/5	26/8	26/11	27/2
中小企業の業況 D. I.	▲35	▲23	▲9	2	▲22	▲26	▲29	▲26
中小企業の資金繰り D. I.	▲31	▲25	▲18	▲11	▲15	▲20	▲24	▲22

(出所) 監督局銀行第二課・総務課協同組織金融室調

(注1) D. I. = 「良い」と回答した先数構成比 - 「悪い」と回答した先数構成比

(注2) 全国の財務局等において、各都道府県の商工会議所 47 先に対し聴き取り調査を実施。

【資料 1-4 金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報及び金融円滑化ホットラインによる情報の受付状況】

(単位：件)

区分	貸し渋り・貸し剥がしに関する情報			金融円滑化ホットライン情報			合計		
	25年	26年	27年	25年	26年	27年	25年	26年	27年
第1四半期	7	8	7	7	4	10	14	12	17
第2四半期	10	8		7	6		17	14	
第3四半期	9	3		7	5		16	8	
第4四半期	9	3		8	5		17	8	

(出所) 総務企画局政策課・監督局総務課調

(※1) 「貸し渋り・貸し剥がし」に関する情報については、当初、14年10月25日(各財務(支)局等は同年11月1日)に開設した「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」として受け付け、その後、17年7月19日に情報受付窓口を「金融サービス利用者相談室」に一元化している。

(※2) 「金融円滑化ホットライン」は、金融の円滑化に関し、中小企業など借り手の方々の声を聞く情報等の受付窓口として、20年4月30日に開設。

【資料 1-5 企業規模別貸出残高(対前年同月比)】(国内銀行)

(単位：兆円、%)

月末	法人向け全体 貸出残高	前年同月比	中小企業向け	
				前年同月比
26/4	276.4	2.2	170.5	1.8
26/5	275.7	2.2	170.4	2.2
26/6	278.4	2.3	171.5	1.8
26/7	277.1	1.9	170.9	1.7
26/8	277.7	2.1	171.7	1.8
26/9	282.5	2.2	175.2	2.1
26/10	279.0	2.5	172.1	2.1
26/11	282.3	2.8	173.7	1.9
26/12	287.4	3.0	177.5	2.1
27/1	284.8	2.8	175.6	2.6
27/2	285.6	3.1	175.7	2.8
27/3	289.1	2.9	179.8	2.4

(出所) 日本銀行「預金・現金・貸出金」

【資料 1－6 不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の状況】

(単位：億円)

	主要行			地域金融機関		
	25年3月末	26年3月末	27年3月末	25年3月末	26年3月末	27年3月末
動産・債権譲渡担保融資	6,221	6,598	P	5,048	7,615	P
うち動産担保融資	2,733	2,949	P	2,041	3,758	P
うち債権譲渡担保融資	3,488	3,649	P	3,007	3,857	P
財務制限条項を活用した融資	525,758	569,966	P	176,760	170,822	P

(出所) 監督局銀行第一課・監督局銀行第二課・総務課協同組織金融室調

【資料 1－7 資本金借入金の状況】

(単位：億円)

	25年3月末	26年3月末	27年3月末
地域金融機関	1,913	2,272	P
地域銀行	1,640	1,879	P
信用金庫・信用組合	273	393	P

(出所) 監督局銀行第二課・総務課協同組織金融室調

【資料 1－8 ビジネスマッチングの成約件数】

(単位：件)

	23年度	24年度	25年度
地域金融機関	36,503	46,305	61,700
地域銀行	28,925	38,850	49,717
信用金庫・信用組合	7,578	7,455	11,983

(出所) 地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会の公表資料より集計

【資料 1－9 個人版私的整理ガイドラインによる債務整理の成立件数（累計）※1】

(単位：件数)

26/4	26/5	26/6	26/7	26/8	26/9	26/10	26/11	26/12	27/1	27/2	27/3
924	968	1,005	1,031	1,070	1,099	1,127	1,140	1,155	1,176	1,194	1,209

(出所) 個人版私的整理ガイドライン運営委員会

※1 各月の最終金曜日の数値

【資料 1－10 東日本大震災事業者震災支援機構の支援決定件数（累計）※2】

（単位：件数）

26/4	26/5	26/6	26/7	26/8	26/9	26/10	26/11	26/12	27/1	27/2	27/3
421	438	449	465	478	501	508	514	531	543	554	579

（出所）東日本大震災事業者震災支援機構

※2 月末の数値

（4）企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化

① 取組内容

主要行等については、そのグローバルな業務展開を踏まえ、26 事務年度のモニタリングにおいて、日系企業に対する金融面でのサポートの状況を含めた海外業務を確認し、その結果について金融機関にフィードバックを実施しました。

また、取引先企業の海外進出をサポートする金融機関の活動を後押しする観点も念頭に、アジア諸国に対し、本邦又は相手国でのセミナーの実施、訪日調査団の受入れ等を通じ、法令制定などの制度整備支援や、金融行政に係る知見・経験等の共有といった具体的な金融インフラ整備支援を行いました。さらに、TPPや二国間EPA等も活用しつつ、金融機関の現地での活動への制約となる規制の緩和を要請してきました。

② 評価

26 事務年度のモニタリングにおいて、日系企業に対する金融面でのサポートの状況を含めた海外業務を確認し、その結果を金融機関にフィードバックすることで、アジアなど海外へ進出する日本企業に十分な金融サービスを提供できる環境の構築の進展につながったものと考えています。

また、金融庁として、アジア各国の金融インフラ整備のための技術支援を、関係機関と連携しながら積極的に実施することにより、各国の金融当局との関係が一層強化され、アジア各国の金融インフラ整備につながり、ひいては日系金融機関のアジア進出が促進されることで同地域に進出する日系企業の資金調達の円滑化に資するものと考えています。

（5）金融機能強化法の適切な運用

① 取組内容

ア. 金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関のうち、福邦銀行及び南日本銀行の新しい経営強化計画について、26 年 8 月に公表しました。

イ. 金融機能強化法の本則に基づき、釧路信用組合及び滋賀県信用組合対して、26 年 12 月に資本参加を実施しました。

ウ. 金融機能強化法の本則及び震災特例に基づき資本参加を行った金融機関から経営

強化計画の履行状況について報告を受けフォローアップを行うとともに、26年3月期（25金融機関）については同年8月に、26年9月期（25金融機関）については27年2月にその内容を公表しました。

② 評価

金融機能強化法に基づき資本参加を行った金融機関の経営強化計画の履行状況については、各金融機関から、半期毎に報告を受け、これを当局が公表することとされており、パブリック・プレッシャーが働く仕組みとなっています。また、履行状況のフォローアップを行い、必要に応じて監督上の措置を講ずることとしています。

なお、23年に改正された同法の震災特例においては、東日本大震災により金融機能に様々な影響が懸念される中、震災の影響を受けた金融機関等による積極的な活用を促す観点から、経営強化計画の策定において、経営責任の明確化や収益性・効率性等に関する目標設定を求めない等の弾力化が図られています。

このような枠組みの下、資本参加を行った金融機関は金融仲介機能の一層の強化により、地域における信用供与の円滑化や震災からの復興に向けた支援に積極的かつ継続的に貢献していくものと考えています。

5. 今後の課題

（1）顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮

日本経済がデフレから脱却し、力強い成長を実現していくためには、金融機関が適切なリスク管理の下、企業の事業性評価に基づく融資を含む資金供給や、企業の海外進出支援を含めた企業の経営改善・生産性向上・事業再生に向けた支援等を行い、企業や産業の成長を強力に後押しするという、金融機関として本来果たすべき役割を一層発揮していくことが重要です。このような中、事業者からは、金融機関が依然として財務内容や担保・保証に必要以上に依存しているとの声も聞かれることから、引き続き、事業性評価に基づく融資等の取組みを金融機関の営業現場の第一線まで浸透させるなど、金融機関によるきめ細かな顧客ニーズの把握を踏まえた積極的な金融仲介機能の発揮に向けて、施策の展開を図っていく必要があります。

「経営者保証に関するガイドライン」についても、これが融資慣行として浸透・定着するよう、引き続き周知・広報に努めるとともに、金融機関等に対して積極的な活用を促していく必要があります。

（2）地域密着型金融の促進

地域金融機関は、目利き能力の発揮による企業の事業性評価に基づく融資や、コンサルティング機能の発揮による持続可能な企業の経営改善・生産性向上・体質強化の支援等の取組みを一層強化していくことが求められています。こうした取組みは、取引先企業の生産性向上等につながると同時に、地域金融機関としても、付加価値の高いサービ

ス提供を可能とし、自らの安定的な収益の確保及び健全性の維持・向上につながるものであると考えています。

その際には、地域金融機関としてのビジネスモデルである地域密着型金融を、地域の利用者や経済・社会に貢献するとともに自らの財務の健全性や収益性の向上を図っていくものとして再確認し、こうしたビジネスモデルを自らのものとして構築していくとの中長期的な視点に立って、組織全体としての創意工夫を凝らした取組みを継続・強化していくことが重要です。

金融庁としては、各種ヒアリング等を通じて、地域密着型金融を推進するための地域金融機関の取組状況を引き続きフォローアップしていくとともに、各地域金融機関間の知見・ノウハウの共有を図るため、より優れた業務運営（ベスト・プラクティス）に向けた取組み等について継続的に把握し、情報還元を行っていく必要があります。

(3) 中小企業の経営改善・事業再生支援

各金融機関においては、中小企業等の経営改善・生産性向上・体質強化が図られるよう、外部機関や外部専門家とも連携しつつ、コンサルティング機能を発揮して、経営改善等の支援に、これまで以上に積極的に取り組んでいくことが重要です。こうした基本的考え方に沿って、今後、顧客企業の経営改善等や地域経済の活性化などにつながるような金融機関側の取組みについて、モニタリング等を通じて、実態把握に努め、金融機関との双方向的な対話により促していきます。

(4) 企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化

我が国の金融機関は、高い成長が見込まれるアジアを中心に、拠点網の拡充や現地金融機関への出資・業務提携といった形で海外展開を積極的に進め、海外における金融サービスの提供力強化に努めています。金融庁としては、こうした取組みに際して、我が国の金融機関が、主要行を中心として中長期的な収益力の向上に向けた経営戦略を持ちながら、グループ全体でのシナジー効果の発揮や適切なリスク管理等を行っているかについて確認することとしています。引き続き、金融機関が自らの経営判断によって、適切なリスク管理等に留意しつつ、顧客企業のニーズに的確に対応した金融仲介機能を発揮し、我が国企業等のニーズに応える金融サービスを安定的に提供するよう促していきます。

(5) 金融機能強化法の適切な運用

金融機能強化法に基づき資本参加を行った金融機関については、経営強化計画の履行状況のフォローアップ・公表を行うなど、引き続き適切な運用に努めていく必要があります。

平成26年度実績評価書

金融庁26(施策Ⅱ-3)

施策名	資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備					
施策の概要	国民の資産形成等に真に必要な金融サービスが提供されるため、投資信託や保険等の金融サービスの提供のあり方、我が国金融機関が国民のニーズに合った金融サービスを提供するためのあり方を検討する。こうしたサービスの提供を通じて、個人投資家が安心して投資できる制度・環境整備を図る。					
達成すべき目標	国民の資産形成等のために、真に必要な金融サービスが提供されること					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	7	11	14	25
		補正予算(b)	—	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—		
		合計(a+b+c)	7	11		
執行額(百万円)	7	10				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本経済再生に向けた緊急経済対策(平成25年1月11日閣議決定) ・日本再興戦略—JAPAN is BACK—(平成25年6月14日閣議決定) ・「日本再興戦略」改訂2014—未来への挑戦—(平成26年6月24日閣議決定) 					

測定指標	①NISAの普及促進に向けた取組みの進捗状況	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		27年度税制改正要望において、未成年者向けの「ジュニアNISA」の創設や、現行NISAの年間投資上限額の引上げ(100万円から120万円へ)、NISA口座開設手続きの効率化を要望し、措置されました。	26年度 NISA関連の税制改正要望提出	達成
	②投資信託・投資法人法制の見直しの進捗状況	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		近年の投資信託商品の多様化及びREITを巡る諸問題を踏まえ、25年6月に成立・公布された「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成25年法律第45号)」のうち、1年6ヶ月以内に施行する部分について、関連する政令・内閣府令の整備を行いました(26年7月2日公布、同年12月1日施行)。	26年度 所要の政令・内閣府令の整備、業界の自主規制団体の規則の内容について業界と議論を通じた制度・環境整備	達成
③金融審議会金融分科会報告「新しい保険商品・サービス及び募集ルールのあり方について」の提言内容の実現に向けた取組みの進捗状況	施策の進捗状況(実績)	目標	達成	
	金融審議会金融分科会報告「新しい保険商品・サービス及び募集ルールのあり方について」の提言内容を踏まえた「保険業法等の一部を改正する法律」が平成26年5月に成立し、同法を施行する「保険業法施行令の一部を改正する政令等(3月以内施行)」を26年8月に公布・施行し、「保険業法施行令の一部を改正する政令等(6月以内施行)」を26年11月に公布・施行し、「平成26年改正保険業法(2年以内施行)」に係る政府令・監督指針案を27年2月に公表し、パブリックコメントの募集を実施しました。	26年度 保険業法等の一部改正法の施行に向けた政令・内閣府令の整備	達成	
④金融機関の投信窓販等に関する横断的な検証状況	施策の進捗状況(実績)	目標	達成	
	金融機関の手数料ビジネス(投資信託の窓口販売等)について、25年度検証実施銀行に対するフォローアップ及び地域銀行等の経営戦略等に関する水平的レビューを実施し、真の顧客利益につながり、成長マネー供給の促進にも貢献する業務のあり方を検証しました。	26年度 金融機関の手数料ビジネスに関する水平的レビューの実施	達成	

評価結果	目標達成度合いの測定結果 (判断根拠)	(各行政機関共通区分) B(相当程度進展あり)
		<p>26年1月から開始されたNISAの普及・定着のための税制改正要望提出や目標達成のための所要の政令・内閣府令の整備を行うとともに、投信窓販等に関する水平的レビューを実施する等、国民の資産形成等に真に必要な金融サービスの提供の観点から、必要な制度・環境整備を着実に進めました。</p> <p>測定指標の目標は全て達成となっていますが、中長期的には、国民の資産形成等のために、真に必要な金融サービスが提供されることに向けた取組みを一層進める必要があることから「B」としました。</p>

評価結果	施策の分析	<ul style="list-style-type: none"> ・測定指標①については、本改正によりNISA制度の拡充や利便性向上が図られ、制度の更なる普及促進につながるものと考えられます。 ・測定指標②については、所要の政令・内閣府令を整備し、投資信託・投資法人法制の見直しについて、進捗に寄与があったものと考えられます。 ・測定指標③については、金融審議会金融分科会報告「新しい保険商品・サービス及び募集ルールのあり方について」の提言内容を踏まえた「保険業法等の一部を改正する法律」が平成26年5月に成立し、同法を施行する「保険業法施行令の一部を改正する政令等(3月以内施行)」を26年8月に公布・施行し、「保険業法施行令の一部を改正する政令等(6月以内施行)」を26年11月に公布・施行し、「平成26年改正保険業法(2年以内施行)に係る政府令・監督指針案」を27年2月に公表し、パブリックコメントの募集を実施しており、目標達成に寄与したものと考えています。 ・測定指標④については、本検証の結果、金融機関の投信窓販等において、個人等のニーズを把握し、当該ニーズを踏まえた顧客の利益に真に適うような商品・サービスの提供を行う取組みは進展しており、これまでの当庁の取組みは相応の成果を上げているものと考えています。
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 金融サービスの利用者に対して、より質の高い金融サービスを提供するために、制度・環境整備に引き続き取り組んでいくことが必要と考えられます。</p> <p>【測定指標】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①来年度も今年度と同様に設定します。27年度税制改正で措置されたジュニアNISAを含め、NISA制度の更なる普及・定着に向けた周知・広報活動を強化していくとともに、NISAのあり方について、投資家のすそ野を拡大し、「家計の安定的な資産形成の支援」と「経済成長に必要な成長資金の供給拡大」の両立を図るといった制度趣旨や、措置の実績、効果の検証等を踏まえ、引き続き検討を行っていきます。 ②目標を達成しており、次期には測定指標から除外します。 ③27年度も今年度と同様に設定します。金融審議会金融分科会報告「新しい保険商品・サービス及び募集ルールのあり方について」の提言を踏まえて、「平成26年改正保険業法(2年以内施行)に係る政府令・監督指針」の整備を引き続き行います。 ④今後も各金融機関が、真に顧客のニーズに応え、顧客の利益になる経営を行っているか継続的にフォローアップして参ります。

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
-----------------	---------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>【測定指標②】 ・総務企画局市場課「平成25年金融商品取引法等改正(1年半以内施行)等に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について」 (26年6月27日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/syouken/20140627-13.html)</p> <p>【測定指標③】 ・「保険業法施行令の一部を改正する政令(案)」等に対するパブリックコメントの結果等について (http://www.fsa.go.jp/news/26/hoken/20140815-1.html) ・「保険業法施行令の一部を改正する政令(案)」等に対するパブリックコメントの結果等について (http://www.fsa.go.jp/news/26/hoken/20141121-1.html) ・平成26年改正保険業法(2年以内施行)に係る政府令・監督指針案の公表について (http://www.fsa.go.jp/news/26/hoken/20150218-2.html)</p>
---------------------------	--

担当部局名	務企画局企画課、総務企画局市場課、総務企画局企画課保険企画室、総務企画局政策課、総務企画局政策課総合政策室、検査局総務課	政策評価実施時期	平成27年6月
-------	--	----------	---------

平成 26 年度実績評価書（別紙）

施策Ⅱ－3

資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備

1. 達成目標等

達成目標	国民の資産形成等のために、真に必要な金融サービスが提供されること
目標設定の考え方及びその根拠	<p>少子高齢化社会が進展している中、我が国経済の持続的な成長を確保し、国民が成長の果実を享受していくためには、国民に長期的に適切な投資機会が提供され、資産形成が図られる必要がある。また、少子高齢化社会にふさわしい保険等の金融サービスが提供される必要がある。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本経済再生に向けた緊急経済対策（平成 25 年 1 月 11 日閣議決定） ・日本再興戦略-JAPAN is BACK-（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託・投資法人法制の見直しの進捗状況（所要の政令・内閣府令の整備、業界の自主規制団体の規則の内容について業界と議論を通じた制度・環境整備、26 年度） ・金融審議会金融分科会報告「新しい保険商品・サービス及び募集ルールのあり方について」の提言内容の実現に向けた取組みの進捗状況（保険業法等の一部改正法の施行に向けた政令・内閣府令の整備、26 年度） ・NISAの普及促進に向けた取組みの進捗状況（NISA関連の税制改正要望提出、26 年度） ・金融機関の投信窓販等に関する横断的な検証状況（金融機関の手数料ビジネスに関する水平的レビューの実施、26 年度）
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務事業に係る制度の新設・見直しに係る進捗状況 ・NISAの口座開設数

2. 平成 26 年度の主な事務事業

事務事業	実施内容
<p>①顧客が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備</p> <p>i) 投資信託・投資法人法制の見直し</p> <p>ii) 保険募集の更なる質の向上等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託・投資法人法制の見直し <p>近年の投資信託商品の多様化及びREITを巡る諸問題を踏まえ、25 年 6 月に成立・公布された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」のうち、1 年 6 ヶ月以内に施行する部分について、関連する政令・内閣府令の整備を行う。</p>

<p>に向けた所要の制度整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険募集の更なる質の向上等に向けた所要の制度整備 金融審議会金融分科会報告「新しい保険商品・サービス及び募集ルールのあり方について」の提言内容の実現に向けて、関連する政令・内閣府令の整備を行う。
<p>②個人の金融資産を成長資金へ転換し、資産形成に寄与するための環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 26年1月より導入されたNISAについて、広く国民に投資への関心を持ってもらい、長期的視点からの資産形成を促すとともに、成長資金の供給拡大を図り、日本の経済成長につなげる観点から、制度の普及・定着に向けた取組みを進めていく。 ・ 金融機関の手数料ビジネス（投資信託の窓口販売等）について、25年度の成果も踏まえた水平的レビューを実施し、真の顧客利益につながり、成長マネーの供給促進にも貢献する業務のあり方について、引き続き検証する。

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし

4. 平成26年度の主な事務事業の取組内容と評価

(1) 顧客が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備

i) 投資信託・投資法人法制の見直し

① 取組内容

近年の投資信託商品の多様化及びREITを巡る諸問題を踏まえ、25年6月に成立・公布された「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成25年法律第45号）」のうち、1年6ヶ月以内に施行する部分について、関連する政令・内閣府令の整備を行いました（26年7月2日公布、同年12月1日施行）。

② 評価

上記政府令を整備し、投資信託・投資法人法制の見直しに関する施策を着実に実施いたしました。

(1) 顧客が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備

ii) 保険募集の更なる質の向上等に向けた所要の制度整備

① 取組内容

金融審議会金融分科会報告「新しい保険商品・サービス及び募集ルールのあり方について」の提言内容を踏まえた「保険業法等の一部を改正する法律」が26年5月に成立し、同法を施行する「保険業法施行令の一部を改正する政令等（3月以内施行）」を26年8月に公布・施行し、「保険業法施行令の一部を改正する政令等（6月以内施行）」を26年11月に公布・施行し、「平成26年改正保険業法（2年以内施行）」に係る政府令・監督指針案」を27年2月に公表し、パブリックコメントの募集を実施し

ました。

② 評価

金融審議会金融分科会報告「新しい保険商品・サービス及び募集ルールのあり方について」の提言内容を踏まえて26年5月に成立した「保険業法等の一部を改正する法律」の施行に向けて、政令・内閣府令の整備を行っており、目標達成に寄与したものと考えています。

(2) 個人の金融資産を成長資金へ転換し、資産形成に寄与するための環境整備

① 取組内容

ア. N I S Aの普及促進に向けた取組みの進捗状況

N I S Aは、投資家のすそ野を拡大し、「家計の安定的な資産形成の支援」と「経済成長に必要な成長資金の供給拡大」の両立を図ることを目的として、26年1月に開始されました。制度開始以降、着実に利用が進んでいますが、その利用は中高年の投資経験者による利用が多くを占めており、若年層や投資未経験者への投資家のすそ野拡大を進めていく必要があります。

そこで、27年度税制改正において、若年層等への投資家のすそ野拡大などを図る観点から、未成年者向けの「ジュニアN I S A」の創設を要望するとともに、現行N I S Aについて、毎月の積立投資に利用し易くするよう年間投資上限額を120万円（現行100万円）に引き上げることや、利便性向上を図るためN I S A口座開設手続きを効率化することを要望しました（27年度税制改正で実現）。

さらに、関係業界の協力も得ながら、制度の周知や広報のための取組みも進めました。具体的には、各種講演や報道機関の取材への対応、税制改正の内容を解説したリーフレットの作成、政府広報オンラインやツイッターを通じた情報発信などを行ったほか、2月13日を「N I S Aの日」とし、シンポジウムで講演を行うなどの取組みも行いました。

イ. 金融機関の手数料ビジネスに関する水平的レビューの実施

金融機関の手数料ビジネス（投資信託の窓口販売等）について、25年度検証実施銀行に対するフォローアップおよび地域銀行等の経営戦略等に関する水平的レビューを実施し、真の顧客利益につながり、成長マネー供給の促進にも貢献する業務のあり方を検証しました。

② 評価

ア. N I S Aの普及促進に向けた取組みの進捗状況

N I S Aは、26年12月末時点での口座開設数が約825万件（26年1月の制度開始時点約492万件）（金融庁調）に上るなど、国民から高い関心が寄せられており、制度の普及・定着に向けて順調に進捗しているものと考えられます。

さらに、27年度税制改正において、NISA制度の拡充や利便性向上が図られたことは、本制度の普及・定着をより促進させるものと考えられます。

イ. 金融機関の手数料ビジネスに関する水平的レビューの実施

金融機関の投信窓販等において、個人等のニーズを把握し、当該ニーズを踏まえた顧客の利益に真に適うような商品・サービスの提供を行う取組みは進展しており、これまでの当庁の取組みは相応の成果を上げているものと考えています。

5. 今後の課題

(1) 顧客が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備

金融審議会金融分科会報告「新しい保険商品・サービス及び募集ルールのあり方について」の提言内容を踏まえた「保険業法等の一部を改正する法律」が成立したことを受けて、「平成26年改正保険業法（2年以内施行）に係る政府令・監督指針」の整備を引き続き行います。

(2) 個人の金融資産を成長資金へ転換し、資産形成に寄与するための環境整備

27年度税制改正で措置されたジュニアNISAを含め、NISA制度の更なる普及・定着に向けた周知・広報活動を強化していくとともに、NISAのあり方について、投資家のすそ野を拡大し、「家計の安定的な資産形成の支援」と「経済成長に必要な成長資金の供給拡大」の両立を図るといった制度趣旨や、措置の実績、効果の検証等を踏まえ、引き続き検討を行っていく必要があります。

また、真に顧客のニーズに応え、顧客の利益になる経営を行っているかについては、各金融機関の取組みを継続的にフォローアップしていく必要があると考えております。

平成26年度実績評価書

金融庁26(施策Ⅲ-1)

施策名	市場インフラの構築のための制度・環境整備					
施策の概要	<p>店頭デリバティブ取引及び国債取引等に関する決済システム等の安全性、効率性及び利便性をより一層向上させることを通じ、信頼性の高い、魅力ある市場インフラを構築するとともに、国際的な動向等を踏まえ、これらの実現を図ることとしている。</p> <p>また、EDINETの整備を通じ、有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図ることとしている。</p>					
達成すべき目標	信頼性の高い、魅力ある市場インフラを構築すること					
施策の予算額・執行額等	区分		24年度	25年度	26年度	27年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	2,043	1,747	797	704
		補正予算(b)	▲12	▲101	—	—
		繰越し等(c)	—	—		
		合計(a+b+c)	2,032	1,646		
執行額(百万円)		2,012	1,634			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・CPSS/IOSCO市中協議報告書「金融市場インフラのための原則」(平成23年3月10日) ・「店頭デリバティブ市場規制にかかる検討会」における議論の取りまとめ(平成23年12月26日) ・「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月14日閣議決定、平成26年6月24日改訂) 					

測定指標	①店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向けた制度の整備状況	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
		<ul style="list-style-type: none"> ・清算集中義務の対象者や対象商品の拡大を盛り込んだ「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等を整備しました(26年6月公布、同年7月施行(対象取引の拡大)、同年12月施行(対象者の拡大))。 ・取引情報の保存・報告制度の対象に保険会社を加えること等を盛り込んだ「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」を公布しました(26年11月公布、27年4月施行)。 ・24年改正金融商品取引法で導入された電子情報処理組織の使用義務等(27年9月施行)に関し、金融商品取引業者のうち電子情報処理組織の提供を行う者の要件等を盛り込んだ政令・関係府令を整備しました(26年11月公布、27年9月施行)。 ・清算機関における店頭デリバティブ取引の清算対象取引について、検討内容を審査のうえ認可しました。 			26年度	達成
	②我が国における中央清算された円金利スワップ取引(想定元本)の割合	基準値	実績値		目標値	達成
		25年度	26年度		26年度	達成
		12.7%	19.0%		前年度より向上	
	③国債取引等の証券決済・清算態勢の強化に向けた取組みの支援及び国際合意に則した清算機関等への適切な監督の実施	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
<ul style="list-style-type: none"> ・「金融・資本市場に係る制度整備について」(22年1月公表)及び「国債取引の決済リスク削減に関する工程表」(22年6月公表)に基づき、26年11月に日本証券業協会から「国債取引の決済期間の短縮(T+1)化に向けたグランドデザイン」が公表されており、金融庁は、この検討に積極的に参加したほか、金融庁ウェブサイト上で公表するなど、市場関係者の取組みを支援しました。 ・清算機関等に対しては、支払・決済システム委員会(CPSS)と証券監督者国際機構(IOSCO)による「金融市場インフラのための原則」等を踏まえて策定した「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針」に基づき、定期及び随時のヒアリング等を通じてリスク管理態勢を把握するなど適切に監督を実施しました。 			26年度	達成		
④有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)の稼働率(注)システムの定期保守等、故障に因らない停止期間は除外する。	基準値	実績値		目標値	達成	
	25年度	26年度		26年度	達成	
	100%	100%		99.9%		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) A(目標達成) (判断根拠) 店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に係る政令・内閣府令の整備、国債取引の決済期間の更なる短縮化(T+1)の実現に向けた市場関係者における取組みの支援を行ったほか、「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針」に基づく監督を実施しました。また、EDINETの稼働率についても、100%を確保しました。測定指標の目標が全て達成されていることから、「A」としました。
	施策の分析	【達成手段の有効性、効率性】 ・測定指標①については、清算集中義務の対象者や対象商品の拡大、取引情報の保存・報告義務の対象拡大、電子情報処理組織の使用義務に関して所要の政令・関係府令を整備し、また、日本証券クリアリング機構における清算対象の取引拡大について十分に内容を審査し認可することにより、店頭デリバティブ取引の環境整備に寄与したものと考えられます。 ・測定指標②については、中央清算された店頭デリバティブ取引の割合が着実に増加していることから、店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上を図る取組みの効果が現れているものと考えられます。 ・測定指標③については、国債取引の決済期間の更なる短縮化(T+1)の実現に向けて、26年11月に日本証券業協会から「国債取引の決済期間の短縮(T+1)化に向けたグランドデザイン」が公表されるなど一定の進捗があったものと認められます。また、清算・振替機関等向けの総合的な監督指針に基づいて適切な態勢整備を行うよう監督を実施しました。 ・測定指標④について、今後もシステムの安定運用に努めるとともに、企業内容等の開示に係る制度改正に伴う改修や、開示情報利用者の利便性向上及び開示書類提出者の負担軽減に配慮した開発及び検討等を行うことが必要です。なお、参考指標等の26年度における実績は以下のとおりです。 ・有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)の稼働率:100% ・開示書類の提出会社数(内国会社):約4,500社(前年度とほぼ同数) ・開示書類の提出件数:別紙資料2のとおり ・EDINETへのアクセス件数:約21,907千件/月(前年度比約8%増加)
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 決済システムは、金融・資本市場を支える重要なインフラであり、金融・資本市場の国際競争力を強化するため、信頼性が高く、かつ魅力ある市場インフラを構築することが課題となっています。 【測定指標】 測定指標①、②、③いずれも、相当程度進展がありました。これらの進展により、市場インフラの信頼性が高まるとともに、魅力ある市場インフラの構築に貢献したものと考えられます。なお、測定指標①、②に関して、引き続き、店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向けた制度整備を進めていく必要があります。また、測定指標③に関して、更なる国債取引等の決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みについて、引き続き支援を行うとともに、清算機関等の市場インフラに対し、適切な監督を実施していく必要があります。

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
-----------------	---------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・外務省「G20 ピッツバーグ・サミット首脳声明」 (平成21年9月24・25日開催、http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/0909_seimei_ka.html) ・金融庁「金融・資本市場に係る制度整備について」 (平成22年1月21日公表、http://www.fsa.go.jp/news/21/syouken/20100121-7.html) ・金融庁「国債取引の決済リスク削減に向けた工程表について」 (平成22年6月29日公表、http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20100629-1.html) ・金融庁「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みの進捗状況について」 (平成22年12月22日公表、http://www.fsa.go.jp/news/22/syouken/20101222-2.html) ・金融庁「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みの進捗状況について」 (平成23年6月29日公表、http://www.fsa.go.jp/news/22/syouken/20110629-1.html) ・金融庁「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みの進捗状況について」 (平成23年12月19日公表、http://www.fsa.go.jp/news/23/syouken/20111219-1.html) ・金融庁「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みの進捗状況について」 (平成24年6月29日公表、http://www.fsa.go.jp/news/23/syouken/20120629-3.html) ・金融庁「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みの進捗状況について」 (平成24年12月20日公表、http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20121220-1.html) ・金融庁「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みの進捗状況について」 (平成25年6月21日公表、http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20130621-6.html) ・金融庁「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みの進捗状況について」 (平成25年12月20日公表、http://www.fsa.go.jp/news/25/syouken/20131220-9.html) ・金融庁「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組の進捗状況について」 (平成26年6月24日公表、http://www.fsa.go.jp/news/25/syouken/20140624-1.html) ・金融庁「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組の進捗状況について」 (平成26年12月17日公表、http://www.fsa.go.jp/news/26/syouken/20141217-3.html) ・金融庁「店頭デリバティブ市場規制にかかる検討会」における議論の取りまとめ (平成23年12月26日公表、http://www.fsa.go.jp/news/23/syouken/20111226-3.html) ・金融庁「国会提出法案(第180回国会)金融商品取引法等の一部を改正する法律」 (平成24年3月9日提出、平成24年9月6日成立、http://www.fsa.go.jp/common/diet/180/04/riyuu.pdf)
---------------------------	---

<p>政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融庁「金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令について」 (平成24年5月11日公表、http://www.fsa.go.jp/news/23/syouken/20120511-3.html) ・金融庁「平成22年金融商品取引法等改正(2年6ヶ月以内施行)に係る内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成24年7月11日公表、http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20120711-1.html) ・金融庁「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令等(案)の公表について」 (平成26年5月2日公表、http://www.fsa.go.jp/news/25/syouken/20140502-1.html) ・金融庁「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令等(案)」に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成26年6月20日公表、http://www.fsa.go.jp/news/25/syouken/20140620-5.html) ・金融庁「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令等(案)」及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部の改正(案)」に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成26年11月19日公表、http://www.fsa.go.jp/news/26/syouken/20141119-1.html) ・金融庁「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成26年11月19日公表、http://www.fsa.go.jp/news/26/syouken/20141119-2.html) ・金融庁「BIS支払・決済システム委員会と証券監督者国際機構代表理事会による「金融市場インフラのための原則:情報開示の枠組みと評価方法」の公表について」 (平成24年12月18日公表、http://www.fsa.go.jp/inter/ios/20121218-2.html) ・金融庁「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針(案)」に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成25年12月10日公表、http://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20131210-4.html) ・金融庁「BCBS(バーゼル銀行監督委員会)及びIOSCO(証券監督者国際機構)による、中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する最終報告書の公表について」 (平成25年9月3日公表、http://www.fsa.go.jp/inter/ios/20130903-2.html) ・金融庁行政情報化推進委員会「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」 (平成18年3月28日決定、平成23年3月31日改定、 http://www.fsa.go.jp/common/about/gj-suisin/20060421/03_0.pdf)
--	--

<p>担当部局名</p>	<p>総務企画局市場課、総務企画局企業開示課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成27年6月</p>
--------------	----------------------------	-----------------	----------------

平成 26 年度実績評価書（別紙）

施策Ⅲ－1

市場インフラの構築のための制度・環境整備

1. 達成目標等

達成目標	信頼性の高い、魅力ある市場インフラを構築すること
目標設定の考え方 及びその根拠	<p>清算機関等は、金融・資本市場を支え、かつ、金融システムの安定を確保するための重要な市場インフラであり、また、金融・資本市場の国際的な競争力に影響する重要な要素である。決済システムの安全性、効率性及び利便性をより一層向上させることを通じ、信頼性の高い、魅力ある市場インフラを構築するとともに、国際的な動向等を踏まえ、これらの実現に資する取組みを行う。</p> <p>また、有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図ることを目指す。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CPSS/IOSCO 市中協議報告書「金融市場インフラのための原則」（平成 23 年 3 月 10 日） ・ 「店頭デリバティブ市場規制にかかる検討会」における議論の取りまとめ（平成 23 年 12 月 26 日）
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向けた制度の整備状況（店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向けて制度整備を実施する、26 年度） ・ 我が国における中央清算された円金利スワップ取引（想定元本）の割合（前年度より向上、26 年度） ・ 国債取引等の証券決済・清算態勢の強化に向けた取組み状況及び国際的な議論に則した清算機関等の制度整備状況（国債取引等の証券決済・清算態勢の強化に向けた取組みを支援し、国際的議論に則した清算機関等の制度整備を実施する、26 年度） ・ 有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）の稼働率（99.9%、26 年度） <p>（注）システムの定期保守等、故障に因らない停止期間は除外する。</p>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開示書類の提出会社数（内国会社） ・ 有価証券報告書、臨時報告書、大量保有報告書等の提出件数

・ EDINETへのアクセス件数

2. 平成 26 年度の主な事務事業

事務事業	実施内容
①店頭デリバティブ取引に関する市場インフラの構築	<ul style="list-style-type: none"> 我が国決済システムの強靱化により、我が国における危機の伝播を抑止する観点から、一定の店頭デリバティブ取引等について、清算集中義務（24年11月施行）及び取引情報保存・報告制度（25年4月施行）の適切な実施を図る。 取引の透明性・公正性向上のため、一定の店頭デリバティブ取引等について、電子取引基盤の利用義務付けを盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（24年9月成立）を踏まえ、円滑な施行に向けた制度整備に取り組む。 上記制度整備等のほか、民間ベースで進められている我が国清算機関による店頭デリバティブ取引の清算業務の拡充に向けた取組み等を支援するとともに、関係する国際的な議論の枠組みに積極的に参画する。
②国債取引等に関する市場インフラの構築	<ul style="list-style-type: none"> 我が国国債取引の決済の安定性確保の観点から、金融危機時（20年9月）にも確認された日本証券クリアリング機構のリスク削減機能の更なる活用を図るため、同機関の利用拡大に向けた取組みや、決済期間の短縮化等に係る市場関係者の取組みを支援する。 支払・決済システム委員会（CPMI）と証券監督者国際機構（IOSCO）による「金融市場インフラのための原則」等を踏まえて策定した「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針」に基づき、清算機関等に対し適切な監督を行う。
③ EDINETの整備	<ul style="list-style-type: none"> EDINETについては、今後もシステムの安定運用に努めるとともに、企業内容等の開示に係る制度改正に伴う改修や、開示情報利用者の利便性向上及び開示書類提出者の負担軽減を考慮した開発及び検討等を行う。

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし

4. 平成 26 年度の主な事務事業の取組内容と評価

(1) 店頭デリバティブ取引に関する市場インフラの構築

① 取組内容

22年改正金融商品取引法で導入された清算集中義務（24年11月施行）及び取引情

報の保存・報告制度（25年4月施行）に関し、『店頭デリバティブ市場規制にかかる検討会』における議論の取りまとめ（23年12月公表）における方向性を踏まえ、次のとおり関係府令を整備しました。

- ・清算集中義務の対象者及び対象取引の拡大を盛り込んだ「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等を公布・施行しました（26年6月公布、同年7月施行（対象取引の拡大）、同年12月施行（対象者の拡大））。
- ・取引情報の保存・報告制度の対象に保険会社を加えること等を盛り込んだ「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」を公布しました。（26年11月公布、27年4月施行）

また、24年改正金融商品取引法で導入された電子情報処理組織の使用義務や国外から金融商品取引業者等に電子情報処理組織の提供を行う者の許可制度（27年9月施行）に関し、金融商品取引業者のうち電子情報処理組織の提供を行う者の要件等を盛り込んだ政令・関係府令を整備しました（26年11月公布、27年9月施行）。

さらに、我が国清算機関における店頭デリバティブ取引の清算対象の段階的拡大に係る検討・取組みを支援しました（Overnight Index Swapを対象とした円金利スワップ取引（26年11月）、日本円TIBORを対象とした金利スワップ取引、シングルネームCDS取引（ともに26年12月）を清算対象として追加）。

② 評価

清算集中義務、取引情報の保存・報告制度及び電子情報処理組織の使用義務等の店頭デリバティブ取引に関する制度を整備することにより、信頼性の高い、魅力ある市場インフラの構築が着実に図られているものと考えています。

また、我が国において清算集中された店頭デリバティブ取引の割合は、以下の通り、着実に増加しており、店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上を図る取組みの効果が現れているものと考えています。

【資料1 清算集中された円金利スワップ取引の割合】

	24年	25年	26年
清算集中された円金利スワップ取引(a)	70兆円	585兆円	1,087兆円
国内市場における金利スワップ取引高(b)	3,549兆円	4,668兆円	5,714兆円
清算集中の割合(a/b)	2.0%	12.5%	19.0%

(出所) (a) 日本証券クリアリング機構「金利スワップ取引に関する統計データ」

(b) 日本銀行「デリバティブ取引に関する定例市場報告」

※(b)の取引高は金利スワップ取引（想定元本）にTTMレートを乗じて算出。

(2) 国債取引等に関する市場インフラの構築

① 取組内容

「金融・資本市場に係る制度整備について」（22年1月21日公表）を踏まえ、22年6月に公表された「国債取引の決済リスク削減に関する工程表」に基づき、市場関係者において、国債取引の決済期間の更なる短縮化の実現に向けた課題の整理、枠組みの検討を行い、対応方針の全体像について、26年11月に日本証券業協会から「国債取引の決済期間の短縮（T+1）化に向けたグランドデザイン」が公表されました。

金融庁は、この検討に積極的に参加したほか、公表以降半年毎に更新されている工程表について、金融庁ウェブサイトにおいて公表し広く周知を行う（26年6月、同年12月）など、市場関係者の取組みを支援してきました。

また、清算機関等に対しては、支払・決済システム委員会（CPMI）と証券監督者国際機構（IOSCO）による「金融市場インフラのための原則」等を踏まえて策定した「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針」に基づき、定期及び随時のヒアリング等を通じてリスク管理態勢を把握するなど、適切に監督を実施しました。

② 評価

国債取引の決済期間の更なる短縮化に向けて、着実に取組みが進められており、この検討に参加することによって、当該取組みの推進に寄与したものと考えています。

また、清算機関等の監督については、ヒアリング等を通じて、「金融市場インフラのための原則」や「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針」の遵守状況等について確認し、必要に応じて清算機関等に改善を促す等、効果的な清算機関等の監督が行われたものと考えています。

（3）EDINETの整備

① 取組内容

システムの安定運用に努めるとともに、企業内容等の開示に係る制度改正に伴う改修や、開示情報利用者の利便性向上及び開示書類提出者の負担軽減を考慮した開発及び検討等を行いました。

② 評価

EDINETによる開示書類等の提出会社数（内国会社）は、資料2のとおり、27年3月末は約4,500社となっています。

また、EDINETによる開示書類等の提出件数については、資料3のとおり、有価証券報告書は、毎年度ほぼ同数の提出があり、大量保有報告書も前年度とほぼ同数の提出がありました。

インターネットを通じたEDINET情報公開サイトへのアクセス件数については、開示書類等蓄積データの増加等に伴い、資料4のとおり、前年度と比べて約8%増加しました。

このような中、システムの安定運用に努めた結果、EDINETの稼働率は100%を達成しました。

このような状況は、EDINETの安定稼働に努めた結果であり、EDINETによる投資者に対する投資判断に必要な情報提供の効果が表れているものと考えています。

【資料2 EDINETによる開示書類等の提出会社数（内国会社）の推移】

（単位：社）

13年6月末	23年3月末	24年3月末	25年3月末	26年3月末	27年3月末
約500	約5,800	約5,000	約4,800	約4,600	約4,500

（出所）総務企画局企業開示課開示業務室調

【資料3 EDINETへの開示書類等の提出件数の推移】

（単位：件）

提出書類	23年度	24年度	25年度	26年度
有価証券報告書	9,510	9,587	9,702	10,318
訂正有価証券報告書	1,149	1,207	1,189	914
臨時報告書	11,422	12,155	12,372	12,644
訂正臨時報告書	506	473	547	575
大量保有報告書	1,526	1,354	1,830	1,805
（同）変更報告書	6,936	7,540	8,940	7,779
（同）訂正報告書	2,007	1,971	2,381	2,076

（出所）総務企画局企業開示課開示業務室調

【資料4 EDINET情報公開サイトへのアクセス件数（月平均）の推移】

（単位：千件）

23年度	24年度	25年度	26年度
約18,032	約23,462	約20,256	約21,907

（出所）総務企画局企業開示課開示業務室調

5. 今後の課題

（1）店頭デリバティブ取引に関する市場インフラの構築

今後も、店頭デリバティブ取引の清算集中義務に係る具体的な制度整備を進めるとともに、取引情報の保存・報告制度及び電子情報処理組織の使用義務も含めて、市場関係者による取組みが推進されていく必要があります。

（2）国債取引等に関する市場インフラの構築

26年11月に公表された「国債取引の決済期間の短縮（T+1）化に向けたグランドデザイン」に基づいて、T+1化の実現目標時期と具体的な対応を検討することになるこ

とから、引き続き検討に参加していく必要があります。

また、信頼性の高い市場インフラを構築・維持するために、引き続き清算機関等が「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針」を遵守し、適切な業務運営を行うよう監督を実施していく必要があります。

(3) EDINETの整備

EDINETについては、今後もシステムの安定運用に努めるとともに、企業内容等の開示に係る制度改正に伴う改修や、開示情報利用者の利便性向上及び開示書類提出者の負担軽減を考慮した開発及び検討等を行っていく必要があります。

平成26年度実績評価書

金融庁26(施策Ⅲ-2)

施策名	市場機能の強化のための制度・環境整備					
施策の概要	市場機能の強化のための制度・環境整備として、資金調達に係る利便性の向上等の環境を整備するための取組を行う。					
達成すべき目標	我が国市場の公正性・透明性を確保しつつ、多様な資金調達手段・適切な投資機会が提供されること					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	-	-	-
執行額(百万円)		-	-	-	-	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)					

測定指標	①「総合取引所」の実現に向けた取組みに係る制度新設・見直しの進捗状況	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		総合取引所における商品デリバティブ取引に係る行為規制に関する政令・内閣府令を整備しました(26年8月6日公布、9月1日施行)。	26年度 総合取引所における商品デリバティブ取引に係る行為規制のあり方について、引き続き検討を行う。総合取引所の実現に向け、取引所等関係者への働きかけ等を行う。	達成
測定指標	②「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書(25年12月25日公表)等を踏まえた制度整備に係る進捗状況	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」の報告書の提言を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立(26年5月23日)、公布(同年5月30日)され、それに伴う関係政令及び内閣府令の改正案を意見公募手続に付しました。	26年度 「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書(平成25年12月25日公表)等を踏まえた必要な制度整備等を継続する。	達成

測定指標	③投資法人に関する規制の見直しの進捗状況	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		26年度	金融商品取引法等の一部を改正する法律のうち、投資法人の資金調達・資本政策手段の多様化等(公布後1年6月以内施行)に係る部分について、関係政府令の整備を行いました(26年7月2日公布、同年12月1日施行)。	金融商品取引法等の一部を改正する法律のうち、投資法人の資金調達・資本政策手段の多様化等(公布後1年6月以内施行)に係る部分について、関係政府令の整備を行う。
測定指標	④「日本版スチュワードシップ・コード」(26年2月26日策定)の定着に向けた取組みの実施状況	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		<p>・26年6月、9月、12月、27年3月:「日本版スチュワードシップ・コード」の受入れを表明した機関投資家のリストを和英両文にて公表しました(27年2月末時点で184の機関投資家が受入れを表明)。</p> <p>・26年9月:金融庁からのメッセージ「機関投資家等の皆さまへ」を和英両文にて公表しました。</p> <p>・その他、国内外の機関投資家向けセミナー等を通じた情報発信・周知活動等を実施しました。</p> <p>(その他関連施策)</p> <p>・26年8月:金融庁と東京証券取引所を共同事務局とする「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」を設置しました。</p> <p>・26年12月12日～27年1月31日:「コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方(案)≪コーポレートガバナンス・コード原案≫～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」を取りまとめた上、和英両文によるパブリックコメントを実施しました。</p> <p>・27年3月5日:国内外からのパブリックコメントを踏まえ、「コーポレートガバナンス・コード原案～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」を確定・公表しました。</p>	26年度	「日本版スチュワードシップ・コード」の定着に向けた情報発信・周知活動等を行う。

目標達成度合いの測定結果		(各行政機関共通区分) B(相当程度進展あり)
	(判断根拠)	<p>総合取引所に関する政令・内閣府令の整備、25年6月に成立・公布した金融商品取引法等の一部を改正する法律のうち、投資法人の資金調達・資本政策手段の多様化等に関する政令・内閣府令の整備、「日本版スチュワードシップ・コード」の受入れを表明した機関投資家のリストの和英両文での公表等を行い、我が国市場の公正性・透明性を確保しつつ、多様な資金調達手段・適切な投資機会が提供されるための取組みを着実に進めました。</p> <p>測定指標の目標が全て達成となっていますが、中長期的には、市場機能の更なる強化に向けた取組みを一層進める必要があるため「B」としました。</p>
評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>・測定指標①については、「総合取引所」の実現に向けた制度の整備について盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(24年3月9日国会提出)の関係政府令の施行により、総合取引所の実現のための環境が概ね整備されたものと考えられ、目標である市場機能の強化に向けて進展があったものと考えられます。</p> <p>・測定指標②については、「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」の報告書の提言を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」の成立・公布、さらには関係政令及び内閣府令等の改正案を意見公募手続に付すなど、整備へ向け引き続き検討を行っていることから、目標である新規・成長企業へのリスクマネー供給強化に向けた金融面からの取組みが進んでいると考えられます。</p> <p>・測定指標③については、投資法人の資金調達・資本政策手段の多様化等を内容とする「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(25年4月16日国会提出)の関係政府令の公布・施行により、目標である不動産投資市場の活性化へ向けて進展があったものと考えられます。</p> <p>・測定指標④については、「日本版スチュワードシップ・コード」の受入れ状況の3ヶ月毎の公表やセミナー等を通じて、「『日本版スチュワードシップ・コード』の定着に向けた情報発信・周知活動等を行う」という当期の目標を達成しました。更に、「コーポレートガバナンス・コード原案」の策定により、上場企業等の実効性ある企業統治の実現に向けた環境整備に向けて進展があったものと考えられます。</p>
	施策の分析	

評価結果	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 市場機能の強化のための制度・環境整備として、資金調達に係る利便性の向上等の環境を整備するための取組みを行います。</p> <p>【測定指標】</p> <p>①「総合取引所」の実現に向けた制度整備に係る取組みは日本の金融市場の国際競争力を高めるために不可欠であり、妥当な目標であったものと考えられます。</p> <p>②新規・成長企業へのリスクマネーの供給強化は、経済の持続的な成長を実現していく観点から重要であり、妥当な目標であったものと考えられます。27年度においては、26年度に成立・公布された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の施行を目指し、引き続き関係法令等の整備を行っていく必要があります。</p> <p>③投資法人に関する規制の見直しは、目標である不動産投資市場の活性化を実現する観点から重要であり、妥当な目標であったと考えられます。27年度においては、不動産投資市場活性化に向けた取組について、検討を行います。</p> <p>④「日本版ステュードシップ・コード」に関する情報発信・周知活動等を行い同コードの定着を促すことは、上場企業等の実効性ある企業統治の実現に向けた環境整備を図る上で重要であり、当期の目標を設定したことは妥当であったと考えられます。27年度においては、「日本版ステュードシップ・コード」と「コーポレートガバナンス・コード」のより一層の定着を図るため、国内外にわたる情報発信・周知活動等に引き続き取り組みます。</p>
------	---------------	--

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
-----------------	---------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>【測定指標①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令(案)」等(商品関連市場デリバティブ取引に係る行為規制関係)に対するパブリックコメントの結果等について (http://www.fsa.go.jp/news/26/syouken/20140801-2.html) <p>【測定指標②】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年金融商品取引法等改正(1年以内施行)等に係る政令・内閣府令案等の公表について (http://www.fsa.go.jp/news/26/syouken/20150213-3.html) <p>【測定指標③】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「平成25年金融商品取引法等改正(1年半以内施行)等に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成26年6月27日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/syouken/20140627-13.html) ・「投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部を改正する政令等に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成26年8月29日公表 http://www.fsa.go.jp/news/26/syouken/20140829-4.html) <p>【測定指標④】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「日本版ステュードシップ・コードの受入れを表明した機関投資家のリスト」 (平成26年6月10日、9月2日、12月9日、27年3月12日公表 http://www.fsa.go.jp/status/stewardship/index.html) ・「機関投資家等の皆さまへ」 (平成26年9月2日公表 http://www.fsa.go.jp/status/stewardship/kikan.pdf) ・「コーポレートガバナンス・コード原案～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」 (平成27年3月5日策定 http://www.fsa.go.jp/news/26/sonota/20150305-1/04.pdf)
---------------------------	--

担当部局名	総務企画局企業開示課、総務企画局市場課	政策評価実施時期	平成27年6月
-------	---------------------	----------	---------

平成 26 年度実績評価書（別紙）

施策Ⅲ－２

市場機能の強化のための制度・環境整備

1. 達成目標等

<p>達成目標</p>	<p>我が国市場の公正性・透明性を確保しつつ、多様な資金調達手段・適切な投資機会が提供されること</p>
<p>目標設定の考え方及びその根拠</p>	<p>「金融・資本市場活性化に向けての提言」においては、「東京市場が他の主要な金融センターに比肩し得るほどに多様な資金調達ニーズに応えとともに、内外の投資家が多様な投資対象をタイムリーに見つけ得る厚みのある市場を構築する」とされていることを踏まえ、総合取引所の実現に向けた取組みを行う。</p> <p>また、「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書（25年12月25日公表）等を踏まえた必要な制度整備等を継続し、新規・成長企業へのリスクマネーの供給を促進し、経済の持続的な成長の実現を図る。</p> <p>さらに、「日本版スチュワードシップ・コード」（26年2月26日策定）の普及や活用を促すなど、上場企業等の実効性ある企業統治の実現に向けた環境整備を図る。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「規制改革実施計画」（平成25年6月14日閣議決定） ・「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定） ・金融・資本市場活性化有識者会合「金融・資本市場活性化に向けての提言」（25年12月13日） ・金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告（25年12月25日） ・「『責任ある機関投資家』の諸原則≪日本版スチュワードシップ・コード≫～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～」(26年2月26日)
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総合取引所の実現に向けた取組に係る進捗状況（総合取引所における商品デリバティブ取引に係る行為規制のあり方について、引き続き検討を行う、総合取引所の実現に向け、取引所等関係者への働きかけ等を行う、26年度） ・「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書（25年12月25日公表）等を踏まえた制度整備に係る進捗状況（同報告書等を踏まえた必要な制度整備等を継続する、26年度）

	<ul style="list-style-type: none"> ・投資法人に関する規制の見直しの進捗状況（金融商品取引法等の一部を改正する法律（25年6月12日成立、同年6月19日公布）のうち、投資法人の資金調達・資本政策手段の多様化等（公布後1年6月以内施行）に係る部分について、関係政府令の整備を行う、26年度） ・「日本版ステュワードシップ・コード」（26年2月26日策定）の定着に向けた取組みの実施状況（「日本版ステュワードシップ・コード」の定着に向けた情報発信・周知活動等を行う、26年度）
参考指標	—

2. 平成26年度の主な事務事業

事務事業	実施内容
①総合取引所の実現に向けた取組の促進	・総合取引所における商品デリバティブ取引に係る行為規制のあり方について、引き続き検討を行うとともに、関係者等への働きかけを行う。
②新規・成長企業へのリスクマネーの供給促進	<ul style="list-style-type: none"> ・金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書（25年12月25日公表）等を踏まえ、以下の制度整備等を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ①26年金融商品取引法改正（平成26年3月14日閣議決定）に基づく関係政府令の整備 ②①のほか、上記報告書等を踏まえた関係政府令の整備 ③上記報告書等を踏まえたガイドライン等の整備
③不動産投資市場の活性化	・投資法人の資金調達・資本政策手段の多様化等を図るため、25年金融商品取引法等の一部を改正する法律に係る関係政府令の整備を行う。
④上場企業等の実効性ある企業統治のあり方に関する検討	<ul style="list-style-type: none"> ・『責任ある機関投資家』の諸原則「日本版ステュワードシップ・コード」～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～（26年2月26日策定）の定着を図るため、機関投資家によるコードの受入れ状況等の定期的な公表や国内外にわたる情報発信・周知活動等に取り組むなど、上場企業等の実効性ある企業統治の実現に向けた環境整備を図る。 ・その他、上場企業等の企業統治に係る法令や取引所規則等の定着状況を踏まえ、必要に応じ、適切な対応に努める。

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし

4. 平成26年度の主な事務事業の取組内容と評価

(1) 総合取引所の実現に向けた取組の促進

① 取組内容

「規制改革実施計画」に盛り込まれている「総合取引所の実現に向けた取組の促進」について、総合取引所の実現に向けた規定を盛り込んだ『金融商品取引法等の一部を改正する法律』（26年3月11日施行）に係る関係政府令等（行為規制部分）を整備しました（26年9月1日施行）。

② 評価

上記政府令の施行により、総合取引所の実現のための環境が概ね整備されたものと考えられます。

(2) 新規・成長企業へのリスクマネーの供給促進

① 取組内容

26年5月に、金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書（25年12月25日公表）等を踏まえた「26年金融商品取引法改正（26年3月14日閣議決定）」が成立・公布され、それに基づく関係政令及び内閣府令の整備を進め、27年2月13日に投資型クラウドファンディングを取り扱う金融商品取引業者の参入要件の緩和等の内容を盛り込んだ改正案を意見公募手続に付しました。

② 評価

上記報告書の提言を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」の成立・公布、さらには関係政令及び内閣府令の整備へ向け引き続き検討を行っていることから、目標である新規・成長企業へのリスクマネー供給促進に向けた取組みが進んでいると考えられます。

(3) 不動産投資市場の活性化

① 取組内容

25年6月に成立・公布した金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成25年法律第45号）のうち、投資法人の資金調達・資本政策手段の多様化等（公布後1年6月以内施行）に係る部分について、26年7月2日、関係政府令等が公布されました（同年12月1日施行）。

② 評価

上記関係政府令の公布及び施行により、投資法人の資金調達・資本政策手段の多様化のための環境が整備されたものと考えられ、不動産投資市場の活性化へ向けて進展があったものと考えられます。

(4) 上場企業等の実効性ある企業統治のあり方に関する検討

① 取組内容

金融庁に設置された「日本版ステューワードシップ・コードに関する有識者検討会」は、26年2月26日に「『責任ある機関投資家』の諸原則〈日本版ステューワードシップ・コード〉～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～」を策定・公表しました。これを踏まえ、金融庁では、同コードの受入れを表明した機関投資家のリストを3ヶ月毎に公表・更新しました（同年6月10日、9月2日、12月9日、27年3月12日）。

また、同コードに対する一層の理解を促すことを目的として、26年9月2日には「機関投資家等の皆さまへ」と題するメッセージを和英両文で公表しました。その他、国内外の機関投資家向けセミナー等を通じた情報発信・周知活動等を実施しました。

さらに、政府の成長戦略である「『日本再興戦略』改訂2014」（同年6月24日閣議決定）において、コーポレートガバナンスの強化という観点から、上場会社のコーポレートガバナンス上の諸原則を記載した「コーポレートガバナンス・コード」の策定が盛り込まれました。これを受けて、同年8月、金融庁と東京証券取引所を共同事務局とする「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」が設置され、所要の検討が進められました。和英両文によるパブリック・コメントを経て、27年3月5日に「コーポレートガバナンス・コード原案～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」が策定・公表されました。

② 評価

「日本版ステューワードシップ・コード」は、受入れ表明をした機関投資家が27年2月末時点で184となり、一定程度その定着が見られたと考えています。同コードと、上記「コーポレートガバナンス・コード原案」をその内容とする「コーポレートガバナンス・コード」（同年6月1日適用開始予定）とが、いわば「車の両輪」となり、実効性ある企業統治の実現に向けた建設的な取組みが進むことが期待できるものと考えられます。

5. 今後の課題

(1) 総合取引所の実現に向けた取組の促進

総合取引所の早期実現に向けて、引き続き、関係者等への働きかけを行う必要があります。

(2) 新規・成長企業へのリスクマネーの供給促進

26年5月に改正された金融商品取引法及びそれに基づく関係政令及び内閣府令の施行を目指し、引き続き整備を行う必要があります。

(3) 不動産投資市場の活性化

不動産投資市場活性化に向けた取組について検討を行う必要があります。

(4) 上場企業等の実効性ある企業統治のあり方に関する検討

「日本版ステewardシップ・コード」と「コーポレートガバナンス・コード」のより一層の普及・定着を図るため、国内外にわたる情報発信・周知活動等に引き続き取り組む必要があります。

平成26年度実績評価書

金融庁26(施策Ⅲ-3)

施策名	市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備					
施策の概要	我が国市場取引の公正性・透明性の向上のため、ディスクロージャー制度等について、制度的枠組み等の整備を図る。また、情報の収集・分析・検査、調査等の市場監視活動を行い、その結果、法令違反等が認められた場合、課徴金納付命令等の勧告、犯則事件としての告発を行い、厳正な対処を図る。					
達成すべき目標	投資者保護のための制度・環境の整備等を図ることにより、我が国市場取引の公正性・透明性の向上に資すること					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	246	282	253	260
		補正予算(b)	▲19	▲14	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
	合計(a+b+c)	227	268	-	-	
執行額(百万円)	127	154	-	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・G20サミット首脳声明(21年9月24日、25日) ・新成長戦略(22年6月18日) ・金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン(22年12月24日) ・企業会計審議会「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」(25年6月19日) ・「日本再興戦略」改訂2014(26年6月24日) 					

測定指標	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		26年度	
①金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性を確保するための施策	<ul style="list-style-type: none"> ・有価証券報告書レビューを実施するとともに有価証券報告書の作成に当たり留意すべき点について公表しました。 ・開示書類の虚偽記載等の違反行為に対し、課徴金納付命令の決定を行いました。 ・無届募集であることが判明した場合、無届募集を行っている者に対し有価証券届出書等の提出の催告や、警告書の発出を行ったほか、捜査当局に情報提供しました。 	金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性を確保するための施策を実施する。	達成
②国際的に高品質な会計基準の設定・適用に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・企業会計審議会(26年10月開催)の下に新たに会計部会が設置され、これを受けて、会計部会(26年12月開催)において、IFRSの任意適用の拡大促進や、我が国としての対外的な意見発信等について審議が行われました。 ・「『日本再興戦略』改訂2014」(26年6月閣議決定)において、IFRSの任意適用企業の拡大促進のための施策の一つとして「IFRS適用レポート」の公表が盛り込まれたことを受け、IFRS任意適用企業に対して、実態調査・ヒアリングを実施しました(『IFRS適用レポート』は27年4月に公表)。 ・あるべきIFRSの内容について意見発信の重要性の観点から、企業会計基準委員会(ASBJ)において、IFRSの個々の基準について我が国としての受け入れ可否が検討され、26年7月に修正国際基準の公開草案が公表されました。 ・任期が到来し改選された後もIFRS財団モニタリング・ボードの議長を引き続き当庁職員が務め、メンバーの拡大や資金確保に向けた議論についての的確な議事運営を行い、IFRS財団のガバナンス強化に貢献しました。 	国際的に高品質な会計基準の設定・適用に向けた取組を実施する。	達成
③情報力に支えられた機動的な市場監視の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・1,084件の取引審査を実施し、問題が把握された取引について、証券監視委内の調査・検査担当課室において実態説明を行い、違反行為が認められたものは勧告等を行いました。 ・一般投資家等からの情報受付について、情報提供を呼びかけるポスター及びリーフレットを新たに作成して全国に配布を行うとともに、ウェブサイト上の情報提供窓口に記載した「提供いただきたい情報の例」をよりわかりやすいものとするなど、有用な情報の収集に努めました。 	機動的な市場監視を実施する。	達成

測定指標	④ 海外当局との必要な連携	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		<p>・証券規制当局間の情報交換枠組みの活用等を通じ、クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家等による不正取引について、4件の課徴金納付命令勧告を行いました。</p> <p>・アジア太平洋市場監視当局者対話会合及びIOSCOアジア太平洋地域委員会会合の東京での開催、国際会議への出席、海外当局との人材交流や研修派遣、海外当局を訪問しての協議等や情報交換の積極的な実施によりクロスボーダー取引にかかる調査等についての意見交換を行うなど、海外当局との一層の連携強化を図りました。</p>	26年度	海外当局との必要な連携を通じて、クロスボーダー取引を利用した不正取引への対応を行う。
	⑤ 迅速・効率的な取引調査の実施	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		<p>・金商法改正に伴う課徴金の対象拡大や不正取引の複雑化等に対応するため、事例研究等による調査手法の向上、及び電磁的記録の保全・復元・解析等(デジタルフォレンジック)の積極的な活用により迅速・効率的な取引調査を実施した結果、26年度は38件の課徴金納付命令勧告を行いました。</p>	26年度	迅速・効率的な取引調査を実施する。
	⑥ 迅速・効率的な開示検査の実施	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		<p>・市場関連部局等との連携を図りつつ、検査の端緒となる市場内外の情報を収集・分析するとともに、デジタルフォレンジックの積極的な活用等による効率的な開示検査を実施した結果、26年度は8件の課徴金納付命令勧告を行いました。</p>	26年度	迅速・効率的な開示検査を実施する。
	⑦ 課徴金制度の適切な運用	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		<p>・不正取引及び有価証券報告書等の虚偽記載等に関し、審判官による審判手続を経て、44件の課徴金納付命令を行いました。</p>	26年度	課徴金制度の適切な運用を行う。
	⑧ 効果的な犯則調査の実施	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
<p>・26年度は、インサイダー取引事件1件、相場操縦事件2件、偽計事件1件、虚偽有価証券報告書提出事件2件の合計6件について告発を行いました。</p> <p>・その他、クロスボーダーでの不正行為に対処するため、証券規制当局間の情報交換枠組みを積極的に活用し、海外当局との間で調査に有用な情報を交換し、国内の犯則調査の実施に役立てたほか、それら海外当局による処分等の働きかけにも努めました。</p>		26年度	効果的な犯則調査を実施する。	達成
⑨ 政策課題の発生に応じた自主規制機関との適切な連携	施策の進捗状況(実績)	目標	達成	
	<p>・日本証券業協会のワーキング・グループにおいて、上場株株券等の取引所金融商品市場外での売買に係る約定結果の誤報告再発防止について検討を行い(金融庁はオブザーバー参加)、26年11月に対応方針が公表されました。</p> <p>・日本証券業協会のワーキング・グループにおいて、アナリスト・レポートの社内審査及び適正な情報管理等について検討を行い(金融庁はオブザーバー参加)、27年2月、必要な自主規制規則の改正が行われました。</p> <p>・日本証券業協会のワーキング・グループにおいて、分別管理監査等の外部監査のあり方及びそれらの監査に関する開示のあり方について検討を行っており(金融庁はオブザーバー参加)、今後、検討結果を取りまとめた上で必要な規則等の見直しを行う予定です。</p>	26年度	政策課題の発生に応じて自主規制機関と必要な協議・検討を行う。	達成

測定指標	⑩効果的な情報発信及び関係諸団体との意見交換の実施	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		<p>・26年度は、自主規制機関との意見交換等について、効率的・効果的な開催に努めた結果、21回開催し、市場における諸問題について認識を共有しました。</p> <p>・また、市場参加者等に対する講演を37回、機関誌等各種広報媒体への寄稿を36件実施し、証券監視委の活動状況や問題意識等を情報発信することで、市場規律の強化に努めました。</p> <p>・課徴金事例集について、事案の内容をより充実させ、講演・寄稿等においても積極的に活用しました。</p> <p>・27年3月には、証券監視委ウェブサイトについて、外部利用者の意見を踏まえた更なるレイアウトの見直しを行いました。</p>	26年度	効果的な情報発信及び関係諸団体との意見交換を実施する。

評価結果	<p>(各行政機関共通区分) B(相当程度進展あり)</p> <p>金融庁においては、有価証券報告書レビューや課徴金納付命令の決定等の実施、自主規制機関等と連携し自主規制規則の見直し等が行われたこと等から、市場の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備等について目標どおり貢献することができたと考えています。</p> <p>証券取引等監視委員会においては、不公正取引に対する取引調査、ディスクロージャー違反に対する開示検査、必要に応じた課徴金納付命令の勧告、市場の公正を害する悪質な事案についての検察庁への告発を行いました。</p> <p>また、クロスボーダー取引等を利用した不公正取引に対しては、海外当局と緊密に連携して対処しました。</p> <p>更に、証券監視委の活動状況等の情報発信など市場規律の強化に向けた取組みについても積極的にを行いました。</p> <p>測定指標の目標は全て達成となっていますが、施策の目標と照らし合わせてみると、27年度以降も、人材育成や海外当局との連携の一層の強化、新設される情報解析室の支援の下でのデジタルフォレンジックの更なる活用など、引き続き取り組むべき課題があります。</p> <p>以上のことから、測定結果は「B」としました。</p>	(判断根拠)
	<p>【必要性】 市場の公正性・透明性の確保、投資者の保護を図るためには、国際会計基準等の市場を取り巻く制度・環境整備を行っていくとともに、金融商品取引業者等における制度整備等への対応状況についてフォローしていくことが必要であると考えています。</p> <p>また、機動性・戦略性の高い市場監視活動及び証券監視委の活動状況や問題意識等の情報発信など市場規律の強化に向けた働きかけを実施していくことが必要であると考えています。</p>	<p>【効率性】 様々なプレーヤーにより市場で行われる取引その他の活動について検査・調査等を通じて監視し、問題が認められた行為については厳正に対処するほか、市場を取り巻く環境の変化に応じた制度整備などを適切に行っていくことが、市場取引の公正性・透明性を確保するという施策効果を効率的に実現する手段であると考えています。</p>
	<p>【有効性】 金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性を確保するための取組みの実施や、証券監視委による課徴金勧告を踏まえた監督上の対応、また、証券監視委においては包括的かつ機動的な市場監視活動により、違反行為者について課徴金納付命令勧告や告発等を行うとともに、その内容を市場参加者に対して公表し、市場規律の強化を促したことは、市場の公正性・透明性の確保に有効であったと考えています。</p> <p>さらに、自主規制機関において、各種ワーキング・グループ(金融庁もオブザーバーとして参加)が開催され、自主規制規則の改正等が行われたことは、投資者保護や市場の公正性・透明性の確保に有効であったと考えています。</p>	<p>【施策】 金融取引が高度化・複雑化し、市場が激しく変動する中で、我が国市場の公正性・透明性の確保、投資者の保護を図るためには、引き続き、国際会計基準等の市場を取り巻く制度の整備や適切な運用、金融商品取引業者等における制度整備等への対応状況の検証、金融・資本市場における情報の収集・分析、新設される情報解析室の支援の下でのデジタルフォレンジックの更なる活用による迅速・効率的な調査・検査の実施、建議等を通じたルール整備への貢献等、機動性・戦略性の高い市場監視や市場規律の強化に向けた働きかけといった環境整備を実施していくことが必要であると考えています。</p> <p>また、引き続き、自主規制機関と緊密な情報交換等を行うことにより、市場の公正性・透明性の確保に向けた業界自身の取組みの充実・改善を後押ししていく必要があります。また、各自主規制機関は金融庁が行政対応を行う対象であるという観点から、各自主規制機関に対して横断的に深度ある監督を行う必要があります。</p>

評価結果	次期目標等への反映の方向性	<p>【測定指標】</p> <p>① 投資者が自らの責任において有価証券の価値その他投資判断を行うために必要な正確な情報を得ることが出来るよう、引き続き金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性を確保するための取組みを行っていきます。</p> <p>② 引き続き、国際的な会計基準をめぐる動向を注視しつつ、単一で高品質な国際基準の策定に向けた取組みを行っていく必要があります。</p> <p>③ 引き続き市場動向の変化に対応した情報の収集・分析及び取引審査を行っていく必要があります。</p> <p>④ 海外との間のクロスボーダー取引の拡大等を踏まえ、引き続き海外当局との連携強化を図っていく必要があります。</p> <p>⑤ 金融商品取引法改正に伴う課徴金の対象拡大や不公正取引が複雑化等していることを踏まえ、引き続き迅速・効率的な取引調査を実施していく必要があります。</p> <p>⑥ 正確な企業情報が遅滞なく、適正かつ公平に市場に提供されるよう、引き続き迅速・効率的な開示検査を実施していく必要があります。</p> <p>⑦ 引き続き課徴金制度を適切に運用していきます。</p> <p>⑧ 犯則行為が複雑化・巧妙化していることを踏まえ、必要に応じて各地域の捜査機関や財務局、海外当局とも連携し、引き続き、様々な形態の犯則行為に対して、厳正で効果的な犯則調査を実施していく必要があります。</p> <p>⑨ 市場の公正性・透明性の確保に向けた業界自身の取組みの充実・改善を後押ししていくため、引き続き、自主規制機関との適切な連携を図っていく必要があります。</p> <p>⑩ 市場監視行政の透明性を高め、市場参加者の自主的な規律付けを促していくため、引き続き情報発信及び関係諸団体との意見交換を実施していく必要があります。</p>
------	---------------	---

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
-----------------	---------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・金融庁総務企画局企業開示課「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等及び「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)の一部改正(案)」に対するパブリックコメントの結果等について (http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20091211-7.html) ・IFRS財団モニタリング・ボードとIFRS財団評議員会によるガバナンス改革及び戦略見直しの報告書の公表について (http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20120213-1.html) ・企業会計審議会 事務局「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」の公表について (http://www.fsa.go.jp/news/24/sonota/20130620-2.html) ・金融庁総務企画局企業開示課「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等に対するパブリックコメントの結果等について (http://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20131028-1.html) ・首相官邸「日本再興戦略」の改訂 (http://www.kantei.go.jp/jp/headline/seicho_senryaku2013.html#c001) ・企業会計基準委員会 公開草案「修正国際基準(国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準)(案)」の公表 (https://www.asb.or.jp/asb/asbj/endorsement/exposure_drafts/index.shtml) ・金融庁総務企画局企業開示課「IFRSの任意適用の積上げに関する取組み一前回公表時からの追加的な取組み」 (http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20141121-1.htm) ・企業会計審議会 (http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyuu/top.html) ・金融庁総務企画局総務課審判手続室「課徴金納付命令等一覧」 (http://www.fsa.go.jp/policy/kachoukin/26.html) ・第8期 証券取引等監視委員会の活動方針(公正な市場の確立に向けて) (http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2014/2014/20140121.pdf) ・証券取引等監視委員会の取組み (http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/index.htm) ・IOSCO(証券監督者国際機構)「多国間MOU署名国一覧」 (https://www.iosco.org/about/?subSection=mmou&subSection1=signatories) ・日本の投資家を狙ったMRIインターナショナル等の証券詐欺において、米国証券取引委員会が管轄裁判所から得た資産凍結及びその他の緊急救済措置に関する公表資料「SEC Obtains Asset Freeze and Other Emergency Relief in Ponzi Scheme Targeting Investors in Japan」 (http://www.sec.gov/litigation/litreleases/2013/lr22832.htm) ・MRIインターナショナル等が起した証券詐欺事件の日本の投資家等への負担に関して、米国証券取引委員会が略式判決で勝訴した公表資料「SEC Obtains Summary Judgment Win On Liability in Ponzi Scheme Case」 (http://www.sec.gov/litigation/litreleases/2014/lr23111.htm) ・管轄連邦地裁の裁判官が、MRIインターナショナルとその最高経営責任者(エドウィン・フジナガ)に対して、証券詐欺事件による5億8千万ドル以上の支払いを命じた命令に関する米国証券取引委員会の公表資料「Judge Orders MRI International Inc. and Its CEO Edwin Fujinaga to Pay More Than \$580 Million in Ponzi Scheme Case」 (http://www.sec.gov/litigation/litreleases/2015/lr23184.htm) ・日本証券業協会「取引所外売買の誤報告への対応について」(平成26年11月18日公表) (http://www.jsda.or.jp/shiraberu/equity_ghkk20141118.html) ・日本証券業協会「「アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則」及び同規則の考え方の一部改正について」(平成27年2月17日公表、http://www.jsda.or.jp/katsudou/public/kekka/index.html) ・日本証券業協会「顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方検討ワーキング・グループ」 (http://www.jsda.or.jp/katsudou/kaigi/jisyukisei/gijigaiyou/20140805195326.html)
---------------------------	---

担当部局名	証券取引等監視委員会事務局、総務企画局総務課審判手続室、総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、監督局証券課	政策評価実施時期	平成27年6月
-------	--	----------	---------

平成 26 年度実績評価書（別紙）

施策Ⅲ－３

市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備

1. 達成目標等

達成目標	<p>投資者保護のための制度・環境の整備等を図ることにより、我が国市場取引の公正性・透明性の向上に資すること</p>
目標設定の考え方 及びその根拠	<p>市場取引の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ることは、金融・資本市場に対する市場参加者の信頼を保持し、我が国市場の活性化や国際競争力向上に必要不可欠である。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品取引法第 26 条、第 177 条、第 210 条 等 ・ 企業会計審議会「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」（平成 25 年 6 月 19 日） ・ 金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン（22 年 12 月 24 日）
測定指標 (目標値・達成時期)	<ol style="list-style-type: none"> ① 金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性の確保 (金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性を確保するための施策を実施、26 年度) ② 国際的に高品質な会計基準の設定・適用に向けた取組 (国際的に高品質な会計基準の設定・適用に向けた取組を実施、26 年度) ③ 情報力に支えられた機動的な市場監視の実施 (機動的な市場監視を実施、26 年度) ④ 海外当局との必要な連携 (海外当局との必要な連携を通じて、クロスボーダー取引を利用した不公正取引への対応を行う、26 年度) ⑤ 迅速・効率的な取引調査の実施 (迅速・効率的な取引調査を実施、26 年度) ⑥ 迅速・効率的な開示検査の実施 (迅速・効率的な開示検査を実施、26 年度) ⑦ 課徴金制度の適切な運用 (課徴金制度を適切に運用、26 年度) ⑧ 効果的な犯則調査の実施 (効果的な犯則調査を実施、26 年度) ⑨ 政策課題の発生に応じた自主規制機関との適切な連携 (政策課題の発生に応じて自主規制機関と必要な協議・検討を行

	う、26年度) ⑩ 効果的な情報発信及び関係諸団体との意見交換の実施 (効果的な情報発信及び関係諸団体との意見交換を実施、26年度)
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課徴金納付命令の実績<内容・件数> ・ 企業会計審議会等の開催状況 等 ・ 企業会計基準委員会 (ASBJ) による会計基準設定状況 ・ 国際的な会計基準設定に係る国際会議等の開催・参加実績 ・ IFRSの任意適用の会社数 ・ 取引審査実施状況<内容・件数> ・ 情報受付状況<内容・件数> ・ 取引調査に係る勧告の実施状況<内容・件数> ・ 開示検査に係る検査終了件数、勧告の実施状況<内容・件数> ・ 犯則事件の告発の実施状況<内容・件数> ・ 市場参加者等に対する意見交換会等の実施状況<内容・件数>

2. 平成26年度の主な事務事業

事務事業	実施内容
①金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政対応の透明性・予測可能性の向上を図る観点から、22年度に「企業内容等の開示に関する留意事項（開示ガイドライン）」の拡充等を行い、これを公表したところ。引き続き、必要に応じ、行政対応の透明性・予測可能性の向上に努める。 ・ 有価証券届出書等の発行開示書類については、記載内容の適切性が確保されるよう、開示ガイドラインに基づき、各財務局等を通じた記載内容等に関する事前相談や受理時における審査等を行う。特に、第三者割当のうち大規模な第三者割当に該当する場合などについては、不公正ファイナンス防止の観点から重点的な審査に努める。 ・ 有価証券報告書等の継続開示書類については、有価証券報告書レビューを通じ、記載内容の適切性の確保に努める。 ・ 有価証券報告書等の虚偽記載等の違反行為に対して、課徴金制度を適切に運用する。
②国際的に高品質な会計基準の設定・適用に向けた取組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融・資本取引や企業活動の国際化に伴い、国際的に質の高い会計基準の設定・適用に向けた取組みが求められている。上記を踏まえて、海外当局との連携を強化し、国際会計基準 (IFRS) の設定主体におけるガバナンス強化等に積極的に参加・貢献するとともに、我が国におけるIFRS適用に関する取組みについて、積極的に海外情報発信を行う。 <p>また、わが国におけるIFRSへの対応については、企業会計審議会において、25年6月に取りまとめられた「当面の方針」を踏まえ、民間関係者の協力も得ながら、IFRSの任意適用の積上げを図るとともに、IFRSに関する</p>

	<p>る意見発信の強化のための取組みを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国会計基準の開発等を担当する企業会計基準委員会（ＡＳＢＪ）による質の高い会計基準の開発や研究等の取組みを支援する。
③包括的かつ機動的な市場監視	<ul style="list-style-type: none"> ・市場監視の空白を作らないよう、発行市場・流通市場全体に目を向けるとともに、クロスボーダー取引への監視を強化していく。 ・情報の収集・分析態勢等を強化しつつ、幅広く情報を収集し、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行い、機動的な市場監視に役立てる。
④クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不公正取引への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・当局間の情報交換枠組みの活用等を通じ、海外当局と緊密に連携して対処するなど、クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不公正取引に対する監視を強化していく。
⑤不公正取引に対する迅速・効率的な取引調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・不公正取引に対する迅速・効率的な調査を引き続き実施し、法令違反行為が認められた場合には、課徴金納付命令を发出するよう金融庁に対し勧告を行う。 ・金融商品取引法改正に伴う課徴金の対象拡大に適切に対応するとともに、デジタルフォレンジックの運用体制の充実や積極的な活用などにより、取引調査の一層の迅速化・効率化に努める。 ・不公正取引を未然に防止する観点から、課徴金事例集の内容の充実を図るとともに、情報発信の多様化に努めることにより、市場関係者の自主的な規律付けへの働きかけを行う。
⑥ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施	<p>以下の取組みを進めつつ、有価証券報告書の虚偽記載等に対する迅速・効率的な検査等を引き続き実施し、法令違反行為が認められた場合には、課徴金納付命令及び訂正報告書の提出命令を发出するよう金融庁に対し勧告を行うとともに、自主訂正等により早期に適正な情報開示が行われるよう、開示検査を通じて開示企業に働きかける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場内外の様々な情報を収集・分析するとともに、不正会計に係る国内外の調査研究結果を活用し、事案発掘に対する新たな分析手法の開発に向けた検討を行い、隠蔽された虚偽記載等に関する端緒を効率的に発見するよう努める。 ・デジタルフォレンジックの積極的な活用により、開示検査をより効果的かつ効率的に実施する。 ・市場関連部局との連携を進めるとともに、公認会計士協会、監査法人及び金融商品取引所との間でも、粉飾事例等に関する当委員会の問題意識や関連情報の提供等により、連携を強化する。
⑦課徴金制度の適切な運用	<ul style="list-style-type: none"> ・不公正取引及び有価証券報告書等の虚偽記載等に対して、課徴金制度を適切に運用する。
⑧犯則事件に対する厳正な調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・インサイダー取引、相場操縦、偽計（不正ファイナンス等）等の金融・資本市場の公正を害する悪質な行為に対して、デジタルフォレンジック等を十分に活用し、必要に応

	<p>じて各地域の捜査機関や財務局、更に海外当局とも連携のうへ、厳正な調査を実施し、調査の結果、犯則の心証を得たときは、検察官に対して告発を行う。</p>
⑨自主規制機関との適切な連携	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な政策課題の発生に応じ、金融商品取引業協会及び金融商品取引所と連携し、各自主規制ルールの見直し等について、積極的に協議・検討する。また、各金融商品取引業協会に共通する横断的な政策課題が生じた場合には、各協会が連携して取り組めるよう働きかけを行う。 ・第二種金融商品取引業協会においては、加盟会員が少数にとどまっていることから、金融庁及び各財務局が同協会と連携し、加盟会員数の拡大に向けた取組みを行う。
⑩市場参加者の規律強化に向けた取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・各市場参加者による自主的な取組みによって市場規律が全体として強化されるよう、自主規制機関や市場の公正性確保に重要な役割を持つ諸団体等との間で、意見交換の実施や講演会への講師派遣のほか、当該諸団体等の機関紙への寄稿等を通じ、検査や調査等で把握した問題意識の共有等を図る。 ・証券取引等監視委員会における勧告・告発事案等の活動状況の公表にあたっては、当該個別事案の内容に加え、その事案の市場や社会における位置付けや影響についても、ウェブサイトやメールマガジン等を通じ、その情報発信に取り組む。

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

4. 平成26年度の主な事務事業の取組内容と評価

(1) 金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性の確保

① 取組内容

ア. 行政対応の透明性・予測可能性の向上

外部から寄せられる開示制度に関する照会に対し、行政対応の透明性・予測可能性の向上の観点から、法令や開示ガイドライン等の根拠を示すことなどにより適切かつ迅速に回答を行いました。また、有価証券の募集・売出しに係る届出の前においては「勧誘」は禁止されているところ、「勧誘」に該当しない行為を明確化するための開示ガイドラインの改正（26年8月27日適用）を行いました。

併せて、有価証券報告書等の開示書類の受理等に関し、類似の事案に対応する際の認識の共有化を図るため、財務局等又は金融商品取引所との間で情報交換や意見交換等を行いました。

イ. 有価証券報告書等の記載内容の適切性の確保・課徴金制度の適切な運用

有価証券報告書等の記載内容の適切性を確保するため、有価証券報告書レビューとして、①法令改正関係審査（法令改正があった事項に係る各社の対応状況の審査）、②重点テーマ審査（特定の事項に着目し対象企業を抽出して行う審査）、③情報等活用審査（適時開示や金融庁に提供された情報等に関する審査）を行い、実施結果を公表しました（27年2月）。また、有価証券報告書レビュー等を踏まえ、有価証券報告書の作成に当たり留意すべき点について金融庁ウェブサイトにて公表しました（27年3月）。

開示書類の虚偽記載等の違反行為については、証券取引等監視委員会（以下「証監視委」という。）の勧告を受け、26年度においては、課徴金納付命令の決定を9件行うなど、課徴金制度を適切に運用しています。

【資料1 開示書類の虚偽記載等に係る課徴金納付命令の実施状況】

（単位：件）

区 分	24年度	25年度	26年度
課徴金納付命令件数	8	9	9

（出所）総務企画局総務課審判手続室調

ウ. 無届募集を行う発行者への対応

無届募集を行う者への対応については、企業情報の適切な開示が確保されるよう、開示ガイドラインに基づく対応を行いました。具体的には、金融庁に提供された情報等を基に、各財務局等に対しヒアリングを指示するなど、勧誘行為の実態把握に努め、無届募集であることが判明した場合には、無届募集を行っている者に対し、有価証券届出書等の提出の催告や、警告書の発出を行い、当該者の名称等を金融庁ウェブサイトにて公表しました（26年9月及び27年1月）。また当該情報を捜査当局に提供しました。

② 評価

財務局等と連携を図りつつ、外部等からの照会に対する対応を適切に行ったこと及び開示ガイドラインの改正により、行政対応の透明性・予測可能性の向上が図られたものと考えています。

また、有価証券報告書レビューの実施及び開示書類の虚偽記載等の違反行為に関する課徴金制度の適切な運用並びに無届募集を行う者への対応の結果、有価証券の発行者の財務内容、事業内容が正確かつ適時に開示されました。

これにより投資者が自らの責任において有価証券の価値その他投資判断するために必要な正確な情報を得ることができるようになり、投資者保護が図られたものと考えています。

（2）国際的に高品質な会計基準の設定・適用に向けた取組みの推進

① 取組内容

ア. 26年10月に企業会計審議会が開催され、「国際会計基準の任意適用の拡大促進を図るとともに、あるべき国際会計基準の内容について我が国としての意見発信を強化するため、会計を巡る事項について必要な審議・検討を行う」との観点から、企業会計審議会の下に新たに会計部会を設置することが決定されました。これを受けて、同年12月に会計部会の第1回会合が開催され、IFRSの任意適用の拡大促進や、我が国としての対外的な意見発信等について審議が行われました。

イ. 26年6月に閣議決定された『日本再興戦略』改訂2014において「IFRSの任意適用企業の拡大促進」が明記され、そのための施策の一つとして「IFRSの任意適用企業がIFRS移行時の課題をどのように乗り越えたのか、また、移行によるメリットにどのようなものがあったのか、等について、実態調査・ヒアリングを行い、IFRSへの移行を検討している企業の参考とするため、『IFRS適用レポート（仮称）』として公表するなどの対応を進める」こととされました。これを受けて、IFRS任意適用企業に対して、実態調査・ヒアリングを実施しました（『IFRS適用レポート』は27年4月に公表）。

ウ. あるべきIFRSの内容について我が国として積極的に意見発信を行うことが重要との観点から、ASBJにおいて25年7月より、IFRSの個々の基準について我が国で受け入れ可能か否かの検討が行われ、26年7月に修正国際基準の公開草案が公表されました。

エ. 国際会計基準設定主体のガバナンスを監視する機関として各国資本市場当局の代表者から構成されるIFRS財団モニタリング・ボード（MB）において、金融庁が22年10月から暫定議長、25年2月から議長を務めているところ、任期が到来しましたが、27年2月に議長再任が決定されました。MBでは、24年2月に公表されたIFRS財団のガバナンス改革に関する報告書に掲げられた提言に基づき、MBの更なる機能強化のためメンバー枠の拡大に向けた審査が実施されたほか、IFRS財団の安定的な資金確保に関する今後の課題や対応策について議論が行われました。

② 評価

企業会計審議会での審議や『IFRS適用レポート』の作成に向けた取組み等を通じて、IFRSの任意適用の拡大促進や、あるべきIFRSの内容についての我が国としてのワンボイスでの意見発信の強化を図ることができたと考えています（なお、IFRSの任意適用企業数（適用予定企業数を含む）は着実に増加しており、26年3月末時点では34社であったところ、27年3月末時点では75社となっています。このうち、上場企業である73社の時価総額は全上場企業の時価総額の約18.5%となっています。）。

また、IFRS財団のガバナンスに関しては、MBメンバー枠の拡大やIFRS財団の安定的な資金確保に向けた活動等により、IFRS財団の国際会計基準設定プロセスに対するガバナンスの強化に貢献しました。

(3) 包括的かつ機動的な市場監視

① 取組内容

ア. 証券監視委では、市場の公正性・透明性の確保や投資者保護の観点から、問題があると思われる情報を広く一般投資家等から収集するため、電話、文書、来訪、インターネットなど様々な方法で受け付けています。

26年11月には、一般投資家からの情報提供を呼びかけるポスター及びリーフレットを新たに作成して全国の自治体や警察等に配布を行うとともに、27年2月には、ウェブサイト上の情報提供窓口に記載した「提供頂きたい情報の例」をより分かりやすいものとするなど、有用な情報の収集に努めました。

26年度においては、情報提供窓口に5,688件の情報が寄せられ、また、年金運用等に関する有用性の高い情報を収集するための専用窓口「年金運用ホットライン」において、投資一任業者の業務運営の実態等に関して9件の情報を受け付けました。

さらに、株価の不自然な動きが見られた銘柄や重要事実が公表された銘柄などについて、内外プロ投資家等によるクロスボーダー取引を含め、市場の公正性を害する不公正取引が疑われるものを審査するとともに、併せて、こうした取引に関与していた金融商品取引業者に行為規制違反等の行為がなかったかについても審査を行いました。

26年度においては、1,084件の取引審査を実施し、問題が把握された取引については、証券監視委内の調査・検査担当課室において実態解明を行い、違反行為が認められたものは勧告等を行いました。

【資料2 情報受付件数】

(単位：件)

区 分	24年度	25年度	26年度
インターネット	3,881	4,316	3,733
電 話	1,883	1,518	1,375
文 書	346	395	458
来 訪	57	56	54
財務局等から回付	195	116	68
合 計	6,362	6,401	5,688

(出所) 証券監視委市場分析審査課調

【資料3 取引審査実施件数】

(単位：件)

区 分	24 年度	25 年度	26 年度
価格形成	84	86	94
インサイダー取引	875	943	978
その他	14	14	12
合 計	973	1,043	1,084

(出所) 証券監視委市場分析審査課調

イ. 機動的な市場監視に役立てるため、金融・資本市場において、近年、取引規模が増加する等、重要性や影響度が増してきている取引手法についての実態把握や、市場動向の背景にある問題等の分析に努めました。26年度においては、スワップ取引を利用した不公正取引の事例研究、日米欧におけるHFT（High Frequency Trading：高頻度取引）規制の実態把握、米国におけるHFTを用いた不公正取引の摘発事例の研究及びサイバー攻撃に関する企業の開示動向について実態把握を行いました。

また、株式の発行過程における不適切な行為と流通市場における不適切な行為が複合的に関連して行われる不公正取引（以下「不公正ファイナンス」という。）について引き続き監視を行い、不公正ファイナンスにおいて典型的に用いられている第三者割当増資について、その動向分析を行いました。

加えて、金融庁や財務局、自主規制機関などとも引き続き積極的な情報交換を行い、包括的かつ機動的な市場監視に努めています。

② 評価

ア. 一般投資家等から寄せられた情報については、市場における生の声であり、証券監視委が審査・検査・調査等を行うに際しての有用な端緒として役立っており、情報提供を呼びかけるポスター及びリーフレットを配布したことなどにより、さらに有用な情報が収集できるものと考えています。

また、引き続き、機動的かつ迅速に取引審査を行ったことにより、実効性のある効率的な市場監視につながったと考えています。

イ. 金融・資本市場において、近年、取引規模が増加する等、重要性や影響度が増してきている取引手法や市場動向の背景にある問題等の分析に取り組むとともに、金融庁や財務局、自主規制機関などとも引き続き積極的に情報交換を行うことで、金融・資本市場に対する包括的かつ機動的な市場監視に寄与したものと考えています。

(4) クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不公正取引への対応

① 取組内容

ア. クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家等による不公正取引については、海外当局とも緊密に連携しながら取引調査（国際取引等調査）を実施し、26年度においては、相場操縦事案4件について、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令の勧告を行いました。このうち3件は、海外に所在する違反行為者に対するものでした。

【資料4 国際取引等調査に係る勧告の実施状況】

(単位：件)

区 分	24年度	25年度	26年度
インサイダー取引	6	4	0
相場操縦	1	2	4
偽計取引	0	1	0
合 計	7	7	4

(出所) 証券監視委取引調査課国際取引等調査室調

イ. 26年10月のアジア太平洋地域の市場監視当局が実務レベルの諸問題について意見を交換し、市場監視に係る連携強化を図ることを目的としたアジア太平洋市場監視当局者対話会合、及び27年3月のアジア太平洋地域の資本市場における諸問題に係る情報交換や協力の促進について議論を行うIOSCOアジア太平洋地域委員会会合を東京において開催しました。また、証券規制当局間の多国間情報交換枠組み（以下「MMOU」という。）などを活用した海外当局との情報交換等により、不公正取引等の監視に関する国際的な連携の強化に努めているほか、クロスボーダー取引への監視を担う人材育成の一環として、海外当局との人材交流や証券監視委事務局職員を海外規制当局等が実施する研修に派遣することにも取り組みました。

【資料5 IOSCOの多国間情報交換枠組み（MMOU）への署名当局】

(単位：件)

	2013年4月	2014年3月	2015年3月
署名当局数	94	101	105

(出所) 証券監視委総務課調

② 評価

ア. 我が国市場において、クロスボーダー取引が日常化している中、クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家等による不公正取引に対して、MMOUの活用等を通じ、海外当局と緊密に連携しながら対処したことは、我が国市場の公正性・透明性の向上につながったと考えています。

イ. IOSCO等における国際的議論への参画やMMOUの活用等を通じた国際的な連携を図りつつ、必要に応じて海外当局との間で情報の収集・提供に取り組みました。さらには、海外当局を訪問しての協議、海外当局が行う調査への協力を通じて、

海外当局と積極的にコミュニケーションを図り、クロスボーダー取引にかかる調査等について意見交換を行ったことは、海外当局との緊密な関係構築のために必要な人材の育成及び海外当局との一層の連携強化につながっているものと考えています。

(5) 不公正取引に対する迅速・効率的な取引調査の実施

① 取組内容

ア. 金融商品取引法改正に伴う課徴金の対象拡大や不公正取引の複雑化等に対応するため、事例研究や実践的な研修等による調査手法の向上、及び電磁的記録の保全・復元・解析等（以下「デジタルフォレンジック」という。）の積極的な活用により、迅速・効率的な調査を実施し、違反行為が認められた事案については、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令の勧告を行いました。

26年度においては、38件の課徴金納付命令の勧告を行いました。

このうち、インサイダー取引については、公開買付け事実を知った第一次情報受領者による違反行為等が認められた31件について勧告を行うとともに、相場操縦については、高指値の買い注文による買い上がり買付け等が認められた7件について、勧告を行いました。

【資料6 取引調査に係る勧告の実施状況】

(単位：件)

区 分	24年度	25年度	26年度
インサイダー取引	13	28	31
相場操縦	12	7	7
合 計	25	35	38

(出所) 証券監視委取引調査課

(※) 【資料4 国際取引等調査に係る勧告の実施状況】の件数は除く。

イ. 「金融商品取引法における課徴金事例集～不公正取引編～」において、課徴金制度に対する理解をさらに深めていただき、不公正取引を未然に防止する観点から「上場会社における内部者取引管理態勢の状況について」の項や、「審判手続の状況及び個別事例」の項を新たに掲載するなど、内容の充実に努めました。

さらに、講演や寄稿を通じて、市場関係者の自主的な規律付けへの働きかけを行いました。

② 評価

ア. 人材育成や研修の実施及びデジタルフォレンジックの積極的な活用などにより、金融商品取引法の改正に伴う課徴金の対象拡大や不公正取引の複雑化等に対応した取引調査を実施し、法令違反行為が認められた場合には、課徴金納付命令の勧告を行いました。こうした取組みは、市場の公正性・透明性の確保につながるものであると考えています。

イ. 課徴金事例集の内容の充実や講演や寄稿は、不公正取引の未然防止等、市場参加者の自主的な規律付けの促進につながるものと考えています。

(6) ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施

① 取組内容

ア. 正確な企業情報が迅速かつ公平に市場に提供されるよう、様々な情報を的確に収集・分析のうえ、デジタルフォレンジックの積極的な活用等により、迅速・効率的な開示検査に努めるとともに、開示書類の虚偽記載などが認められたときは、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令の勧告を行いました。

26年度においては、架空資産の計上や売上の過大計上等による有価証券報告書等の虚偽記載に対する8件の課徴金納付命令の勧告を行いました。

また、開示検査の結果、重要な事項についての虚偽記載が認められなかった場合についても、有価証券報告書等の訂正が必要と認められたときには、自発的な訂正を行うよう促しました。

【資料7 開示検査に係る勧告の実施状況】

(単位：件)

区 分	24年度	25年度	26年度
課徴金納付命令	9	9	8
訂正報告書等提出命令	1	1	0
合 計	10	10	8

(出所) 証券監視委開示検査課

(※) 開示書類の重要な事項についての虚偽記載等が認められた場合、当該開示書類の訂正報告書等が提出されないときには、訂正報告書等の提出を命ずるよう勧告を行うが、自発的に訂正した場合には行わない。

イ. 隠蔽された虚偽記載等に関する端緒を効率的に発見するため、市場内外の様々な情報を収集・分析するとともに、不正会計に係る国内外の調査研究を行いました。

ウ. 市場関連部局等との間で、市場における様々な問題・課題等について認識の共有に努めるなど、連携を図りました。

また、金融商品取引所等との間においては、最近の虚偽記載事案の紹介を踏まえた意見交換等を行い、証券監視委の持つ問題意識や関連情報の共有を図りました。

エ. 開示規制違反に係る勧告事例や自主訂正事案について紹介した、「金融商品取引法における課徴金事例集～開示規制違反編～」を発行するとともに、本事例集の概要について、証券監視委メールマガジンへの掲載や雑誌への寄稿など積極的な情報発信に努めました。

② 評価

ア. ディスクロージャー違反の態様には、架空資産の計上、売上の過大計上等がありますが、こうした多岐にわたる違反事案について課徴金納付命令の勧告を行いました。

また、重要な事項について虚偽記載等が認められなかった場合でも、証券監視委の懲罰を受け自発的に訂正を行う事例があるほか、開示企業自らが、必要に応じて第三者委員会等を設置し、開示書類の訂正を行った事例がありました。こうした取組みにより、自律的な取組みが促され、対象企業による正確な企業情報の市場への提供や、市場規律の強化につながったものと考えています。

イ. 市場内外の様々な情報を収集・分析するとともに、不正会計に係る国内外の調査研究を行うことで、不正会計の端緒の迅速かつ効率的な把握につながったものと考えています。

ウ. 市場関連部局等との連携を図ることにより、開示検査事案の端緒となる情報を取得して有効に活用しており、迅速・効率的な開示検査の実施が図られているものと考えています。

また、開示企業と日常的に関わりのある金融商品取引所等との間で、証券監視委の持つ問題意識や関連情報の共有を図ったことは、金融商品取引所等における上場企業の管理を通じて、市場参加者の自主的な規律付けを促すものであったと考えています。

エ. 「課徴金事例集～開示規制違反編～」を発行し、開示規制違反に係る事例の紹介を行うとともに、本事例集について積極的に情報発信を行った結果、開示企業による正確な企業情報の市場への提供や、市場規律の強化につながったものと考えています。

(7) 課徴金制度の適切な運用

① 取組内容

証券監視委による調査において、不公正取引や開示書類の虚偽記載等、課徴金の対象となる法令違反行為があると認める場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し勧告が行われます。これを受け、金融庁長官（内閣総理大臣から委任。以下この段落において同じ。）は、審判手続開始決定を行い、審判官が審判手続を経たうえで課徴金納付命令決定案を作成し、金融庁長官に提出します。金融庁長官は、この決定案に基づき、課徴金納付命令の決定を行うこととなります。

26年度においては、不公正取引及び有価証券報告書等の虚偽記載等の法令違反行為について、審判官による審判手続を経て、44件の課徴金納付命令を行いました。

【資料8 課徴金納付命令件数】

(単位：件)

	不公正取引						開示書類の 虚偽記載等			合 計		
	インサイダー取引			相場操縦			法人	個人	法人	個人		
	法人	個人		法人	個人							
平成24年度	18	4	14	10	1	9	8	8	0	36	13	23
平成25年度	26	4	22	10	1	9	9	9	0	45	14	31
平成26年度	25	2	23	10	2	8	9	8	1	44	12	32

(出所) 総務企画局総務課審判手続室調

② 評価

26年度においては、法令に基づき、適切に課徴金制度を運用したことから、我が国市場取引の公正性・透明性の向上に資するものになっていると考えています。

(8) 犯則事件に対する厳正な調査の実施

① 取組内容

ア. 市場の公正性を害する犯則行為である、インサイダー取引、相場操縦、偽計（不正ファイナンス等）、風説の流布、虚偽記載のある有価証券報告書の提出等の悪質な事案に対して、必要に応じて各地域の捜査機関や財務局と連携しつつ、厳正な調査を行っています。

こうした調査の結果、26年度においては、インサイダー取引事件1件、相場操縦事件2件、偽計事件1件及び虚偽有価証券報告書提出事件2件の合計6件について告発を行いました。

【資料9 犯則事件に係る告発の実施状況】

(単位：件、人)

区 分	24年度		25年度		26年度	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数
インサイダー取引	2	8	1	1	1	2
相場操縦	0	0	1	1	2	3
風説の流布・偽計	1	2	1	1	1	1
虚偽の有価証券報告書提出等	0	0	0	0	2	6
その他	4	16	0	0	0	0
合 計	7	26	3	3	6	12

(出所) 証券監視委特別調査課調

(※1) 人数には、法人を含む。

(※2) 件数及び人数は、ともに延べ数である。

イ. 我が国市場においてクロスボーダー取引や海外資本の参入が広く見られるようになってきているなか、インサイダー取引や、粉飾・偽計（不公正ファイナンス等）においても、海外に開設された証券口座や銀行口座が利用される事案が目立つようになっています。また、外国に本社を有する会社が日本の顧客から集めた多額の出資金を当該国に送金させ、他の顧客の配当金等に流用していた事案も発生しています。

このようなクロスボーダーでの不正行為を摘発するためには、各国の市場監視当局間の連携が不可欠であり、証券監視委は、証券規制当局間の情報交換枠組みを積極的に活用し、海外当局との間で調査に有用な情報を交換し、国内の犯則調査の実施に役立てたほか、それら海外当局による処分等の働きかけにも努めました。

ウ. IT化が進展する中で、犯則事件の調査において、デジタルフォレンジックは必要不可欠であり、更にその充実、高度化が求められる中、近年、人員の確保及び機器やソフトウェアの導入等、デジタルフォレンジックに係る態勢の充実等を図ってきました。26年度においては、外部研修への参加や部内研修の実施を通じて、導入した機器やソフトウェアを用いたデータ分析等のノウハウの向上、共有化にも努めました。

② 評価

ア. インサイダー取引事件、相場操縦事件、偽計事件及び虚偽有価証券報告書提出事件について告発をしたことにより、証券監視委が、引き続き、市場の公正性を害する行為を厳正に監視していることを、市場に対して示すことができたものと考えています。また、その中には、警察と連携し実態の解明に努めたものもあり、その点でも、様々な形態の不公正取引等に対して、厳正に対処していることを示すことができたものと考えています。

イ. MMOUを積極的に活用することにより、海外当局と密接に連携し、クロスボーダーでの不正行為の実態解明、実効性のある監視強化がなされてきていると考えています。例えば、証券監視委からの協力要請を受けた米国証券取引委員会の申立を受け、米国ネヴァダ州連邦地方裁判所から、同州にあるMRIインターナショナル本社及びその代表者等に対し資産凍結命令等が出されています。

ウ. デジタルフォレンジックに係る態勢の充実については、研修の実施等により、近年導入してきた機器やソフトウェアを活用するスキルが部内で幅広く共有され、高度化・急増するデジタルフォレンジックを効率的に行うことが可能となり、犯則調査の効率化につながるものと考えています。

(9) 自主規制機関との適切な連携

① 取組内容

ア. 日本証券業協会等の自主規制機関と、投資者の保護に資する施策等に関して、定期的及び随時に情報交換等を実施しました。

日本証券業協会等の自主規制機関では、金融商品取引業者が行う広告に関し、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示を行っていた事案の発生を受け、日本証券業協会の「広告等に関するワーキング・グループ」において、昨今の比較広告やSNSなどを通じた多様な広告の実態を踏まえ、協会の規則等が十分なものとなっているかの検証を行い（金融庁もオブザーバーとして参加）、議論を経て、「広告等の指針」等の一部改正を行いました。

また、同協会は、上場株券等の取引所金融商品市場外での売買に係る約定結果について、一部証券会社が同協会に対して誤った内容の報告を行い、これを同協会が公表した事案の発生を受け、「取引所外売買等に関するワーキング・グループ」において誤報告の再発防止に向けた検討を行い（金融庁はオブザーバーとして参加）、26年11月、対応方針として「取引所外売買の誤報告への対応について」を取りまとめ、公表しました。

さらに、同協会は、アナリスト・レポートの公表等を制限することにより、当該アナリスト・レポートの対象となる企業に関する法人関係情報を取得していること等を推知させることを防止する観点から、「内部者取引防止に関する内部管理態勢等検討ワーキング・グループ」及び「自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ」において、アナリスト・レポートの取扱い等について検討を行い（金融庁はオブザーバーとして議論に参加）、27年2月、対応方針として「アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則」及び同規則の考え方の一部改正を行いました。

加えて、同協会においては、金融商品取引業者の取り扱う業務の多様化や、昨今発生した顧客資産の流用事件等を踏まえ、「顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方検討ワーキング・グループ」を開催し、分別管理監査等の外部監査のあり方及びそれらの監査に関する開示のあり方について検討を行っており（金融庁はオブザーバーとして議論に参加）、今後、検討結果を取りまとめた上で必要な規則等の見直しを行うこととしております。

投資信託協会は、ヘルスケアリートの組成に向けた環境整備として、26年5月、資産運用会社がヘルスケア施設に投資を行う場合の社内体制の整備について、「不動産投資信託および不動産投資法人に関する規則」の一部改正及び「ヘルスケア施設供給促進のためのREITの活用に関するガイドライン」の制定を行い、公表しました。

イ. 第二種金融商品取引業協会においては、加盟会員が少数にとどまっていることから、金融庁と連携し、協会に加盟していない第二種金融商品取引業者を対象とした講演会の開催等、同協会の会員増加に向けた取組みを行っています。金融庁においては、こうした取組みを後押しする観点から、26年の金融商品取引法改正において、

協会に加盟していない第二種金融商品取引業者に対して、協会規則に準ずる社内規則の作成及び当該社内規則を遵守するための体制整備を義務付ける等の内容が盛り込まれたことを踏まえ、第二種金融商品取引業協会と連携しつつ、第二種金融商品取引業者の協会加入促進を図るとともに、協会に加入しない場合の体制整備等について周知及び各社の対応状況について確認を行いました。

② 評価

- ア. 金融商品取引業者等を取り巻く環境の変化や不適切事案などの発生を受け、日本証券業協会等が開催する各種ワーキング・グループに設置され、金融庁もオブザーバーとして参加し、各種の改善策を取りまとめ、自主規制規則の改正等が行われたことは、投資者保護や市場の公正性・透明性の確保に資する取組みであったと考えています。
- イ. 第二種金融商品取引業協会と連携しつつ、第二種金融商品取引業者の協会加入促進を図るとともに、協会に加入しない場合の体制整備等についての周知及び各社の対応状況について確認を行った結果、加盟会員数が、33社（26年3月末）から、92社（27年3月末）に増加しています。

(10) 市場参加者の規律強化に向けた取組み

① 取組内容

- ア. 自主規制機関においては、市場規律を強化するため、売買審査や上場管理を実施するほか、所属する会員の業務の適正性をチェックする考査・監査等を実施し、自主規制機能を果たしています。証券監視委は、これら自主規制機関との間で、定期的に業務報告を受けたり、意見交換を行い、市場における様々な問題・課題についての認識を共有し、緊密な連携に取り組んでいます。26年度は、効率的・効果的な開催に努め、21回の意見交換会等を実施しました。また、証券監視委が開催する研修に、自主規制機関の職員に参加してもらうなど、検査・考査の手法等の向上を図っています。

【資料 10 意見交換会等の実施件数】

(単位：件)

	24年度	25年度	26年度
件数	45	36	21

(出所) 証券監視委総務課調

- イ. 全国の各証券取引所が開催するコンプライアンス・フォーラムでの講演や各種広報媒体への寄稿を通じて、上場会社等の内部管理態勢のあり方等を発信したほか、金融商品取引業者等、自主規制機関、弁護士、公認会計士等に対する幅広い情報発

信に取り組みました。

また、証券監視委の活動状況や問題意識等について、機関誌等各種広報媒体への寄稿や証券監視委のメールマガジンの発行を継続的に行い、市場規律の強化のための情報発信に取り組みました。

【資料 11 講演会等の実施件数】

(単位：件)

対 象	24 年度	25 年度	26 年度
市場参加者	38	34	32
公認会計士、弁護士、不動産鑑定士等	13	2	5
大学・法科大学院等	5	7	5
合 計	56	43	42

(出所) 証券監視委総務課調

【資料 12 寄稿の実施件数】

(単位：件)

広報媒体	24 年度	25 年度	26 年度
自主規制機関等の刊行物、メールマガジン等	53	32	27
各種業界団体機関誌等	28	13	9
合計	81	45	36

(出所) 証券監視委総務課調

ウ. 証券監視委は、調査・検査に基づき勧告・告発等を行ったときは、速やかにその内容を記者に説明するとともに、ウェブサイトを通じて公表しています。その際は図表を活用して個別事案を説明したり、証券監視委のメールマガジンにおいて、その事案が市場や社会へ及ぼす影響を解説するなどしています。

また、27 年 3 月には、証券監視委ウェブサイトについて、外部利用者の意見を踏まえた更なるレイアウトの見直しを行いました。

エ. 証券監視委では、毎年度、「金融商品取引法における課徴金事例集」を取りまとめで公表しています。26 年度は、26 年 8 月に不公正取引編及び開示規制違反編を公表しました。「金融商品取引法における課徴金事例集」に掲載している事例については、各種の講演資料等に引用するなど、その活用にも努めています。

オ. 証券監視委は、調査・検査の結果に基づき、必要があると認めるときは、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するために必要と認められる施策について、内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができます。

適格機関投資家等特例業務届出者について、証券監視委のこれまでの検査におい

て、顧客に対する虚偽の告知、適格機関投資家等特例業務の要件を満たさずに行った登録が必要となるファンドの販売・投資運用、出資金の流用・使途不明、など、多数の金融商品取引法違反事例や一般投資家に被害が生じている悪質な事例が認められたことから、証券監視委は、26年4月、適格機関投資家等特例業務に関する特例について、出資者に係る要件を厳格化する等、一般投資家の被害の発生等を防止するための必要な措置を講ずるよう、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して建議を行いました。

【資料 13 建議の実施件数】

(単位：件)

	24年度	25年度	26年度
件数	1	0	1

(出所) 証券監視委総務課調

② 評価

ア. 自主規制機関との積極的な意見交換等を実施した結果、証券監視委と自主規制機関との間で市場における様々な問題・課題等について、認識の共有を図ることができたことは、市場規律の強化の観点から有効であったと考えています。また、証券監視委が開催する研修に、自主規制機関の職員に参加してもらったことは、検査等に関するノウハウ等の習熟及び共有化を図ることができ、これらの取組みにより、市場の公正性の確保が図られたものと考えています。

イ. 市場規律の強化を図る上で重要な役割を持つ諸団体に対する講演や各種広報媒体への寄稿、メールマガジンの発行等を通じて、証券監視委の活動状況や問題意識等について、幅広く情報発信に取り組んだことは、不公正取引の未然防止など市場規律の強化につながったものと考えています。

ウ. 証券監視委が告発・勧告等を行ったときに、市場や社会へ及ぼす影響も含め、その内容を分かりやすく説明するように努めたことは、その事案が持つ意義付けやその社会的背景を含めた正確な報道を通じて、市場参加者等に対し、証券監視委の活動に対する理解と関心がより深められ、市場規律の強化につながったと考えています。

エ. 「金融商品取引法における課徴金事例集」を公表し、また市場参加者等に対する講演において活用したことは、不公正取引の未然防止等、市場参加者の自主的な規律付けの促進につながったものと考えています。

オ. 適格機関投資家等特例業務届出者に関する建議に基づき、今後、金融庁において

適切な施策が講じられることにより、ファンドに係る投資者保護の一層の徹底が図られるものと考えています。

5. 今後の課題

(1) 金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性の確保

引き続き、財務局等と連携を図りつつ、外部等からの照会に対する適切な対応、有価証券報告書レビューの実施及び開示書類の虚偽記載等の違反行為に関する課徴金制度の適切な運用並びに無届募集を行う者への対応等を通じ、ディスクロージャーの適切性の確保に努めます。

(2) 国際的に高品質な会計基準の設定・適用に向けた取組みの推進

引き続き、IFRSの任意適用企業の拡大促進に努めるとともに、企業会計基準委員会（ASBJ）と連携して、我が国の考えるあるべきIFRSについての意見発信を強化していきます。また、日本基準の高品質化に向けた検討や、IFRSに関する知識・経験が豊富な人材の裾野の拡大等に努めます。

(3) 包括的かつ機動的な市場監視

引き続き、市場動向の変化に対応した情報の収集・分析態勢等の強化を行いつつ、幅広く情報を収集して個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行い、機動的な市場監視を行っていく必要があります。

(4) クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不公正取引への対応

引き続き、クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不公正取引に対しては、グローバルな金融・資本市場のイノベーションの進展等を踏まえつつ、MMOUの活用等を通じ、海外当局と緊密に連携して対処していきます。

また、引き続きIOSCO等の国際的な議論に積極的に参画し、海外当局との情報交換等を通じた国際的な連携を図っていきます。加えて、今後も、海外当局との人材交流や海外当局主催の研修への職員派遣を通じて、海外の先進的な審査・調査等の技術を習得させるほか、クロスボーダー取引にかかる調査等について意見交換を行うなど、海外当局との連携を一層強化し、監視の強化につなげていきます。

(5) 不公正取引に対する迅速・効率的な取引調査の実施

金融商品取引法改正に伴う課徴金の対象拡大や不公正取引の複雑化等に対応するため、引き続き、調査手法の工夫、研修等を活用した調査能力の向上、人材の育成に努めるとともに、デジタルフォレンジックの更なる活用などにより、取引調査の一層の迅速化・効率化を図ります。

また、不公正取引を未然に防止する観点から、引き続き、課徴金事例集の内容の充実

を図るとともに、情報発信の多様化に努めることにより、市場関係者の自主的な規律付けへの働きかけを行います。

(6) ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施

引き続き、正確な企業情報が遅滞なく、適正かつ公平に市場に提供されることを主眼とし、迅速・効率的な開示検査の実施に努めます。

上場企業等が虚偽記載を行った場合には、当該企業が自律的かつ迅速に正しい企業情報を市場に提供するよう、企業自身の取組みを促すとともに、関係者への働きかけを強化していきます。その際、必要に応じて、虚偽記載等の原因となった内部管理上の問題も指摘し、改善を求めています。

(7) 課徴金制度の適切な運用

我が国市場取引の公正性・透明性の向上に資するよう、今後も引き続き課徴金制度を適切に運用していく必要があります。

(8) 犯則事件に対する厳正な調査の実施

インサイダー取引、相場操縦、偽計（不公正ファイナンス等）等の金融・資本市場の公正を害する悪質な行為に対して、情報解析室の支援の下でのデジタルフォレンジックの更なる活用等により、必要に応じて各地域の捜査機関や財務局、更に海外当局とも連携のうえ、厳正な調査を実施し、調査の結果、犯則の心証を得たときは、検察官に対して告発を行うことにより、市場規律の強化に努めます。

(9) 自主規制機関との適切な連携

引き続き、自主規制機関と緊密な情報交換等を行うことにより、市場の公正性・透明性の確保に向けた業界自身の取組みの充実・改善を後押ししていく必要があります。また、各自主規制機関は金融庁が行政対応を行う対象であるという観点から、各自主規制機関に対して横断的に深度ある監督を行う必要があります。

第二種金融商品取引業協会においては、加盟会員が増加しつつあるものの依然として少数にとどまっていることから、金融庁及び各財務局が同協会と連携し、加盟会員数の拡大に向けた取組みを行う必要があります。

(10) 市場参加者の規律強化に向けた取組み

引き続き、市場監視行政の透明性を高め、市場参加者の自主的な規律付けを促していくため、証券監視委の活動状況や問題意識等について積極的な情報発信・提供を行っていく必要があります。

さらに、証券監視委が市場監視活動の過程で把握した制度上の論点についても、これを積極的に金融庁や自主規制機関に伝えていくことなどを通じ、市場ルールの改善に向けた貢献を行っていきたいと考えています。

平成26年度実績評価書

金融庁26(施策Ⅲ-4)

施策名	市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備					
施策の概要	金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営を確保するため、金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な監督及び検査を実施して業務の実態把握を図る。また、重大な法令違反等が認められた場合には、行政処分を行うとともに、再発防止のため、業務改善の実施状況の適切なフォローアップを図る。					
達成すべき目標	金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営を確保すること					
施策の予算額・執行額等	区分		24年度	25年度	26年度	27年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	26	27	27	27
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	26	27	-	-
執行額(百万円)		13	25	-	-	
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標		施策の進捗状況(実績)		目標	達成		
		①内外の経済・金融環境の変化を踏まえた効率的かつ効果的な監督の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・法令に照らして、利用者保護と市場の公正性確保に重大な問題が認められた金融商品取引業者18者に対し、行政処分を行いました。 ・証券会社の自己資本規制や流動性規制について、バーゼル3に対応するために、告示を改正しました。 ・また、金融安定理事会(FSB)に選定された日系のG-SIBs及び指定親会社といった大規模で複雑な業務を行う金融グループにおける流動性リスク管理について、監督上求めるべき事項を明確化するため、「大規模で複雑な業務を行う金融グループにおける流動性リスク管理に係る着眼点」を公表しました。 ・証券取引等監視委員会において、適格機関投資家等特例業務届出者による重大な法令違反等が認められた17件について、検査結果の公表等を行いました。また、当該17件を含め、金融庁において、販売・勧誘の際の虚偽告知等の法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者24社について、社名・代表者名・法令違反行為等の公表等を行いました。 		26年度	達成	
			<ul style="list-style-type: none"> ・大規模証券会社グループに対して、監督部局と共同でヒアリングを行うなど連携を強化し、その中で抽出した検証テーマを中心にオンサイト検証を実施することで、年間を通じて効率的な検査・モニタリングの推進に努めました。 ・検査対象先の選定に当たり、情報の収集先の拡大や深度ある事前分析により、検査実施の優先度の判断等を行い、266件の検査を実施しました。 ・検査の結果、105業者に対して問題点を通知するとともに、重大な法令違反等が認められた16件について、行政処分勧告を行いました。 ・無登録業者及び適格機関投資家等特例業務届出者に対しては、調査・検査を実施し、検査結果の公表や裁判所への金商法違反行為の差止め命令の申立て(6件)を行うなど、被害の拡大防止のための適切な措置を講じました。 ・また、適格機関投資家等特例業務届出者による重大な法令違反等が認められた17件について、検査結果等の公表及び監督部局への情報提供を行いました。 		26年度		達成
			<ul style="list-style-type: none"> ・日本証券業協会のワーキング・グループにおいて、上場株券等の取引所金融商品市場外での売買に係る約定結果の誤報告再発防止について検討を行い(金融庁はオブザーバー参加)、26年11月に対応方針が公表されました。 ・日本証券業協会のワーキング・グループにおいて、アナリスト・レポートの社内審査及び適正な情報管理等について検討を行い(金融庁はオブザーバー参加)、27年2月、必要な自主規制規則の改正が行われました。 ・日本証券業協会のワーキング・グループにおいて、分別管理監査等の外部監査のあり方及びそれらの監査に関する開示のあり方について検討を行っており(金融庁はオブザーバー参加)、今後、検討結果を取りまとめた上で必要な規則等の見直しを行う予定です。 		26年度		
②検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施			26年度	達成			
③政策課題の発生に応じた自主規制機関との適切な連携			26年度		達成		

	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) A(目標達成)</p> <p>金融庁においては、重大な問題が認められた金融商品取引業者等に対し、行政処分など、金融商品取引業者等における業務運営態勢の改善に向けた取組みを進めました。</p> <p>証券会社の自己資本規制については、バーゼル3の開示規制に対応するため、告示を改正するなど、効率的かつ効果的な監督を行いました。</p> <p>法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者について、財務局等との連携の下、投資者被害の拡大防止、同様の違法行為等の未然防止に努めました。</p> <p>日本証券業協会等の各種ワーキング・グループに金融庁もオブザーバーとして参加し、自主規制規則の改正等が行われました。</p> <p>証券取引等監視委員会においては、効率的かつ効果的な検査を行い、重大な法令違反等が認められた場合には、行政処分を求める勧告等を行いました。</p> <p>以上のことから、測定結果は「A」としましたが、27年度以降も、詐欺的な営業を行う悪質な金融商品取引業者や適格機関投資家等特例業務届出者について、早期の検査着手により被害の拡大防止等に努めることや、クラウドファンディング業者に係る法整備がなされたことを踏まえ、クラウドファンディング業者に対する検査態勢を整備する必要があるなど、引き続き取り組むべき課題があります。</p>
<p>評価結果</p>	<p>施策の分析</p>	<p>【必要性】 市場仲介機能が適切に発揮されるためには、効率的かつ効果的な監督及び検査を実施し、金融商品取引業者等の業務の健全かつ適切な運営の確保を図ることが必要であると考えています。</p> <p>【効率性】 監督部局と検査部局の緊密な連携等により、様々な情報を収集・分析して検査対象先の業態その他の特性を踏まえたリスク・ベースの検査を効率的に実施し、問題が認められた金融商品取引業者等に対して速やかに行政処分を行ったり、他の金融商品取引業者等での同様の事案の発生を抑制するための事実関係等の公表などを行うことは、市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境を整備するという施策効果を効率的に実現するものであると考えています。</p> <p>【有効性】 監督部局と検査部局との間で情報共有を行い、迅速に検査を実施して早期に実態を解明し、的確に行政処分を行うとともに、金融商品取引業者等による再発防止策の策定やそれに基づく業務改善の状況を適時適切にフォローアップすることにより、金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営に資することができたと考えています。</p>
	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】 金融取引が高度化・複雑化し、市場が激しく変動する中で、市場仲介機能が適切に発揮されるためには、引き続き、オン・オフ一体となった効率的かつ効果的な監督及び検査を実施し、金融商品取引業者等の業務の健全かつ適切な運営の確保を行う必要があると考えています。金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営を確保するためには、法令に照らして投資者保護等に重大な問題が発生している事実が確認された金融商品取引業者等に対し、引き続き、厳正かつ迅速な行政処分を行うとともに、業務改善に向けた取組みを促していく必要があります。併せて、行政処分の内容の公表や、監督指針の整備等を引き続き講じることによって、法令違反の再発防止に向けた、金融商品取引業者等やその利用者への情報提供を行っていく必要があります。</p> <p>また、引き続き、自主規制機関と緊密な情報交換等を行うことにより、市場の公正性・透明性の確保に向けた業界自身の取組みの充実・改善を後押ししていく必要があります。また、各自主規制機関は金融庁が行政対応を行う対象であるという観点から、各自主規制機関に対して横断的に深度ある監督を行う必要があります。</p> <p>【測定指標】 ①金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営を確保するためには、法令に照らして投資者保護等に重大な問題が発生している事実が確認された金融商品取引業者等に対し、引き続き、厳正かつ迅速な行政処分を行うとともに、業務改善に向けた取組みを促していく必要があります。併せて、行政処分の内容の公表や、監督指針の整備等を引き続き講じることによって、法令違反の再発防止に向けた、金融商品取引業者等やその利用者への情報提供を行っていく必要があります。</p> <p>②詐欺的な営業を行う悪質な金融商品取引業者や適格機関投資家等特例業務届出者による投資者被害が発生していることや、検査対象業者の範囲の拡大等を踏まえ、引き続き、効率的かつ効果的な検査を実施していく必要があります。</p> <p>③市場の公正性・透明性の確保に向けた業界自身の取組みの充実・改善を後押ししていくため、引き続き、自主規制機関との適切な連携を図っていく必要があります。</p>
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>	

<p>政策評価を行う過程において使用した資料 その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26事務年度金融モニタリング基本方針(監督・検査基本方針) (http://www.fsa.go.jp/news/26/20140911-1.html) ・金融商品取引業者等向け監督指針 (http://www.fsa.go.jp/common/law/guide/kinyushohin/index.html) ・レバレッジ比率に関する告示案等に対するパブリックコメントの結果等について (http://www.fsa.go.jp/news/26/ginkou/20150312-2.html) ・流動性カバレッジ比率の開示に係る内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について (http://www.fsa.go.jp/news/26/ginkou/20150227-3.html) ・流動性カバレッジ比率規制に係る「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「金融検査マニュアル」等の一部改正(案)の公表について (http://www.fsa.go.jp/news/26/ginkou/20150206-2.html) ・大規模で複雑な業務を行う金融グループにおける流動性リスク管理に係る着眼点(案)に対するパブリックコメントの結果等について (http://www.fsa.go.jp/news/26/syouken/20140912-4.html) ・第8期 証券取引等監視委員会の活動方針(公正な市場の確立に向けて) (http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2014/2014/20140121.pdf) ・平成26年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画 (http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2014/2014/20140325-1/01.pdf) ・金融商品取引業者等に対する行政処分等に関する勧告の実施状況、適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等の公表の実施状況 (http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/s_kensa.htm) ・日本証券業協会「取引所外売買の誤報告への対応について」(平成26年11月18日公表) (http://www.jsda.or.jp/shiraberu/equity_ghkk20141118.html) ・日本証券業協会「アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則」及び同規則の考え方の一部改正について (平成27年2月17日公表、http://www.jsda.or.jp/katsudou/public/kekka/index.html) ・日本証券業協会「顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方検討ワーキング・グループ」 (http://www.jsda.or.jp/katsudou/kaigi/jisyukisei/gijigaiyou/20140805195326.html)
---------------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>証券取引等監視委員会事務局、監督局証券課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成27年6月</p>
--------------	-----------------------------	-----------------	----------------

平成 26 年度実績評価書（別紙）

施策Ⅲ－４

市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備

1. 達成目標等

達成目標	金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営を確保すること
目標設定の考え方 及びその根拠	市場仲介機能が適切に発揮されるよう、効率的かつ効果的な監督及び検査を実施し、金融商品取引業者等の業務の健全かつ適切な運営の確保を図る。 【根拠】 ・金融商品取引法第 51 条、第 56 条の 2 等 ・金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 ・平成 26 年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画
測定指標 (目標値・達成時期)	①内外の経済・金融環境の変化を踏まえた効率的かつ効果的な監督の実施（内外の経済・金融環境の変化を踏まえた効率的かつ効果的な監督の実施、26 年度） ②検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施（効率的かつ実効性ある証券検査を実施、26 年度） ③政策課題の発生に応じた自主規制機関との適切な連携（政策課題の発生に応じて自主規制機関と必要な協議・検討を行う、26 年度）
参考指標	・金融商品取引業者等に対する行政処分の実施状況<内容・件数> ・証券検査実施状況<内容・件数> ・証券検査に係る行政処分等の勧告の実施状況<内容・件数> ・証券検査における金融商品取引業者等に対する法令遵守等の不備に係る通知の実施状況<内容・件数>

2. 平成 26 年度の主な事務事業

事務事業	実施内容
①金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な監督の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引業者等を取り巻く内外の経済・金融環境の変化を踏まえた重点事項の把握、業態・個別金融商品取引業者等の状況等に応じた実態把握、重要な経営課題に焦点を当てた定期又は随時のヒアリングを実施するなど、リスクベースでの効率的かつ効果的な監督に努める。 ・適時・適切に監督指針等の整備を行って監督上の着眼点を明らかにするなど、明確なルールを整備した上で、報告徴求等による事実関係を把握に努める。その結果、法令違反の事実等が確認された場合には、業務改善命令・業務停止

	<p>命令等の行政処分を行う。また、証券監視委の検査結果を受け、問題があると認められた業者に対しても、業務改善命令・業務停止命令等の行政処分を含めた機動的な対応を行う。さらに、金融商品取引業者等における業務改善の実施状況を適切にフォローアップし、再発防止に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模かつ複雑な業務をグループ体として行う指定親会社グループ及び特別金融商品取引業者グループに対しては、定期又は随時のヒアリング、各種報告書及び報告徴求等により、グループベースでの自己資本の充実の状況やリスク管理態勢等について実態把握を行い、既に生じた問題の解決のみにフォーカスするのではなく、潜在的な問題の顕在化を未然に防止するためのフォワードルッキングな態勢整備を促すことで、より中長期的な観点からの統制環境向上を奨励していく。 ・監督カレッジ等の各国当局の意見交換の場も利用しつつ、当局間のベストプラクティスについて情報を収集し、監督行政において活用することで、金融庁の監督実務を継続的な向上に取り組む。
<p>②金融商品取引業者等に対する効率かつ効果的な検査の実施</p>	<p>金融商品取引業者等に対しては、「平成 26 年度証券検査基本方針及び基本計画」に基づき、以下の取組みを進めつつ、効率かつ効果的な検査の実施に努め、問題点が認められた場合には指摘するほか、重大な法令違反行為等が認められた場合には、行政処分等を求める勧告を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨店検査においては、検査対象先との双方向の対話を通じ、業務及び内部管理態勢の全般において、法令遵守意識及び職業倫理を向上させるよう促す。 ・情報の収集・分析の充実を図り、情報及び分析結果に基づいて検査対象先や検証分野の選定を行う態勢を確立するとともに、業者の特性に応じた検査手法やノウハウの開発・定着に努める。 ・大規模かつ複雑な業務をグループ体として行う証券会社グループに対しては、オン・オフ一体による検査・モニタリングを実施する。 ・中小の金融商品取引業者等については、投資者保護上の観点から、検査を実施する業者数を増加させる。 ・詐欺的な営業を行う悪質な金融商品取引業者等や適格機関投資家等特例業務届出者に対しては、早い段階で検査に着手し、法令違反行為等の実態解明及び被害の拡大防止に努める。 ・電磁的記録の保全・復元・解析等の作業（デジタルフォレンジック）技術を活用した検査態勢を整備する。 ・証券検査の事例の分析を行い、情報発信の素材として活用することにより、金融商品取引業者等の自主的な規律付けへの働きかけを行う。
<p>③金融商品取引業者等の自主規制機関との適切な連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な政策課題の発生に応じ、金融商品取引業協会と連携して、各自主規制ルールの見直し等について、積極的に協

	<p>議・検討する。また、各金融商品取引業協会に共通する横断的な政策課題が生じた場合には、各協会が連携して取り組めるよう働きかけを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第二種金融商品取引業協会においては、加盟会員が少数にとどまっていることから、金融庁及び各財務局が同協会と連携し、加盟会員数の拡大に向けた取組みを行う。
--	---

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

4. 平成 26 年度の主な事務事業の取組内容と評価

(1) 金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な監督の実施

① 取組内容

効率的な監督を実施するため、金融商品取引業者等の法令遵守に関する情報、財務会計情報、リスク情報等を収集し、定期及び随時のヒアリング等を通じ、投資者保護の状況、金融商品取引業者等の経営状況等の把握を行っています。

その際、問題事案の早期発見のため、金融庁に寄せられた投資者からの情報等も参考情報として積極的に活用しながら、リスク・ベースでの監督を実施しています。

- ・ 投資者保護と市場の公正性確保に重大な問題が認められた金融商品取引業者等に対し、行政処分を行い、適切な業務運営体制の構築を求めるとともに、改善状況についてフォローアップするなど、金融商品取引業者等における業務運営態勢の改善に向けた取組みの実施を求めました。
- ・ 行政処分を行った場合には、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を含めて公表を行いました（財務の健全性に関する不利益処分等、公表により対象金融商品取引業者等の経営改善に支障が生ずるおそれのある場合を除く）。平成 26 年 4 月から 27 年 3 月の間に、18 社に対する行政処分を公表しました。
- ・ 証券取引等監視委員会において、適格機関投資家等特例業務届出者による重大な法令違反等が認められた 17 件について、検査結果等を公表するとともに、金融庁長官に対して適切な措置を講じるための情報提供等を行いました。当該 17 件を含め、金融庁において、販売・勧誘の際の虚偽告知や顧客資産の流用等の法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者 24 社について、社名・代表者名・法令違反行為等を公表するとともに、関係機関に情報提供を行いました。
- ・ 国際的に活動し大規模で複雑な業務を行う証券会社グループ等について、定期又は随時のヒアリング、各種報告書及び報告徴求を通じ、その経営実態やビジネスモデルの適時・的確な把握に努めるとともに、国際的な金融規制に係る議論の動向や海外の G-S I F I s のベストプラクティスも踏まえつつ、国際基準を見据えた経

営管理やリスク管理等の水準向上に向けた取組みを促しました。例えば、金融安定理事会（FSB）に選定された日系のG-SIBs（グローバルなシステム上重要な銀行）及び指定親会社といった大規模で複雑な業務を行う金融グループにおける流動性リスク管理について、監督上求めるべき事項を明確化するため、「大規模で複雑な業務を行う金融グループにおける流動性リスク管理に係る着眼点」を公表しました。

また、金融モニタリング基本方針に基づき、大規模証券会社グループ等（国内大手証券会社及び大手外資系証券会社）に対して、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスク等の各リスクを把握するとともに、グループ全体の統合的リスク管理態勢・管理手法の妥当性等について実態把握及び検証を行いました。例えば（i）自社のビジネスモデルにおけるリスクの所在を理解した上で、内外のストレステストを実施するとともに、（ii）その結果について、経営陣も含めて議論を行い、経営方針の策定やリスク管理において活用しているかや、リスクアペタイトフレームワークに係る取組状況について、検証を行いました。

大規模証券会社グループ等の経営の健全性は、内外の経済や金融・資本市場の動向により影響を受けることから、それぞれの動向を常時把握し、両者間の相互作用を分析することが重要であるとの認識の下、グローバルな市場の変化等を把握し、フォワードルッキングに外貨等の資金流動性やポジション管理の方針の見直しを行っているか等、大規模証券会社グループ等における経営管理態勢やリスク管理態勢について検証を行いました。

証券会社の自己資本規制については、現在、単体、川下連結、川上連結の3つの自己資本規制が告示により課されていますが、国際的に活動する大規模証券会社グループに対して、25年3月末から適用されている国際的な健全性規制高度化の取組みであるバーゼル3の枠組みに基づき、27年3月より新たに導入されることとなる流動性規制及びレバレッジ比率の開示に関して、関連告示の制定・改正及び監督指針等の改正を行いました（26年10月、27年2月、3月）。さらに、監督カレッジ等を含め、海外当局との会合や電話会議の実施を通じて、国際的に活動し大規模で複雑な業務を行う証券会社グループ等の海外ビジネス展開先の金融行政当局との情報交換や連携態勢を強化し、海外拠点のビジネスモデルの持続可能性や現地規制への対応能力を把握・検証したほか、他国当局における監督実務のベスト・プラクティス及び他国金融機関における管理実務のベスト・プラクティスについて情報収集した上で、監督手法の高度化に向けた取組みを行いました。

さらに、インターネットを通じた資金調達（投資型クラウドファンディング）を取り扱う金融商品取引業者の参入要件の緩和等を内容とする金融商品取引法26年改正を踏まえ、こうした業者に対する監督体制の整備について検討し、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の改正案を公表しました。

② 評価

金融商品取引業者等から収集した法令遵守に関する情報、財務会計情報、リスク情報等については、定期及び随時のヒアリング等を行うことにより、適切な蓄積・分析に努めています。

また、問題事案の早期発見のため、金融庁に寄せられた投資者からの情報等も参考として、適時・適切に金融商品取引業者等に対しヒアリングを行うなど、リスク・ベースでの適切な監督に努めています。

- ・ 行政処分を行った金融商品取引業者等に対して、改善計画の履行状況を報告させるなど、金融商品取引業者等の業務改善に向けた取組みを進めることにより、健全かつ適切な業務運営の確保を図っています。さらに、法令違反の再発の防止、金融商品取引業者等やその利用者への情報提供、健全かつ適切な業務運営の確保といった観点から、監督指針等の整備等も必要に応じて行っています。
- ・ 国際的に活動し大規模で複雑な業務を行う証券会社グループ等における流動性リスク管理について、国際的な金融規制に係る議論の動向等を踏まえ監督上求めるべき事項の明確化や、全般的なリスク管理実務の十分性の検証により、大規模証券会社グループ等のリスク管理態勢の強化に努めました。また、ストレステストの適切な実施やストレステスト結果の経営での活用等について促したことや、海外当局と緊密に連携し、海外拠点のビジネスモデルの持続可能性や現地規制への対応能力を把握・検証するなど、フォワードルッキングな経営管理態勢やリスク管理態勢が構築されているかについて検証を行ったことで、効率的かつ効果的な監督に資することができたと考えています。証券会社の自己資本規制については、国際的な規制強化が進む中、大規模証券会社グループにバーゼル3を適用し、さらに、バーゼル3の自己資本規制や流動性規制に対応するために、告示や監督指針を改正したこと等により、当該大規模証券会社グループのリスク管理の高度化を促し、国際的な規制水準の高度化に対応したグループベースの規制・監督の枠組みをより強化することができたと考えます。さらに、他国当局や他国の金融機関におけるベスト・プラクティスについて情報収集したことは、監督実務の質的向上につながる取組みであったと考えています。また、監督カレッジ会合等を通じ、グローバルに活動している金融機関に係る情報を関係監督当局に共有して議論を行った結果、当該金融機関の適切な監督に一定の効果があったものと考えています。

(2) 金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な検査の実施

① 取組内容

証券監視委は、「平成 26 年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画」に基づき、次のような取組みを行い、効率的かつ効果的な検査の実施に努めました。

- ・ 検査対象先の選定に当たっては、情報の収集先の拡大を図り、積極的に情報を収集するとともに、業者横断的なリスク分析等の深度ある事前分析を行い、検査実施

の優先度の判断及び着眼点の絞り込みに活用しました。

- ・ 臨店検査においては、検査対象先の自主的な改善努力が図られるよう、検査対象先との双方向の対話を通じ、内部管理やリスク管理等についての業務運営上の問題点等に係る認識の共有を図りました。
- ・ 監督部局によるオフサイトのモニタリングにより法令違反等のおそれが認められた業者に対して迅速に検査を実施したほか、検査で把握した問題点については、オフサイトのモニタリングや的確な行政処分等に資するため監督部局へ情報提供を行い、問題意識の共有を図りました。
- ・ 大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループに対しては、経営の健全性・リスク管理等をより詳細に把握・検証するため、監督部局と共同でヒアリングを行うなど連携を強化し、その中で抽出した検証テーマを中心にオンサイト検証を実施することで、年間を通じて効率的な検査・モニタリングの推進に努めました。また、監督部局と証券監視委の間において、業務の重複をできるだけ少なくする等、検査・モニタリングの改善を図りました。
- ・ 25年度に引き続き、第二種金融商品取引業者及び投資助言・代理業者に対し、登録後できるだけ早期に、登録申請書等に記載されたとおりの業務運営体制が構築されているかを把握する取組み（登録事項検査）を実施しました。
- ・ 登録を受けずに詐欺的な営業を行う無登録業者及び適格機関投資家等特例業務届出者に対しては、迅速に調査・検査に着手し、その結果重大な法令違反行為が認められた場合には、検査結果の公表や裁判所への金商法違反行為の差止め命令の申立てを行うなど、被害の拡大防止のための適切な措置を講じました。
- ・ 上記の適格機関投資家等特例業務届出者や無登録業者に対する調査・検査において、電磁的記録の保全・復元・解析等の作業（デジタルフォレンジック）技術を活用した検査を実施しました。
- ・ 証券検査の事例の分析を行い、四半期ごとに監視委員会ウェブサイトにおいて「金融商品取引業者等に対する証券検査における主な指摘事項」及び「最近の証券検査における指摘事項に係る留意点」として公表し、また公表に合わせて各協会に対し、協会員への周知を依頼するなど、金融商品取引業者等の自主的な規律付けへの働きかけを行いました。

こうした取組みの結果、26年度においては、266件（着手ベース）の検査を実施しました。また、法令違反等の問題点が認められた105業者に対して問題点を通知するとともに、第二種金融商品取引業者が無登録業者に名義貸しを行っていた事案や投資助言・代理業者が無登録で海外ファンドの募集又は私募の取扱いを行っていた事案等、重大な法令違反等が認められた16件について、行政処分を求める勧告を行いました。

さらに、適格機関投資家等特例業務届出者による重大な法令違反等が認められた17件について、検査結果等を公表するとともに、金融庁長官に対して適切な措置を

講じるための情報提供を行いました。また、裁判所への禁止命令等の申立てについては、それに係る調査の権限等を活用し、無登録業者及び適格機関投資家等特例業務届出者による金商法違反行為に対し、6件の申立てを行いました。

【資料1 証券検査実施件数】

(単位：件)

区 分	24 年度	25 年度	26 年度
第一種金融商品取引業者	57	69	77
第二種金融商品取引業者	20	108	72
投資助言・代理業者	40	29	42
投資運用業者	36	16	15
登録金融機関	28	9	1
適格機関投資家等特例業務届出者	21	23	31
金融商品仲介業者	9	8	18
信用格付業者	3	0	2
自主規制機関等	0	3	3
投資法人	0	3	2
その他	0	3	3
合 計	214	271	266

(出所) 証券監視委証券検査課調

(注) 検査対象先が複数の業務の登録を受けている場合は、主たる業務に基づき分類・計上。

【資料2 問題点が認められた業者等の数及び勧告・公表件数】

(単位：件)

区 分	24 年度	25 年度	26 年度
問題点が認められた業者等	102	118	105
勧 告	18	18	16
適格機関投資家等特例業務届出者 に対する検査結果等の公表	13	11	17

(出所) 証券監視委証券検査課調

(注) 検査対象先が複数の業務の登録を受けている場合も、1件と計上。

【資料3 無登録業者に対する裁判所への禁止命令等の申立て件数】

(単位：件)

区 分	24 年度	25 年度	26 年度
無登録業者等	1	2	6

(出所) 証券監視委証券検査課調

② 評価

検査対象業者数の拡大・多様化に対応すべく、情報の収集・分析体制を強化し、業態その他の特性等を踏まえたリスクに基づき検査対象先の選定を行うとともに、検査で認められた重大な法令違反等について行政処分勧告や検査結果の公表等の適切な対応を行うなど、拡大する検査対象に対して、効率的・効果的な検査が実施できたものと考えています。

また、検査対象先に対しては、法令違反行為等を指摘するだけでなく、臨店検査において経営陣との双方向の対話を通じ、業務運営上の問題点等に係る認識の共有に努めたところであり、検査対象先の自己規律の向上に資する効果的な検査に向けた取組みが着実に成果を挙げているものと考えています。

監督部局との間での情報や問題意識等のタイムリーな共有により、問題業者に対し早期に検査を実施し、的確な行政処分等につなげたことは、効率的かつ効果的な検査の実施に資するものと考えています。

大規模かつ複雑な業務を一体として行う証券会社グループに対するオン・オフ一体の検査は、効率的かつ効果的な検査の実施に資するものと考えています。

第二種金融商品取引業者や投資助言・代理業者に対する登録事項検査の実施等により、検査のカバレッジが拡大し、法令違反行為の実態の早期解明及び被害の拡大防止並びに業者の健全かつ適切な運営に貢献できたものと考えています。

無登録業者及び適格機関投資家等特例業務届出者に対し、迅速に調査・検査に着手し適切な措置を講じたことは、法令違反行為の実態の早期解明及び被害の拡大防止に貢献できたものと考えています。

証券検査の事例の分析を行い、四半期ごとに監視委員会ウェブサイトにおいて公表し、各協会に対し協会員への周知を依頼するなど、金融商品取引業者等の自主的な規律付けへの働きかけを行ったことは、金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営及び投資者保護に寄与したものと考えています。

(3) 金融商品取引業者等の自主規制機関との適切な連携

① 取組内容

日本証券業協会等の自主規制機関と、投資者の保護に資する施策等に関して、定期的及び随時に情報交換等を実施しました。

日本証券業協会等の自主規制機関では、金融商品取引業者が行う広告に関し、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示を行っていた事案

の発生を受け、日本証券業協会の「広告等に関するワーキング・グループ」において、昨今の比較広告やSNSなどを通じた多様な広告の実態を踏まえ、協会の規則等が十分なものとなっているかの検証を行い（金融庁もオブザーバーとして参加）、議論を経て、「広告等の指針」等の一部改正を行いました。

また、同協会は、上場株券等の取引所金融商品市場外での売買に係る約定結果について、一部証券会社が同協会に対して誤った内容の報告を行い、これを同協会が公表した事案の発生を受け、「取引所外売買等に関するワーキング・グループ」において誤報告の再発防止に向けた検討を行い（金融庁はオブザーバーとして参加）、26年11月、対応方針として「取引所外売買の誤報告への対応について」を取りまとめ、公表しました。

さらに、同協会は、アナリスト・レポートの公表等を制限することにより、当該アナリスト・レポートの対象となる企業に関する法人関係情報を取得していること等を推知させることを防止する観点から、「内部者取引防止に関する内部管理態勢等検討ワーキング・グループ」及び「自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ」において、アナリスト・レポートの取扱い等について検討を行い（金融庁はオブザーバーとして議論に参加）、27年2月、対応方針として「アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則」及び同規則の考え方の一部改正を行いました。

加えて、同協会においては、金融商品取引業者の取り扱う業務の多様化や、昨今発生した顧客資産の流用事件等を踏まえ、「顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方検討ワーキング・グループ」を開催し、分別管理監査等の外部監査のあり方及びそれらの監査に関する開示のあり方について検討を行っており（金融庁はオブザーバーとして議論に参加）、今後、検討結果を取りまとめた上で必要な規則等の見直しを行うこととしております。

投資信託協会は、ヘルスケアリートの組成に向けた環境整備として、26年5月、資産運用会社がヘルスケア施設に投資を行う場合の社内体制の整備について、「不動産投資信託および不動産投資法人に関する規則」の一部改正及び「ヘルスケア施設供給促進のためのREITの活用に関するガイドライン」の制定を行い、公表しました。

第二種金融商品取引業協会においては、加盟会員が少数にとどまっていることから、金融庁と連携し、協会に加盟していない第二種金融商品取引業者を対象とした講演会の開催等、同協会の会員増加に向けた取組みを行っています。金融庁においては、こうした取組みを後押しする観点から、26年の金融商品取引法改正において、協会に加盟していない第二種金融商品取引業者に対して、協会規則に準ずる社内規則の作成及び当該社内規則を遵守するための体制整備を義務付ける等の内容が盛り込まれたことを踏まえ、第二種金融商品取引業協会と連携しつつ、第二種金融商品取引業者の協会加入促進を図るとともに、協会に加入しない場合の体制整備等について周知及び各社の対応状況について確認を行いました。

② 評価

金融商品取引業者等を取り巻く環境の変化や不適切事案などの発生を受け、日本証券業協会等が開催する各種ワーキング・グループに設置され、金融庁もオブザーバーとして参加し、各種の改善策を取りまとめ、自主規制規則の改正等が行われたことは、投資者保護や市場の公正性・透明性の確保に資する取組みであったと考えています。

第二種金融商品取引業協会と連携しつつ、第二種金融商品取引業者の協会加入促進を図るとともに、協会に加入しない場合の体制整備等についての周知及び各社の対応状況について確認を行った結果、加盟会員数が、33社（26年3月末）から、92社（27年3月末）に増加しています。

5. 今後の課題

（1）金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な監督の実施

金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中で、金融商品取引業者等による健全かつ適切な業務運営を確保することはますます重要になっています。従って、今後とも、金融商品取引業者等の実態把握に努め、リスク・ベースでの監督を行っていく必要があります。また、法令に照らして投資者保護等に重大な問題が発生している等の事実が確認されれば、厳正かつ迅速な行政処分を行うとともに、金融商品取引業者等の業務改善に向けた取組みを促していく必要があります。併せて、行政処分の内容の公表や、監督指針の整備等を引き続き講じることによって、法令違反の再発防止に向けた、金融商品取引業者等やその利用者への情報提供を行っていく必要があります。

また、大規模証券会社グループ等については、グループ全体の経営実態の適時・的確な把握に努める必要があります。引き続き、定期的なヒアリングや検査、報告徴求を通じて、金融機関と十分なコミュニケーションを図ることに加え、監督カレッジ会合等での情報共有及び議論等を通じ、グローバルに活動している金融機関に係る情報を関係監督当局間で共有することにより、当該金融機関に対する効果的・効率的な監督を行っていく必要があります。また、金融庁自身の監督手法が、常に国際的に見ても高い質（ベスト・プラクティス）となるよう、諸外国の監督動向の把握に努め、監督手法の改善を継続的に図っていく必要があります。

加えて、指定親会社グループに適用されるバーゼル3については、国際的な議論の動向を踏まえつつ、今後も必要に応じて告示を制定（見直しを含む）していく必要があります。

さらに、プロ向けファンドの制度等に関する金融商品取引法の改正案が国会に提出されていることを踏まえ、こうしたファンドに対するモニタリング体制の整備について検討していく必要があります。

（2）金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な検査の実施

証券検査においては、検査対象業者の多様化・増加などの環境変化への対応に加え、市場参加者の国際的活動が日常化し、金融商品取引業者等が関与する商品・取引も多様化・複雑化しています。また、ファンド等の販売・勧誘による個人投資家・消費者被害が拡大し、社会問題化している状況です。

こうした状況の下、証券監視委としては、効率的かつ実効性ある証券検査を実施する観点から、平成27年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画に掲げた以下のような施策に取り組んでいきます。

- ・ 検査実施の優先度の判断を適切に行うため、多様な金融商品取引業者等の業態の特性、顧客の特性及び複雑化・多様化する金融商品・取引の特性を踏まえたリスク感度を一層高め、これらの特性に対応した形で情報の収集・分析能力を強化し、リスク・ベースでの検査対象先の選定、検査の着眼点の絞り込みを行います。
- ・ 市場を巡る横断的なテーマや共通の課題・事項に関する検証が必要な場合には、必要に応じ、複数の検査対象先に対して、特定の検証事項に焦点を絞った検査を実施し、経営管理・内部管理態勢等について、検査対象先の業態、規模、特性等を踏まえて双方向の議論を行い、必要に応じて、業務運営の改善を行うよう促していきます。
- ・ 26年9月に公表された「平成26事務年度金融モニタリング基本方針」で掲げられている重点施策及び監督上の着眼点により示されている項目（顧客ニーズに応える経営（資産運用の高度化）、成長資金の供給に向けた機能の発揮等）にも着目した検査を実施していきます。
- ・ 大規模証券会社グループ等については、金融モニタリング基本方針等を踏まえ、オンサイト・オフサイトモニタリングの一体化を通じて、十分な実態把握により課題やリスクを明らかにするとともに、検査における検証テーマを絞り込むことで検査をより効果的・効率的に実施していきます。
- ・ 26年の金商法改正によりクラウドファンディング業者に係る法整備がなされたことを踏まえ、自主規制機関とも連携しつつクラウドファンディング業者に対する検査態勢を整備します。
- ・ 無登録業者や適格機関投資家等特例業務届出者による金商法違反行為等に対しては、証券検査や裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査の権限を適切に活用し、金商法違反の行為や投資者保護上問題のある行為が認められた場合には、必要に応じ、禁止命令等の申立て、検査・調査対象先の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行うなど、引き続き厳正に対処していきます。

（3）金融商品取引業者等の自主規制機関との適切な連携

引き続き、自主規制機関と緊密な情報交換等を行うことにより、市場の公正性・透明性の確保に向けた業界自身の取組みの充実・改善を後押ししていく必要があります。また、各自主規制機関は金融庁が行政対応を行う対象であるという観点から、各自主規制機関に対して横断的に深度ある監督を行う必要があります。

第二種金融商品取引業協会においては、加盟会員が増加しつつありますが、引き続き、

金融庁及び各財務局が同協会と連携し、加盟会員数の拡大に向けた取組みを行っていく必要があります。

平成26年度実績評価書

金融庁26(施策Ⅲ-5)

施策名	市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備					
施策の概要	適正な会計監査の確保により市場機能の発揮の基盤が強化されるために、監査基準等の整備に係る対応、公認会計士・監査法人等に対する適切な監督、品質管理レビューの適正な審査及び監査法人等に対する的確な検査、海外監査監督当局との協力・連携、優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進に係る取組みを図ることとしている。					
達成すべき目標	適正な会計監査の確保により市場機能の発揮の基盤が強化されること					
施策の予算額・執行額等	区分		24年度	25年度	26年度	27年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	112	107	104	112
		補正予算(b)	▲3	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	109	107	-	-
執行額(百万円)		77	75	-	-	
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「日本再興戦略」改訂2014—未来への挑戦—					

測定指標	①監査基準等の整備状況	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		<p>監査基準の改訂(平成26年2月)を踏まえ、日本公認会計士協会(JICPA)と意思疎通を確保しつつ、JICPAにおいて当該監査基準を実務に適用するための指針(実務指針)が適切に策定されるよう促しました。また、適正な会計監査の確保に向けた監査基準等の整備のため、監査基準をめぐる国際的な議論の把握を行いました。</p>	26年度	達成
②公認会計士・監査法人等に対する適切な監督	施策の進捗状況(実績)	目標	達成	
	<p>監査法人等の非違事例等について、法令に基づく厳正な処分を行う等、適切な監督を実施しました。適切な監査の実施に資するため、日本公認会計士協会を通じて、有価証券報告書レビューの結果を踏まえた有価証券報告書作成に係る留意点を監査法人等に周知しました。</p>	26年度	達成	
③品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査の実施状況	施策の進捗状況(実績)	目標	達成	
	<p>品質管理レビューを適正に審査し、その審査結果等を踏まえて、監査法人等に対して報告徴収を行い、品質管理レビューの改善勧告に対応する改善計画の実施状況等について検証しました(平成26年度報告徴収件数は、レビュー実施件数93件のうち67件(実施率72.0%、前年度73.7%)。審査結果等を踏まえて、必要かつ適当であると認められた監査法人等に対して検査を実施し、そのすべての問題点を指摘して改善を促すとともに、業務運営が著しく不当と認められた監査法人等については、金融庁長官に対し、行政処分その他の措置を講ずるよう勧告しました(26年度検査件数15件(うち外国監査法人1件)・勧告件数5件)。</p>	26年度	達成	
④海外監査監督当局との協力・連携状況	施策の進捗状況(実績)	目標	達成	
	<p>監査監督機関国際フォーラム(IFIAAR)の第14回本会合(ワシントン)、第2回中間会合(トロント)及び各ワーキング・グループにおいて、積極的に議論に参加・貢献するとともに、海外当局との二国間での意見交換等を通じ、諸外国の監査監督当局との連携を強化しました。また、27年3月には審査会設立10周年を記念した国際カンファレンス(監査の質及び監査の役割～コーポレート・ガバナンス強化と金融システム安定に向けて)を開催し、アジアのみならず、世界25カ国から約200名の出席があり、監査監督のさらなる発展に向けた積極的な議論を行いました。</p>	26年度	達成	
⑤受験者等への情報発信の拡大状況	施策の進捗状況(実績)	目標	達成	
	<p>全国の大学等において、監査の重要性や公認会計士の使命等をテーマとした講演を実施するとともに、公認会計士試験パンフレットについて、構成や内容を見直し、配布先を拡大したほか、試験における出題範囲の変更点を分かりやすく明示しました。</p>	26年度	達成	

測定指標	⑥優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進状況	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		公認会計士試験合格者等の育成と活動領域の拡大のための「当面のアクションプラン」に基づき、企業向け説明会の実施や、組織内会計士による講演などの施策を実施しました。 また、27年1月、金融庁、審査会、日本公認会計士協会、経済界等の関係者による意見交換会を開催するとともに、「当面のアクションプラン」を改訂、公表しました。	26年度	公認会計士等の活動領域の拡大等に向けた施策の実施や公認会計士資格の魅力向上に向けた検討の実施

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) A (目標達成)	<p>監査基準の改訂(平成26年2月)を踏まえ、日本公認会計士協会(JICPA)と意思疎通を確保しつつ、JICPAにおいて当該監査基準を実務に適用するための指針(実務指針)が適切に策定されるよう促しました。また、適正な会計監査の確保に向けた監査基準等の整備のため、監査基準をめぐる国際的な議論の把握を行いました。</p> <p>公認会計士・監査法人に対する品質管理レビューの審査や、その結果に基づく監査法人等に対する検査の実施、厳正な処分など、監査法人等に対する適切な検査・監督を行いました。</p> <p>IFIAARを中心とした国際会議において積極的に議論に貢献するとともに、情報交換枠組みや各国の監査監督方針に関する意見交換等を通じて、海外当局との協力・連携を強化しました。</p> <p>公認会計士試験については、試験の公平かつ円滑な実施に努めたほか、多様な人材に公認会計士試験の受験を広く促す観点から、監査の重要性や公認会計士の使命等をテーマとした講演を実施するとともに、公認会計士試験パンフレットの見直しを行うなど、受験者等への情報発信の強化に努めました。また、関係団体と連携しつつ、公認会計士等の活動領域の拡大に向けた施策を実施しました。</p> <p>今後も、引き続き上記の取組みを進める必要があります。</p> <p>以上のことから、測定結果は「A」としました。</p>
	施策の分析	<p>公正・透明な質の高い市場を形成していくことが、我が国の資本市場の活性化、国際競争力の向上に貢献するものと考えています。公認会計士・監査法人による監査は、企業の財務情報の信頼性を確保し、我が国の資本市場の透明性・信頼性を向上させていく上で、極めて重要な役割を担うものであることから、金融庁及び審査会が、監査法人等に対する監督及び検査等を着実に実行することで、公認会計士監査を充実・強化していく必要があります。</p> <p>監査に対する信頼性確保の観点から、品質管理レビューの審査等に基づく監査法人等に対する報告徴収及び検査を実施したこと、利用者の確実な理解を図るよう検査結果事例集の改訂等を行ったこと、また、監査法人等に対する適切な監督等を行ったことは、監査法人等の監査の質の向上に向けた取組みを促すものであり、厳正な会計監査の確保に一定の効果が上がっていると考えています。</p>	
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 上述のとおり、一定の効果は上がっているものの、引き続き適正な会計監査の確保により市場機能の発揮の基盤が強化されることを目指す必要があります。</p> <p>【測定指標】</p> <p>①26年度目標「監査基準等の整備」は必ずしも毎年度行うものではないことから、次期目標は「監査基準等の整備に向けた取組み」とします。</p> <p>②引き続き財務情報の信頼性の確保において重要な役割を担う監査法人等の非違事例等があれば、厳正な処分を行うなど適正な監督を実施していく必要があります。</p> <p>③引き続き適正な会計監査の確保に資するよう、品質管理レビューのより適正な審査及び監査法人等に対するより実効的な検査を実施していく必要があります。</p> <p>④引き続きIFIAARを中心とした監査監督に係る国際的な会合での議論への積極的な参画及び二国間における意見交換等による連携強化を通じ、国内外の議論への積極的な貢献や情報の受発信を行うとともに、監査監督上の協力に関する情報交換取決めの締結に向けた交渉の推進など、海外監査監督当局との多国間・二国間両面での緊密な協力・連携を図っていく必要があります。</p> <p>⑤公認会計士試験に多様な人々が挑戦していただくことを促すため、引き続き受験者にとって有益と考えられる情報発信の拡大や円滑な試験の実施に取り組んでいく必要があります。</p> <p>⑥引き続き公認会計士等の活動領域の拡大等に向けた施策を実行するとともに、公認会計士資格の魅力向上策について議論を深めることにより、優秀な会計人材確保に向けた取組みを推進していく必要があります。</p>	

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
-----------------	---------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料 その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務企画局企業開示課開示業務室「公認会計士試験合格者と公認会計士の活動領域の拡大に向けて」（平成21年9月公表、22年5月・8月・23年8月・24年4月更新） (http://www.fsa.go.jp/policy/kouninkaikeishi/kounin_goukaku.html) ・ 総務企画局企業開示課開示業務室「公認会計士・試験合格者の活躍フィールド～広がる未来・無限の可能性～」(平成24年8月公表、25年8月・26年8月更新) (http://www.fsa.go.jp/policy/kouninkaikeishi/kounin_goukaku/01.pdf) ・ 総務企画局企業開示課開示業務室「公認会計士及び試験合格者の育成と活動領域の拡大に関する意見交換会 当面のアクションプランの改訂について」（平成27年1月23日公表） (http://www.fsa.go.jp/news/26/sonota/20150123-1.html) ・ 公認会計士・監査審査会事務局審査検査室「監査事務所検査結果事例集の公表について」（平成26年7月14日） (http://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kouhyou/20140714.html) ・ 総務企画局企業開示課、公認会計士・監査審査会事務局審査検査室「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」（平成21年9月14日公表） (http://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kouhyou/20090914.html) ・ 公認会計士・監査審査会事務局審査検査室「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」（平成22年1月14日公表） (http://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kouhyou/20100114.html) ・ 公認会計士・監査審査会事務局総務試験室「国際関係」 (http://www.fsa.go.jp/cpaob/sonota/index2.html) ・ 平成26年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の合格発表について（平成26年6月20日公表） (http://www.fsa.go.jp/cpaob/kouninkaikeishi-shiken/tantougoukaku26-2.html) ・ 平成26年公認会計士試験論文式試験の試験問題及び答案用紙について（平成26年8月25日公表） (http://www.fsa.go.jp/cpaob/kouninkaikeishi-shiken/ronbun_monday26a.html) ・ 平成26年公認会計士試験の合格発表について（平成26年11月14日公表） (http://www.fsa.go.jp/cpaob/kouninkaikeishi-shiken/ronbungoukaku_26.html) ・ 公認会計士・監査審査会事務局総務試験室「公認会計士・監査審査会ウェブサイトへのアクセス件数」
---------------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>公認会計士・監査審査会事務局、総務企画局企業開示課、総務企画局総務課審判手続室</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成27年6月</p>
--------------	--	-----------------	----------------

平成 26 年度実績評価書（別紙）

施策Ⅲ－5

市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備

1. 達成目標等

達成目標	適正な会計監査の確保により市場機能の発揮の基盤が強化されること
目標設定の考え方 及びその根拠	<p>公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、厳正な会計監査の確保を図ることが重要である。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公認会計士法第 1 条、第 1 条の 2 等
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査基準の整備状況（適正な会計監査の確保に向け、監査基準等を整備、26 年度） ・ 公認会計士・監査法人等に対する適切な監督（虚偽証明等に関わった公認会計士・監査法人等に対して、適切な監督を実施、26 年度） ・ 品質管理レビュー及び監査法人等に対する検査の実施状況（監査法人等における監査品質の一層の向上に向け、品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査の的確な実施、26 年度） ・ 海外監査監督当局との協力・連携状況（我が国会計・監査制度に対する国際的な信頼の確保に向けた海外監査監督当局との連携強化、26 年度） ・ 受験者等への情報発信の拡大状況（多様な人々が試験に挑戦することを促すため、受験者等へ情報発信を拡大、26 年度） ・ 優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進状況（公認会計士等の活動等に向けた施策の実施や公認会計士資格の魅力向上に向けた検討の実施、26 年度）
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公認会計士等に対する行政処分の実施状況<内容・件数> ・ 監査法人等に対する検査に係る勧告の実施状況<件数> ・ 公認会計士・監査審査会ウェブサイトへのアクセス件数

2. 平成 26 年度の主な事務事業

事務事業	実施内容
①監査基準等の整備に係る対応	<ul style="list-style-type: none"> ・企業会計審議会等において、引き続き、適正な会計監査の確保に向け、監査基準等の整備に係る対応を行う。
②公認会計士・監査法人等に対する適切な監督	<ul style="list-style-type: none"> ・虚偽証明等の問題事例について、厳正な処分を行うなど、引き続き、公認会計士・監査法人等に対する適切な監督を実施する。
③品質管理レビューの適正な審査及び監査法人等に対する的確な検査	<ul style="list-style-type: none"> ・日本公認会計士協会が行う品質管理レビューに係る審査を適切に行い、監査法人等に対する検査等を的確に実施し、必要があると認めるときは、金融庁に処分等の勧告を行う。 監査先企業のグローバル化の進展など最近の監査を取り巻く環境変化を踏まえ、審査・検査のより一層の充実・強化を図るため、関係機関等と連携を密にし、監査法人等に関する幅広い情報の収集・分析を行う。また、監査法人の規模や特性、リスク等に応じた検査計画の策定や新たな法令諸基準等の監査業務への反映・定着に留意した検査の実施に取り組む。特に、大手監査法人に対するリスクにフォーカスしたテーマ別検査、準大手監査法人に対する定期的検査の導入により、監査法人の経営管理体制や不備の根本原因を究明するとともに、引き続き、報告徴収や機動的な検査対応の一層の活用にも努める。さらに、審査及び検査の結果の分析から抽出された業界横断的な問題点等について関係機関等との間での積極的な意見交換や情報発信等に取り組む。なお、外国監査法人等に対する検査の実施を検討する。
④海外監査監督当局との協力・連携	<ul style="list-style-type: none"> ・監査監督機関国際フォーラム（I F I A R）を中心とした監査監督に係る国際的な会合に参画し、新たな検討課題（協同検査（グローバルに展開している多国籍企業の本社や海外子会社等の監査を行っている大手ネットワーク傘下の監査法人（メンバーファーム）に対する各国監査監督当局による検査）や I F I A R の恒久的事務局の設置等）に対しても、積極的な貢献や情報の受発信を行うとともに、監査監督上の協力に関する情報交換取決めの締結に向けた交渉の推進など、海外監査監督当局との多国間・二国間両面での緊密な協力・連携を図る。 ・監査・会計制度に係る国際的な議論の動向について常に意を用い、審査会における審査・検査の高度化につなげる。
⑤優秀な会計人材確保に向けた取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、日本公認会計士協会や経済界等と連携しつつ、制度改正に限定されない幅広い観点から、公認会計士の魅力の向上策について議論を深めるとともに、公認会計士等の活動領域の拡大等に向けた取り組みを進める。 ・公認会計士試験（平成 26 年試験等）の円滑な実施に努めるとともに、我が国の会計・監査を担う優秀な人材の確保に向け、実務補習との連携や企業実務の動向にも配慮した

	試験内容となるよう図るなど、試験実施面での検討を引き続き行う。また、多様な人々の受験を促すよう広く周知を図るため、全国の大学等において講演を行うなど広報活動の強化、積極的な情報発信に努める。
--	---

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

4. 平成 26 年度の主な事務事業の取組内容と評価

(1) 監査基準等の整備に係る対応

① 取組内容

監査基準の改訂（平成 26 年 2 月）を踏まえ、日本公認会計士協会（J I C P A）と意思疎通を確保しつつ、J I C P Aにおいて当該監査基準を実務に適用するための指針（実務指針）が適切に策定されるよう促しました。また、適正な会計監査の確保に向けた監査基準等の整備のため、監査基準をめぐる国際的な議論の把握を行いました。

② 評価

J I C P Aにおける適切な実務指針の策定は、監査基準等の整備に寄与するものと考えられます。また、監査基準をめぐる国際的な議論の把握は、監査基準等の整備に関する今後の議論に寄与するものと考えられます。

(2) 公認会計士・監査法人等に対する適切な監督

① 取組内容

金融庁では、監査法人等の非違事例等について、法令に基づく厳正な処分を行っており、26 年度は、以下の件数の行政処分を行いました。

【資料 1 公認会計士法に基づく行政処分】

区 分	25 年度	26 年度
監査法人に対する処分	1 法人	3 法人
公認会計士に対する懲戒処分	8 名	7 名

(出所) 総務企画局企業開示課開示業務室調

また、適切な監査の実施に資するため、財務局と連携し、日本公認会計士協会を通じて、有価証券報告書レビューの結果を踏まえた有価証券報告書作成に係る留意点を監査法人等に周知しました。

さらに、引き続き、監査法人等への監督業務の円滑な実施のため、日本公認会計士協会等との意見交換を実施するなど、関係団体との対話の充実に努めました。

② 評価

監査法人等の非違事例等について法令に基づく厳正な処分を行ったほか、適切な監査の実施に資するため、有価証券報告書作成に係る留意点を監査法人等に周知したことなど、適切な監督を実施したことは、各監査法人等に質の高い監査の実施を促し、ひいては企業の財務情報の信頼性の向上に資するものと考えています。

また、日本公認会計士協会等との意見交換を実施し対話の充実に努めたことは、行政対応の予測可能性の向上に資するものと考えています。

(3) 品質管理レビューの適正な審査及び監査法人等に対する的確な検査

① 取組内容

ア. 審査会は、日本公認会計士協会が行った品質管理レビューを審査し、その審査結果等に基づき、監査事務所に対し報告徴収を行い、品質管理レビューを踏まえた改善勧告に関する改善計画の実施状況等について検証しました。

審査結果を踏まえて、必要かつ適当であると認められた監査事務所に対して検査を実施し、検査結果を通知して問題点を指摘するとともに、業務運営が著しく不当と認められた監査事務所については、金融庁長官に対し、行政処分その他の措置を講ずるよう勧告を行いました。

また、検査に当たっては、限られた人員等の中で、監査事務所における品質管理や個別監査業務に関する情報を入手し、個別監査業務が抱えるリスクに着目することで検証項目を絞り込むなどのリスクベース・アプローチに基づく検査を実施し、監査事務所のビジネスモデルの把握など不備の発生した根本的な原因の究明に努め、監査事務所の本質的な問題点を把握・指摘し、検査の実効性を向上させる取組みを行いました。こうした取組み及び検査班の編成や運用を弾力的に行った結果、検査実績は、報告徴収の分析結果に基づく機動的な検査の活用等とあいまって、25年度に比して2件（外国監査法人1件含む）増やすことができました。このほか、より多くの監査事務所における品質管理のシステムの整備状況を検証するため、昨年と同程度の報告徴収を行ったほか、監査業界を取り巻く課題に関する実態把握を行うため、報告徴収内容の拡充を行い、また、当該報告徴収の実施方法については、監査事務所を訪問するなど対面の方式によることとしました。さらに、国内外からの情報を分析・活用するため、引き続き外部から専門人材を登用するなど態勢を整備しました。

なお、検査結果を分析し、監査人の交代を巡る引継の問題や監査役と会計監査人とのコミュニケーションの問題等、業界横断的な問題点等を抽出し、日本公認会計士協会や証券取引所等の関係機関との意見交換会や上場企業向けの講演会等において紹介するなど、積極的な連携や情報発信を行いました。

さらに、監査事務所による監査の品質の維持・向上に向けた自主的な取組みを促す等の観点から、直近の検査で確認された指摘事例等を「監査事務所検査結果事例集」として取りまとめ、26年7月に公表しており、業種として特徴のある金融機関の監査、財務諸表監査における不正等について、別途、項目立てて記載したほか、これら指摘事例の紹介に加えて、共通する不備の改善に資するよう記載内容の見直しを行いました。公表後は、日本公認会計士協会等の関係機関との連携を図り、同協会の各地域会等において検査結果事例集に係る講演会を行うなど、問題点の周知徹底を行いました。

【資料2 審査及び検査状況】

区 分	25 年度	26 年度
前年度の品質管理レビューの結果 に対する審査	95 件	93 件
監査法人に対する検査	13 事務所	15 事務所
金融庁長官に対する勧告	1 事務所	5 事務所
監査事務所に対する報告徴収	70 事務所	67 事務所

(出所) 公認会計士・監査審査会事務局審査検査室調

また、監査法人等への的確な検査のための情報収集の一環として、国際的監査事務所のネットワークにおけるメンバーファームに対するレビュー等の実態把握にも力を入れており、大手ネットワークの幹部やレビューアールとの意見交換を積極的に実施しました。

イ. 金融庁及び審査会は、22年1月に策定、公表した「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」等を踏まえ、外国当局との間で、監査監督上の協力に関する二国間協議を進めています。その結果、26年5月26日、イギリス財務報告評議会(UKFRIC)との間で監査監督上の情報交換に関する書簡の交換を行いました。また、同年6月11日には、オランダ金融市場庁(AFM)との間で、既存の監査監督上の情報交換に加え、外国監査法人等に対する監査監督(報告徴収及び検査等)についての相互依拠を確認する書簡を交換しました。これらの書簡の交換により、両国との間で、監査監督上の情報交換を円滑に行うことが可能となりました。

他方、審査会は、金融庁に届出を行っている外国監査法人のうち、現在、当該国当局の検査・監督に依拠することが見込まれない国の外国監査法人に対して報告徴収を行いました。

また、審査会は、上記の報告徴収のみならず、外国監査法人等に対する検査の実施に向けた態勢整備に取り組むとともに、当該国当局との一層の連携強化に努め、26年度に初めて、外国監査法人に対する検査を1件実施しました。

② 評価

25年度と変わらない定員で、柔軟に人員を配置するなど工夫することで、25年度よりも多くの監査法人等に対して検査及び報告徴収を実施したこと、監査事務所に関する情報を収集・分析するための態勢を強化したこと、国際的な監査事務所のネットワークからの情報収集を強化したことなど、効率的かつ効果的に業務を遂行できたものと考えています。

そのほか、諸外国の監督当局との間で監査監督上の協力に関する書簡交換を通じて、グローバルに活動する監査法人ネットワークの実態把握及びグループ監査についての効率的な検査等・監督の実施を促進できたことは、我が国資本市場の信頼性向上や投資者保護に資するものと考えています。

(4) 海外監査監督当局との協力・連携

① 取組内容

海外監査監督当局との協力・連携を図るため、金融庁及び審査会は26年4月に開催された「監査監督機関国際フォーラム（I F I A R）」^{※1}第14回会合（ワシントン会合）に参加し、監査品質の向上に向けた国際的な監査ネットワーク及び投資家との対話や、監査法人のビジネスモデルについての議論、並びにI F I A Rの恒久的事務局の設立に関する議論等を行いました。I F I A R事務局誘致については、27年1月、日本の立候補に関する対外公表を行い、29年に開設予定である恒久的事務局を東京に設立できるよう積極的な誘致活動を行いました。

同フォーラムの「6大国際監査ネットワーク（G P P C）ワーキング・グループ」（26年6月ロンドン、26年10月トロント、27年2月アムステルダム）では、6大監査法人のグローバルレベルとの意見交換を行うとともに、監査の不備事項に係る根本原因の分析、さらにその背後にある監査法人のビジネスモデルについて活発な議論が行われました。また、グローバルに展開している多国籍企業の本社や海外子会社等のグループ監査の有効性を評価するため、各国監査当局による、大手ネットワーク傘下の監査法人（メンバーファーム）に対する初めての国際的な協同検査を、日本が主導して実施しました。

また、「基準調整ワーキング・グループ」の対面会合（26年10月トロント）等に参加し、国際監査・保証基準審議会（I A A S B）による財務諸表の開示に係る監査基準の改訂に関する公開草案に対するI F I A Rとしての意見発信に貢献しました。

さらに、I F I A R会合における投資家代表との意見交換等の企画・調整等を行っている「投資家・利害関係者ワーキング・グループ」では、我が国より投資家代表を推薦し、ワシントン会合に参加いただいたことにより、監査人と監査委員会とのコミュニケーションに関する議論に積極的に貢献することができました。

^{※1} 各国の監査監督当局の長が集まり、各国の動向について情報交換等を行っている。I F I A R加盟国数は、第14回会合時点で50か国・地域。

なお、投資家保護や監査品質向上のため、調査及び執行分野における監査監督当局間の協調関係の促進や情報交換等を行うことを目的として 25 年 7 月に新設された「執行ワーキング・グループ」では、設立以降日本が議長を務めており、同ワーキング・グループの活動に貢献するとともに、27 年 2 月にアムステルダムにおいて初の対面会合を開催しました。このほか、金融安定理事会（FSB）の要請を受け I F I A R が策定した検査指摘事項報告書の取りまとめ作業において、日本は作業チームの一員として、26 年度の報告書策定に貢献しました。

27 年 3 月には審査会設立 10 周年を記念した国際カンファレンス（「監査の質及び監査の役割～コーポレート・ガバナンス強化と金融システム安定に向けて」）を開催し、アジアのみならず、世界 25 カ国から約 200 名の出席があり、国際的な監査の質の向上及び監査監督のさらなる発展に向けた積極的な議論を行いました。

② 評価

企業活動のグローバル化により、国際的に活動する企業の連結財務諸表監査における海外監査法人が実施する監査結果の利用等、監査業務におけるクロスボーダー化が進展していること等を踏まえ、国境を越えた監査の品質確保が課題となっている中、海外監査監督当局が参加する国際的な会合において、監査法人のビジネスモデルについての議論等に積極的に参加するとともに、国際的な協同検査の初回実施にあたり、日本が主導的な役割を果たしたことは、国際的な監査監督における問題点の共有や議論の深まりにとって、大きな貢献であったと考えます。

また、I F I A R の恒久的事務局の東京誘致に向け、I F I A R 加盟当局への働きかけを行うとともに、監査を取り巻く様々な関係団体からも、誘致活動への支持声明をいただくことができました。加えて、審査会設立 10 周年記念の国際カンファレンスを開催したことは、アジア・大洋州地域を含むグローバルな監査監督の品質向上に有益であったと考えます。

以上を踏まえ、海外監査監督当局との協力・連携の強化に向け、日本として多岐に亘る活動を展開できたことは、従来以上の成果であり、我が国資本市場の信頼性向上や投資者保護に資するものと考えます。

（5）優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進

① 取組内容

金融庁では、公認会計士試験合格者等の育成と活動領域の拡大のための「当面のアクションプラン」に基づき、公認会計士の活動領域の拡大等に関し、企業等向け説明会の実施や、組織内会計士による講演の開催、試験合格者向け就職説明会での周知等の施策を実施しました。

また、27 年 1 月、金融庁、審査会、日本公認会計士協会、経済界等の関係者による「公認会計士及び試験合格者の育成と活動領域の拡大に関する意見交換会」を開催するとともに、上記の「当面のアクションプラン」を改訂、公表し、日本公認会計士

協会各支部における組織内会計士のネットワーク化や、若年層を対象とした広報活動等の施策が追加されました。

一方、審査会では、公認会計士試験を公平かつ円滑に実施するため、試験の実施に当たっては、全国の各財務局と連携し、自然災害等の際の危機対応マニュアル等を整備したほか、試験日前日及び当日は審査会事務局幹部及び各試験場責任者に緊急連絡用の衛星携帯電話を配備する等の危機管理対応を行うなど、様々な点に細心の注意を払い、万全な態勢で取り組みました。

なお、多様な人々が公認会計士試験に挑戦することを促すとの観点から、公認会計士の使命や市場経済における会計・監査の意義等をテーマとした講演を全国の12大学で実施したほか、公認会計士試験パンフレット（27年3月作成）について、試験合格者の就職状況等を新たに掲載するなど、内容や構成の見直しを行い、配布先の拡大も行いました。また、試験における出題範囲の要旨を公表する際に、変更点をわかりやすく明示することとしました。

② 評価

関係団体と連携しつつ、公認会計士等の活動領域の拡大等に向けた施策を行ったことについては、一定の効果があつたものと考えています。

なお、公認会計士試験の実施に関し、整備した危機対応マニュアル等に基づき適切な危機管理対応を行ったことは、公認会計士試験の信頼性を維持することに寄与したものと考えています。

また、試験に関する情報について、その内容等の見直しを行ったことは、試験の透明性・信頼性確保につながつたものと考えています。

しかしながら、近年、受験者数は結果として減少傾向にあることから、今後は若年層を中心に受験者のすそ野の拡大を目指した取組みの強化のほか、公認会計士資格の魅力向上を更に推進していく必要があると考えています。

【資料3 18年以降の公認会計士試験出願者数の推移】

18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
16,311	18,220	19,736	20,443	25,147	22,773	17,609	13,016	10,712
人	人	人	人	人	人	人	人	人

(出所) 公認会計士・監査審査会事務局総務試験室調

(注1) 旧2次試験合格者は除く。

(注2) 22年以降の出願者数は、第I回短答式、第II回短答式のいずれにも願書を提出してきた受験者を名寄せして集計。

上記4.(3)から(5)までの取組みについては審査会ウェブサイトで公表しています。最近のトップページへのアクセス件数は減少傾向にあるものの26年度は前年度比で増加しており、また、公認会計士試験関係へのアクセス件数は、試験に関す

る情報について、その内容の見直しを行ったことなどから、増加傾向で推移しています。

今後とも、こうしたアクセス件数の動向に留意しつつ、ウェブサイトの更なる充実や構成の見直し等について検討していく必要があると考えています。

【資料4 審査会ウェブサイトアクセス件数の推移】

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
年間件数 (審査会トップページ)	710,406件	661,830件	508,451件	466,028件	492,244件
年間件数 (公認会計士試験関係)	118,538件	130,398件	138,788件	167,322件	205,899件
月間平均件数 (審査会トップページ)	59,201件	55,153件	42,371件	38,836件	41,020件
月間平均件数 (公認会計士試験関係)	9,878件	10,867件	11,566件	13,944件	17,158件

(出所) 公認会計士・監査審査会事務局総務試験室調

5. 今後の課題

(1) 監査基準等の整備に係る対応

今後も、国際的な議論も踏まえ、監査基準等の整備に向けた取組みを行う必要があります。

(2) 公認会計士・監査法人等に対する適切な監督

非違事例等に対しては法令に基づき厳正な処分を行う一方、監査法人等への監督業務の円滑な実施のため、引き続き関係団体との対話の充実に努める等、適切な監督を行っていく必要があります。

(3) 品質管理レビューの適正な審査及び監査法人等に対する的確な検査

監査先企業のグローバル化の進展など最近の監査を取り巻く環境変化を踏まえ、今後も、監査事務所における監査の品質の一層の向上を図っていくため、品質管理レビューの審査及び監査事務所に対する検査を的確に実施する必要があります。

その際には、関係機関との連携を強化し、監査を巡る現状や資本市場における役割等に十分留意して対応していくとともに、オフサイトのモニタリングを強化することにより、監査事務所や上場会社に係る情報を幅広く入手し、これらを的確に分析、蓄積し、審査、検査等に適時に活用できるような体制（人材、ITシステム等のインフラ）を構築していく必要があります。

こうした取組みを通じ、監査事務所の規模や特性、リスク等に応じた検査計画の立案や、リスクベース・アプローチの検査を徹底することにより、監査事務所の経営管

理体制や根本原因の究明などを検証できるような検査を実施することが重要であると考えています。

特に、監査事務所の規模等により監査実施体制、ビジネスモデルなど監査事務所の運営が大きく異なることから、監査事務所の態様に応じた検査対応を図る必要があります。具体的には、大手監査法人については、オフサイトのモニタリングをより一層強化するとともに、検査においては、リスクベースの検査を一層徹底し、リスクの高い分野にフォーカスしたテーマ別検査の実施やベストプラクティス（最良慣行）の確立に資する検査の実施、準大手監査法人については、我が国監査業界における重要性に鑑み、検査間隔を短縮した定期的検査の実施、中小監査事務所については、中小監査事務所に見られる体制に起因して生じる業務運営や品質管理に関する問題に留意した検査を行う必要があります。

また、現状、約 225 先となっている品質管理レビュー対象監査事務所数を考慮すると、年間の検査件数（26 年度 15 件）は前年度と同程度実施できるよう効率的な検査に努めつつ、高度な視点に立った、より深度ある検査を行うための検査体制の更なる充実、強化が必要であり、立入検査の対象とならない監査事務所に対しては、引き続き報告徴収を積極的に実施することが有益と考えます。

さらに、監査事務所による自主的な取組みを促すなどの観点から、検査結果事例集についても、検査における指摘の状況や会計監査の基準の改正状況等を踏まえ、今後とも見直しを行うとともに、検査結果等の分析から抽出された業界横断的な問題点等について、日本公認会計士協会等の関係機関に対して、意見交換等を通じ、積極的に情報発信を行う必要があるものと考えています。

外国監査法人等に対する検査等については、諸外国の監査監督当局との協力・連携の状況にも留意しつつ、「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」等を踏まえ、海外事務所の実態把握を実施する必要があります。

（４）海外監査監督当局との協力・連携

企業活動のグローバル化により、国際的に活動する企業の連結財務諸表監査における海外監査法人が実施する監査結果の利用等、監査業務におけるクロスボーダー化が進展していることなどを踏まえ、国境を越えた監査の品質確保が課題となっています。また、世界的な経済・金融情勢が監査品質に与える影響や、監査・会計制度に関する国際的な議論の動向についても留意していく必要があります。

このような観点から、I F I A R等の場での多国間連携及び各国の監査監督当局との二国間連携がますます重要となっています。引き続き、I F I A Rをはじめとする国際会議や各種ワーキング・グループにおいて、我が国としての関心事項や各国監査監督当局の問題意識に係る活発な意見交換を行い、審査会の活動等を通じて得られた有用な情報の提供等、様々な貢献をしていくとともに、二国間ベースで監査監督当局間の情報交換の枠組みを構築するなど、更なる連携強化を図っていくことが重要な課

題と考えています。

また、29年を目途に設置される見込みであるIFIAR恒久的事務局の東京誘致については、監査の国際的な議論におけるアジアのプレゼンスを向上に寄与するとともに、「日本再興戦略」に掲げられた東京の国際金融センターとしての地位確立にも貢献し得る点で、大きな意義があると考えます。引き続き、IFIAR加盟当局への働きかけを行うとともに、国内の関係機関とも連携して、東京誘致に向けた活動を継続することが必要です。

さらに、IFIAR以外の国際フォーラム（FSB、バーゼル銀行監督委員会、IOSCO等）での監査・会計制度に係る国際的な議論の動向について常に意を用い、審査会における審査・検査に活用していく必要があります。

（5）優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進

26年6月に閣議決定した『日本再興戦略』改訂2014』には、「監査の質の向上、公認会計士資格の魅力の向上に向けた取組を促進する」と掲げられているところであり、今後も優秀な会計人材確保に向けた取組みを推進していくことが重要であると考えています。

そのためには、引き続き、公認会計士資格の魅力の向上策について議論を深めるとともに、公認会計士等の活動領域の拡大について、関係者間で取組みを推進する必要があります。

さらに、審査会においては、公認会計士試験を公平かつ円滑に実施するとともに、我が国国民経済の将来を担う前途有為な若者をはじめ、多様な人々が試験に挑戦することを促していく必要があります。そのためには、

ア. 自然災害その他の様々なリスク等を踏まえ、引き続き公認会計士試験を円滑かつ適切に実施していくための施策を講じることが重要です。そのためには、試験実施に関する手続きやマニュアル、危機管理体制等について、新たなリスクにも対応しながら見直し・整備を行うことが必要です。

また、受験者が安心して試験に臨むことができるような試験会場の環境確保及びそれに関連する受験者等への的確な周知・広報が必要です。

イ. 審査会では、多様な人材に公認会計士試験の受験を広く促すため、これまでも大学生等に対し、会計・監査の重要性や公認会計士資格の魅力等に係る講演会等を実施していますが、近年、公認会計士試験受験者数が減少している状況を踏まえ、より幅広く多様な人々に受験していただくため、公認会計士資格の魅力の向上に向けた取組みとともに、高校生等の若年層を対象とした広報活動の拡大を行うなど、受験者数の増加を目指した施策に取り組む必要があります。

平成26年度実績評価書

金融庁26(施策IV-1)

施策名	国際的な政策協調・連携強化					
施策の概要	国際金融システムの安定と発展、ひいては日本経済の持続的な成長に貢献するため、国際的な金融規制改革への積極的な参画・貢献、海外当局との連携強化、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への対応等を図る。					
達成すべき目標	国際的な金融規制改革に積極的に参画し、主導的な役割を担うこと等を通じ、国際金融システムの安定と発展、ひいては我が国経済の持続的な成長に資すること					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	-	-	-
執行額(百万円)	-	-	-	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	G20サントペテルブルク・サミット首脳宣言(25年9月)					

測定指標	①金融庁が参加している国際的な金融規制改革に関する国際会議における基準・指針等の策定状況	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		<p>国際的な金融規制改革に関する国際会議に出席し、国際的な議論・ルール策定等に積極的に参画・貢献しました。</p> <p>26年度においては、金融庁職員全体で約700回海外出張を行ったほか、電話会議の手法も活用することで、G20をはじめ、FSB、BCBS、IOSCO、IAIS、FATF、OECD、IFRS財団モニタリングボード等の関連フォーラムにおける主要な会議に概ね100%参加しました。</p> <p>また、当庁職員がFSB・アジア地域諮問グループ(RCGA)共同議長、IFRS財団モニタリングボード議長等の主要な会議の議長・副議長職を多数務めたほか、RCGAの京都会合(26年8月)等、アジア各国中銀総裁、金融当局トップ等をはじめとする各国当局幹部が出席する会議を日本国内で開催する等、国際的な金融規制改革の進展に主導的な役割を果たしました。</p>	26年度	金融危機の再発防止及び金融システムの安定確保の観点から、国際的な金融規制改革の議論・ルール策定等に積極的に参画・貢献する。
測定指標	②国際的な金融規制改革に関する国際会議への出席状況	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		<p>EU、フランス、モンゴル、タイ、ミャンマー、インドネシア、ベトナム、フィリピン、中国、韓国、インド等との間で二国間協議等を実施したほか、米国、英国その他高度な金融セクターを有する国々との間でも様々なレベルで日常的に対話し、意見交換を実施しました。</p>	26年度	海外の金融当局等との対話を通じて、規制・監督上の問題に関する連携を強化する。
測定指標	③他国当局等との対話の状況	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		<p>EU、フランス、モンゴル、タイ、ミャンマー、インドネシア、ベトナム、フィリピン、中国、韓国、インド等との間で二国間協議等を実施したほか、米国、英国その他高度な金融セクターを有する国々との間でも様々なレベルで日常的に対話し、意見交換を実施しました。</p>	26年度	海外の金融当局等との対話を通じて、規制・監督上の問題に関する連携を強化する。

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) A(目標達成) (判断根拠) 世界的な金融危機を受けて、金融危機の再発防止と金融システムの安定確保のために、G20・FSB等を中心に国際的な金融規制改革が進められている中、国際的なルール策定等に積極的に参画・貢献しており、重要な会議の議長・副議長を務めるほか、大規模な会合を日本国内で開催する等、金融規制改革の検討・実施に着実な進展に大きく貢献している(測定指標①②)ほか、海外当局との連携も強化しています(測定指標③)。 以上より、測定結果は「A(目標達成)」としましたが、今後も、引き続き国際的な金融規制改革へ積極的に参画する必要があります。
	施策の分析	【必要性】 金融危機の再発を防止するために国際的な金融システムを強化する一方、成長を支えるという金融の役割を阻害しないような規制枠組みを策定すべきとの観点から、国際的な金融規制改革のルール策定時に我が国も積極的に参画していくことが必要です。また、我が国が効果的に意見発信をしていくためにも、関係海外当局との連携を強化していくことが必要です。 【効率性】 国際的な金融規制改革のルール策定等に貢献していくにあたっては、各分野において行われている当該ルールの策定プロセスに積極的に関与していくことが、我が国の意見発信において効率的です。また、二国間の定期的協議等において緊密な意見交換を行うことは、海外当局との連携を強化するだけでなく、規制の実施における協力を図り、我が国企業及び金融機関等の自由かつ円滑な活動を支援するためにも効率的な手段であると考えております。 【有効性】 国際的な金融規制改革のルール策定プロセスに積極的に参加することや、二国間定期協議等による海外当局との連携強化等は、国際金融システムを強化しつつ、日本の金融機関や国益にかなう国際的なルールの策定に繋げていく上で、有効です。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 国際金融システムの安定と発展、我が国経済の持続的な成長に資するため、現在の目標を維持し、引き続き、国際的な政策協調・連携強化を進めていきます。 【測定指標】 ①昨年と同様に設定します。平成26年11月に行われたG20ブリスベン・サミットの首脳宣言では、「我々は、金融危機に対応して我々が行った中核的なコミットメントの重要な面を達成した」とする一方、「現下の課題は、新たなリスクに引き続き注意を払いつつ、我々の政策枠組みの残っている要素を最終化することであり、また、合意した金融規制改革を完全に実施すること」とされています。今後も、国際的な金融規制改革の議論において、新たなリスク対応及び残された課題対応にかかる検討は続くほか、合意の実施において、個別の規制がもたらす複合的な効果として生じる予期せぬ影響の防止や規制相互の整合性の維持を図っていくための議論がなされていく予定であり、金融庁として、これらの議論に積極的に参画していく必要があります。 ②昨年と同様に設定します。上で述べたように、今後も国際的な金融規制改革に係る議論が続くと考えられており、また、金融危機後の様々な合意の実施に当たり、我が国金融機関については経済全体に不測の影響が生じることのないよう、今後も国際的な会議の場に積極的に参加し、我が国の意見を発信していくことは必要です。 ③昨年と同様に設定します。国際的な金融規制改革においては、その枠組みを決定することもさることながら、詳細に至るまできめ細かい議論が求められているところ、幹部のみならず様々なレベルにおいて、関係金融当局や国際機関、民間事業者等との連携をより一層深化させていくことの重要性が増しており、今後も、他国当局等と対話を行っていくことは必要です。

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
-----------------	---------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・G20関連 (https://www.g20.org) ・FSB(金融安定理事会) (https://www.financialstabilityboard.org) ・BCBS(バーゼル銀行監督委員会) (http://www.bis.org/bcbs) ・IOSCO(証券監督者国際機構) (http://www.iosco.org) ・IAIS(保険監督者国際機構) (http://www.iaisweb.org) ・FATF(金融活動作業部会) (http://www.fatf-gafi.org/)
---------------------------	---

担当部局名	総務企画局総務課国際室、総務企画局企業開示課、総務企画局市場課、総務企画局企画課調査室、監督局総務課、監督局総務課国際監督室	政策評価実施時期	平成27年6月
-------	--	----------	---------

平成 26 年度実績評価書（別紙）

施策Ⅳ－ 1

国際的な政策協調・連携強化

1. 達成目標等

達成目標	国際的な金融規制改革に積極的に参画し、主導的な役割を担うこと等を通じ、国際金融システムの安定と発展、ひいては我が国経済の持続的な成長に資すること
目標設定の考え方及びその根拠	<p>国際金融システムの安定と発展、ひいては我が国経済の持続的な成長に貢献するため、国際会議・二国間協議等を通じて国際的な金融規制改革のための政策協調を推進するとともに、各国・地域と更なる連携強化を図る。</p> <p>【根拠】</p> <p style="padding-left: 2em;">G20 サンクトペテルブルク・サミット首脳宣言（平成 25 年 9 月）等</p>
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融庁が参加している国際的な金融規制改革に関する国際会議における基準・指針等の策定状況 (国際機関等において、各国の合意の上で策定されるものであるため、数値基準の設定は困難であるものの、金融危機の再発防止及び金融システムの安定確保の観点から、国際的な金融規制改革の議論・ルール策定等に積極的に参画・貢献する、26 年度) ・ 国際的な金融規制改革に関する国際会議への出席状況 (金融危機の再発防止及び金融システムの安定確保の観点から、国際的な金融規制改革の議論・ルール策定等に関する会議には、可能な限り出席する、26 年度) ・ 他国当局等との対話の状況 (海外の金融当局との対話を通じて、規制・監督上の問題に関する連携を強化する、26 年度)
参考指標	—

2. 平成 26 年度の主な事務事業

事務事業	実施内容
①国際的な金融規制改革への積極的な参画・貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際金融システムの安定及び発展のために、G20、金融安定理事会（FSB）、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）、証券監督者国際機構（IOSCO）、保険監督者国際機構（IAIS）、国際会計基準（IFRS）財団モニタリン

	<p>グ・ボードなどの国際的な金融規制改革の議論に積極的に参画・貢献する。また、金融規制改革に関する国際合意について、各国当局等と協調しつつ着実な実施を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記において、「国際的な金融規制改革を進めるにあたっては、金融システム強化と実体経済との間で適切なバランスを取ることが重要」との日本の立場を引き続き主張していく。また、日本の金融システムの良さを積極的に発信することを通じて、国際的なルールの策定に貢献する。
②国際的な金融規制改革のための海外当局との連携強化等	<ul style="list-style-type: none"> ・国際的な金融規制改革について、海外当局と金融協議や意見交換を積極的に行うなど、各国・地域との戦略的連携を一層強化する。
③マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・金融活動作業部会（FATF）等におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の議論に積極的に参画・貢献する。FATFの対日相互審査については、関係省庁との連携のもと、適切に対応する。

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

4. 平成26年度の主な事務事業の取組内容と評価

(1) 国際的な金融規制改革等への積極的な参画・貢献

① 取組内容

26年度、金融庁は、G20 ブリスベン・サミット（26年11月）及びアンタルヤ・サミット（27年11月予定）に向けて、G20 財務大臣・中央銀行総裁会議、金融安定理事会（FSB）、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）、証券監督者国際機構（IOSCO）、保険監督者国際機構（IAIS）、国際会計基準（IFRS）財団モニタリング・ボード等における国際的な金融規制改革に関する議論が進展する中で、基準・指針の策定等に積極的に参画・貢献しました。

G20の枠組みにおいては、ブリスベン・サミット（26年11月）に加え、財務大臣・中央銀行総裁会議（26年4月、26年9月、27年2月）等に参加し、グローバルなシステム上重要な銀行の総損失吸収力（TLAC）に関する提案やシャドーバンキングに対する規制・監視のあり方などの国際的な金融規制改革の議論に積極的に貢献しました。

金融安定理事会（FSB）においては、(1)システム上重要な金融機関に係る政策枠組み（TLACに関する提案等）、(2)シャドーバンキングの規制・監視のあり方、(3)金融規制改革の実施及び効果に関する年次報告書の作成、(4)金融指標改革等、に関する議論に積極的に参加・貢献しました。特に、FSBアジア地域諮問グループ（RC

G A、26年4月セブ会合、8月京都会合、27年3月ボホール会合)においては、当庁職員がフィリピン中銀総裁とともに共同議長を務めるとともに、京都会合(26年8月)を主催するなど、アジア地域における金融システムの脆弱性及び安定化に係る取り組みや長期投資の傾向等についての議論を主導するほか、国際的な金融規制改革に対するアジアの声をまとめ、発信する役割を果たしました。その他、FSB本会合(26年9月開催)において、金融商品会計の運用に関する議論を行うため、ラウンドテーブルの開催が合意されており、当庁職員の議長就任が決定されています。

国際的な銀行規制改革について議論するバーゼル銀行監督委員会(BCBS)等においては、大口エクスポージャーに関する枠組みや安定調達比率、証券化商品の資本賦課、開示要件、グローバルなシステム上重要な銀行に関する枠組みなど、国際的な銀行の自己資本・流動性規制等に係る議論に積極的に参加・貢献しました。

国際的な証券規制改革について議論する証券監督者国際機構(IOSCO)等においては、金融市場インフラの再建、格付会社の行動規範等に関する国際的な原則及び基準の設定や改訂のほか、これまでに策定したマネー・マーケット・ファンド、証券化商品、金融指標に係る政策提言や原則等の実施状況のレビュー等についてIOSCO等での議論や作業に主導的に参加・貢献しました。特に、24年に策定した金融市場インフラ原則の実施状況のレビュー作業における欧州レビューの評価チームのリーダーを当庁職員が務めるとともに、26年10月からIOSCO第6委員会(格付会社規制に係る委員会)の副議長を当庁職員が務める等、金融市場インフラの安全性、健全性および効率性を確保し、グローバル金融システムの頑健性を向上させるための議論を主導する役割を果たしました。更に、IOSCOアジア太平洋地域委員会(APRC)の会合を、27年3月に東京で主催する等、アジア資本市場の諸問題に係る情報交換や協力の促進においても主導的な役割を果たしました。

国際的な保険規制改革を議論する保険監督者国際機構(IAIS)においては、20年10月以来、当庁職員が執行委員会(ExCo)副議長を務めており、グローバルなシステム上重要な保険会社(G-SIS)及び国際的に活動する保険会社グループ(IAIGs)に関する基準や枠組みの検討など、国際的な保険監督・規制に係る議論を主導する役割を継続的に果たしました。

日米欧等12当局から構成され、店頭デリバティブ市場改革を議論する店頭デリバティブ主要当局者会合(ODRG)においては、店頭デリバティブ規制のクロスボーダー適用に関する各論点の議論の進捗状況をまとめた報告書(26年11月G20に提出)の作成に向けた議論に積極的に参加・貢献しました。

会計分野では、国際会計基準(IFRS)財団モニタリング・ボード(MB)において、27年2月に当庁職員の議長再任が決定されました。議長の高いリーダーシップの下、議長国として会議を主催し、同財団のガバナンス強化等に向けて、「IFRS財団のガバナンス改革に関する報告書」(24年2月公表)の提言に基づき、MBの更なる機能強化のためメンバーを拡充するべく、MB内で新規メンバーの審査を実施したほか、IFRS財団の安定的な資金確保に向けて行われた今後の課題や対応策に係るI

FRS財団内での議論に積極的に参加・貢献しました。なお、前述の通り、FSB本
会合（26年9月開催）にて開催が合意された、金融商品会計の運用に係るラウンドテ
ーブルの議長に当庁職員の就任が決定されています。

各分野の金融規制改革について横断的に議論するジョイントフォーラムにおいては、
業態横断的な規制・監督上の論点に関する議論に積極的に参加・貢献しました。

経済協力開発機構（OECD）コーポレートガバナンス委員会においては、当庁職
員が副議長を務め、約10年ぶりとなるOECDコーポレートガバナンス原則改訂の議
論に主導する役割を果たしました。

取引主体識別子（LEI）に関しては、LEIシステムのガバナンスを担うLEI
規制監視委員会（ROC）の初代副議長を当庁職員が25年1月以降務めるとともに（27
年2月に再任）、ROC内に設置された中核機関である執行委員会のメンバーとして議
論を主導する役割を果たしました。

② 評価

上記のような様々な議論の場において、「国際的な金融規制改革を進めるにあたって
は、金融システム強化と実体経済との間で適切なバランスを取ることが重要」との立
場から、各国の意見も踏まえながら建設的な提案を行う等、積極的に議論に貢献して
きました。金融機関の破綻処理等の様々な経験を積極的に発信すること等を通じて、
金融危機の再発防止と金融システムの安定確保に向けた国際的なルールの策定に大き
く貢献できたものと考えています。

[FSB関連]

- ・ FSB/IOSCO「銀行・保険会社以外のグローバルなシステム上重要な金融機関
（NBNI G-SIFI）の選定手法」にかかる第二次市中協議文書（27年3月）
- ・ FSB「証券金融取引のグローバルなデータ収集・集計に関する基準とプロセス」
の公表（26年11月）
- ・ FSB「『金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性』の完全な実施に向け
て」（26年11月、G20に提出）
- ・ FSB「グローバルなシステム上重要な銀行の破綻時の損失吸収力の充実」市中協
議文書（26年11月）
- ・ FSB「シャドーバンキング・モニタリングレポート」及び「銀行構造改革報告書」
（26年11月）
- ・ FSB「シャドーバンキングの監視と規制の強化：清算集中されない証券金融取引
に関するヘアカット規制の枠組み」（26年10月）
- ・ FSB「外為指標」最終報告書（26年10月）
- ・ FSB「主要な金利指標の改革」（26年7月）

[BCBS関連]

- ・ BCBS「バーゼル III モニタリングレポート」（27年3月、26年9月）

- ・BCBS「予想信用損失会計に関するガイダンス」市中協議文書（27年2月）
- ・BCBS「開示要件（第3の柱）の改訂」最終規則文書（27年2月）
- ・BCBS「信用リスクに係る標準的手法の見直し」市中協議文書（26年12月）
- ・BCBS「資本フロア：標準的手法に基づく枠組みのデザイン」市中協議文書（26年12月）
- ・BCBS「トレーディング勘定の抜本的見直し：検討中の論点について」市中協議文書（26年12月）
- ・BCBS「証券化商品の資本賦課枠組みの見直し」最終規則文書（26年12月）
- ・BCBS「安定調達比率の開示基準」市中協議文書（26年12月）
- ・BCBS「グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIB）の選定に関する情報」（26年11月）
- ・BCBS「バーゼルIII 安定調達比率」最終規則文書の（26年11月）
- ・BCBS「銀行のためのコーポレート・ガバナンス諸原則」市中協議文書（26年10月）
- ・BCBS「オペレーショナル・リスクに係る標準的手法の見直し」市中協議文書（26年10月）
- ・BCBS「脆弱な銀行の特定と取扱いに関する監督上のガイドライン」市中協議文書（26年6月）
- ・BCBS「大口エクスポージャーの計測と管理のための監督上の枠組」最終規則文書（26年6月）
- ・BCBS「銀行の清算機関向けエクスポージャーに対する資本賦課」最終規則文書（26年4月）
- ・BCBS「カウンターパーティ信用リスクエクスポージャーの計測に係る標準的手法」最終規則文書（26年4月）

[IOSCO関連]

- ・IOSCO「信用格付会社の基本行動規範」最終報告書（27年3月）
- ・IOSCO「APRCロードマップ」（27年3月）
- ・BCBS及びIOSCO「中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する最終報告書」改訂文書（27年3月）
- ・CPMI及びIOSCO「清算機関のための定量的な情報開示基準」（27年2月）
- ・CPMI及びIOSCO「『金融市場インフラのための原則』の実施状況に関するモニタリング（清算機関および取引情報蓄積機関に関するレベル2評価報告書）」（27年2月）
- ・IOSCO「金融指標に関するIOSCO原則の実施レビュー」（27年2月）
- ・IOSCO「証券セクターにおける健全性基準の比較・分析」最終報告書（27年2月）
- ・IOSCO「中央清算されない店頭デリバティブ取引にかかるリスク削減基準」最終報告書（27年1月）

- ・ BCBS及びIOSCO「簡素で、透明性が高く、比較可能な証券化商品を特定する要件」市中協議文書（26年12月）
- ・ IOSCO「IOSCOクロスボーダー規制タスクフォース」市中協議文書（26年11月）
- ・ IOSCO「クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）市場における取引後の透明性」市中協議文書（26年11月）
- ・ IOSCO「投資家教育及び金融リテラシーに係る戦略枠組み」最終報告書（26年11月）
- ・ CPMI及びIOSCO「金融市場インフラの再建」最終報告書（26年10月）
- ・ IOSCO「CIS資産管理に関する原則」市中協議文書（26年10月）
- ・ IOSCO「証券市場のリスク・アウトルック 2014-2015」（26年10月）
- ・ IOSCO「中央清算されない店頭デリバティブ取引にかかるリスク削減措置」市中協議文書（26年9月）
- ・ IOSCO「『商品デリバティブ市場の規制及び監督に関する原則』の実施状況に関する報告書（最新版）」（26年9月）
- ・ IOSCO「『石油価格報告機関に関する原則』の実施状況に関する報告書」（26年9月）
- ・ IOSCO「リスクの特定及び評価メソドロジー」（26年6月）
- ・ IOSCO「資産運用業における信用格付会社への依存の低減に係るグッドプラクティス」市中協議文書（26年6月）
- ・ IOSCO「投資家教育及び金融リテラシーに係る戦略枠組み」市中協議文書（26年5月）
- ・ IOSCO「『金融市場インフラのための原則』の実施状況に関するモニタリング（レベル1評価報告書の初回アップデート）」（26年5月）

[IAIS関連]

- ・ IAIS「国際資本基準（ICS）」第一次市中協議文書（26年12月）
- ・ FSB「グローバルなシステム上重要な保険会社（G-SIIs）の2014年更新リスト」（26年11月）
- ・ IAIS「グローバルなシステム上重要な保険会社（G-SIIs）に適用する基礎的資本要件（BCR）」最終文書（26年10月）

[その他]

- ・ FATF「FATF声明」（27年2月、26年10月、6月）
- ・ ジョイント・フォーラム「各業態における信用リスク管理の進展：現状と提言」市中協議文書（27年2月）
- ・ クロスボーダー店頭デリバティブ市場規制に関する店頭デリバティブ主要当局者会合（ODRG）報告書（26年11月、9月、G20へ報告）

- ・ F A T F 「国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守の改善：継続プロセス」(27年2月、26年10月、6月)
- ・ O T Cデリバティブズ・アセスメント・チーム「O T Cデリバティブの規制改革：中央清算を行うインセンティブの評価」(26年10月)

また、上記の通り、国際的な金融規制改革における重要な課題を議論する各会議において、当庁職員が議長職、副議長職を務めるほか、上記のR C G AやA P R Cを含む各種国際会議を多数国内で開催したことも、国際的な金融規制改革の進捗へのより一層の貢献に繋がる重要な成果であったと考えています。

(2) 国際的な金融規制改革のための海外当局との連携強化等

① 取組内容

E U、フランス、モンゴル、タイ、ミャンマー、インドネシア、ベトナム、インドネシア、フィリピン、中国、韓国、インド等多くの国・地域の金融当局との間で二国間協議等を実施し、金融規制や経済情勢等に関する意見交換を行いました。

また、クロスボーダー店頭デリバティブ市場規制については、金融庁所管の清算機関に関する規制・監督制度について、欧州委員会（E C）より欧州規制と同等である旨の評価を得ました。欧州証券市場監督機構（E S M A）と、27年2月、欧州域内の清算参加者等に清算サービスを提供するためにE S M Aによる認証を申請している金融庁所管の清算機関に係る監督協力に関する覚書（M O C）を締結しました。

その他、欧州保険・職域年金機構（E I O P A）が27年3月に公表した「欧州ソルベンシーII（再保険）との同等性評価に関する改定報告書（最終版）」において、我が国は、再保険分野の規制・監督について、欧州と「一部を除き同等」との総合評価を受けました。今後、欧州委員会（E C）により、最終評価が確定する見込みですが、現在の評価が維持された場合、E U加盟国は、日本の保険会社の再保険契約について、E U域内の保険会社の契約と同等に取扱う義務が課せられることとなります。これにより、日本の保険会社は、域外国に課せられる追加規制を回避できることとなります。

② 評価

海外の金融当局等との協議等を通じて、各国の金融安定化に向けた取組みや日本の対応状況等について情報交換を行い、金融セクターの状況や国際的な金融規制改革等について、積極的な対話・意見交換を行いました。これらを通じて、海外当局間の戦略的連携の一層の強化を図るとともに、各国で検討している規制・制度枠組みについても相互に尊重しつつ、不測の損害を避けるべく、規制協調を行うことができたと考えています。

(3) マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への対応

① 取組内容

金融活動作業部会（FATF）において、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の国際的推進等を目的とした改訂FATF勧告に係るガイダンス等の策定に向けた議論・作業に積極的に参加・貢献しました。

20年に実施されたFATFによる第3次対日相互審査に対する第9、10、11回目のフォローアップ報告書作成において、関係省庁との連携のもと対応を行い、関連法案の成立等の我が国のFATF勧告実施への取組みについてFATFメンバー国より最大限の理解及び支援を得ることに貢献しました。

BCBSが行う、銀行セクター向けのマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策のガイドライン改訂に積極的に参画・貢献しました。

② 評価

上記の活動により、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の国際的取組みに参画するとともに、日本の金融セクター・金融機関等の実情を踏まえ、改訂FATF勧告に係るガイダンス等の策定作業に積極的に参画・貢献しました。また、関連法案の成立をはじめとするマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に向けた日本の取組みを国際会議等で紹介し、丁寧に説明をすることで、本件に係る議論の進捗に大きく貢献し、また日本の取組みについて国際的な理解を得ることができました。これらの取組みによって、日本のみならず世界におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の一層の改善・促進に大きく寄与できたと考えています。

5. 今後の課題

（1）国際的な金融規制改革への積極的な参画・貢献

26年11月に開催されたG20 ブリスベン・サミット首脳宣言において、「現下の課題は、新たなリスクに引き続き注意を払いつつ、我々の政策枠組みの残っている要素を最終化することであり、また、合意した金融規制改革を完全に実施すること」とされました。今後、金融庁としても、国際的な金融規制改革において、新たなリスクへの対応及び残された課題の最終化に係る検討に貢献すべく、引き続き、FSB、BCBS、IOSCO、IAIS等における議論に積極的に参画していく必要があります。また、合意した金融規制改革の実施においては、個別の規制がもたらす複合的な影響や、規制相互の整合性について十分に配慮しつつ、他国の当局とよく連携して取り組んでいく必要があると考えています。

（2）国際的な金融規制改革のための海外当局との連携強化等

前述の通り、国際的な金融規制改革を進めていくためには、各国と連携を強化していくことが極めて重要であり、今後も個別案件ごとに連絡を取り合っていくほか、定期的に海外の金融当局等と協議を行い、金融セクターの動向等について意見交換を行う必要があります。

(3) マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への対応

F A T F等の政府間における国際的な議論及び取組みに積極的に参画・貢献していくと共に、関係省庁と密接に連携した上で、今後も引き続き、金融機関等によるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への取組みが適切になされるよう対応していく必要があります。

また、F A T F第3次対日相互審査におけるF A T F勧告履行上の指摘事項については、改善の進捗状況をF A T Fに対し継続的に報告する必要があることから、関係省庁と緊密に連携した上で、日本の取組みを引き続き丁寧に説明していく必要があると考えています。

平成26年度実績評価書

金融庁26(施策Ⅳ-2)

施策名	アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調					
施策の概要	アジア域内の金融・資本市場の整備に協力するとともに、我が国企業・金融機関の事業展開を促進するため、アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調の推進、アジア諸国の金融・資本市場の整備に向けた実態調査、アジア金融連携センター(AFPAC)の開設・運営を含む金融行政当局との人材交流の取組みを図る。					
達成すべき目標	アジア諸国の金融・資本市場の整備を促進することを通じて、日本企業及び金融機関のアジア経済圏での活動を金融面で支え、アジアの経済成長を日本の経済成長に取り込む					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	133	136	232	288
		補正予算(b)	-	▲1	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	133	135	-	-
執行額(百万円)	126	129	-	-		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・「日本再興戦略 - JAPAN is BACK -」(25年6月14日閣議決定) ・『日本再興戦略』改訂2014 - 未来への挑戦 -」(26年6月24日閣議決定) 					

測定指標	①当局間の関係強化に向けた取組状況	基準値	実績値	目標値	達成
		25年度	26年度	26年度	
		協力関係強化に関する覚書締結・書簡交換、技術支援に関する合意	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度に引き続き、本年度も、アジア諸国の金融当局との金融技術協力等に関する書簡交換を実施し、長期的な協力枠組みを構築しました。 ・インドネシアと4回、タイと7回、ベトナムと6回、ミャンマーと10回、モンゴルと5回、前年度以上に活発に金融監督当局等と局長級以上のハイレベルで意見交換を実施するなど、二国間協議を通じ、アジア諸国との関係を強化しました。 ・多国間では、当庁職員が共同議長を務める金融安定理事会・アジア地域諮問グループ(FSB・RCGA)のほか、証券監督者国際機構・アジア太平洋地域委員会(IOSCO・APRC)の会合を日本国内で主催する等、国際的な金融規制改革の議論にアジアの声を発信していくことを主導しました。 ・アジア諸国の金融当局との連携強化等を主な目的とした「アジア金融連携センター」を設立・運営し、モンゴル、ミャンマー、タイ、ベトナムなどから金融当局者を順次招聘し、計15名の研究員・インターン生がプログラムを修了しました。平成27年3月には、カンボジア、モンゴル、ベトナムから新たに6名の研究員を受け入れています。同センターに招聘した研究員との意見交換や研究員によるプレゼンテーション等の機会を通じ、アジア諸国の金融・資本市場における具体的な課題を学びつつ、外部機関等とも連携しながら各研究員のニーズ・関心に応じたプログラムを提供する等、実効的な金融技術支援を推進するとともに、アジア諸国の金融当局とのネットワークを強化しました。研究員の帰国後も、ニュースレターの送付や庁内職員の出張等の機会に面談を行う等、卒業生とのネットワークの維持に努めています。 	具体的な技術支援の実施	達成
	②技術協力の実施状況		<p>施策の進捗状況(実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の関係構築を土台とし、アジア諸国に対し、そのニーズを十分に踏まえた上で、本邦又は相手国でのセミナーの実施、訪日調査団の受入れ等を通じ、法令制定などの制度整備支援や、金融行政に係る知見・経験等の共有といった具体的な協力案件を形成・実施しました(ミャンマーにおける証券取引所設立支援(法令整備、証券当局職員養成等)を含む)。 ・アジア諸国の金融当局者を対象とした研修事業として、26年10月に銀行監督者セミナー、11月に証券監督者セミナー、27年3月に保険監督者セミナーをそれぞれ東京で開催しました。 ・アジア諸国の金融当局との連携強化等を主な目的とした「アジア金融連携センター」を設立・運営し、モンゴル、ミャンマー、タイ、ベトナムなどから金融当局者を順次招聘し、計15名の研究員・インターン生がプログラムを修了しました。平成27年3月には、カンボジア、モンゴル、ベトナムから新たに6名の研究員を受け入れています。同センターに招聘した研究員との意見交換や研究員によるプレゼンテーション等の機会を通じ、アジア諸国の金融・資本市場における具体的な課題を学びつつ、外部機関と連携しながら各研究員のニーズ・関心に応じたプログラムを提供する等、実効的な金融技術支援を推進するとともに、アジア諸国の金融当局とのネットワークを強化しました。研究員の帰国後も、ニュースレターの送付や庁内職員の出張等の機会に面談を行う等、卒業生とのネットワークの維持に努めています(再掲)。 	技術支援による法制度や決済システム等の金融インフラの向上	達成

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) A(目標達成)		
	施策の分析	<p>アジア各国の金融当局との書簡交換により長期的な協力枠組みを構築したほか、積極的に二国間金融協議等を開催するなど、アジア諸国との連携が大幅に強化されました。その上で、アジア諸国への金融インフラ整備支援等を推進した結果、アジア諸国における金融インフラの整備に進展が見られました。</p> <p>以上のことから、測定指標は「A」としましたが、今後も、引き続きアジア諸国の金融当局との連携強化や具体的な金融インフラ整備支援の取組み等を進める必要があります。</p> <p>【必要性】 緊密な経済関係を有するアジア域内において、日本の企業・金融機関が事業を拡大していく上で、現地における資金調達、決済、投資の基盤となる金融インフラが未整備であること等が障害になっています。このような現状を踏まえ、金融庁は、金融インフラ整備支援やアジア諸国に対する規制緩和要望等を通じて、日本の企業・金融機関のアジアでの事業展開を支援・促進していくことが、アジアの経済成長を日本の経済成長に取り込むために必要であると考えております。</p> <p>【効率性】 アジア諸国に対する技術支援や規制緩和要望をより効果的に行うため、書簡交換等による長期的な協力枠組みを構築するほか、二国間金融協議や国際会議の機会に行う意見交換等を通じてアジアの金融監督当局との情報交換及び連携強化に努めています。</p> <p>【有効性】 アジア諸国への金融インフラ整備支援や規制緩和要望を行うことで、日本の企業・金融機関がアジアで事業を拡大していく上で制約となる金融インフラや金融規制の整備・緩和につながります。これにより、日本の企業・金融機関のアジアでの事業展開を支援・促進することにつながり、ひいてはアジアの経済成長を日本の経済成長に取り込むことにつながる点で有効な施策であると考えております。</p>		
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 アジア諸国をはじめとする新興国の金融・資本市場の整備を促進することを通じて、日本企業及び金融機関の新興国での活動を金融面で支援し、新興国の経済成長を日本の経済成長に取り込むため、新興国における金融インフラ整備支援及び金融・資本市場の規制緩和の促進等の取組みを実施します。</p> <p>【測定指標】</p> <p>①昨年と同様に設定します。アジア諸国をはじめとする新興国において、相手方のニーズに応じたきめ細かい金融インフラ整備支援を行うためには、往訪・来訪による意見交換の場を積極的に設けるほか、国際会議の機会等を効果的・効率的に活用して意見交換を行うことを通じて、相手国の金融インフラの発展状況及び支援ニーズの的確な把握、効果的な技術支援のあり方を見極めることが必要です。そのような観点から、これらの新興国の金融当局との協力関係を強化するための取組状況を測定指標とすることは必要かつ重要であると考えております。</p> <p>②昨年と同様に設定します。技術協力の実施は、まさにアジア諸国をはじめとする新興国における金融インフラ整備のツールであり、これを通じて、日本企業及び金融機関のこれらの新興国における活動を金融面で支援し、これらの新興国の経済成長を日本の経済成長に取り込むことを目指しています。</p>		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
-----------------	---------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	特になし
---------------------------	------

担当部局名	総務企画局総務課国際室	政策評価実施時期	平成27年6月
-------	-------------	----------	---------

平成 26 年度実績評価書（別紙）

施策Ⅳ－２

アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調

1. 達成目標等

達成目標	<p>アジア諸国の金融・資本市場の整備を促進することを通じて、日本企業及び金融機関のアジア経済圏での活動を金融面で支援し、アジアの経済成長を日本の経済成長に取り込む。</p>
目標設定の考え方及びその根拠	<p>日本の成長強化のためには、日本企業及び金融機関のアジアにおける事業展開の円滑化を通じ、アジアの成長力を取り込む必要がある。</p> <p>こうした観点から、日本企業及び金融機関の事業展開の促進並びにアジアの成長力基盤の強化に資する、金融インフラの一層の整備を支援する。併せて金融規制の緩和を促す。</p> <p>また、環太平洋パートナーシップ（TPP）をはじめとする経済連携協定（EPA）に係る金融サービス自由化交渉に積極的に参加し、金融サービス分野の自由化の進展を図る。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本経済再生に向けた緊急経済対策（平成 25 年 1 月 11 日閣議決定） ・ 「日本再興戦略 - JAPAN is BACK -」（25 年 6 月 14 日閣議決定） ・ 「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」（25 年 6 月 14 日閣議決定） ・ 「産業競争力の強化に関する実行計画」（26 年 1 月 24 日閣議決定）
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当局間の関係強化に向けた取組状況（具体的な技術協力の実施を図るため、金融協議等やアジア金融連携センターを通じ、相手国の金融インフラの発展状況及び支援ニーズを的確に把握し、具体的な技術協力の方向性・内容を決定する対話機会の確保及び長期的な協力枠組みの構築（覚書締結等）、26 年度） ・ 技術協力の実施状況（アジア諸国の法制度や決済システム等の金融インフラの向上を図るため、金融協議等を通じ決定された具体的な技術協力の方向性・内容に沿った着実な技術協力の実施、26 年度）
参考指標	—

2. 平成 26 年度の主な事務事業

事務事業	実施内容
<p>①アジアにおける金融インフラ整備支援及び金融・資本市場の規制緩和の促進等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本企業及び金融機関のアジアにおける事業展開を支援するとともに、アジア諸国の金融・資本市場の発展によりアジア経済の成長を促進するため、これら諸国に対し、各国の金融インフラの発展状況に応じて、効果的な支援のあり方を見極めた上で、1) 法令制定等のソフト面のインフラ整備支援、2) 決済システム等のIT化等のハード面のインフラ整備支援、3) 金融行政の運営手法などに関する知見や情報等の共有、といった技術支援メニューをパッケージで提供していくこととする。また、このような支援を通じ、金融面でのアジア諸国の国造りに貢献するとともに、市場活性化及び成長資金の供給円滑化の観点から、これら諸国における金融規制の緩和を促す。 ・技術協力の実施に当たっては、相手国との対話（二国間協議等）を通じて、金融技術協力に関する覚書締結等による長期的な協力枠組みを構築するとともに、公的セクター及び民間セクターの関係者と連携して、積極的な取り組みを行う。 ・26年4月設置のアジア金融連携センターを活用して、アジアの金融・資本市場についての調査・研究を行い、アジア諸国の金融インフラ整備支援を促進する。また、我が国の金融危機の経験に基づいた教訓や各国の金融規制・監督モデルを、今後のアジアの発展における知見として共有し、さらに我が国の金融・資本市場に関する制度の普及を図るため、新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修事業を実施する。 ・TPPをはじめとする経済連携協定（EPA）に係る金融サービス自由化交渉に積極的に参加し、アジア諸国の金融サービス分野の自由化の進展を図る。

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

4. 平成 26 年度の主な事務事業の取組内容と評価

(1) アジアにおける金融インフラ整備支援及び規制緩和の促進等

○アジアにおける金融インフラ整備支援

① 取組内容

26 年度は、アジア諸国に対し金融インフラ（法制度や決済システム等）整備の技術支援を促進し、金融面での国造りに貢献することを通じ、本邦企業や金融機関がアジア各国でビジネスを行っていく環境整備を進めるため、25 年度に引き続き、アジア諸国の金融当局との間で金融技術協力に係る書簡交換を実施しました。

(26 年度に実施した金融技術協力に係る書簡交換の状況)

- 26 年 5 月 タイ中央銀行との協力関係に関する書簡交換
- 26 年 6 月 インドネシア金融庁との協力関係に関する書簡交換
ベトナム国家銀行との協力関係に関する書簡交換
ベトナム財務省との協力関係に関する書簡交換
モンゴル中央銀行との協力関係に関する書簡交換
- 26 年 7 月 タイ財務省との協力関係に関する書簡交換
- 26 年 8 月 タイ保険委員会との協力関係に関する書簡交換
- 26 年 12 月 フィリピン中央銀行との協力関係に関する書簡交換

(参考：25 年度に実施した金融技術協力に係る覚書締結・書簡交換の状況)

- 25 年 10 月 インドネシア金融庁との協力関係に関する書簡交換
- 26 年 1 月 モンゴル金融規制委員会との協力関係に関する書簡交換
ミャンマー財務省との金融技術協力に関する覚書締結
- 26 年 2 月 タイ証券取引委員会との協力関係に関する書簡交換
- 26 年 3 月 ベトナム国家証券委員会との協力関係に関する書簡交換

その上で、インドネシア、ベトナム及びミャンマーにおいては、金融当局を対象とする金融規制・監督等に関する現地セミナーの実施を行うとともに、インドネシア、タイ、ベトナム及びモンゴルの調査ミッションの受入れを実施しました。特に、ミャンマーにおいては、ミャンマー財務省等の証券監督能力強化を支援するために長期専門家として派遣している当庁職員や財務総合政策研究所等と協働してミャンマーの証券取引法令整備及び証券取引所設立支援を実施しています。

(26年度に実施した金融庁によるセミナーの実施事例)

- 26年 4月 ベトナム中銀向け資金決済セミナー (日本)
- 26年 6月 モンゴル マイクロファイナンス関係機関向けセミナー (日本)
- 26年 6月 ミャンマー証券市場セミナー (現地)
- 26年 7月 タイ中銀・金融庁・ADB I ジョイントワークショップ (現地)
- 26年 8月 タイ中銀向け銀行破綻処理セミナー (日本)
- 26年 8月 ミャンマー証券市場セミナー (現地)
- 26年 8月 インドネシア金融当局との銀行監督ワークショップ (現地)
- 26年 11月 ベトナム当局向け不良債権・取引所・保険行政に関するセミナー (現地)
- 26年 11月 ミャンマー証券当局向け証券監督等実務セミナー (現地)
- 26年 12月 ベトナム首相府向けコーポレートガバナンスセミナー (東京)
- ミャンマー証券当局向け証券監督等実務セミナー (現地)
- 27年 1月 ミャンマー証券当局向け証券監督等実務セミナー (現地)
- ベトナム国家資本投資公社向けコーポレートガバナンスセミナー (東京)
- 27年 2月 ミャンマー証券当局向け証券監督等実務セミナー (現地)
- 27年 3月 ベトナム中銀向け検査実務セミナー (現地)
- ミャンマー証券当局向け証券監督等実務セミナー (現地)

また、上記の取組みを効果的に推進するために、タイ及びベトナムの金融情勢の現状と課題の把握を目的とする調査を行っています。

② 評価

前年度に実施したアジア諸国の金融当局との覚書締結・書簡交換に引き続き、本年度はタイ、インドネシア、ベトナム、モンゴル及びフィリピンの金融当局と金融技術協力等に関する書簡交換を行い、長期的な協力枠組みを構築しました。当該書簡交換等を土台として、アジア諸国に対し、そのニーズを十分に踏まえた上で、本邦又は相手国でのセミナーの実施、訪日調査団の受入れ等を通じ、法令制定などの制度整備支援や、金融行政に係る知見・経験等の共有といった具体的な協力案件を形成・実施しました。金融庁として、このようなアジア各国の金融インフラ整備のための技術支援を、関係機関と連携しながら積極的に実施することにより、各国の金融当局との関係を一層強化するほか、アジア各国の金融面での国造りに大きく貢献することができたと考えています。

また、タイ及びベトナムの金融情勢の現状と課題の把握を目的とする調査では、専門性が高く行政実務にも有益な調査を実施することにより、両国における今後の金融インフラ整備支援に役立つ調査結果を得ることができました。

○金融協議等を通じたアジア諸国の金融当局等との関係強化

① 取組内容

26年度においては、アジア諸国の金融当局との協議を前年度以上に活発に実施し、関係の強化を図りました。二国間協議では、インドネシア（26年5月・6月・8月、27年1月）及びタイ（26年4月・7月・8月・10月・12月、27年2月・3月）、ベトナム（26年6月・8月・9月・11月・12月、27年3月）、ミャンマー（26年4月・5月・6月・7月・8月・10月・11月・12月、27年1月・2月）、モンゴル（26年5月・7月・9月・12月、27年3月）の金融監督当局等と局長級以上のハイレベルで意見交換を行い、金融監督分野における連携強化に向け協議しました。

25年5月の「日-ASEAN財務大臣・中央銀行総裁会議」での合意に基づき、日本とASEAN5か国（インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ）との二国間金融協力の強化を推進するため、26年5月に各国との間で審議官級の合同作業部会が設置され、二国間における具体的な技術協力に係る協議が行われました。特に、タイとの間では、審議官級の合同作業部会に加え、長官・事務次官級の運営委員会及び資本市場における協力に関する分科会を設立、協議を実施しました。

また、多国間では、国際会議の機会等を捉え、随時意見交換を実施したほか、当庁職員が共同議長を務める金融安定理事会・アジア地域諮問グループ（FSB・RCGA）のほか、証券監督者国際機構・アジア太平洋地域委員会（IOSCO・APRC）の会合を日本国内で主催するなど、アジア地域における金融システムの諸問題・その対応策に係る情報交換や協力の促進を主導しました。

② 評価

上記のとおり、二国間金融協議や金融技術協力における他の様々な機会を捉えて、アジア諸国の金融当局との関係を強化しました。また、アジア諸国間の連携強化に積極的に寄与し、情報交換や国際的な金融規制改革の議論にアジアの声を発信していくことを主導しました。

こうした取組みは、当局間の効果的な連携や、より望ましい投資環境の整備を通じ、本邦金融機関を含む日本の企業のアジア諸国での事業展開の促進に資するものと考えています。

○アジア金融連携センター（AFPAC）の設置・運営

① 取組内容

26年4月、①アジアの金融・資本市場に係る諸課題や体系的な技術支援のあり方について検討を行い、アジアの金融インフラ整備支援に活用すること、②アジア諸国の金融規制当局との協力体制を強化することにより、本邦企業・金融機関のアジアにおける円滑な事業展開の確保に貢献すること、③アジア諸国の金融規制当局との連携を深め、国際的な金融規制改革等においてアジアの声をより効果的に発信することを主な目的として、金融庁内にアジア金融連携センター（AFPAC）を設置しました。前

述のとおり、アジア諸国に対する金融インフラ整備支援が本格化する中、「日本再興戦略」改訂 2014・中短期工程表（26 年 6 月 24 日）において、同センターを活用することが盛り込まれたことも踏まえ、同センターの円滑な運営及び活用に努めてきたところ です。

26 年 7 月以降、同センターにおいて、モンゴル、ミャンマー、タイ、ベトナムの金融当局者を順次招聘し、計 15 名の研究員・インターン生がプログラムを修了しました。具体的には、長期滞在の研究員については、滞在期間中最初の 1 ヶ月程度で、金融庁の組織・業務概要や金融規制の枠組み、検査・監督実務等に関する基本的な講義を行い、その後、各研究員のニーズや関心に応じて、庁内職員によるテーマ別研修や意見交換等を行いました。プログラムの提供にあたっては、アジア開発銀行研究所、日本銀行、証券取引所、自主規制機関等への訪問や、当該機関が開催するセミナーに参加するなど、外部機関等とも連携しました。また、26 年 10 月には、研究員の受入状況やプログラムの内容等を紹介したニュースレターを発行しました。

27 年 3 月には、カンボジア、モンゴル、ベトナムの金融当局より、新たに 6 名の研究員の受入れを開始しています。

② 評価

アジア金融連携センターに招聘した研究員との意見交換や研究員による庁内外におけるプレゼンテーション等の機会を通じ、各研究員のニーズ・関心に応じたプログラムを提供しつつ、金融庁においても、アジア諸国の金融・資本市場における具体的な課題に関する知見を蓄積し、実効的な金融技術支援に活用することができました。

また、研究員の滞在期間中、庁内及び様々な外部機関の職員等との意見交換等を通じ、アジア諸国の金融当局とのネットワークを強化し、我が国とアジアとの連携拠点としての役割を果たすことができたと考えています。研究員の帰国後も、ニュースレターの送付や庁内職員の出張等の機会に面談を行うなど、卒業生とのネットワークの維持に努めているところ、こうしたネットワークは、当局間の協力関係の維持・強化に資するほか、アジア各国が抱える課題について、これを解決するための金融規制改革に協力していく金融庁の実効的な技術支援に貢献するものと考えられます。

○アジアの新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修事業

① 取組内容

26 年 10 月、11 月及び 27 年 3 月に、アジアの途上国の銀行・証券・保険監督当局の職員を招聘し、日本の銀行・証券・保険分野のそれぞれの規制・監督制度や取組み等について、金融庁職員等による研修事業を実施しました。具体的には、下記のとおりです。

ア. 銀行監督者セミナー（26 年 10 月開催）

アジアの新興市場国 8 か国から銀行監督当局の職員 8 名を招き、「銀行監督者セミナ

一」を開催しました。このセミナーでは、日本の金融監督制度、危機管理、ストレステスト、邦銀のアジアビジネス戦略等について、金融庁職員等より講義を行いました。

イ. 証券監督者セミナー（東京セミナー）（26年11月開催）

アジアの新興市場国15か国から証券監督当局の職員21名を招き、「第17回証券監督者セミナー（東京セミナー）」を開催しました。このセミナーでは、日本の証券市場規制や最近の国際的課題について、金融庁職員等より講義を行ったほか、日本取引所グループとも連携して施設見学ツアーを設けることにより、実地における講義等も実施しました。

ウ. 保険監督者セミナー（27年3月開催）

アジアの新興市場国から10か国の保険監督当局の職員10名を招き、「第11回保険監督者セミナー」を開催しました。このセミナーでは、我が国の保険市場・保険監督制度、業界のリスク管理・アジア戦略、国際規制の動向・クロスボーダー監督、料率算出機構の役割等について、金融庁職員等より講義を行いました。

② 評価

各セミナー終了後、研修生に対してアンケート調査を実施しており、26年度のアンケート調査結果については、「業務に役立つ」「学んだ知識を具体的に活用する方向で検討中」「ニーズに合致している」などの回答を得ました。これらのセミナーについては、金融庁が継続して実施してきたものですが、毎回好評価を得ており、アジア各国の金融当局の職員能力開発に資する重要な機会となっています。

これらのセミナーは、アジア新興市場国の金融監督当局職員の能力向上や人材育成につながり、日本を含むアジアの国際的な金融システムの安定性向上に資するほか、アジア新興市場国との連携強化、ひいてはアジアにおける日本の企業や金融機関の事業展開に資するものと考えています。

○各国との経済連携協定（EPA）交渉等

① 取組内容

経済連携協定（EPA）の締結については、貿易や投資の自由化・円滑化による日本の金融機関・企業の海外進出のための環境整備などを通じて日本経済の活性化に資するものであり、特に金融サービス分野においては、日本の金融機関の関心が高い国における市場開放・規制緩和を念頭に、WTOを上回る可能な限り自由度の高い協定の締結を目指して交渉を行いました。

具体的には、評価結果を踏まえ、多数国間でWTOサービス貿易に関する一般協定（GATS）以上の自由化を実現するための新サービス貿易協定（TiSA）、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）に加え、ASEAN、EU、カナダ、豪州、モンゴル、コロンビア、トルコとの二国・地域間

EPAや日中韓FTAの締結交渉を同時並行的に推進し、このうち、豪州とは26年4月に大筋合意（同年7月に署名）、モンゴルとは26年7月に大筋合意（27年2月に署名）に至りました。金融庁として、これらの交渉に積極的に参加・貢献しました。

また、TPP交渉への参加については、TPPが日本の金融機関・企業の積極的な進出を促進し、アジア太平洋地域の成長を日本に取り込むことにつながるものであることから、日本が25年7月のマレーシア会合から交渉に参加して以降、金融庁としても積極的に参加・貢献しているところです。

② 評価

上記の取組みは、各国の金融サービス分野の自由化を進展させ、日本の金融機関・企業の事業展開を促進することで、日本経済の活性化に資するものと考えています。

5. 今後の課題

緊密な経済関係を有するアジア域内において、日本の企業や金融機関の事業展開を支援・促進するため、アジアの金融インフラ整備支援や規制緩和要望等の取組みをより一層充実させていく必要があります。また、アジア金融連携センター等を通じて、アジア諸国の金融当局との連携を一層強化していく必要があります。さらに、アジアにとどまらず、世界の経済成長を日本の経済成長に取り込む観点からは、支援対象をアジア諸国以外にも拡大し、アジア諸国をはじめとする世界の新興国との連携を強化していくことも必要です。

経済連携協定（EPA）については、各国と交渉を進め、日本にとって有益な締結を目指す必要があります。特に、TPPについては、アジアを中心とした交渉参加国に対し、金融サービス分野における外資規制の緩和を働きかけ、国益を最大限実現するよう交渉を進める必要があります。

また、締結済みのEPAについては、EPAに基づく金融作業部会を開催し、定期的な関係当局間同士の対話を通じて協定の効果的な運用を確保する必要があります。

平成26年度実績評価書

金融庁26(施策IV-3)

施策名	金融サービスの提供者に対する事業環境の整備					
施策の概要	金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保するため、規制・制度改革の推進や産業競争力強化法に基づく要望等への対応、事前確認制度の適切な運用、官民による持続的な対話の実施、金融・資本市場活性化策の検討に向けた取組みを図ることとしている。					
達成すべき目標	金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保すること					
施策の予算額・執行額等	区分		24年度	25年度	26年度	27年度
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	-	13	25	103
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	13	-	-
執行額(百万円)		-	8	-	-	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・「規制改革実施計画」(26年6月24日閣議決定) ・「『日本再興戦略』改訂2014」(26年6月24日閣議決定) 等 					

測定指標	①「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討作業	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		26年度	<p>規制改革会議において議論され、取りまとめられた「規制改革実施計画」(26年6月24日)に盛り込まれた規制・制度改革事項や、「規制改革ホットライン」に寄せられた規制改革提案等について、規制・制度改革を積極的に推進しました。</p> <p>また、産業競争力強化法に基づく「企業実証特例制度」や「グレーゾーン解消制度」に適切に対応すべく、所管省庁としての対応を迅速に行いました(商工会議所及び商工会によるプレミアム商品券発行業務等)。</p>	「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討・必要な措置の実施
測定指標	②ノーアクションレター、一般法令照会の受理から回答までの処理期間	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		26年度	<p>ノーアクションレター制度等の適切な運用を図り、26年度におけるノーアクションレター制度に関する回答実績2件については、いずれも細則に定める処理期間内での回答を実現しています。</p> <p>同じく、一般法令照会制度に関する回答実績1件についても、処理期間内での回答を実現しています。</p>	ノーアクションレター制度等を利用した法令照会への対応について、所定の処理期間の遵守を徹底するとともに、可能な限り、その短縮を図る
測定指標	③官民ラウンドテーブル及び同作業部会の開催実績	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		26年度	<p>官民が同じ目線に立って対話を行うため、官民ラウンドテーブル作業部会を計8回開催しました。</p>	官民ラウンドテーブル及び同作業部会のテーマや議論の深度等を踏まえ必要に応じ開催

測定指標	施策の進捗状況(実績)		目標	達成
			26年度	
④「金融・資本市場活性化に向けての提言」を踏まえた金融・資本市場活性化策の検討作業	25年12月にとりまとめ公表した「金融・資本市場の活性化に向けての提言」の進捗状況をフォローアップするとともに、更なる施策を検討し積極的に講じていくため、25年に引き続き、財務省と共同で「金融・資本市場活性化有識者会合」を開催し、26年6月には「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項(提言)」をとりまとめ、公表しました。		「金融・資本市場活性化策に向けての提言」を踏まえた金融・資本市場活性化策に係る施策の実施	達成

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) B「相当程度進展あり」 (判断根拠) 法令改正を含む規制・制度改革の積極的な推進や、本年度に成立した産業競争力強化法に基づく「企業実証特例制度」や「グレーゾーン解消制度」への迅速な対応(測定指標①)、事前確認制度の適切な運用による金融行政の透明性・予測可能性の向上(測定指標②)、官民による持続的な対話(測定指標③)に加え、金融・資本市場活性化有識者会合の開催及び、本年度に取りまとめられた「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項(提言)」を踏まえた金融・資本市場活性化策の検討作業(測定指標④)を通して、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境の整備を、昨年度より一層推進しました。 今後も、個々の規制改革提案への対応をはじめとするこれまでの取組を引き続き進めるとともに、金融を巡る状況の変化に対応し、我が国経済における民需主導の政庁の実現に資するために、規制・制度の在り方を不断に見直していく必要があります。 以上のことから、測定結果は「B」としました。
	施策の分析	<ul style="list-style-type: none"> ・測定指標①については、「規制改革実行計画」に盛り込まれた項目等の検討・必要な措置の実施」との目標に対し、規制・制度改革を積極的に推進したほか、産業競争力強化法に基づく「企業実証特例制度」や「グレーゾーン解消制度」に適切に対応するための体制整備を行い、所管省庁として必要な対応を迅速に行いました(商工会議所及び商工会によるプレミアム商品券発行業務等)。これらの施策については、金融を巡る状況の変化に対応して、規制・制度等の在り方を不断に見直すことにより対応したものであり、事業費等の特段の予算支出を必要とするものではありません。 ・測定指標②については、金融サービス提供者が、積極的に新しい商品の販売やサービスの提供を行える環境を確保するという目的に対し、達成手段として、法令解釈等の速やかな確認を可能とするよう配慮した対応を促進するものであり、有効かつ効率的に寄与したものと考えられます。 ・測定指標③については、官民ラウンドテーブル作業部会を計8回開催し、官民が同じ目線に立って対話を行い、その結果を報告書に取りまとめました。その報告書に盛り込まれた官民で行う新たな取組みについて、今後、着実に実行に移されていくことは、我が国金融機能の向上・活性化に向けて有効的であると考えられます。なお、官民ラウンドテーブルの会合及び作業部会は、自主的に参加を表明した機関で構成されており、謝金の支払い等の予算措置を必要としない効率的な運営が行われています。 ・測定指標④については、「金融・資本市場活性化に向けての提言」を踏まえた金融・資本市場活性化策の検討・推進」との目標に対し、昨年度より引き続き金融・資本市場活性化有識者会合を開催し、金融界をはじめとする各界の有識者との対話を推進しました。取りまとめられた提言の実現・フォローアップの実施は、我が国金融・資本市場の活性化に向けて有効的であると考えられます。
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保するため、規制・制度改革の推進や産業競争力強化法に基づく要望等への対応、事前確認制度の適切な運用、官民による持続的な対話の実施、金融・資本市場活性化策の検討に向けた取組みを図ることとしています。</p> <p>【測定指標】</p> <p>①目標を達成することができました。これらの目標達成により、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境の整備が着実に進展したものと考えられます。今後はこれまでの取組みを引き続き進めるとともに、金融を巡る状況の変化に対応しつつ、我が国経済において民需主導の経済成長の実現に向けて、規制・制度の在り方を不断に見直していくほか、引き続き「企業実証特例制度」や「グレーゾーン解消制度」に関する要望や照会に対して、迅速かつ適切な対応を行っていきます。</p> <p>②目標を達成することができました。ノーアクションレター制度等を利用した法令照会への対応については、27年度においても同様の目標を設定し、引き続き、処理期間にも配慮した取組みを行っていきます。</p> <p>③目標を達成することができました。27年度においても、金融機関等との意見交換のための会合を必要に応じ開催します。</p> <p>④目標を達成することができました。27年度も引き続き「金融・資本市場活性化に向けての提言」及び「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項(提言)」に盛り込まれた施策の速やかな実現に向けて積極的に取り組んでいくとともに、その進捗状況のフォローアップを実施します。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
-----------------	---------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料 その他の情報</p>	<p>・規制改革会議ホームページ (http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/)</p>		
<p>担当部局名</p>	<p>総務企画局政策課、総務企画局企画課、監督局総務課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成27年6月</p>

平成 26 年度実績評価書（別紙）

施策Ⅳ－3

金融サービスの提供者に対する事業環境の整備

1. 達成目標等

<p>達成目標</p>	<p>金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保すること</p>
<p>目標設定の考え方 及びその根拠</p>	<p>金融を巡る状況の変化に対応し、我が国経済における民需主導の成長の実現に資する規制・制度改革を推進すること等により、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保する必要がある。</p> <p>【根拠】</p> <p>「産業競争力の強化に関する実行計画」（26年1月24日閣議決定）、「日本再興戦略」改訂2014」（26年6月24日閣議決定）、「規制改革実施計画」（26年6月24日閣議決定）等</p>
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討作業（「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討・必要な措置の実施、26年度） ・ノーアクションレター、一般法令照会の受理から回答までの処理期間（ノーアクションレター制度等を利用した法令照会への対応について、所定の処理期間の遵守を徹底するとともに、可能な限り、その短縮を図る、26年度） ・官民ラウンドテーブル及び同作業部会の開催実績（テーマごとに金融業の現況・課題を踏まえて実施、26年度） ・「金融・資本市場活性化策に向けての提言」を踏まえた金融・資本市場活性化策の検討作業（「金融・資本市場活性化策に向けての提言」を踏まえた金融・資本市場活性化策に係る施策の実施、26年度）
<p>参考指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・規制改革ホットライン等の回答状況 ・ノーアクションレター、一般法令照会の受理件数及び回答件数 ・金融業界との意見交換会等の実施実績

2. 平成 26 年度の主な事務事業

事務事業	実施内容
①規制・制度改革等の推進	・金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業展開できる環境を整備すべく、金融サービスの提供者・利用者の声をよく把握しながら、我が国経済における民需主導の成長の実現に資する規制・制度改革等を進めていくとともに、金融を巡る状況の変化に対応した規制・制度の在り方を積極的に検討。
②事前確認制度の適切な運用	・ノーアクションレター制度等について、一層の利用を促すためにホームページ等を活用した周知を引き続き行うとともに、同制度の適切な運用を図る。
③官民による持続的な対話の実施	・我が国金融機能の向上・活性化に向けて、官民が持続的な対話を行う場である官民ラウンドテーブルを継続的に実施。
④金融・資本市場活性化策の検討	・金融と実体経済が相互に付加価値を生む好循環を実現し、我が国経済の再生に金融面から貢献するため、「金融・資本市場活性化に向けての提言」に盛り込まれた施策について、必要に応じて外部機関への調査研究の委託等も活用しつつ、その実現に向けた検討を進める。

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

4. 平成 26 年度の主な事務事業の取組内容と評価

(1) 規制・制度改革の推進

① 取組内容

金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を整備すべく、規制改革会議において議論され、取りまとめられた「規制改革実施計画」（25 年 6 月 14 日）及び「規制改革実施計画」（26 年 6 月 24 日）に盛り込まれた規制・制度改革事項や、環境や技術変化に対応した規制改革をタイムリーかつ着実に進めるため、広く国民や企業等からの提案を受け付ける目的で開設された「規制改革ホットライン」に寄せられた規制改革提案を始め、規制・制度改革を積極的に推進しました。

法改正等を伴う具体的な取組みは、下記のとおりです。

i) リスクマネー供給による起業・新規ビジネスの創出に係る規制の見直し

金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書（25 年 12 月 25 日公表）を踏まえた、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が 26 年 5 月に成立しました。同法案には、「規制改革実施計画」に盛り込まれたリスクマネー供給による起業・新規ビジネスの創出に係る規制の見直しのうち、以下の内容が盛り込まれています。

- ①投資型クラウドファンディングの制度整備
- ②新規上場時の企業情報開示の合理化
- ③新たな非上場株式の取引制度
- ④虚偽記載等に係る賠償責任の見直し
- ⑤大量保有報告制度の見直し

また、「規制改革実施計画」（25年6月14日）に盛り込まれている「総合取引所の実現に向けた取組の促進」について、総合取引所の実現に向けた規定を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（24年9月6日成立、同年9月12日公布）のうち、商品デリバティブ取引に係る行為規制に関する政令・内閣府令を整備しました（26年9月1日施行）。

ii) 保険会社が海外の金融機関等を買収した際の子会社業務範囲規制の特例の拡大

「規制改革ホットライン」に寄せられた提案を踏まえて、「保険会社が海外の金融機関等を買収した際の子会社業務範囲規制の特例の拡大」や「複数の保険会社による共同保険における契約移転手続に係る特例の導入」等を盛り込んだ「保険業法等の一部を改正する法律」が26年5月に成立しました。

また、26年1月20日に施行された産業競争力強化法において、事業者の提案に基づいて規制改革を推進するための制度として、「企業実証特例制度」（新しく事業活動を実施しようとする事業者が一定の要件を満たすことを条件として、企業単位で規制の特例措置を認める制度）及び「グレーゾーン解消制度」（新しく事業活動を実施しようとする事業者が、具体的な事業計画に則し、あらかじめ規制の適用の有無を確認できる制度）が措置されたことを受け、規制所管官庁としての対応を迅速に行いました。

主な施策として、「企業実証特例制度」においては、商工会議所及び商工会からの要望を受け、商工会議所及び商工会が発行するプレミアム付き商品券について、一定の要件に該当する場合には、資金決済に関する法律上の前払式支払手段に係る規制の適用を除外する特例措置を講ずることとする旨を、26年8月25日（商工会議所関係）及び10月20日（商工会関係）に公表しました。さらに、これらの特例措置を創設するための「産業競争力強化法施行令の一部を改正する政令」が27年3月27日に閣議決定されました。

「グレーゾーン解消制度」においては、26年度において1件の照会があり、適切に対応しました。

② 評価

26年度においては、上記①に掲げた例を始め、金融サービスの提供者の事業環境整備に資する法令改正を複数実現するなど、金融を巡る状況の変化に対応した様々な規制・制度改革を積極的に推進しました。

また、産業競争力強化法に基づく「企業実証特例制度」及び「グレーゾーン解消制度」について、当庁に寄せられた要請・照会に対して、適切な対応を行いました。

こうした取組みにより、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境の整備が着実に進展したものと考えています。

(2) 事前確認制度の適切な運用

① 取組内容

ノーアクションレター制度等について、一層の利用を促すために、引き続き、金融庁ウェブサイト等を活用した周知を行うとともに、同制度の適切な運用を図っています。

なお、26年度におけるノーアクションレター制度に関する回答実績は2件で、いずれも細則に定める処理期間内での回答を実現しており、制度創設からの累計は56件になっています。

同じく、一般法令照会制度に関する回答実績は1件で、処理期間内での回答を実現しており、制度創設からの累計は4件となっています。

② 評価

ノーアクションレター制度等については、制度創設以降全ての照会内容及び回答内容を公表するなど適切な運用をすることで、金融行政の透明性・予測可能性を高め、金融サービスの提供者が積極的に新しい商品の販売やサービスの提供を行える環境の確保に寄与したものと考えています。

(3) 官民による持続的な対話の実施

① 取組内容

金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」報告書（24年5月公表）に基づき、我が国金融機能の向上・活性化に向けて、金融業界と金融当局が同じ目線に立って課題と目標を共有するため、官民ラウンドテーブル会合で下記の2つのテーマについて、それぞれ実務家レベルの作業部会を設けて議論を行いました。（下記（ア）の検討の参考とするために、「国内の地方公共団体におけるPPP／PFIの促進に向けた調査研究」に関して委託調査を実施。）

（ア）民間資金を活用した社会資本（インフラ）整備等を促進するための金融面からの取組み

（イ）アジアの金融制度等の整備支援のための官民協働の体制強化

② 評価

26年度においては、官民が同じ目線に立って対話を行うため官民ラウンドテーブルの作業部会を計8回開催しました。その議論の結果を踏まえた官民で行う新たな取組みについて、今後、着実に実行に移されていくことで、我が国金融機能の向上・活性

化につながっていくものと考えられます。

(4) 金融・資本市場活性化策の検討

① 取組内容

25年12月にとりまとめ公表した「金融・資本市場の活性化に向けての提言」の進捗状況をフォローアップするとともに、更なる施策を検討し積極的に講じていくため、25年に引き続き、財務省と共同で「金融・資本市場活性化有識者会合」を開催し、26年6月には「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）」をとりまとめ、公表しました。

② 評価

25年12月の提言においては、2020年の姿を想定した上で、「直ちに着手・実行する施策」と「その次のステップとして取り組むべき施策」の両面からの具体的な施策を提言として得ました。さらに、26年6月に金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき更なる事項についての提言を得られたことにより、金融庁における金融・資本市場活性化の実現に向けた取組を一層推進できたものと考えています。

5. 今後の課題

① 規制・制度改革の推進

「規制改革実施計画」に盛り込まれた項目や、「規制改革ホットライン」に提案される個々の規制改革提案への対応をはじめとするこれまでの取組みを引き続き進めるとともに、金融を巡る状況の変化に対応しつつ、我が国経済において民需主導の経済成長の実現に向けて、規制・制度の在り方を不断に見直す必要があります。

また、引き続き、産業競争力強化法に基づく「企業実証特例制度」による規制緩和要望や「グレーゾーン解消制度」による照会に対して、迅速かつ適切に対応していく必要があります。

② 事前確認制度の適切な運用

ノーアクションレター制度等については、民間の金融分野における新商品・サービス創出活動に資する観点から、制度の適切な運用に努めるとともに、金融庁ウェブサイトへの掲載等を通じ、同制度及び一般的な法令解釈に係る書面照会手続の一層の周知徹底を図ることにより、明確なルールに基づく、透明かつ公正な金融行政の徹底・金融機関の予測可能性の更なる向上を図っていく必要があります。

③ 官民による持続的な対話の実施

我が国金融機能の向上・活性化に向けて、金融業界と金融当局が同じ目線に立って課題と目標を共有し、その達成に向けて「共働」していくため、官民が持続的な対話を行

うための会合（官民ラウンドテーブル等）を必要に応じ開催します。

④金融・資本市場活性化策の検討

金融・資本市場活性化については、「金融・資本市場活性化に向けての提言」及び「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）」に盛り込まれた施策の速やかな実現に向けて積極的に取り組んでいくとともに、その進捗状況のフォローアップを行っていく必要があります。

平成26年度実績評価書

金融庁26(施策IV-4)

施策名	金融行政についての情報発信の強化					
施策の概要	金融庁が決定した様々な施策や金融取引に関する注意喚起等について、国民に対して迅速かつ正確に情報発信を行うことが重要であり、大臣等による記者会見等や報道発表、金融庁ウェブサイト等による公表を通じて、積極的に情報発信を行っていく。また、金融庁の施策については、海外での関心も高く、英語による情報発信を強化していく。					
達成すべき目標	金融行政についての情報発信を強化することにより、当局としての方針や施策の意図・内容を内外の関係者に正確に伝える環境の整備を推進すること。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	-	-	-
執行額(百万円)	-	-	-	-		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標		基準値	実績値		目標値	達成
		25年度	26年度	26年度	26年度	達成
測定指標	①金融庁ウェブサイト(日本語版・英語版)へのアクセス件数	1億5,644万件	1億7,012万件		増加	達成
		496万件	523万件		増加	達成
		37,877件	37,311件		増加	未達成
		18,296人	27,791人		増加	達成

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) B(相当程度進展あり) (判断根拠) 大臣記者会見や記者向け説明、重要施策に係る政府広報及び英語での情報発信を強化した結果、新着情報メール配信サービス登録件数の目標は達成することができませんでしたが、金融庁ウェブサイト(日本語版・英語版)へのアクセス件数及び金融庁ウェブサイト(英語版)へのアクセス件数のほか、金融庁Twitterのフォロワー数は目標を達成することができました。したがって、「相当程度進展あり」と判断しました。
	施策の分析	金融行政に関する広報の充実として、様々な情報発信ツールを活用しコンテンツの充実に取り組んだ結果、金融庁ウェブサイト(日本語版・英語版)へのアクセス件数及び金融庁ウェブサイト(英語版)へのアクセス件数が増加したことから、本達成手段は全体として有効かつ効率的に寄与したものと考えられます。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 当局としての方針や施策の意図・内容を内外の関係者に正確に伝える環境を整備するため、現在の目標を維持し、引き続き、金融行政についての情報発信を強化していきます。 【測定指標】 ①目標を達成することができました。情報発信の達成度を測定する指標としては妥当であり、27年度も同様に設定し、引き続き目標の達成を目指していきます。 ②目標を達成することができました。情報発信の達成度を測定する指標としては妥当であり、27年度も同様に設定し、引き続き目標の達成を目指していきます。 ③目標を達成することができませんでした。情報発信の達成度を測定する指標としては妥当であり、27年度も同様に設定し、サービス内容を周知することにより、目標の達成を目指していきます。 ④目標を達成することができました。情報発信の達成度を測定する指標としては妥当であり、27年度も同様に設定し、引き続き目標の達成を目指していきます。

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
-----------------	---------------

政策評価を行う過程において使用した資料 その他の情報	特になし
-------------------------------	------

担当部局名	総務企画局政策課広報室、総務企画局政策課	政策評価実施時期	平成27年6月
-------	----------------------	----------	---------

平成 26 年度実績評価書（別紙）

施策Ⅳ－４

金融行政についての情報発信の強化

1. 達成目標等

達成目標	金融行政についての情報発信を強化することにより、当局としての方針や施策の意図・内容を内外の関係者に正確に伝える環境の整備を推進すること。
目標設定の考え方及びその根拠	<p>透明性・予測可能性を確保しつつ金融行政を適切に推進していく上で、当局としての方針や施策の意図・内容が内外の関係者に正確に伝わるのが重要であり、引き続き情報発信を強化していく必要がある。</p> <p>とりわけ、金融は他の分野に比べてもグローバル化が進展している分野であることから、海外に向けて情報発信の充実が必要である。</p>
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> ・金融庁ウェブサイト（日本語版・英語版）へのアクセス件数（対前年度比増加・26年度） ・金融庁ウェブサイト（英語版）へのアクセス件数（対前年度比増加・26年度） ・新着情報メール配信サービス登録件数（対前年度末比増加・26年度末） ・金融庁Twitterのフォロワー数（対前年度末比増加・26年度末）
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・報道発表件数 ・金融庁 Twitter のツイート（発信）回数

2. 平成 26 年度の主な事務事業

事務事業	実施内容
①金融行政に関する広報の充実	<p>以下のとおり、引き続き、様々なツールを通じ、金融行政についての情報発信を強化する。その際、どの対象（国内・国外のメディア・一般国民・金融機関・投資家等のいずれか）に、何を発信するかについて明確化し、それぞれに相応しい手段（大臣会見、報道発表、説明会開催、個別説明等）による情報発信を行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メディアを通じた広報に関しては、大臣による閣議後会見や、重要施策についての記者向け説明を積極的に実施する。 ・ウェブサイトを活用した広報に関しては、大臣等の記者会見録や報道発表等、掲載コンテンツの充実を図る。特に国民の関心が高い、あるいは国民に幅広い周知が必要な施策に関しては、担当課室と連携しつつ、特設サイトを設置す

	<p>る。また、必要に応じて、内閣官房内閣広報室及び内閣府大臣官房政府広報室と積極的に連携を図り、政府広報も活用した施策の周知を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外向け広報に関しては、英語による情報発信の強化として、金融庁ウェブサイト（英語版）の利便性向上や、英語で発信すべき情報等を検討した上でコンテンツの充実を図っていく。また、情報発信のタイムリー性の観点から、一週間の日本語での新着情報（報道発表）の案件名を英訳した「FSA Weekly Review」において、発表資料の概要を掲載していく。 ・Twitterの活用については、その特性（字数制限）を活かした簡明な表現による情報発信を積極的に行っていく。
--	--

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

4. 平成26年度の主な事務事業の取組内容と評価

（1）金融行政に関する広報の充実

① 取組内容

平成26年度も閣議後（毎週2回）の大臣記者会見に加えて、重要な報道発表時に実施している記者向け説明（計80回）を開催し、当庁の施策・考え方を積極的に発信・説明する機会の充実に取り組みました。

特に、国民にとって重要と考えられる施策、あるいは関心が高い施策については、金融庁ウェブサイトに特設サイトを設けたほか、政府広報も活用して施策を周知したり、注意喚起を促すなどの取組みを行いました。

具体的には、26年1月より開始されたNISA（少額投資非課税制度）については、国民の関心も高く、制度のさらなる普及・定着に向けて取り組んでいく観点から、特設サイトの設置、政府広報の活用、マスコミからの取材対応を積極的に行いました。また、詐欺的な投資勧誘等による被害の拡大防止・未然防止を図るため、内閣府大臣官房政府広報室や関係省庁とも連携を取って注意喚起を行ったほか、26年7月及び27年1月には、政務三役が地域に赴き、重要施策について説明し、現場の方々との意見交換する「車座ふるさとトーク」を実施しました。

海外に対する情報発信については、26年4月より、庁内に英語対応チームを設置し、当庁宛の海外からの問い合わせを一括で受け付ける英語ワンストップサービスを開始しました。また、英語で発信すべき情報等を検討し、例えば幹部講演など金融庁ウェブサイト（英語版）のコンテンツ充実を図ったほか、タイムリーな情報発信を目的として、一週間の日本語での新着情報（報道発表）の概要を英訳した「FSA Weekly Review」を週1回発行するとともに、重要な政策決定等については、発表資料の概要を先行し

て掲載するなどの取組みを行いました。

② 評価

26年度の報道発表件数（435件）は、25年度（417件）に比べて増加しています。26年度の金融庁ウェブサイト（日本語版・英語版）へのアクセス件数（1億7,012万件）は、25年度より8.7%増加しました。

また、23年4月より活用している「金融庁 Twitter」については、その特性（字数制限）を活かした簡明な表現による情報発信に積極的に取り組みました。情報発信すべき内容を検討するなどした結果、26年度のツイート回数（425回）は、25年度（466回）より減少したものの、26年度末のフォロワー数（27,791人）は、25年度末より51.9%増加しました。

一方で、従来よりサービス提供を行っている新着情報メール配信サービスの26年度末の登録件数（37,311件）は、25年度末より▲1.5%減少しました。

当庁の施策の周知にあたっては、金融庁ウェブサイト以外にも、必要に応じて内閣府大臣官房政府広報室と連携を図り、政府広報も活用した施策の周知を行いましたが、引き続き、関係機関と連携を図りつつ、利用者のニーズに合った広報を行っていく必要があります。

また、ワンストップサービスについては、海外の事業者、投資家等から、26年度は385件の照会に対応しました。引き続き、迅速かつ適切に対応を行っていく必要があります。

海外に対する情報発信については、「FSA Weekly Review」の発行による迅速な情報発信に取り組むとともに、重要施策・講演等について英訳に取り組んだ結果、26年度の英語での報道発表件数（61件）は、25年度（53件）より増加しています。また、26年度の金融庁ウェブサイト（英語版）へのアクセス件数（523万件）は、25年度より5.3%増加しました。

以上のとおり、26年度は英語のコンテンツの充実を図りましたが、英語による情報発信については、引き続き、日本語による公表から時間を空けることなく、できるかぎりタイムリーに発表し、金融庁ウェブサイト（英語版）に掲載できるよう努めていく必要があります。また、担当課室の協力を得ながら、英語で発信すべき情報等を検討し、コンテンツの更なる充実が図られるよう、発表資料の翻訳に取り組む必要があります。

上記を踏まえ、金融行政についての情報発信を引き続き強化していくにあたっては、国内・海外を問わず、情報発信する内容も訴求対象（情報の受け手）も様々であることから、最適な情報発信手段を考慮しながら、引き続き積極的な情報発信に取り組んでいく必要があります。

【資料1】金融庁ウェブサイト（日本語版・英語版）へのアクセス件数（単位：件）

22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
				目標値	実績値
113,362,208	117,900,057	133,670,013	156,441,740	対前年度比増加	170,117,259

（出所）総務企画局政策課広報室調

（注）利用者が、金融庁ウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/>以下のファイル）を参照した件数を集計している。

【資料2】金融庁ウェブサイト（英語版）へのアクセス件数（単位：件）

22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
				目標値	実績値
3,738,908	4,715,219	5,096,125	4,963,942	対前年度比増加	5,229,367

（出所）総務企画局政策課広報室調

（注）利用者が、金融庁ウェブサイト（英語版）（<http://www.fsa.go.jp/en/>以下のファイル）を参照した件数を集計している。

【資料3】新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）登録件数（単位：件）

22年度末	23年度末	24年度末	25年度末	26年度末	
				目標値	実績値
38,726	38,038	38,047	37,877	対前年度末比増加	37,311

（出所）総務企画局政策課広報室調

【資料4】金融庁 Twitter のフォロワー数（単位：人）

23年度末	24年度末	25年度末	26年度末	
			目標値	実績値
4,666	10,727	18,296	対前年度末比増加	27,791

（出所）総務企画局政策課広報室調

（注）金融庁 Twitter は、平成 23 年 4 月からツイート開始。

【資料5】平成26年度における金融庁の施策等に係る政府広報実績

施策名	広報媒体（実施時期）
①経営者保証に関するガイドライン	政府広報オンライン（3月）
②金融経済教育の推進	政府広報オンライン（4月） インターネットテキスト広告（4月）
③個人版私的整理ガイドライン	テレビCM（6月から3月までの間随時） ラジオCM（6月から3月までの間随時） インターネットテキスト広告（8月）
④振り込め詐欺等の未然防止啓発キャンペーン「家族みんなで防ごう！高齢者詐欺！」 （注）関係省庁：消費者庁、警察庁	テレビCM、ラジオCM、新聞広告、雑誌広告等（9月・10月・1月）
⑤多重債務者相談キャンペーン2014	新聞広告（8月） インターネットテキスト広告（9月）
⑥振り込め詐欺救済法に基づく返金手続き	インターネットテキスト広告（1月）
⑦NISA（少額投資非課税制度）	インターネットテキスト広告（2月）
⑧ヤミ金融業者に関する注意喚起	携帯端末広告（1月）

5. 今後の課題

英語でのタイムリーな情報発信、コンテンツの充実など更なる取組みを進める必要があります。

平成26年度実績評価書

金融庁26(施策IV-5)

施策名	金融リテラシー(知識・判断力)の向上のための環境整備					
施策の概要	<p>現代社会では、誰しも、ライフステージの各場面において、貯蓄・資産運用、住宅ローン、保険加入等、様々な金融商品を利用し、金融との関わりを持つことは避けられない状況です。</p> <p>こうした中、我が国の現状をみると、多重債務問題の発生や金融資産ゼロ世帯の増加等がみられ、社会人として経済的に自立し、より良い暮らしを送っていくためには、計画性のない支出は抑え、収支の改善を目指す家計管理や、死亡・疾病・火災等の不測の事態や教育・住宅取得・老後の生活等に備えた生活設計を習慣化するとともに、それぞれの生活設計に合わせて金融商品を適切に利用選択する知識・判断力を身に付けることがますます重要となってきました。</p> <p>こうした状況を受けて、国民一人ひとりが、金融リテラシーを身に付け、また、必要に応じその知識を充実する事ができる機会を提供するための環境を整備します。</p>					
達成すべき目標	金融リテラシーが向上すること					
施策の予算額・執行額等	区分		24年度	25年度	26年度	27年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	17	13	14	16
		補正予算(b)	▲0	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—	—	—
		合計(a+b+c)	17	13	—	—
執行額(百万円)		2	10	—	—	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(25年1月11日閣議決定) ・「金融・資本市場活性化に向けての提言」(金融・資本市場活性化有識者会合、25年12月13日公表) ・「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項(提言)」(金融・資本市場活性化有識者会合、26年6月12日公表) 					

測定指標	国民の金融知識の状況 生活設計策定の有無 ※金融広報中央委員会 「家計の金融行動に関する世論調査」	基準値	実績値		目標値	達成
		25年度	26年度	28年度	—	
	37.7	37.3	50	—		
	国民の金融知識の状況 金融商品の選択 ※金融広報中央委員会 「家計の金融行動に関する世論調査」	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
		<p>金融庁や関係団体から構成される金融経済教育推進会議において、「最低限身に付けるべき金融リテラシー」の内容を項目別・年齢層別に具体化・体系化した「金融リテラシー・マップ」を公表しました。</p> <p>利用者が、適切な金融知識を得て、それぞれのニーズに応じた金融商品を選択できるよう、関係団体と連携して、金融リテラシーを身に付けるためのシンポジウムや大学生を対象としたモデル講義を実施したほか、ガイドブック等を全国の高校・高専・短大・大学に配布するなど、金融経済教育の推進に取り組まれました。</p>			26年度	金融商品を選択するための金融知識の普及
	国民の金融知識の状況 金融広報中央委員会の認知度 ※金融広報中央委員会 「家計の金融行動に関する世論調査」	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
<p>金融広報中央委員会からシンポジウムの講師を招き、委員会の活動状況を周知しました。また、引き続き、委員会のウェブサイト(「知るぽると」)を、金融経済教育に関する情報のインターネットでの最初のアクセス先として、金融庁、関係団体のウェブサイトと相互にリンクを張ったほか、政府広報等を含め、様々な機会を通じて、「知るぽると」の周知を図りました。</p>			26年度	金融広報中央委員会のウェブサイト(「知るぽると」)の周知	達成	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) B(相当程度進展あり)
		<p>(判断根拠)</p> <p>「金融リテラシー・マップ」を平成26年6月に作成・公表したことにより、身に付けるべき内容が明確になり、より効果的・効率的に金融経済教育を推進することが可能になりました。また、シンポジウムや大学生を対象としたモデル講義を実施するなど、金融経済教育の推進に取り組まれました。</p> <p>その結果、今年度の測定指標の目標は全て達成となっていますが、施策の目標と照らし合わせてみると、今後も取り組むべき課題が多いことから、「B」としました。</p>

評価結果	施策の分析	<p>【必要性】 金融リテラシーの向上を通じて、国民一人ひとりが、経済的に自立し、より良い暮らしを送っていくことを可能とするとともに、健全で質の高い金融商品の提供の促進や家計金融資産の有効活用を促していくことは必要と考えています。</p> <p>【効率性】 多種多様な実施主体がいる中で、最低限身に付けるべき金融リテラシーの内容を共有して、活動に必要な予算を確保しつつ、適切な役割分担を行うことにより、より効率的・効果的な推進を図ることができると考えています。</p> <p>【有効性】 金融経済教育研究会報告書で指摘された諸課題について、関係者が連携しつつ、知恵を絞りながら、持続的に金融経済教育を効率的・効果的に推進することによって、国民の金融リテラシーの向上が図られると考えています。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 金融リテラシー向上のため、金融経済教育の推進にかかる取組みを図ることとしている。</p> <p>【測定指標】 金融に関する基礎知識や各種金融サービスの特性を理解するためには、金融リテラシーを身に付ける必要があります。そのため、金融広報中央委員会が国民の家計行動の状況を調査した「家計の金融行動に関する世論調査」を指標とすることは適切であると考えます。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
-----------------	---------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・金融研究センター「金融経済教育研究会報告書」 (http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/20130430.html) ・金融広報中央委員会「金融経済教育推進会議」 (http://www.shiruporuto.jp/teach/consumer/suishin/) ・金融広報中央委員会「金融リテラシー・マップ」 (http://www.shiruporuto.jp/teach/consumer/literacy/) ・金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」 (http://www.shiruporuto.jp/finance/chosa/kyoron_futari/)
---------------------------	---

担当部局名	総務企画局政策課	政策評価実施時期	平成27年6月
-------	----------	----------	---------

平成 26 年度実績評価書（別紙）

施策Ⅳ－５

金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備

1. 達成目標等

達成目標	金融リテラシーが向上すること
目標設定の考え方 及びその根拠	<p>金融リテラシーの向上は、以下の点から重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融取引を巡るトラブルから身を守るとともに、ローン、保険、資産運用商品等の金融商品を賢く利用することを通じて、生活の質の向上につながる。 ・ 利用者保護の実現には、当局による規制だけでは限界があり、過度な規制は、金融機関等のイノベーションを阻害するという問題もある。このため、利用者の金融商品を選別する目が確かになれば、より良い金融商品の普及も期待できる。 ・ 現在、約 1,600 兆円に上る家計金融資産の過半は現預金となっている。資産運用を行う上での基礎知識を身に付け、家計が国内外の資産（株式、債券等）への中長期・分散投資を進めることは、家計の安定的な資産形成に資するだけでなく、成長資金の供給等を通じ、デフレ脱却にも資すると考えられる。 <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者基本計画（22 年 3 月閣議決定） ・ 日本経済再生に向けた緊急経済対策（25 年 1 月 11 日閣議決定） ・ 金融経済教育研究会報告書（25 年 4 月 30 日公表） ・ 消費者教育の推進に関する基本的な方針（25 年 6 月 28 日閣議決定） ・ 金融・資本市場活性化に向けての提言（25 年 12 月 13 日公表）
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民の金融知識の状況：生活設計策定の有無 (前回調査時より向上・26 年度調査実施時点) ・ 国民の金融知識の状況：金融商品の選択 (金融商品を選択するための金融知識の普及、26 年度) ・ 国民の金融知識の状況：金融広報中央委員会の認知度 (金融広報中央委員会のウェブサイト(「知るぽると」)の周知、26 年度) <p>※ 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」</p>
参考指標	—

2. 平成 26 年度の主な事務事業

事務事業	実施内容
①金融経済教育の推進	<p>金融経済教育研究会における議論により、金融経済教育を推進するための方向性等が示されている。引き続き、金融経済教育推進会議において、無駄や隙間を生じさせないよう、関係団体が適切な役割分担を行い、全体の取組みを関係者間でフォローし、進行管理を行いながら、着実に推進していくことが重要である。</p> <p>また、銀行、証券、保険、資産運用など業界横断的な取組みの加速を行うことが重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初等中等教育から社会人、高齢者に至るまで金融リテラシーの底上げを図っていくことが極めて重要。 そのため、銀行、証券、保険、資産運用など業界団体横断的な取組みの加速を行うなど、連携の強化が必要。 ・ 関係団体が金融経済教育の推進に取り組むための共通プラットフォームとして、「最低限身に付けるべき金融リテラシー（4分野・15項目）」の内容の具体化及び年齢別に教える事項の整理・体系化した「項目別・年齢別スタンダード（マップ）」を作成。 その上で、関係団体の取組みについて、「項目別・年齢別スタンダード（マップ）」を軸に連携して行えるよう、取組み内容をマップとリンクさせた形で把握、情報共有する枠組みを構築。 ・ 大学生に対して、金融経済教育を体系的に行う必要があるため、大学の教養課程などにおいて、「項目別・年齢別スタンダード」を基に授業の実施を検討してもらうよう、大学に対する働きかけを実施。 ・ 関係団体と連携しながら、金融リテラシー向上のためのガイドブックの作成・普及の他、シンポジウムの開催、金融庁ウェブサイトを通じた情報の提供等を実施。

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

4. 平成 26 年度の主な事務事業の取組内容と評価

(1) 金融経済教育の推進

① 取組内容

ア. 「金融リテラシー・マップ」の公表

金融庁や関係団体から構成される金融経済教育推進会議において、「最低限身に付けるべき金融リテラシー」の内容を項目別・年齢層別に具体化・体系化した「金融リテラシー・マップ（以下「マップ」という。）」を26年6月に公表しました。

また、関係団体の取組みについて、マップを軸に連携して行えるよう、取組み内容をマップとリンクさせた形で把握、情報共有する枠組みを構築しました。

イ. 大学における取組み

大学生に対して、マップに基づいた授業を関係団体と連携して実施しました。さらに27年度において取組みを拡大するため、大学に対して働きかけを行いました。

ウ. 「事前相談（予防的なガイド）」の開始

金融サービス利用に伴うトラブル発生の未然防止などに向けた事前相談の提供の充実を図るため、26年5月から、「事前相談（予防的なガイド）」を開始しました。

エ. 国際シンポジウムの開催

経済協力開発機構（OECD）、アジア開発銀行研究所（ADB I）及び日本銀行との共催により、ADB I・OECD・日本 ハイレベル・グローバル・シンポジウム「金融教育を通じたより良いライフプランニングの促進」を27年1月に東京で開催しました。

オ. ガイドブック等の配布及びシンポジウムの開催等

金融取引の基礎知識をまとめたガイドブック「基礎から学べる金融ガイド」を26万部、未公開株取引等に関するトラブルについて分かりやすく解説した「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を21万部、リーフレット「最低限身に付けるべき金融リテラシー」を9万部配布しました。また、金融庁・財務局・財務事務所から高校などへ講師を派遣しました。

さらに、家計管理や生活設計の習慣化が重要であることを理解してもらうため、「金融リテラシー（知識・判断力）を身に付けるためのシンポジウム」を、関係団体と連携して、全国5箇所で開催しました（札幌、金沢、高松、熊本、福岡）。

② 評価

ア. 「金融リテラシー・マップ」の公表

マップの公表により、身に付けるべき内容が明確になり、より効果的・効率的に金融教育を推進することが可能になりました。

イ. 金融リテラシー講義（全15回）の実施

26年度においては、2大学（東京家政学院大学、慶應義塾大学法科大学院）で講義を実施しました。さらに、27年度において取組みを拡大するため、大学に対して働きかけを行いました。

ウ. 「事前相談（予防的なガイド）」の開始

26年5月23日から、金融庁金融サービス利用者相談室において「事前相談（予防的なガイド）」を開始し、27年3月31日までに2,027件の相談が寄せられました。

エ. 国際シンポジウムの開催

シンポジウムでは、OECDによる調査報告、各国における金融教育、金融包摂、金融規制等について報告や議論が行われました。また、国内外の研究者、政府関係者、教育関係者、金融機関関係者など、140名を越える参加者を得ました。

オ. ガイドブック等の配布及びシンポジウムの開催等

昨年同様、「基礎から学べる金融ガイド」、「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」及びリーフレット「最低限身に付けるべき金融リテラシー」を、必要としている高校・高専・短大・大学・地方公共団体等に提供しました。また、金融庁・財務局・財務事務所から高校などへ講師を派遣しました。

シンポジウムは、関係団体と連携して開催したほか、シンポジウム参加者へのアンケートによると、本シンポジウムについて「有意義であった」「概ね有意義であった」とする意見が94%、金融知識習得の必要性を「感じた」「どちらかといえば感じた」とする意見が96%を占めており、金融知識の普及の一助として活用されているものと考えています。

5. 今後の課題

マップの公表により、身に付けるべき内容が明確になり、より効果的・効率的に金融経済教育を推進することが可能となりました。引き続き、金融経済教育推進会議において、無駄や隙間を生じさせないよう、適切な役割分担を行い、全体の取組みを関係者間でフォローし、進行管理を行いながら、着実に金融経済教育を推進していくことが重要です。

① 連携の強化

金融経済教育は、初等中等教育から社会人、高齢者に至るまで金融リテラシーの底上げを図っていくことが極めて重要です。

そのため、銀行、証券、保険、資産運用など業界横断的な取組みの加速を行うなど、連携の強化が必要です。

② 大学における取組み

大学生に対して、金融経済教育を体系的に行う必要があるため、大学の教養課程などにおいて、マップを基に授業の実施を検討してもらうよう、大学に対して働きかけを行います。

③ ガイドブックの作成

金融庁では従前より、金融取引の基礎知識をまとめたガイドブック「基礎から学べる金融ガイド」及び未公開株取引等に関するトラブルについて分かりやすく解説した「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を配布し、金融知識の普及を図っています。

マップの作成を踏まえ、その内容を反映したガイドブックを作成します。

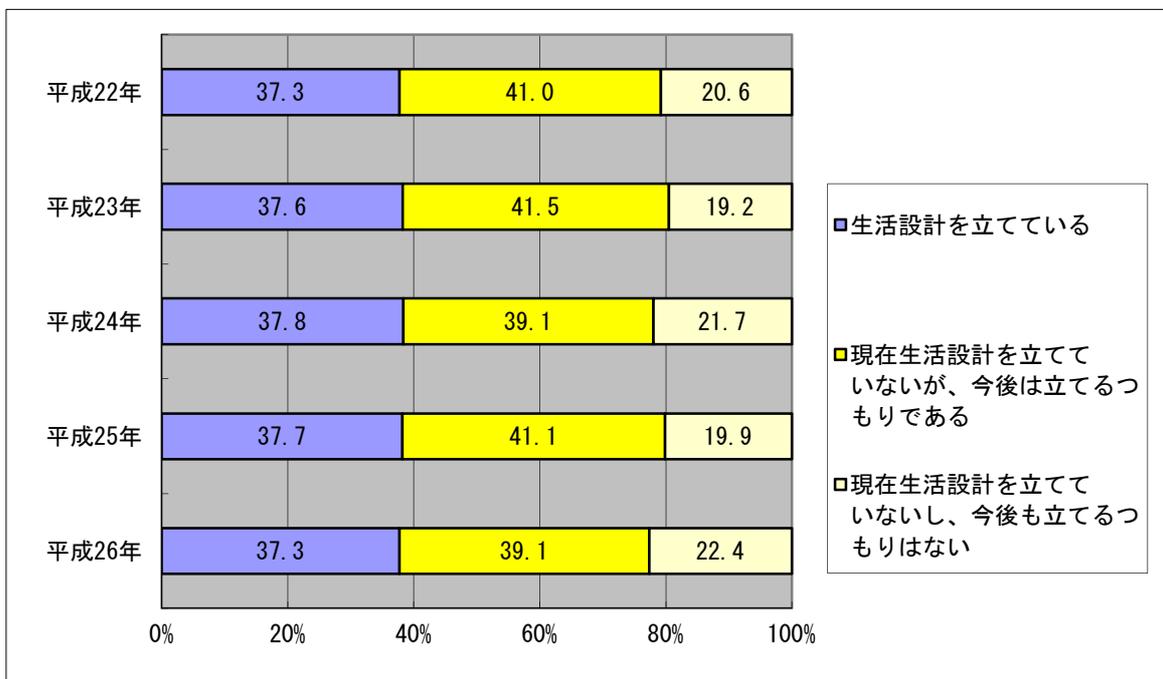
④ その他

関係団体と連携しながら、金融経済教育に関するシンポジウムの開催、家計管理と生

活設計について考える相談会の開催及び金融庁ウェブサイトを通じた情報の提供等を行います。

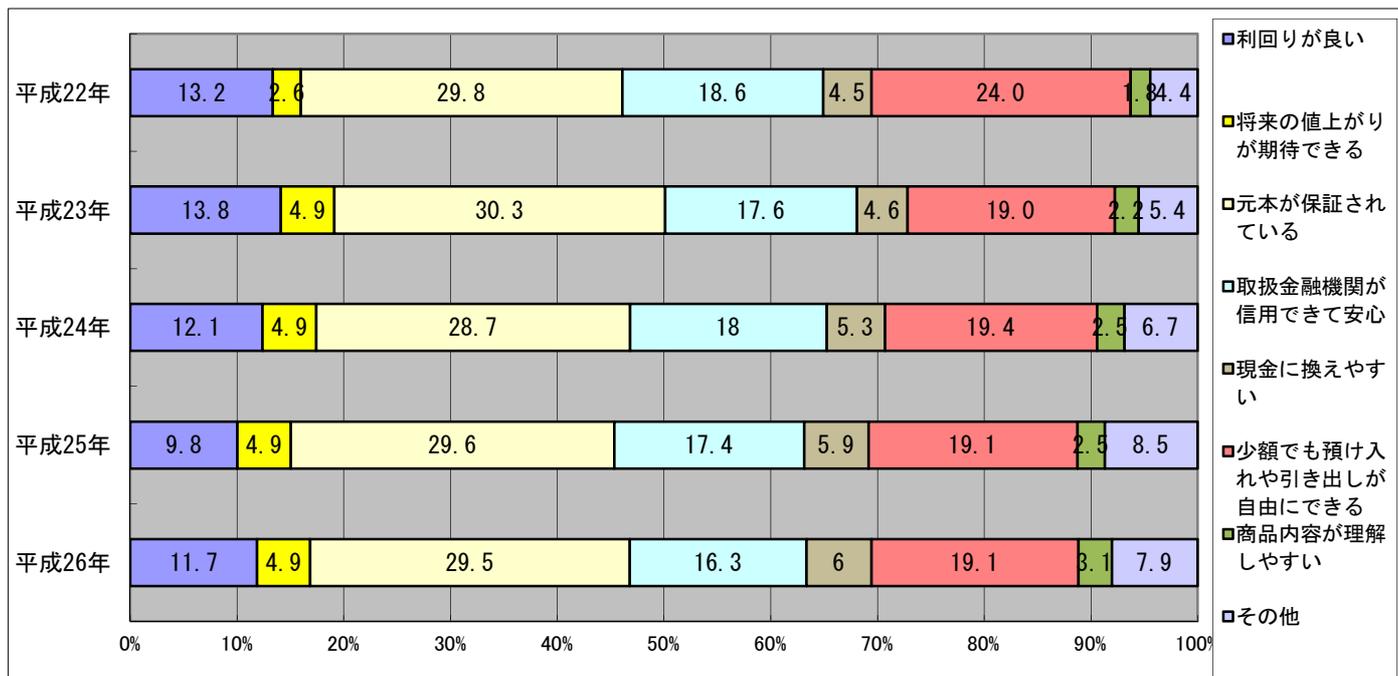
(参考) 金融広報中央委員会が実施した「家計の金融行動に関する世論調査」

【資料1 生活設計設定の有無】



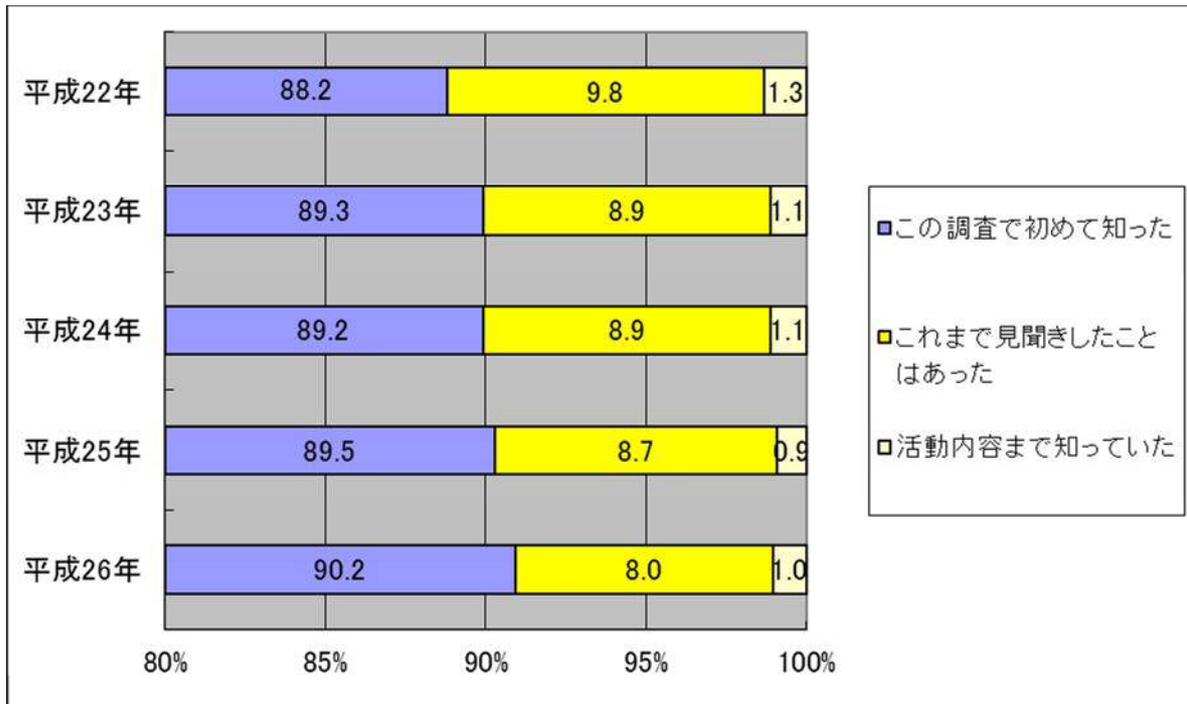
(出所) 金融広報中央委員会実施「家計の金融行動に関する世論調査」

【資料2 金融商品の選択】



(出所) 金融広報中央委員会実施「家計の金融行動に関する世論調査」

【資料3 金融広報中央委員会の認知度】



(出所) 金融広報中央委員会実施「家計の金融行動に関する世論調査」

これらの調査結果等をみると、生活設計を立てていると回答した世帯の比率は、最近5年間ほぼ横ばいであり、生活設計を立てる予定がない世帯も2割程度みられます。(資料1)

また、金融商品の選択に当たって、「元本が保証されている」及び「取扱金融機関が信用できて安心」という安全性を重視している家計が多い状況は変わりませんが、「将来の値上がり期待できる」は横ばいであるものの「利回りが良い」が増加しているため、収益性を重視する家計が増加しています。(資料2)

その他、金融広報中央委員会の認知度については、9割が「はじめて知った」と回答しています。(資料3)

これらの状況から、利用者が、適切な金融知識を習得し、それぞれのニーズに応じた金融商品を選択できるよう、引き続き金融経済教育の充実を図るほか、金融広報中央委員会のウェブサイト(「知るぼると」)を、金融経済教育に関する情報のインターネットでの最初のアクセス先として、様々な機会を通じて周知することが重要です。

平成26年度実績評価書

金融庁26(業務支援基盤の整備のための取組み1-(1))

施策名	金融行政を担う人材の確保と資質の向上					
施策の概要	高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上を図るため、組織として力を発揮できる体制に向けた取組みを推進するほか、金融行政を担う人材の確保と資質向上に係る方針に基づき、金融行政の各専門分野における計画的任用、国際対応力の強化、官民人材交流の促進及び新興国への若手職員の派遣等を着実に実行します。					
達成すべき目標	高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上を図ること					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	-	-	-
執行額(百万円)	-	-	-	-		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標	①組織として力を発揮できる体制に向けた取組み	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		職員の基本的な取組姿勢をまとめた「金融庁職員のあり方」について、定期的な人事ヒアリングで管理職から課室職員へ周知・徹底を促したほか、ポータルサイトのトップページに掲載する等、職員への浸透を図りました。	26年度	達成
		ii)「金融庁職員のあり方」の職員への浸透		
		施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		PDCAサイクルによる業務改善を行う取組みを継続して実施しました。また、26年度は一層の業務効率化を進めるため、既存業務の優先順位を踏まえ、試行的に業務の廃止・縮小等を実践する等の取組みを行いました。	26年度	達成
		他方、こうした取組みが労働生産性の向上に寄与しているか等の検証が必要であり、今後とも絶えずPDCAサイクルを回していく継続した取組みが必要と考えます。	ii)PDCAサイクルによる業務改善等の継続実施	
	②研修等の実施状況	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		26年3月に整備した「金融庁家庭・子育てとキャリアの両立を目指す職場の環境づくり推進会議」での議論も踏まえ、27年1月に「女性職員活躍と職員のワークライフバランス推進のための取組計画」を策定・公表しました。	26年度	未達成
		今後、ワークライフバランスの観点での職場環境の整備を含め、取組計画に掲げた施策を着実に実行するなど、継続的な取組みが必要と考えます。	iii)家庭・子育てとキャリアの両立を目指す職場環境の推進	
		施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		職員に専門知識を習得させ、専門的見地からの分析能力等を養成するため、また国際化する行政に対応し得る人材を育成するため、国内外の大学院への留学を行いました。26年度は30名程度を留学させることを目標としていましたが、実績は計27名(25年度26名)となりました。	26年度	未達成
		今後は、留学先の拡張等も検討し、様々な分野で専門知識・能力を持つ人材の育成を更に図っていく必要があると考えます。	国内外の大学院への留学や研修の実施等を通じて、専門性の高い人材の育成を図る	
③人材派遣等の状況	施策の進捗状況(実績)	目標	達成	
	高い専門性と幅広い視野を持った人材を育成するため、国際機関や民間企業等への派遣・出向等を行いました。26年度は50名程度を派遣・出向等させることを目標としていましたが、実績は計40名(25年度35名)となりました。	26年度	未達成	
	今後は派遣先の拡張等を検討し、外部機関等への派遣・出向等を更に推進していく必要があると考えます。	国際機関や民間企業等への派遣を通じて、職員の専門性の強化と幅広い視野を持った職員の育成を図る		
	施策の進捗状況(実績)	目標	達成	
④民間専門家の在職者数	高い専門性を有する人材を積極的に任用するとの方針に基づき、金融機関をはじめとする民間経験者や弁護士、公認会計士等の専門家の採用・登用を行いました。26年度は民間専門家の在職者数を350名程度とすることを目標としていた中、実績は計371名(25年度364名)となりました。	26年度	達成	
	今後は、現在の水準を維持していくことを目標とし、外部人材の任用・登用に積極的に取り組んでいく必要があると考えます。	高い専門性を有する人材を積極的に任用するとの方針に基づき、民間専門家を積極的に任用・登用する。		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) B(相当程度進展あり)		
	施策の分析	<p>各指標とも、これまでに整理してきた中長期的かつ包括的な枠組み・方針に基づき、26年度も継続的かつ積極的に取り組みました。その結果、組織として力を発揮できる体制に向けた取組み(測定指標①)については、一層の業務効率化に向けた取組みや女性職員の活躍とワークライフバランス推進のための取組計画を策定するなど、着実に取り組むことができましたが、今後は取組計画に掲げた施策を着実に実行するなど、職場環境の整備に向けた継続的な取組みが必要です。</p> <p>また、金融行政を担う人材の確保と資質向上に係る方針に基づく人事運用を基本に組み組んだ結果、民間専門家の在職者数(測定指標④)は目標を達成したものの、国内外での留学者数(測定指標②)や国際機関・民間企業等への派遣・出向者数(測定指標③)は目標を達成することが出来ませんでした。今後とも留学や派遣・出向先の拡張を検討し、更なる職員の専門性の向上に努める必要があると考えています。</p> <p>このように、各測定指標は目標を達成したものもありましたが、一部では未達成となったほか、中長期的に上述の施策を継続的に実施していく必要があるとともに、その効果を不断に検証し、更なる改善を図っていくなど、今後も取り組むべき課題が多いことから、「B」としました。</p>		
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 金融行政を担う人材の確保と資質の向上</p> <p>【測定指標】 27年度においても引き続き上記の測定指標①～④を設定します。 なお、測定指標①については、27年度は26年度に策定した「女性職員の活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」に基づく各施策の実施状況を測定することとします。</p>		
学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議			
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	特になし			
担当部局名	総務企画局総務課、総務企画局総務課開発研修室	政策評価実施時期	平成27年6月	

平成 26 年度実績評価書（別紙）

業務支援基盤の整備のための取組み 1－(1)

金融行政を担う人材の確保と資質の向上

1. 達成目標等

達成目標	高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上を図ること
目標設定の考え方 及びその根拠	<p>高度に専門化するとともに、経済活動・国民生活に多大な影響を与え得る金融行政に的確に対応するため、高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員を確保し、その資質の向上を図ることが必要です。</p> <p>【根拠】</p> <p style="padding-left: 20px;">ベター・レギュレーション（金融規制の質的向上）、金融・資本市場競争力強化プラン（平成 19 年 12 月 21 日）</p>
測定指標 (目標値・達成時期)	<p>① 組織として力を発揮できる体制に向けた取組み（i. 「金融庁職員のあり方」について、様々な機会を捉えて職員への浸透を図る、ii. PDCA サイクルによる業務改善の取組みを推進する、iii. 家庭・子育てとキャリアの両立を目指せる職場環境の推進、26 年度）</p> <p>② 研修等の実施状況（国内外の大学院への留学や研修の実施等を通じて、専門性の高い人材の育成を図る、26 年度）</p> <p>③ 人材派遣等の状況（国際機関や民間企業等への派遣を通じて、職員の専門性の強化と幅広い視野を持った職員の育成を図る、26 年度）</p> <p>④ 民間専門家の在職者数（高い専門性を有する人材を積極的に任用するとの方針に基づき、民間専門家を積極的に任用・登用する、26 年度）</p>
参考指標	<p>①関連</p> <p style="padding-left: 20px;">i) 「金融庁職員のあり方」の職員への浸透に向けた取組み</p> <p style="padding-left: 20px;">ii) PDCA サイクルによる業務改善の取組み</p> <p style="padding-left: 20px;">iii) 家庭・子育てとキャリアの両立を目指せる職場推進会議の開催</p>

2. 平成 26 年度の主な事務事業

事務事業	実施内容
① 高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上	・職員の基本的な取組姿勢をまとめた「金融庁職員のあり方」の職員への浸透、PDCA サイクルによる業務改善及び家庭・子育てとキャリアの両立を目指せる職場環境の推進に

	<p>ついて、継続的に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融行政を担う人材の確保と資質向上に係る方針に基づき、金融行政の各専門分野（銀行・保険・証券・市場・開示・官房）における専門的能力の向上、国際面での対応力の強化、外部からの専門的人材の確保、官民人材交流の促進等について、着実に実行する。また、引き続き新興国への若手職員の派遣の推進を図る。
--	---

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

4. 平成 26 年度の主な事務事業の取組内容と評価

(1) 高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上

① 取組内容

ア. 組織として力を発揮できる体制に向けた取組み

金融庁職員の基本的な取組姿勢をまとめた「金融庁職員のあり方」¹について、定期的な人事ヒアリングで管理職から課室職員へ周知・徹底を促したほか、庁内ポータルサイトのトップページに掲載する等、様々な機会を捉えて職員への浸透を図りました。

また、職員が高いパフォーマンスを発揮し、良い成果を挙げていくため、業務の効率化・職場環境の改善策等について各課室で議論・策定するとともに、事後的に評価し更なる改善に繋げていくPDCAサイクルによる業務改善の取組みを継続して実施しました。また、26年度は一層の業務効率化を進めるため、既存業務の優先順位を踏まえ、試行的に業務の廃止・縮小等を実践する等の取組みを行いました。

さらに、26年3月に整備した「家庭・子育てとキャリアの両立を目指せる職場の環境づくり推進会議」での議論等も踏まえ、27年1月に「女性職員活躍と職員のワークライフバランス推進のための取組計画」を策定・公表しました。

イ. 金融行政を担う人材の確保と資質向上に係る方針に基づく取組み

金融行政を担う人材の確保と資質向上について、幹部クラスで議論を行った上で整理した以下の各項目についての中長期的かつ包括的な方針に基づき、人事配置等を行いました。

(ア) 各専門分野における計画的任用

職員の専門性をより高めるため、職員の希望・適性等を勘案しつつ、各職員を

¹ 職員一人ひとりが「国全体の利益を中長期的に追求する」、「異なる世界と接し自らを大きく育てながら専門性を磨く」といったあるべき姿を自覚するとともに、誇りを持って働き、職場はそれをバックアップする存在となるよう、幹部クラスから各課室職員まで庁内各層での議論を行った上で、平成 24 年 11 月に整理したもの。

金融行政の各専門分野（銀行・保険・証券・市場・開示及び官房）に振り当てるとともに、各専門分野において特に重要なポストを洗い出し、それらのポストを中心に、各職員の専門分野及び関連分野を軸とした計画的な人事・任用を行いました。

また、能力・実績主義に基づく公平・公正な人事を推進しており、採用形態・年齢等にとらわれず、管理職への登用や課長補佐への早期登用を引き続き行いました。

（イ）民間専門家の採用・登用等

高い専門的知識を有する人材を積極的に任用するとの方針に基づき、金融機関をはじめとする民間企業経験者や弁護士・公認会計士などの専門家を、官民人事交流法や任期付職員法を活用して、年間を通じて積極的に採用しました。

また、より適切な人事配置や育成に活用するため、民間専門家の詳細なスキル等の把握に努めるとともに、中期的に金融行政に必要とされる専門知識・スキルを洗い出し、それらを担う人材の採用・育成方針について検討を行い、当該方針に基づき人事・任用を行いました。

（ウ）職員の国際面での対応力強化

金融行政を遂行していく上で、職員の国際面での対応力の向上が必要であることから、国際機関等への出向や海外の大学院への派遣を積極的かつ継続的に行うとともに、職員の国際面での対応力を更に強化するため、①海外留学経験者については、帰国後概ね5年以内を目途に国際機関等への出向を行うこととし、そのための出向先の拡大を図る、②若手職員（入庁1年目～5年目）を対象とした「英語研修（リーディングコース）」の充実、③国際会議への随行や海外セミナーへの出席などにより経験を積ませる等の取組みを引き続き実施しました。

（エ）大学院への留学等

職員に専門知識を習得させ、専門的見地からの分析能力等を有する者を養成するため、また、海外監督当局等とのコミュニケーション能力を向上させ、国際化する行政に対応し得る職員等を養成するため、国内外の大学院に職員の派遣を行っており、引き続き海外大学への客員研究員の派遣も行いました。

（オ）官民人材交流等の促進

高い専門性と幅広い視野を持った人材を育成するため、国際機関、海外監督当局、在外公館や、民間企業、地方自治体、大学への派遣・出向（以下「出向等」という。）の拡大²を図るとともに、26年度も引き続き新興国（インド、ドバイ等）へ若手職員を派遣しています。

² 【26年度の新規派遣等の実績】国際通貨基金(IMF)(派遣増員)、UK PRA(英国)、三菱商事(株)、新日鐵住金(株)、(株)NTTデータ、(株)日立製作所、日東電工(株)

また、引き続き多くの職員が専門性の習得や国際性の涵養が図られるよう、国内外の出向等先の拡張を積極的に図ることとしています。

(カ) 専門能力向上に資する研修の充実

26年度においても、各部局における業務上のニーズ等を一層研修に反映させるよう、研修内容等の検証・見直しを行い、①国際取引等調査に必要な基礎的知識及び専門的知識・スキルの付与を目的とした「国際取引等調査基礎研修」、「国際取引等調査実務研修」、②国会に関わる業務に携わる職員に対して、当該業務に関する基礎的及び実践的な知識を幅広く付与することを目的とした「国会業務に関する研修」等を新設しました。また、役職別研修（係員コース）においては、業務に必要なスキル習得の一環として、金融サービス利用者相談室に研修生を派遣し、実地により国民の声に触れる機会を設けるなど、研修内容の充実を図りました。

受講生による研修内容の評価については、全体で74コース（25年度73コース）の研修を実施し、各研修内容に関する評価を5段階評価（標準点3.0点）で測定したところ、平均評価点は4.1点（25年度4.1点）となり、前年度同様に高水準を維持しました。

② 評価

「金融庁職員のあり方」の職員への浸透、PDCAサイクルによる業務改善を行う取組み、金融行政を担う人材の確保と資質向上に係る方針に基づく取組み等のいずれについても、これまでに整理した中長期的かつ包括的な枠組み・方向性に基づく各年度の取組みを通じて、職員の資質の向上が図られてきているものと考えています。

他方、職員の資質の向上については、短期的に効果が現れるものではなく、中長期的に各施策を継続的に実施していくことが必要であるとともに、その効果を不断に検証し、更なる改善を図っていくことで、引き続き職員の資質の向上に取り組んでいく必要があると考えています。

ア. 組織としての力を発揮できる体制に向けた取組み

「金融庁職員のあり方」については、様々な機会を捉えて職員への浸透を図っています。また、PDCAサイクルによる業務改善への取組みについては、効果のあった施策について、ベストプラクティスとして庁内にフィードバックすることで共有し、全庁的な業務改善に繋がるよう取り組むとともに、26年度は一層の業務効率化のため、既存業務の優先順位を踏まえ、試行的に業務の廃止・縮小等を実践する等の取組みや、「女性職員活躍と職員のワークライフバランス推進のための取組計画」を策定・公表するなど、着実に取組みを進めてきました。

今後は、ワークライフバランス推進のための職場環境の整備や体制整備に向け、取組計画に掲げた施策を着実に実行するとともに、これまでの取組みの成果を検証

し更なる改善を図っていくため、継続的に取り組んでいく必要があると考えています。

イ. 金融行政を担う人材の確保と資質向上に係る方針に基づく取組み

金融行政を担う人材の確保と資質向上に係る方針に基づき、以下の各項目について、引き続き着実に実行していく必要があると考えています。

(ア) 各専門分野における計画的任用

職員のキャリアパスに係る希望や適性等に配慮しつつ、金融行政の各専門分野において計画的な人事配置・人材育成を行うとの方針に基づき、専門性を意識した人事・任用や、能力・実績主義に基づく公平・公正な人事を継続的に実施しています。

引き続き、各専門分野における職員の専門性向上のため、特に重要なポストを中心に、計画的な人事・任用を行っていく必要があると考えています。

(イ) 民間専門家の採用・登用等

金融の複雑化・専門化に的確に対応し、国民に信頼される金融行政を確保していくため、これまでも弁護士、公認会計士、金融実務経験者などの民間専門家の採用・登用を積極的に行うとともに、専門人材の中のコアとなる職員を計画的に育成しています。26年度は目標としていた350名超の在職者を維持しており、引き続き、こうした取組みを着実に実行していく必要があると考えています。

【資料1 民間専門家の登用状況】

(単位：人)

	26年3月1日現在	27年3月1日現在
弁 護 士	40	34
公 認 会 計 士	57	59
不 動 産 鑑 定 士	8	6
ア ク チ ュ ア リ ー	6	7
研 究 者	1	0
情 報 処 理 技 術 者	28	30
金 融 実 務 経 験 者	224	235
計	364	371

(出所) 総務企画局総務課調

(ウ) 職員の国際面での対応力強化

国際機関等への出向や海外大学院への職員の派遣を積極的に行うとともに、派遣後は、国際関連部署等に配属する等の取組みを継続して行っています。また、多くの職員に国際業務の経験を積ませるため、若手職員を中心に国際会議への随

行や海外セミナー等への出席も進めました（15人）。今後も、職員の国際面での対応力強化のため、更に出向・留学先の拡張等を検討していく必要があると考えています。

（エ）大学院への留学等

積極的に国内外の大学院に職員の派遣を行うとともに、留学後は、専攻した分野と関連性の高い部署に配属する取組みを継続して行っています。26年度は30名程度の留学を目標としていましたが、実績は27名となりました。今後は、留学先の拡張等も検討し、様々な分野で専門知識・能力を持つ人材の育成を図る必要があると考えています。

【資料2 大学院への留学等の状況】

（単位：人）

	25年度	26年度
国内大学院（法科、会計、IT、金融等）	13	8
海外大学・大学院（法科、MBA等）	13(1)	19(1)
計	26(1)	27(1)

※（ ）内は、海外大学への客員研究員の派遣者数で内数。（出所）総務企画局総務課調

（オ）官民人材交流等の促進

積極的に国際機関や民間企業等に職員を出向等させるとともに、出向等先の拡大を図っています。また、出向等の後は、出向等先の業務と関連性の高い部署に配属する取組みを継続的行っています。26年度は50名程度の出向等を目標としていましたが、実績は40名となりました。更に多くの職員が専門性の習得や国際性の涵養が図られるよう、引き続き出向等を促進していく必要があると考えています。また、新興国への若手職員の派遣についても継続的に取り組んでいく必要があると考えています。

【資料3 出向の状況】

（単位：人）

	26年3月1日現在	27年3月1日現在
国際機関、海外監督当局、在外公館等	23	25
民間企業等	8	11
地方自治体	2	2
大学教授	2	2
計	35	40

（出所）総務企画局総務課調

(カ) 研修の実施状況

研修については、各部局における業務上のニーズを一層研修に反映させるよう、引き続き研修内容の検証・見直しを行う必要があると考えています。

5. 今後の課題

(1) 今後の課題

上記4.(1)②の評価で述べたような諸課題も踏まえ、継続的かつ積極的に取り組んでいく必要があると考えています。

平成26年度実績評価書

金融庁26(業務支援基盤の整備のための取組み2-1))

施策名	学術的成果の金融行政への導入・活用					
施策の概要	的確な調査研究分析を通じて、学術的成果を適切に金融行政へ導入・活用するため、金融行政の参考となる調査研究の実施、産・官・学の連携強化に係る取組みを図ることとしている。					
達成すべき目標	的確な調査研究分析を通じて、学術的成果を適切に金融行政へ導入・活用すること					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	15	13	13	13
		補正予算(b)	▲0	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—	—	—
		合計(a+b+c)	14	13	—	—
執行額(百万円)	7	10	—	—		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標	1 金融行政の参考となる調査研究の実施 ・調査研究分析成果の作成	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		庁内の要望に基づく多岐にわたる研究テーマについて、調査研究を実施し、その結果を研究成果報告書としてウェブサイトで公表しました。(計12本) こうした取組みを通じ、金融環境に応じた行政上も意義のある有益な研究を実施しています。	26年度 調査研究分析成果を作成し、金融行政の参考となる調査研究を実施すること。	達成
	2 産・官・学の連携強化 ・コンファレンス、研究会・勉強会等の定期的な開催、 随時、必要に応じて産・官・学の交流を図る機会の設定	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		金融法制・規制の比較・分析の一環として、また、研究者、政府関係者等との連携強化を目的として、シンポジウムを2回開催しました。また、研究者と実務者等の有識者を招いて、庁内職員との勉強会等を行いました。(金融経済学勉強会9回、企業財務研究会1回、昼休み勉強会(金曜ランチオン)23回開催) こうした取組みを通じ、産・官・学の連携強化が一定程度図られたものの、平成25年度と比べると交流の機会は減少していることから、目標は未達成としています。	26年度 コンファレンス、研究会、勉強会等を開催し、産・官・学のより一層の連携強化を図ること。	未達成

評価結果	目標達成度合いの測定結果 (判断根拠)	(各行政機関共通区分) B(相当程度進展あり) 金融環境の変化に応じた調査研究分析を行っているほか、シンポジウム、勉強会・研究会を開催し、金融庁職員と外部有識者等との交流の機会を設定しており、このような取組みにより、金融行政の遂行に資する研究の実施、産・官・学の連携強化が図られています。 測定指標①については、的確な調査研究分析を通じて、学術的成果を適切に金融行政へ導入・活用していることから、目標は達成としましたが、測定指標②については、上記のとおり未達成としたことから、測定結果は「B」としました。
	施策の分析	【必要性】 金融危機の背景には、急激に高度化、複雑化、国際化が進んだ金融環境があり、また、諸外国の金融規制環境、金融監督体制が急速に変化している状況に鑑みれば、今後、こうした変化に的確に対応しつつ適切な行政運営を確保するとともに、国際的な議論に対するわが国の積極的な貢献を図るため、以前にも増して、金融行政に関わる重要分野において専門性が高く、かつ実務に役立つ調査研究の実施が必要であると考えられます。また、金融行政の専門性の向上のために、その成果の職員等への還元を図っていくことが欠かせないと考えられます。26年度においても、より一層の研究体制の強化のため、「研究」と「行政」の橋渡し役を任命するリエゾン制度を活用しています。 【効率性】 研究官等による研究結果の庁内外への公表は、基本的に金融研究センターウェブサイト上での公表を主として行っています。また、調査研究については、常勤の研究官にとどまらず、非常勤の特別研究員を活用しています。26年度においても、「特別研究員」を公募し、広く日本の国公立大学・シンクタンク等において金融に関する研究を行っている者の中から、金融研究センター(以下「センターという。))が指定する研究プロジェクトに取り組み、金融行政とアカデミズムの架け橋となる最適な人材を確保するようにしています。

評価結果	施策の分析	<p>【有効性】</p> <p>測定指標①については、的確な調査研究分析を通じて、金融行政の参考となる調査研究の実施という目標に対し、研究体制をより一層強化するため、「研究」と「行政」の橋渡し役を任命するリエゾン制度を活用しつつ、庁内の要望に基づく多岐にわたる研究テーマについて、調査研究を実施し、その結果を研究成果報告書(計12本)として公表しました。こうした取組みを通じ、実務上の課題に対する理解が促進されたことは、当庁の専門性の向上に有効であったと考えられます。</p> <p>測定指標②については、産・官・学のより一層の連携強化という目標に対し、国内外の監督当局者、研究者を招いて、シンポジウムを2回開催しました。シンポジウムでは、実務的かつ時宜を得たテーマを選定し、対外広報を充実させたこと等から、国内外の金融機関職員、監督当局者、研究者といった産・官・学の参加者を多く得て、各国の現状を踏まえ活発な議論が行われました。また、研究者と実務者等の有識者を招いて、庁内職員との勉強会等も開催しました(金融経済学勉強会9回、企業財務研究会1回、昼休み勉強会(金曜ランチョン)23回開催)。これらの取組みを通じ、金融庁として学会・実務界の最新情報に接し、研究成果や実務上の課題に対する理解が促進されたことは、当庁の専門性の向上に有効であるとともに、センターにおけるシンポジウム及び研究会・勉強会の開催によって、産・官・学の連携が強化されたと考えられます。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>的確な調査研究分析を通じて、学術的成果を適切に金融行政へ導入・活用するため、金融行政の参考となる調査研究の実施、産・官・学の連携強化に係る取組みを図ることとしている。</p> <p>【測定指標】</p> <p>①目標を達成することができました。この目標達成により、金融行政における判断にアカデミズムの知見を有効に活用できたと考えられます。今後も引き続き、庁内要望に基づく多岐にわたるテーマについて、調査研究を行います。</p> <p>②目標を未達成としました。シンポジウム、研究会・勉強会等、金融庁職員と外部有識者等の交流の機会を設定し、産・官・学の連携強化が一定程度図られたものの、その機会は平成25年度と比べると減少しています。次期目標においては、更なる産・官・学の連携強化を図るため、定期的なコンファレンス・研究会・勉強会等の開催以外にも、産・官・学の交流を図る会議等を必要に応じて随時開催します。また、定期的に開催している金融経済学勉強会及び金曜ランチョンについては、開催回数の目標を立て、新たに測定指標として追加します。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
-----------------	---------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・金融研究センターウェブ「平成26年度ディスカッションペーパー」 (http://www.fsa.go.jp/frtc/seika/seika.html) ・金融研究センターウェブ「シンポジウム(家計の金融活動と地域の中小企業金融のあり方)」 (http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/event/20141119.html) ・金融研究センターウェブ「ADB・OECD・日本 ハイレベル・グローバル・シンポジウム(金融教育を通じたより良いライフプランニングの促進)」 (http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/event/20150305.html) ・金融研究センターウェブ「研究会」 (http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/kenyukai.html) ・金融研究センターウェブ「金曜ランチョン」 (http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/luncheon.html) ・その他センター主催の会合の開催・参加者・招聘者実績
---------------------------	---

担当部局名	総務企画局政策課研究開発室	政策評価実施時期	平成27年6月
-------	---------------	----------	---------

平成 26 年度実績評価書（別紙）

業務支援基盤の整備のための取組み 2 - (1)

学術的成果の金融行政への導入・活用

1. 達成目標等

達成目標	的確な調査研究分析を通じて、学術的成果を適切に金融行政へ導入・活用すること
目標設定の考え方 及びその根拠	<p>金融情勢の変化に的確に対応しつつ、適切な行政運営を確保していくため、金融環境に対応した様々なテーマについて調査研究分析等を行い、その学術的成果を金融行政へ導入・活用して、専門的かつ客観的裏付けに基づいた金融行政の遂行を図る必要がある。</p> <p>研究会等の開催により、外部有識者の知見を金融行政へ活用するための金融行政とアカデミズムとのネットワーク構築が図られているが、今後もこのような取組みを持続的に行っていくことが必要である。</p>
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査研究分析成果の作成（調査研究分析成果を作成し、金融行政の参考となる調査研究を実施すること、26 年度） ・ コンファレンス、研究会・勉強会等の定期的な開催、随時、必要に応じて産・官・学の交流を図る機会の設定（コンファレンス、研究会、勉強会等を開催し、産・官・学のより一層の連携強化を図ること、26 年度）
参考指標	—

2. 平成 26 年度の主な事務事業

事務事業	実施内容
①金融行政の参考となる調査研究の実施	・ 金融行政における判断にアカデミズムの知見を有効に活用するため、より本質的で、重要と考えられるテーマを適切に選定し、調査研究を行う。
②産・官・学の連携強化	・ 金融に関する産・官・学の連携強化のため、産・官・学の人材交流・コンファレンス・研究会・勉強会等を開催する。その際には、調査研究と同様、金融行政における判断に参考となるような適切なテーマ設定を行う。

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

4. 平成26年度の主な事務事業の取組内容と評価

(1) 金融行政の参考となる調査研究の実施

① 取組内容

金融研究センター（以下「センター」という。）では、庁内各部局の要望に基づいた調査・研究・分析を行っています。その実施にあたっては、「研究」と「行政」の橋渡し役を任命するリエゾン制度を活用しています。

平成26年度におけるセンターでの主な調査・研究・分析には、「高頻度取引（HFT）に関する実証研究、取引高速化とプレオープニングの発注行動分析」、「レバレッジ比率規制が銀行に与える影響」等があります。前者については、TOPIX銘柄を対象に、高速取引環境がプレオープニングにおける投資家の発注行動に与える影響を検証しました。後者では、自己資本比率規制とレバレッジ比率規制が同時に銀行に課された場合の具体的な影響を、理論モデルを用いて考察しています。

② 評価

26年度の調査研究の成果は、計12本の研究成果報告書としてまとめ、ウェブサイト上にセンター・ディスカッションペーパー（以下「DP」という。）として公表しました。このように、庁内各部局の要望に基づく多岐にわたる研究テーマについて研究成果を公表できていることから、金融環境に応じた、行政上も意義のある有益な研究を実施するということについて一定の成果をあげることができたと考えられます。なお、DPについては、公表に先立ち、庁内関係者の出席を得て、研究成果報告書の発表と検討を行う研究成果報告会を開催することで、庁内へのフィードバックを行いました。

(2) 産・官・学の連携強化

① 取組内容

ア. シンポジウムの開催

諸外国の金融法制・規制の比較・分析の一環として、また、各国の研究者、政府関係者、実務家等との連携強化を目的として、望ましい金融規制・監督のあり方等をテーマに、シンポジウムを開催しています。

26年度は、26年10月に、大阪大学社会経済研究所、京都大学経済研究所、神戸大学大学院経営学研究科及びアジア開発銀行研究所との共催により、「家計の金融活動と地域の中小企業金融のあり方」を開催し、地域の中小企業金融の現状とあり方や行動経済学的アプローチからの家計の借入行動、アジアの金融資本市場の諸課題やアジアの中小企業金融について、報告・議論を行いました。

また、27年1月には、経済協力開発機構（OECD）、アジア開発銀行研究所（ADB I）及び日本銀行との共催により、「ADB I・OECD・日本 ハイレベル・グローバル・シンポジウム -金融教育を通じたより良いライフプランニングの促進

ー」を開催し、各国から政府関係者、研究者等を招き、各国における金融教育、金融包摂、金融規制等について、報告・議論を行いました。

イ. 研究会等の開催

センターの研究活動の一環として、以下のとおり、有識者等との検討を行う研究会等を開催しています。

(ア) 企業財務等に関する動向や海外情勢等についての情報交換・研究のため、有識者を講師にお招きし講演会を行う『企業財務研究会』を、庁内関係部局の職員に加えて、金融機関、企業団体、シンクタンク等所属の一般の参加者を得て開催しています。26年度は合計1回開催いたしました。

(イ) 主に中堅・若手研究者が金融に関する最先端の研究内容を発表し、また金融庁の中堅・若手職員が金融行政の実務を説明し、その両者の議論を通じて、金融行政・アカデミズムの両方に必要な新たな視点・論点を探求することを目的とする『金融経済学勉強会』を、大学等研究機関に所属する研究者及び庁内職員の参加を得て、26年度は合計9回開催いたしました。

ウ. 昼休み勉強会（金曜ランチョン）の開催

様々な分野において専門的知見を持つ外部講師を招聘し、主に金融・経済等の研究・実務の最前線に当たる内容をテーマにした勉強会を開催しています。26年度は合計23回開催いたしました。

② 評価

ア. シンポジウムの開催

学術的な内容にとどまらない実務的かつ時宜を得たトピックスをテーマとしたこともあり、国内外の金融機関職員、監督当局者、研究者といった産・官・学の参加者を多く得て、各国の現状を踏まえた活発な議論がなされました（26年10月開催の「家計の金融活動と地域の中小企業金融のあり方」には101名、27年1月開催の「A D B I・O E C D・日本 ハイレベル・グローバル・シンポジウムー金融教育を通じたより良いライフプランニングの促進ー」には145名参加。いずれも、金融庁及びセンターのプレゼンスを高め、情報発信機能強化にもつながったと考えています。また、産・官・学の連携強化が図られたと考えられます。

イ. 研究会等の開催

庁内関係部局の職員及び有識者の参加を得た上で、研究会等を開催し、有意義な双方向の議論を行うことにより、金融庁として学会・実務界の最新情報に接し、研究成果や実務上の課題に対する金融行政上の理解が促進されたと考えています。また、そこで得られた情報や議論は今後の金融行政を考える上での参考となることが期待されます。

こうした研究会等の開催により、産・官・学が交流しつつ双方向の議論を行う場

を設定したことから、産・官・学の連携強化が一定程度図られたと考えています。特に『金融経済学勉強会』では、9テーマについて、庁内職員・若手研究者等が延べ197名参加し、活発な議論が行われました。これにより、金融行政とアカデミズムとの連携が強化されたと考えられます。また、本勉強会では、行政の側からも、学界に対して金融行政上の課題のインプットを行っており、今後、研究者の認識を深め、実務に近い研究課題に関心を寄せる機会となることが期待されます。

こうした研究会等の開催により図られた産・官・学の連携強化は、当庁における外部有識者の知見の一層の活用に資するものであり、金融行政の専門性の向上につながるものと考えられます。

なお、開催回数については、25年度と比較して減少（▲6回）しており、産・官・学の交流を図る機会は減少しています。

ウ. 昼休み勉強会（金曜ランチョン）の開催

昼休み勉強会（金曜ランチョン）については、庁内職員の多数の参加者を得て合計23回開催しました。外部講師を招聘し、最先端の理論や実務経験を踏まえた講話を聞き議論する機会を設けることで、庁内職員の専門性・先見性の向上に貢献したと考えています。

5. 今後の課題

金融危機のような、かつてない金融環境の変化に的確に対応し、立ち遅れることなく適切な金融行政の運営を確保し、かつ国際的な議論に対する我が国の積極的な貢献を図っていくため、今後も将来を見通し、中長期的な金融行政の調査研究分析に取り組むよう、研究テーマを適切に選定し研究内容の質の向上を図っていく必要があります。また、今後も国際的な場等において、情報発信を強化することが重要です。更に、学術研究との架け橋となって、研究成果の庁内へのフィードバックや、関係部局・民間有識者・アカデミズムとの相互交流を行っていくことは引き続き重要であり、より一層充実させていくことで、金融行政の専門性向上に資するものと考えています。

平成26年度実績評価書

金融庁26(業務支援基盤の整備のための取組み3-1)

施策名	金融行政における情報システムの活用					
施策の概要	「世界最先端IT国家創造宣言」及び「サイバーセキュリティ戦略」等に基づき、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上に取り組むため、業務・システムの最適化を早期に実現し、業務の効率化を図るとともに、情報管理を強化するため情報セキュリティ対策の推進を図ります。					
達成すべき目標	①早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること ②情報システム調達の適正化を図ること ③情報セキュリティ対策の推進を図ること					
施策の予算額・執行額等	区分		24年度	25年度	26年度	27年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	-	-	-
執行額(百万円)		-	-	-	-	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> 「世界最先端IT国家創造宣言」(平成26年6月24日閣議決定) 「業務・システム最適化計画について」(平成26年4月1日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定) 「サイバーセキュリティ戦略」(平成25年6月10日情報セキュリティ政策会議決定) 「サイバーセキュリティ2013」(平成25年6月27日情報セキュリティ政策会議決定) 					

測定指標	①早期に最適化を実施し、業務を効率化 (ア)「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム(業務支援統合システム)」 ・経費削減額 ・業務処理時間の短縮 (1人日:職員1人あたりの1日(8時間)の作業量に相当)	基準値	実績値			目標値	達成
		20年度	25年度	26年度	-	27年度	-
		7.03億円; 21,485人日	最適化計画に基づく開発作業を実施	最適化計画に基づく開発作業を実施		4.96億円; 12,032人日	
	①早期に最適化を実施し、業務を効率化 (イ)「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)」 ・経費削減額	基準値	実績値			目標値	達成
		24年度	25年度	26年度	26年度	達成	
	7.37億円	最適化計画に基づく開発作業を実施	5.19億円				
	①早期に最適化を実施し、業務を効率化 (ウ)「金融庁行政情報化LANシステム(金融庁LAN)」 ・経費削減額 ・業務処理時間の短縮	基準値	実績値			目標値	達成
		20年度	25年度	26年度	26年度	達成	
	5.54億円; 120人日	最適化計画に基づく開発作業を実施	5.32億円; 20人日				
②情報システム調達の適正化 ・情報システムに係る政府調達案件の情報システム調達会議付議状況	基準値	実績値			目標値	達成	
	24年度	25年度	26年度	26年度	達成		
100%	100%	100%					
③情報セキュリティ対策の推進 技術的な情報セキュリティ対策を一層強化するほか、情報及び情報システムに係る情報セキュリティ水準の一層の向上を考慮した情報セキュリティ対策の推進に係る所要の整備状況	施策の進捗状況(実績)				目標	達成	
	情報セキュリティ対策のための態勢強化のほか、技術的な対策の導入による情報セキュリティ水準の向上を図った。その他、情報セキュリティに関する規則である「金融庁情報セキュリティポリシー」の改定等を実施した。				26年度 技術的な情報セキュリティ対策を一層強化するほか、情報及び情報システムに係る情報セキュリティ水準の一層の向上を考慮した情報セキュリティ対策を適切に推進するため、所要の整備(情報セキュリティポリシーの改定等)を実施する。	達成	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) A(目標達成) 「①早期に最適化を実施し、業務を効率化」することについては、EDINETで測定指標の目標値以上の効果の発現し、目標を達成したほか、金融庁LANでも概ね目標を達成しました。27年度を目標年度と設定している金融庁業務支援統合システムについては、計画どおり着実に開発作業を実施しました。また、「②情報システム調達の適正化」については、情報システムに係る政府調達案件の情報システム調達会議付議状況について、目標を達成しました。 「③情報セキュリティ対策の推進」については、体制の強化を図るなどの取組みを着実に実施しました。 これらを踏まえ、測定結果は「A」としました。	
	施策の分析	①早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること 【業務・システム最適化計画】 (ア)「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム(金融庁業務支援統合システム)」金融庁業務支援統合システムについては、作業スケジュールに基づき、予定どおり、27年3月から全面稼働を開始しました。 (イ)「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)」EDINETについては、以下のとおり最適化の効果が発現しています。 ・計費削減額:2.18億円(26年度) (ウ)「金融庁行政情報化LANシステム(金融庁LAN)」金融庁LANについては、以下のとおり最適化の効果が発現しています。 ・経費削減額:0.22億円(26年度) ・業務処理の短縮時間:100人日(26年度) 上記、(ア)～(ウ)について、26年度実施計画においては、目標の達成年度を29年度としていましたが、(ア)については平成26年度末に開発作業が完了し、27年度より事業の効果を見込むことができること、(イ)及び(ウ)については、既に最適化計画による開発作業が完了し、26年度より事業の効果が発現していることから、目標の達成年度を、(ア)については27年度、(イ)及び(ウ)については、26年度にそれぞれ前倒しいたします。また、(ア)及び(ウ)の測定指標「業務処理時間の短縮」について、目標とする短縮時間に変更はありませんが、「基準値」に最適化が実現する前の業務処理時間を、「目標値」に最適化が実現した後の業務処理時間を、それぞれ記載する内容に変更しております。 ②情報システム調達の適正化を図ること 【情報システムに係る政府調達案件の情報システム調達会議付議状況】 情報システム調達の適正化については、昨年度に引き続き、26年度における情報システムに係る全ての政府調達案件を情報システム調達会議に付議し、情報システム調達の妥当性の検証を実施しました。 ③情報セキュリティ対策の推進を図ること 26年度中に以下の取組みを実施しました。 ・情報セキュリティ対策を適切に推進する体制の整備を図ることを目的として、情報セキュリティ対策専門官を配置。 ・サイバー攻撃等に対する技術的な対策の実施。 ・26年5月に「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」が改定され、「府省庁対策基準策定のためのガイドライン」が制定されたことに伴い、金融庁情報セキュリティポリシー及び関連規則を改定。	
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 金融行政における情報システムの活用 【測定指標】 ①早期に最適化を実施し、業務を効率化 「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム(金融庁業務支援統合システム)」については、予定どおり開発作業が完了したため、今後は、安定運用及び目標どおりの効果の発現について測定指標でフォローしていきます。 なお、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)」及び「金融庁行政情報化LANシステム(金融庁LAN)」については、最適化に係る取組が完了しており、今後も26年度と同等の最適化の効果が継続して見込まれることから、次期の測定指標からは除外いたします。 また、上記に加え、「世界最先端IT国家創造宣言」の趣旨を踏まえ、次期より新たに、政府情報システム改革ロードマップに基づく、情報システムの削減数及びスタンドアロンコンピュータの削減台数、並びに、投資計画書に基づく「公認会計士試験システムの政府共通プラットフォームへの移行」に伴うシステム運用経費の削減について測定指標として設定します。 ②情報システム調達の適正化 情報システムに係る政府調達案件の情報システム調達会議付議状況については、庁内の規則に基づき、全ての政府調達案件を情報システム調達会議に付議することとされており、今後も付議率100%が見込まれることから、次期の測定指標からは除外いたします。 ③情報セキュリティ対策の推進 情報セキュリティを取り巻く環境変化に適切に対応できるよう、引き続き、情報セキュリティ対策の強化に取り組んでいきます。	
学識経験を有する者の知見の活用	・金融庁情報システム調達会議 ・政策評価に関する有識者会議		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・「2014年(平成26年)度 金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化実施評価報告書」(平成27年●月●日 金融庁行政情報化推進会議決定)【P】 ・「2014年(平成26年)度 有価証券報告書等に関する業務・システム最適化実施評価報告書」(平成27年●月●日 金融庁行政情報化推進会議決定)【P】 ・「2014年(平成26年)度 金融庁ネットワーク(共通システム)最適化実施評価報告書」(平成27年●月●日 金融庁行政情報化推進会議決定)【P】 ・「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準(平成26年度版)」(平成26年5月19日 情報セキュリティ政策会議) (http://www.nisc.go.jp/active/general/pdf/kijyun26.pdf)		
担当部局名	総務企画局総務課情報化統括室、総務企画局総務課管理室、総務企画局企業開示課、検査局総務課、監督局総務課、証券取引等監視委員会事務局総務課	政策評価実施時期	平成27年6月

平成 26 年度実績評価書（別紙）

業務支援基盤の整備のための取組み 3－(1)

金融行政における情報システムの活用

1. 達成目標等

達成目標①	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること ・ 情報システム調達の適正化を図ること
目標設定の考え方 及びその根拠	<p>「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定）において、「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされている。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定）等
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融庁では、「業務・システムの最適化計画」に基づき、主要な情報システムにおける経費の削減及び業務処理時間の短縮について、以下のとおり各測定指標の目標値及び達成時期を設定している。 (1) 「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム」（金融庁業務支援統合システム） <ul style="list-style-type: none"> <u>目標値</u>：現行の 3 システムをひとつに統合することによって、単年度で約 2.1 億円の経費の削減及び約 9,450 日の業務処理時間の短縮が見込まれる。 <u>達成時期</u>：27 年度 (2) 「有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」（EDINET） <ul style="list-style-type: none"> <u>目標値</u>：サーバ機器の削減や運用契約の見直しを行なうことによって、単年度で約 1.6 億円の削減が見込まれる。 <u>達成時期</u>：26 年度 (3) 「金融庁行政情報化 LAN システム」（金融庁 LAN） <ul style="list-style-type: none"> <u>目標値</u>：老朽化した機器等を最新の機器等へ更改することによって、単年度で約 22.5 百万円の経費の削減及び約 100 日の業務処理時間の短縮が見込まれる。 <u>達成時期</u>：26 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・ 併せて、情報システム調達の適正化についても引き続き努めていくこととしている。 (1) 情報システムに係る政府調達案件の情報システム調達会議付議状況（100%、26 年度末）
参考指標	—

達成目標②	情報セキュリティ対策の推進を図ること
目標設定の考え方 及びその根拠	「サイバーセキュリティ 2013」（平成 25 年 6 月 27 日情報セキュリティ政策会議決定）において、「情報及び情報システムに係る情報セキュリティ水準の一層の向上」があげられている。 【根拠】 ・「サイバーセキュリティ 2013」（平成 25 年 6 月 27 日情報セキュリティ政策会議決定） ・「サイバーセキュリティ戦略」（平成 25 年 6 月 10 日情報セキュリティ政策会議決定）等
測定指標 （目標値・達成時期）	・技術的な情報セキュリティ対策を一層強化するほか、情報及び情報システムに係る情報セキュリティ水準の一層の向上を考慮した情報セキュリティ対策の推進に係る所要の整備状況（技術的な情報セキュリティ対策を一層強化するほか、情報及び情報システムに係る情報セキュリティ水準の一層の向上を考慮した情報セキュリティ対策を適切に推進するため、所要の整備（情報セキュリティポリシーの改定等）を実施する・26 年度）
参考指標	—

2. 平成 26 年度の主な事務事業

事務事業	実施内容
①情報システムの効果的な活用による金融行政の高度化・効率化	「業務・システムの最適化計画」に基づき、以下の情報システムについて計画を進める。 ・金融庁業務支援統合システムについては、「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」に基づき、27 年度の全面稼働を目指し情報システムの開発等を進めていく。 ・E D I N E Tについては、今後もシステムの安定運用及び「業務・システムの最適化計画」に基づく測定指標における目標値が発現されるように努める。 ・金融庁LANについては、今後もシステムの安定運用に努めるとともに、情報セキュリティ対策の強化を図りつつ、運用経費の削減についても引き続き検討する。 ・情報システムに係る政府調達案件の情報システム調達会議付議を実施する。
②情報セキュリティ対策の推進	・技術的な情報セキュリティ対策を一層強化するほか、情報及び情報システムに係る情報セキュリティ水準の一層の向上を考慮した情報セキュリティ対策を適切に推進するため、所要の整備（情報セキュリティポリシーの改定等）を実施する。

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

4. 平成26年度の主な事務事業の取組内容と評価

(1) 情報システムの効果的な活用による金融行政の高度化・効率化

① 取組内容

以下の情報システムについて、それぞれの「業務・システムの最適化計画」に基づき、最適化を実施しました。

ア. 金融庁業務支援統合システムについては、開発作業を実施し、27年3月より全面稼動を開始しました。

イ. EDINET及び金融庁LANについては、安定運用を行いました。

情報システムに係る政府調達案件については、26年度における全ての案件を情報システム調達会議へ付議しました。

② 評価

業務・システムの最適化について、EDINETは測定指標に設定された経費削減額について、計画どおりの効果が発現しました。金融庁LANについては、業務処理時間の短縮について、目標を達成したほか、経費削減についても、セキュリティ対策関連経費等の経費が増加したものの、概ね目標を達成しました。

また、情報システム調達の適正化については、政府調達案件の全てを情報システム調達会議で審議しており、目標を達成しました。

(2) 情報セキュリティ対策の推進

① 取組内容

ア. 情報セキュリティ対策専門官を配置し、情報セキュリティ対策を推進する体制の整備を図りました。

イ. サイバー攻撃等に対する技術的な対策を導入しました。

ウ. 26年5月に情報セキュリティ政策会議において、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」が改定され、「府省庁対策基準策定のためのガイドライン」が制定されたことに伴い、当庁においても、金融庁情報セキュリティポリシー及び関連規則を改定しました。

② 評価

情報セキュリティ対策の推進については、情報セキュリティ対策を推進する体制の強化を図ったほか、サイバー攻撃等に対する技術的な対策を導入しました。また、金融庁情報セキュリティポリシー等を改定し、情報セキュリティ対策水準の向上を図るなどの取組みを実施しました。

5. 今後の課題

業務・システムの最適化については、金融庁業務支援統合システムが27年3月より全面稼動を開始し、27年度から事業の効果の発現が見込まれることから、経費の削減及び業務処理時間の短縮状況について、フォローアップする必要があります。

また、「世界最先端IT国家創造宣言」を踏まえ、当庁が所管する情報システムについても、統廃合等の見直しを進めるとともに、政府共通プラットフォームへの移行を検討していく必要があります。

情報セキュリティ対策の推進については、情報セキュリティを取り巻く環境の変化に適切に対応するため、引き続き情報セキュリティ対策の強化に取り組んでいく必要があります。

平成26年度実績評価書

金融庁26(業務支援基盤の整備のための取組み3-(2))

施策名	災害等発生時における金融行政の継続確保					
施策の概要	金融庁業務継続計画等の見直しや実践的な防災訓練を実施するとともに、関係機関との連携強化を図りつつ、同計画の実効性の検証を行うことにより、金融庁の業務継続体制の充実・強化を図る。					
達成すべき目標	金融庁の業務継続体制の充実・強化を図ること					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	-	-	-
執行額(百万円)	-	-	-	-		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・首都直下地震緊急対策推進基本計画(平成26年3月28日閣議決定) ・政府業務継続計画(首都直下地震対策)(平成26年3月28日閣議決定) ・新型インフルエンザ等対策政府行動計画(平成25年6月7日閣議決定) ・新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン(平成26年3月31日) 					

測定指標	①災害等発生時における金融行政の継続確保のための取組み	施策の進捗状況(実績)	目標値	達成
		「政府業務継続計画(首都直下地震対策)」の策定などを踏まえ、「金融庁業務継続計画(首都直下地震対応編)」の改定や、代替庁舎で業務を継続するために必要となる事項を定めたマニュアルの策定を行いました。 また、「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン」の改定などを踏まえ、「金融庁業務継続計画(新型インフルエンザ等対応編)」の改定を行いました。	26年度	達成
	②災害等発生時に備えた防災訓練	施策の進捗状況(実績)	目標値	達成
		政府防災訓練への参加に加え、業務継続計画の実効性を検証・確認するため、職員の安否確認訓練、徒歩等参集訓練及び金融庁災害対策本部の設置・運営訓練などを実施しました。また、一般社団法人全国銀行協会と連携した訓練を実施しました。 さらに、新型インフルエンザ等の国内感染期における対応について、政府対策本部運営訓練と連携して、金融庁新型インフルエンザ等対策本部幹事会の運営訓練等を実施しました。	26年度	達成

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) B(相当程度進展あり)</p> <p>(判断根拠)</p> <p>測定指標①については、「金融庁業務継続計画(首都直下地震対応編)」の改定や、代替庁舎で業務を継続するために必要となる事項を定めたマニュアルの策定を行いました。また、「金融庁業務継続計画(新型インフルエンザ等対応編)」の改定を行いました。</p> <p>測定指標②については、政府防災訓練への参加に加え、業務継続計画の実効性を検証・確認するため、職員の安否確認訓練等を行い、また、一般社団法人全国銀行協会と連携した訓練を実施し、民間金融機関等との更なる連携を図りました。さらに、新型インフルエンザ等の国内感染期における対応について、政府対策本部運営訓練と連携して、金融庁新型インフルエンザ等対策本部幹事会の運営訓練等を実施するなど、関係機関と連携して実践的な防災訓練を実施しました。</p> <p>測定指標の目標は全て達成となっていますが、施策の目標と照らし合わせると、今後も、業務継続体制の充実・強化を図るために金融庁業務継続計画の実効性を検証するなど取り組むべき課題があることから、測定結果を「B」としました。</p>
	施策の分析	<p>測定指標①については、「金融庁業務継続計画(首都直下地震対応編)」の改定や、代替庁舎で業務を継続するために必要となる事項を定めたマニュアルの策定を行いました。また、「金融庁業務継続計画(新型インフルエンザ等対応編)」の改定を行いました。</p> <p>測定指標②については、政府防災訓練への参加に加え、業務継続計画の実効性を検証・確認するため、職員の安否確認訓練等を行い、また、一般社団法人全国銀行協会と連携した訓練を実施し、民間金融機関等との更なる連携を図りました。さらに、新型インフルエンザ等の国内感染期における対応について、政府対策本部運営訓練と連携して、金融庁新型インフルエンザ等対策本部幹事会の運営訓練等を実施するなど、関係機関と連携して実践的な防災訓練を実施しました。</p> <p>これらの取組みは、金融庁の業務継続体制の充実・強化に一定の効果があったと考えています。</p>

評価結果	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 金融庁業務継続計画等を見直すとともに、政府防災訓練への参加及び庁内・関係金融機関との防災訓練についても引き続き実施します。</p> <p>【測定指標】 ①「政府業務継続計画(首都直下地震対策)」などを踏まえ金融庁業務継続計画の実効性を検証するなど見直しを実施します。 ②金融行政の継続確保の観点からの実践的な訓練を実施します。</p>
------	---------------	---

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
-----------------	---------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・金融庁業務継続計画 (http://www.fsa.go.jp/news/26/sonota/20140728-1.html) ・全国銀行協会(ニュース&トピックス) (http://www.zenginkyo.or.jp/abstract/news/detail/nid/5117/)
---------------------------	---

担当部局名	総務企画局政策課、総務企画局総務課、総務企画局総務課管理室、監督局総務課	政策評価実施時期	平成27年6月
-------	--------------------------------------	----------	---------

平成 26 年度実績評価書（別紙）

業務支援基盤の整備のための取組み 3－(2)
災害等発生時における金融行政の継続確保

1. 達成目標等

達成目標	金融庁の業務継続体制の充実・強化を図ること
目標設定の考え方 及びその根拠	<p>「首都直下地震緊急対策推進基本計画」等において、行政機能の中核を担う中央省庁には業務継続計画の策定等を通じて業務継続性の確保を図ることが求められていることを踏まえ、金融庁としても、業務継続性の確保に係る取組みを進める。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・首都直下地震対策について（最終報告）（25 年 12 月 首都直下地震対策検討ワーキンググループ） ・首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成 26 年 3 月 28 日閣議決定） ・政府業務継続計画（首都直下地震対策）（平成 26 年 3 月 28 日閣議決定）
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害等発生時における金融行政の継続確保のための取組み （政府業務継続計画の制定等を踏まえて、代替庁舎の移転対応を含めた金融庁業務継続計画の見直しを実施、26 年度中） ・災害等発生時に備えた防災訓練 （金融行政の継続確保の観点から、関係機関と連携して実践的な防災訓練を実施、26 年度中）
参考指標	—

2. 平成 26 年度の主な事務事業

事務事業	実施内容
①災害等発生時における金融行政の継続確保	<p>・首都直下地震対策特別措置法の施行や、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び政府業務継続計画の閣議決定、国土強靱化に関する諸施策の推進等に加え、当庁における最小限の非常時優先業務等への対応を実現するためのマニュアルに基づいた訓練を踏まえて、「金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）」等の見直しを実施する。</p> <p>また、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行や、新型インフルエンザ等対策政府行動計画及び新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドラインの策定を踏まえて、「金融庁業務継続計画（新型インフルエンザ対</p>

	<p>応編)」等の見直しを実施する。</p> <p>さらに、これらに関連した関係省庁連絡会議等への積極的な参加を行う。</p>
②災害等発生時に備えた防災訓練	<p>・実践的な防災訓練を実施するとともに、関係機関との連携強化を図りつつ、金融庁業務継続計画の実効性の検証を行う。</p>

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

4. 平成 26 年度の主な事務事業の取組内容と評価

(1) 災害等発生時における金融行政の継続確保

① 取組内容

「金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）」の改定や、代替庁舎で業務を継続するために必要となる事項を定めたマニュアルの策定を行いました。また、「金融庁業務継続計画（新型インフルエンザ等対応編）」の改定を行いました。さらに、これらに関連する関係省庁連絡会議等への積極的な参加を行いました。

② 評価

災害等発生時における金融行政の継続確保の取組みとして、「金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）」の改定や、代替庁舎で業務を継続するために必要となる事項を定めたマニュアルの策定を行い、また、「金融庁業務継続計画（新型インフルエンザ等対応編）」の改定を行うなど、金融庁の業務継続体制の充実・強化に一定の効果があつたと考えています。

(2) 災害等発生時に備えた防災訓練

① 取組内容

政府防災訓練への参加に加え、業務継続計画の実効性を検証・確認するため、職員の安否確認訓練、徒歩等参集訓練及び金融庁災害対策本部の設置・運営訓練などを実施しました。また、一般社団法人全国銀行協会と連携した訓練を実施しました。さらに、新型インフルエンザ等の国内感染期における対応について、政府対策本部運営訓練と連携して、金融庁新型インフルエンザ等対策本部幹事会の運営訓練等を実施しました。

② 評価

政府防災訓練への参加に加え、業務継続計画の実効性を検証・確認するため、職員の安否確認訓練等を行い、また、一般社団法人全国銀行協会と連携した訓練を実施し、

民間金融機関等との更なる連携を図りました。さらに、新型インフルエンザ等の国内感染期における対応について、政府対策本部運営訓練と連携して、金融庁新型インフルエンザ等対策本部幹事会の運営訓練等を実施しました。このように関係機関と連携して実践的な防災訓練を実施したことは、金融庁の業務継続体制の充実・強化に一定の効果があったと考えています。

5. 今後の課題

近年、地震や風水害等の自然災害のリスクが高まる中、このようなリスクが顕在化した場合においても、経済の基礎インフラである金融システムの機能を維持することは重要な課題となっています。また、昨年、首都直下地震に係る政府全体の基本計画・実施計画が策定されました。金融庁としては、それらの内容を踏まえ、更なる業務継続体制の充実・強化に取り組む必要があります。